

研究篇

第一章 加曾利 B 式土器学史抄論

大塚達朗

(1)

東京大学構内法学部 4 号館・文学部 3 号館建設地遺跡からは、加曾利 B 1 式の精製土器がやや纏まって検出された(報告篇第20~23図)。量的には少ないが、本台地に於いては調査資料はもともと希薄なのであるから、その意味で貴重な資料である。だが、加曾利 B 1 式が出土したと記述して事足りりとする訳にはいかないのである。

確認するならば、この加曾利 B 1 式は、型式設定者である山内清男博士の研究によって始め暫定的に「古い部分、中位の部分、新しい部分」(山内1939a, 1頁)と三細別されたのを、敗戦後に「1・2・3式」と三細別された、その最初の部分である(旧案〈古・中・新〉, 新案〈1・2・3〉と呼ぶことがある)。しかし、世間には違う内容の細別案が流布しているのである。

そこで、山内博士の加曾利 B 式三細別に関する土器の図示と解説のある文献の解題(山内1939a, b, 1958, 1964, 1966)を少し試みることにする。というのも、山内博士にこのような加曾利 B 式三細別に関する研究があるのに、それを無視して言及することなく、加曾利 B 式細別研究に博士が寄与したことはあまりないかの如く学史を捏造したり、あるいは、博士の加曾利 B 式研究が敗戦後も連綿となされているのにそのことを認めなかったりして、自己の研究を誇示する人がいることに対して、倫理的問題とは別に学問上での問題の所在を明確にしておく必要があると考えるからであり、彼らによって違う内容の細別案が世間に広められているからである。

小論の概要を示そう。「古い部分、中位の部分、新しい部分」という三細別とその細別型式内容を示した1939年刊行の『日本先史土器図譜』第三輯・同四輯の後、1958年刊行の『世界陶磁全集』1の土器解説に於いて、山内清男博士によって「古い部分」・「中位」(当然「新しい部分」も検討されていたであろう)の土器標本が新たに選定され、1964年の刊行の『日本原始美術』1の土器解説に於いてのB1・B2式の標本土器の掲載と関連土器の指定は一繋がりの細別研究とみなしなければならないのである。1964年提示の、B2式の標本土器の解説は、従来からの研究を踏まえて導かれた磨消縄紋の弁別という細別視点(「並行線化した磨消縄紋」の区切り手法、「つ」の字紋)からB1式、B3式との区別を配慮した標本土器を選定しているのである。即ち、『日本先史土器図譜』第三輯・同四輯以来貫かれている方針である磨消縄紋の弁別の完成がB1・2・3式三細別の要となっていると見て取れるのである。1966年に「縄紋式研究史に於ける茨城県遺跡の役割」で引用された椎塚の加曾利 B 式「完全土器」(山内1966, 第3図, 5頁)は1・2・3式各式を網羅

していると筆者は考える。

肝心なことは、博士の細別型式は、頭のなかで配列されたものではなく、すぐれて「実在」なのである。つまり、遺跡（層位・地点）を介在させて検討・検証されているのである。従って、誰にでもその細別が確認できるようになっているのである。これを科学的研究というのである。それ故に、博士の細別研究の学習が必須となるのであり、それは正しい科学的な方法を学習していることになるのである。それでは、科学的考古学を学ばないために迷路を歩む研究者を紹介しながら論を進めていきたい。

(2)

さて、三細別に於ける旧案〈古・中・新〉と新案〈1・2・3〉との関係であるが、「古い部分」が B 1 式に、「中位の部分」が B 2 式に、「新しい部分」が B 3 式に変更されたと考えるべきである。細別呼称記号上の変更との連関の検討は比較的簡単である。

第 1 図 1～5 は 1958 年に山内博士が解説した土器で 1 が「古い部分」で 2～5 が「中位の部分」の標本土器である。以下に図版解説を引用しておく（山内 1958, 290 頁）。

第 1 図 1（原著図版番号 35 下）：茨城県陸平貝塚出土「…関東後期加曾利 B 式（古い部分）の奇形土器。U 字管状の土器で、中央に平底が作りつけられ安定した器となっている。体の大部分に磨消縄文の文様がある」、同図 2（原著図版番号 37 上）：茨城県椎塚出土「…関東縄文後期加曾利 B 式（中位）の浅鉢形で底部に五つの脚のある奇形土器である。体部外面に磨消縄文がある。」、同図 3（原著図版番号 34）：茨城県椎塚出土「…縄文後期加曾利 B 式（中位）。器の中央部に張り出した肩があり、また口頸部が屹立している。部分をつぎ合わせた土器である。縄文は全く無い。肩の下部に沈線文、肩の上下限に浮線文がある。」、同図 4（原著図版番号 37 下）：東京都大森貝塚出土「…時代は縄文後期、形式は加曾利 B 式（中位）。体部から底部は球形で、口頸部が外反する。底面には四個の単位からなる磨消縄文（第二次文様帯）。この土器はモールズの発掘した土器の一つであって、『大森介墟篇』第二図版 11 図に示されている。」、同図 5（原著図版番号 35 上）：茨城県福田貝塚出土「…関東縄文後期加曾利 B 式（中位）。体の上半に三つの楕円形の穴があり、穴と穴の間は橋状をなしてうえに延び、その外面に紐を通す突起がつけられ、釣り上げられるようになっている。釣手香爐形土器の系統に属する一例である。」

そして、第 1 図 1 と第 2 図 1～4 は 1964 年に博士が解説・言及している土器である。以下に図版解説を引用しておく（山内 1964, 184 頁）。

第 1 図 1（原著図版番号 183）：茨城県陸平貝塚出土「…加曾利 B 1 式…関東加曾利 B 式（古い部分）の奇形土器。U 字管状の土器で、中央に平底が作りつけられ安定した器となっている。体の大部分に磨消縄文の文様がある。」、第 2 図 1（原著図版番号 186）：茨城県福田貝塚出土「…加曾利 B 1 式…加曾利 B 1 式の注口土器。頸部が発達し、把手が、その外面に加えられている。小型、重厚なできである。」、同図 2（原著図版番号 XV）：茨城県福田貝塚出土「…加曾利 B 2 式…

主体部には四つの大突起があり、四角形をなしている。口辺は厚く、大突起間の位に小瘤起が加えられる。外面下部に四条の横線があり、ここが参考図版119と同様の文様帯になっている。口辺の内側は肥厚し、段をなして、内側(a)に遷っている。底の部分は段をなして低くなっている(b)。焼成後塗られた赤色の文様が内側に認められる。中央底部(a)に八尖の星形が見られる。口頸部内側(a)には突起下の部分に太い(つ)の字形の文様が加えられている。中央の星形は日本石器時代には他に類のないもので、銅鼓の中央にある星形などを思い起させる。突起下の(つ)の字形の文様は同時代の土器にある磨消縄文手法等による同種の文様(適例ではないが、190体部文様)と同意義のものであろう。しかし、この例では細線による縁取りが見られる点が違っている。(以下略)、同図3(原著図版番号参考図版119):千葉県余山貝塚出土(第2図2の解説で言及される)、同図4(原著図版番号190):千葉県姥山貝塚出土(第2図2の解説で言及される)

確かに、1964年の三例の土器解説では加曽利B1・2式に関する情報は決して多くはないであろう。しかし、この記載に山内博士の意を尽した記述が窮えることを以下に指摘しておこう。

加曽利B1式の標本土器としてあげられている第1図1例と第2図1例の解説で問題にするのは、第1図1例の解説が「加曽利B1式」とあって次に「関東加曽利B式(古い部分)の奇形土器」とあることの意味である。山内博士自身の担当ではこの土器の直後にくる第2図1例が「加曽利B1式」とあって次に「加曽利B1式の注口土器」とあることと比較するならば、「加曽利B式(古い部分)」を「加曽利B1式」としたことを示したと解釈すべきである。つまり、旧案の「古い部分」を改めて「B1」としたということが示されているのである。さらに証明してみよう。気がつかなければならないことは、第1図1の双口土器は1958年と1964年に二回提示されていることである。第1図1例の「関東加曽利B式(古い部分)の奇形土器。U字管状の土器で、中央に平底が作りつけられ安定した器となっている。体の大部分に磨消縄文の文様がある」という解説は実は1958年の『世界陶磁全集』1の同土器の解説と同じなのである。引用すると、「関東後期加曽利B式(古い部分)の奇形土器。U字管状の土器で、中央に平底が作りつけられ安定した器となっている。体の大部分に磨消縄文の文様がある」と書かれており、同じ内容であることは一目瞭然である。「古い部分」をあらためてB1式としたことはこれで明らかであろう。と同時に、「中位の部分」をB2式、「新しい部分」をB3式としたことをも意味している。

(3)

他方、では、細別型式内容はどのような関係になっているのか検討する必要がある。その連関を明らかにしない限り、旧案〈古・中・新〉→新案〈1・2・3〉を論じ尽したことになるからである。『日本先史土器図譜』第三輯・同四輯→『世界陶磁全集』1→『日本原始美術』1を遡上しながら考える必要がある。

多少とも注意深く『日本先史土器図譜』第三輯・同四輯を読むならば、「古い部分」では「多く並行線化した磨消縄紋を有して居る」(山内1939a, 1頁)が、「中位の古さ」では「磨消縄紋があ

るが、並行線化したものは少くなり、性質が変わって居る」のに続けて「他に斜線を加へた特有の文様帯が一つ特徴をなして居る」ことを示し、「新しい部分」では「磨消縄紋は帯状又は弧線を中心としたものを主とするに至る」（以上、山内1939b, 1頁）と概括し、磨消縄紋を機軸にして加曾利B式の縦の変化を明らかにしているのが分かる。『日本先史土器図譜』第三輯・同四輯の重要性は、まず、「古い部分、中位の部分、新しい部分」を通しての縦の脈絡の提示である。これに見合った資料がすべて例示されているか否かとは混同してはいけない。

『図譜』に於いて山内博士は、「古い部分」の基準を茨城県廻戸貝塚調査資料（原田1931）に求め関東的規模で標本土器を選定し、「中位の部分」には千葉県遠部包含地資料（池上1937）を重視しているのである。留意すべきは、「本輯（第四輯—引内者註）は加曾利B式中位の古さのものを選んで編んだのであるが、図版の数が少いため、全体の構成を示すことが出来なかった」（山内1939b, 1頁）に留意すべきである。結論を前もって示すならば、『世界陶磁全集』1や『日本原始美術』1での博士の加曾利B式土器解説（第1図1～5, 第2図1～4）は「全体の構成を示すことが出来なかった」ための補遺となっているのである。以下それを例証することにする。

先ず、「全体の構成」にかかわる遠部包含地資料を池上（1937）文献に従って要点を記しておく。「中位の部分」として利用されている遠部の「斜線を加へた特有の文様帯」をもつ土器（図版30—1, 図版31—1, 図版32—1・2, 図版34—2, 図版35—1・2, 図版36—2, 図版39—1：池上報告では「第二類土器」）はすべて包含地からの出土である（この遺跡は貝塚と包含地に分かれる。尚、遠部包含地の土器は第一類から第五類に分類され、貝塚の土器は第六類から第七類に分類されている）。伴う「第三類土器」の一つが『図譜』第四輯、図版37に取り上げられ、山内博士が「頸部には横線が十何條加へられ、そのうち五ヶ所に蛇行する線が縦に加へられる。これは加曾利B旧型式の並行線化された磨消縄紋の名残である」（山内1936b, 3頁）と解説している。この一文が重要なのは、「並行線化された磨消縄紋」に関して「中位の古さ」は「古い部分」とどう違うかを語っている点であろう。即ち、「並行線化された磨消縄紋」がどのように区切られているか、その弁別を問題にしているのである。また、遠部包含地「第三類土器」（池上1937, Fig. 8上段中央, 11頁）には、別の区切紋があるようで、「中位の部分」の区切紋が単一ではなくさらに幾つかの種類があるのを考える上で重要であろう。そして、この地点では他に磨消縄紋土器が「第五類土器」や異形土器として纏められているが、その中に「並行線化された磨消縄紋」をもつ土器があり（第3図1・2, 5・6）、1・2にはそれを区切るように蛇行沈線紋が縦走している。さらに重要なのは大森貝塚で著明な磨消弧線紋をもつ体部ソロバン玉状の土器（第3図3）が報告されているのである。尚、「第五類土器」中に蛇行沈線紋や磨消弧線紋をもつ土器があることは、既に鈴木正博氏が注意しているようである（鈴木1980a, 241頁）。池上氏の報告中の体部ソロバン玉状の土器には気がついていないようで、土器の天地が逆になっているので、筆者の方では正しい位置で図示するように努めている（大塚1983）。さらに、遠部包含地の資料には、別の磨消縄紋が「第五類土器」や異形土器にみられるが（第3図参照）、池上（1937）報告が重要であると言及す

る安孫子氏は「第五類土器」を一切検討しない（安孫子1986, 1988）。

確認するならば、遠部包含地が重要なのは「中位の古さ」の土器が他と区別されるべく良好な纏まりを示していることである。つまり、明らかに「古い部分」に相当する土器は包含地の土器資料には見出せず、「新しい部分」に相当する土器も見出せないのである。鈴木氏がこの包含地の土器と茨城県広畑貝塚（池上1933）の土器群とを比較して、相互の資料的纏まりの差異——「中位の部分」と「新しい部分」——を論じたのは（鈴木1980b, 238頁）、正鵠を射った発言である（他方で鈴木氏は遺跡のあり方に基づかない「加曾利 B1—2 式」を捻出してしまふ。原因は後述する）。あわせて注目すべきは、この遠部遺跡の貝塚の資料である。報告では「第七類土器」とされている磨消縄紋土器の中には「古い部分」・「中位の古さ」・「新しい部分」、及び安行1式・同3式があるようである。推察するに、山内博士はこの遺跡が加曾利 B 式の分布上の本来の分布域に属することに着目し、他遺跡の資料を比較し、この遺跡内の包含地と貝塚の土器を比較・吟味し、同質の資料として包含地の土器を「中位の部分」に選択しているのであろう。ところで、山内博士は『日本先史土器図譜』第四輯で粗製土器の一例（図版33—2）を本遺跡の貝塚から選び、「新形式に属するかも知れない」（山内1939b, 2頁）と述べていることや、『日本先史土器図譜』第七輯（1940b）の安行1式の精製土器・粗製土器の大半（図版60—2, 図版64—1・3, 図版65, 図版66—2）をこの貝塚の資料から選定していることも、そのような遠部遺跡の構造（地点別資料に差異が存在する）に着目し周到な分析・検討が行われていたことの傍証となる。

あらためて「古い部分、中位の部分、新しい部分」が遺跡を介させた土器資料の吟味によって周到に論定されている点を確認しておきたい。『日本先史土器図譜』第三輯・同四輯の標本土器・標式遺跡を主体的に考古学的文脈の中で検討すれば、加曾利 B 式を「古い部分、中位の部分、新しい部分」に分けたことが、博士の言い方——「未だ明快に指示し得ないでいる」（山内1939a, 1頁）——とは別に、資料の吟味に関する周到かつ明晰な考古学的検討手順を経ていることの結果であることに納得いく筈である。

もう一つ大事なことは、「中位の部分」の「全体の構成」にかかわる土器として遠部包含地「第五類土器」や異形土器があるということであり、これらの標本土器が『日本先史土器図譜』に掲載できなかったのである。

(4)

次に、1958年の『世界陶磁全集』1の山内博士の加曾利 B 式土器の解説と1939年の『日本先史土器図譜』第三輯・同四輯の土器解説との関連を考えなければならない。

一口に言って、「中位の部分」の「全体の構成」を配慮して、遠部包含地の精製の各種磨消縄紋土器——「第五類土器」及び異形土器——を基準として関東各方面に精製の磨消縄紋土器が広域に検索され、地域的対比が意図された体裁になっている。

用いられた資料を見ると、茨城方面での体部のソロバン玉状の深鉢形土器（第1図3）と磨消

縄紋をもつ浅鉢（同2）及び釣手土器（同5）が選ばれている。それぞれ、遠部包含地の土器、第3図3，同4，同16に対比できるのは容易に判るであろう。東京方面では遠部包含地「第五類土器」に含まれる体部ソロバン玉状土器の多数出土した大森貝塚から磨消縄紋をもつ浅鉢（第1図4）を取り上げている。そっくりな土器は見出せないかもしれないが、これも遠部包含地の磨消縄紋土器を念頭に置かなければ検索出来ない土器である。明らかに、遠部包含地の「第五類土器」・異形土器等の各種磨消縄紋土器の吟味と関東地方他地域遺跡での土器検索・交差対比、分布域の検討を踏まえた上での構成になっているのである。

そこで、入組紋で有名な陸平貝塚の双口土器（第1図1）を「並行線化した磨消縄紋」の区切り手法に注目して、遠部包含地の「中位の古さ」の土器の纏まりを検討すれば「中位の古さ」の土器の纏まりにはない手法であることが容易に判明する筈である。

これは、山内博士が提示した「脈絡」から判断して、常識的な追証と思う。1958年の時点で陸平貝塚例（第2図1）が「古い部分」としてあがってきたのは、いま垣間見たような手続きを踏まえて、多様な磨消縄紋土器の土器型式上の整理と時期的弁別がより明確になっていたことの証左である。当該標本は決して「中位の部分」に所属させるべきではない「磨消縄紋の文様」をもつ例と判断されたのである。我々は『世界陶磁全集』1に新たに登場した「古い部分」・「中位の部分」を比較して関東を見渡せば、時期を異にする別の磨消縄紋土器が安定して広く存在していることがよくわかる筈である。つまり、先にも触れたが、遺跡内での違いと共に、遺跡間の比較を通して土器資料の同質性・異質性を吟味することで、陸平貝塚の双口土器が「古い部分」を構成する土器であることが論究されるのである。因みに、例えば、研究者としての能力には大きな差がありながらも（!）安孫子氏と鈴木氏は『世界陶磁全集』1での山内博士の加曾利B式土器解説を研究の対象にあげないために、鈴木氏も遺跡で確認できない細別案を提出してしまうのである。筆者は以前（大塚1983）見落としていたことを深く反省している。

（5）

1964年の『日本原始美術』1の博士の加曾利B式土器解説と1958年の『世界陶磁全集』1の博士の土器解説とはどう関係するのであろうか。それには、『世界陶磁全集』1でとりあげた土器とも違う土器がまだ遠部包含地の磨消縄紋土器群に見出せることと関係していると筆者は考えるのである。

『日本原始美術』1に掲載された、B2式の福田貝塚出土の台付皿型土器（第2図2：2a，2b，2cは人類学雑誌に掲載された実測図）の解説は短文ながら巧みに関係土器を指示している。

第一に、余山貝塚出土の大波状口縁をもつ鉢形土器（第2図3）が関係資料として言及されている。再度引用するならば、「外面下部に四条の横線があり、ここが参考図版119と同様の文様帯になっている」、とある。福田貝塚例に見られる「外面下部」の「四条の横線」と相同の紋様帯を余山貝塚例に見出しているのである。この余山貝塚例の場合、波状口縁部・波頂部下に注目する

と、「並行線化した磨消縄紋」を縦に間延びしたようなS字状沈線紋二本が上下にすこしずれながら区切っている。この区切り紋の上の方ではS字状沈線紋と対になるように小さな弧線紋が配されている（波底部下の区切り紋については小さな弧線紋が省略されている：大阪市立博物館で実見）。ここで、『日本先史土器図譜』第四輯図版37例とその解説「頸部には横線が十何條加へられ、その五ヶ所に蛇行する線が縦に加へられる。これは加曾利B旧型式の並行線化された磨消縄紋の名残である」と、遠部包含地「第三類土器」（池上1937, Fig. 8）・「第五類土器」（第3図1・2）と併せて考えるならば、加曾利B2式の「並行線化した磨消縄紋」を区切る紋様として、さらに違う紋様があげられていることに気がつかなければならないであろう。大森貝塚例（『大田区史（資料編）考古II』, 280頁）とも併せて考えると、蛇行沈線文、対弧紋、S字状沈線紋が該式の代表的区切り紋であろう。さらに、それらと、「古い部分」として指示された『日本先史土器図譜』第三輯図版21・23・24・25・26例と陸平の双口土器例（第1図1）の「並行線化した磨消縄紋」を区切る手法との違いは明確であろう。つまり、「並行線化した磨消縄紋」を区切る手法の変遷の理解が加曾利B1式と加曾利B2式の区別に連動しているのである。

次に、姥山貝塚出土の深鉢形土器（第2図4）が関係資料として挙げられている。これについても再度引用してみると、「突起下の（つ）の字形の文様は同時代の土器にある磨消縄紋手法等による同種の文様（適例ではないが、190体部文様）と同意義のものであろう」との指摘がある。要するにいままで弁別されながら取り上げられて来た磨消縄紋の他に、「つ」の字の磨消縄紋が新たに「中位の部分」—加曾利B2式の紋様として指示されたのである。さらにここでは少なくとも二つの問題が提起されていることに気がつかなければならないと思う。何故、「適例ではない」のに同時代の土器として姥山貝塚の平口縁の深鉢形土器（第2図4）が挙げられたのか。もう一つは何が「適例」なのかであろう。

先ず、何故姥山貝塚例が加曾利B2式の例で取り上げられたのかは、この土器自体の解説が戸沢充則氏によってなされ、編年の位置を「加曾利B3式」とされているからであろう（戸沢1964, 185頁）。この土器は「加曾利B3式」ではなく、加曾利B2式であることを山内博士は指摘しているのである。先程の余山貝塚例がB1式とB2式の弁別に関する視点を提出していたのに続けて、B2式とB3式との弁別に係わる視点を併せて提出していると考えられよう。「適例ではない」理由については、筆者は見掛けは似ているが別の系統の紋様〈入組紋〉だからであろうと考えるに至っている（大塚1986及び第5図参照）。

「つ」の字紋として何が適例か。これも遠部包含地の土器と関係がある。いままで検証してきたように、山内博士の考古学的思考のコンテクストから判断するならば、遠部包含地の土器の中で今まで言及されていなかった第3図15の土器——報告ではその形態について「茶器にある建水」（池上1937, 17頁）に見立てられている——の紋様が適例の一つと考えられていたのではなかろうか。換言すれば、第3図15例が持つ磨消縄紋を「つ」の字の紋様と関東で一般化できることによって遠部包含地の土器の基本的な評価、「中位の部分」=B2式の典型性の確認が完了したと受

け取るべきと筆者は考える。遠部包含地の土器がいかに重要な位置を占めていたかよくわかるであろう。さらにその上に、別紋様の土器として姥山貝塚例（第2図4）が論究されていると見るべきであろう。以上の追証は大塚（1986）文献及び第5図参照。

要するに、福田貝塚出土の加曾利B2式台付皿形土器解説には、加曾利B2式と加曾利B1式とはどう区別するのか、加曾利B3式はどう捉えるべきかが、短い文章ながら盛り込まれていると筆者はひそかに考えている（大塚1986）。しかし、例えば安孫子氏や鈴木氏には気にならないらしい。だが、我々はこの短文から、加曾利B式三細別〔旧案〈古・中・新〉→新案〈1・2・3〉〕という過程が、遺跡を見据えた上で、有意な土器の纏まりに対して型式内容の典型性を抽出する山内博士の一繋がり analytical 洞察を看取しなければならないであろう。そして、そのようなプロセスを踏まえることによって細別型式が「實在し、動かし得ない筈のもの」（山内1939, 註19, 40頁）となっていることが分かるであろう。加曾利B式細別型式が遺跡での土器の存り方、他遺跡との比較等々から「實在」として制定されているのである。つまり、「架空」ではないのである。原理的に「實在」するものを扱わない限り、科学にはならないのである。

以上の山内博士の研究を踏まえるならば、1966年に加曾利B式の「完全土器」として椎塚の土器を引用しているのは（山内1966, 第3図, 5頁）、当然、B1・B2・B3各式を網羅していると思われるであろう。これは筆者の深読みではないと思われる。

(6)

ところで、第2図1例は、今まで見てきた資料の選択とまた別の意味が込められているようである。筆者には、「實在」vs「架空」問題を暗に語っているように思えてならない。

というのも、この土器は1950年に芹沢長介氏が『古代土器標本解説書 第二集後期・晩期縄文式文化』で加曾利B式をローマ数字表記のI・II・III（「最初の段階」・「中頃」・「最後の段階」：芹沢1950, 8～9頁）と細分した時の「加曾利BI式」の標本土器（第4図上2）として挙げられていた。そのような経緯を持つこの土器を山内博士は加曾利B1式としたのである。従って、その意味ははっきりしていよう。B1式は芹沢氏流の細別の最初に位置するのではなく、山内博士自身の加曾利B式細別の最初に相当するとの謂であることが推察できる。山内博士が自己の案と芹沢氏案との対比を意図したのは明瞭であろう。そして、対比の理由は明確である。何故ならば、芹沢氏の細別が「架空」であって「實在」しないからである。具体的には、芹沢氏が遺跡での土器の在り方、遺跡間での土器の類似・違い等々を無視した型式細分と標本土器の選定をしているからである。芹沢氏の細別案を抜粋して第4図上に掲げてみたが（土器の左側の番号は原著図版番号）、芹沢氏の「加曾利BI式」（第4図上1～3）・「加曾利BII式」（第4図上4・5）・「加曾利BIII式」（第4図上6・7）としている土器が、そのような組み合わせが他と区別されるように纏まっている遺跡が存在するとは思えない。例えば、廻戸貝塚資料、遠部包含地資料、広畑貝塚資料が明確に芹沢細別案を否定しているのである。芹沢氏が「加曾利BI式」とする波

状口縁深鉢形土器（第4図上3）は加曾利B3式で、「加曾利BⅡ式」とする波状口縁深鉢形土器（第4図上5）は加曾利B3式あるいはそれ以後かもしれない土器で、「加曾利BⅢ式」とする注口土器（第4図上6）は「つ」の字紋をもつ加曾利B2式である。

しかし、信じられないことであるが、この芹沢氏の加曾利B式細別案はその後も部分的に修正・改訂を受けながら継承されていくのである。いずれ詳述するが、簡単に触れると、吉田 格氏が芹沢氏の「加曾利BⅠ式」を大きく修正するのである（吉田1952）。先ず、波状口縁深鉢形土器（第4図上3）を削除するようである。だが、他方、山内博士の堀之内2式の一部（『日本先史土器図譜』第六輯図版58—2）を「加曾利BⅠ式」に繰り込み（吉田1952, 第40図, 75頁参照）、注口土器（第2図1＝第4図上2）の他に紋様を異にする注口土器の例（椎塚出土）が一つ加えられている。吉田「加曾利BⅠ式」は堀之内2式の一部が繰り込まれてしまうのである。これも問題である。氏の「加曾利BⅡ式」、「加曾利BⅢ式」の骨子は芹沢案を受け継いでいるようである。これらは不思議としか言い様がないが、両氏の研究は各方面に影響を与えるようである。1964年の『日本原始美術』1に於ける山内博士以外の人々の加曾利B式の解説はその影響下にあるのではなかろうか。この本の中で戸沢氏が第2図4例を「加曾利B3式」としたのも、芹沢氏に始まる細別案が関係しているのである。具体的には、第4図上5例が「加曾利BⅡ式」とされていることが関係すると推察している。また、1965年に刊行された『日本の考古学』に於ける岡本 勇、戸沢充則両氏による加曾利B式解説では、堀之内2式が「加曾利BⅠ式」になっており、加曾利B2式（第2図4）は「加曾利BⅢ式」になっている（岡本・戸沢1965, 図41, 121頁参照）。正に芹沢・吉田両氏の研究の影響下のものである。その後、1969年刊行の『新版考古学講座』3で岡本氏が一人で加曾利B式の解説をするが、ここでは全面的に芹沢氏の細別案に依存して書かれている（岡本1969, 第1図, 221頁参照）。読書諸賢も以上の文献に目を通してもらいたい。不思議なことに山内博士の「實在」する加曾利B式細別は一切考慮されずに、遺跡で検証できない、即ち「架空」の細別案が継承されている様がよくわかるであろう。

そして、1970年代以降、安孫子昭二氏が芹沢・吉田両氏の研究を一身に引き受け、現在に至っているようである。本来ならば、この流れとは別に山内博士の細別研究を『日本先史土器図譜』にのみ限定して「加曾利B1—2式」という「實在」しない細別案を捻出する鈴木正博氏の研究にさらに言及する必要があるが、これも錯綜した内容のため別に扱うことにして、これ以上触れない。安孫子氏の場合はかなり手の込んだ作為がふんだんに盛り込まれているので、紙数の都合からエッセンスだけを紹介しよう。先ず、山内博士の研究を無視して加曾利B1式（第1図1）を「加曾利B2式」に編入する。他方、「加曾利B2式」・「加曾利B3式」は芹沢案に倣うのである（安孫子1981）。それが、よく分かるように第4図下に安孫子氏の案を示しておいた（土器の左側の番号は原著図版番号）。第4図の上段と下段を比較すれば明らかなように、芹沢「加曾利BⅡ式」・「加曾利BⅢ式」に対して違う遺跡の土器の実測図を入れ換えただけなのが、安孫子「加曾利B2式」・「加曾利B3式」なのである。但し、第4図上6と同下3は椎塚出土の注口土器で同

じ土器であろうか。安孫子氏の図の引用は、1927年に刊行された中谷治字二郎『注口土器ノ分類ト其ノ地理的分類』から直接転載したものであろう。要するに、安孫子氏は「つ」の字紋をもつ加曾利 B 2 式注口土器（第 4 図下 3）を「加曾利 B 3 式」に、加曾利 B 3 式である貝の花貝塚の深鉢形土器（第 4 図下 2）を「加曾利 B 2 式」に移しているのである。又、安孫子氏の「加曾利 B 1 式」はどういう訳か、吉田氏のように堀之内 2 式を「加曾利 B 1 式」に編入したり（安孫子 1978, 図 3, 177 頁, 1986, 第 9 図, 112 頁参照）、堀之内 2 式を「加曾利 B 1 式」に含めなかったりしながら（安孫子 1981, 146~147 頁, 1988, 第 1 図, 4 頁参照）、どうもその二案をつかい分けているようである。いずれにせよ、氏は芹沢氏や吉田氏のローマ数字表記の細別案の系譜に連なるのは明確なのに、1981 年以降は、細別型式の表記法はローマ数字表記から山内博士のアラビア数字表記に変わっているのである。氏の細別案も山内博士の研究とは全く関係ない案で、実在しない「架空」のものにすぎないが、それに固執しつつ、芹沢氏の研究（芹沢 1950）・吉田氏の研究（吉田 1952）を典拠にあげず、アラビア数字表記に転身する理由は計り知れない。しかし、これを安孫子氏個人の問題として取り扱うだけではいけない。「架空」にすぎない細別案は氏の研究以前に既に存在していたのであるから。何よりも、山内博士が具現した科学的考古学を学習することを忌避してきた日本考古学界に反省を迫らなければなるまい。

このように見てくると、学問の体系として山内博士の加曾利 B 式三細別研究を学ばなければならぬのはこれ以上多言を必要としない。あわせて、加曾利 B 式「架空」細別案というべき研究が流布していることを鮮明にし得たであろう。何故このような事態が進行してしまったのか、当然疑問にすべきであるが、原因は明らかである。科学的考古学の学習を忌避した戦間期の考古学者の動向が「架空」細別案につらなる混乱の元凶であり（柳澤清一氏の先駆的研究を参照：柳澤 1985, 1986）、ローマ数字細別案（及びそれをアラビア数字に転写したもの）に代表される「架空」細別案の問題は根が深いようである。

謝辞 余山貝塚出土加曾利 B 2 式土器（第 2 図 3）は大阪市立博物館のご厚意で熟覧の機会を得た。その際、前田洋子氏から多くのご教示を頂戴した。また、〈方法としての学史〉について飯塚博和・鈴木徳男・毒島正明・柳澤清一各氏からご教示を頂いた。明記して謝辞とする。

(1988. 3. 20 稿了 / 1989. 3. 23 縮小の上補筆)

文 献

- 安孫子昭二 (1978) 縄文式土器の型式と編年, 日本考古学を学ぶ(1), 有斐閣, 170~188頁。
 ————— (1981) 関東・中部地方, 縄文土器大成第 3 巻, 講談社, 144~152頁
 ————— (1986) 余山貝塚の土器, 余山貝塚資料図譜, 113~132頁
 ————— (1988) 加曾利 B 式土器の変遷と年代(上), 東京考古 6, 1~33頁
 池上 啓介 (1933) 広畑貝塚, 史前学雑誌 5-5, 1~44頁
 ————— (1937) 千葉県印旛郡白井町遠部石器時代遺蹟の遺物, 史前学雑誌 9-3, 1~32頁
 大塚 達朗 (1983) 縄文時代後期加曾利 B 式土器の研究(I), 東京大学考古学研究室研究紀要 2,

研究篇第一章 加曾利B式土器学史抄論

181~227頁

- (1986) 型式学的方法——加曾利B式土器, 季刊考古学17, 30~33頁
- 岡本 勇 (1969) 縄文後期文化 関東, 新版考古学講座 3 先史文化, 雄山閣, 217~230頁
- 岡本 勇・戸沢 充則 (1965) 縄文文化の発展と地域性, 日本の考古学 II 縄文時代, 河出書房新社, 97~132頁
- 鈴木 正博 (1980a) 加曾利B 2式精製土器様式(概説), 大田区史(資料編)考古II, 236~241頁
- (1980b) 加曾利B 3式精製土器様式(概説), 大田区史(資料編)考古II, 290~295頁
- 芹沢 長介 (1950) 古代土器標本解説書 第二集 後期・晩期縄文式文化, ドルメン教材研究所
- 戸沢 充則 (1964) 図版解説〔加曾利B式〕, 日本原始美術第1巻, 講談社, 184~185頁
- 中谷治字二郎 (1927) 『東京帝国大学理学部人類学教室報告第四輯 注口土器ノ分類ト其ノ地理的分類〕, 岡書院
- 原田 淑人 (1931) 考古学図編第五輯
- 柳澤 清一 (1985) 加曾利E式土器の細別と呼称(前篇), 古代80, 155~177頁
- (1986) 加曾利E式土器の細別と呼称(中篇), 古代82, 93~142頁
- 山内 清男 (1939a) 日本先史土器図譜第三輯——加曾利B式
- (1939b) 日本先史土器図譜第四輯——加曾利B式(続)
- (1939c) 日本遠古之文化—補註付・新版, 先史考古学会
- (1940a) 日本先史土器図譜第六輯——堀之内式
- (1940b) 日本先史土器図譜第七輯——安行式土器(前半)
- (1958) 図版解説〔加曾利B式〕, 世界陶磁全集第1巻, 河出書房, 290頁
- (1964) 図版解説〔加曾利B式〕, 日本原始美術第1巻, 講談社, 184頁
- (1966) 縄紋式研究史に於ける茨城県遺跡の役割, 茨城県史研究4, 1~12頁
- 吉田 格 (1952) 石器時代の文化, さ・え・ら書房

図版の出典

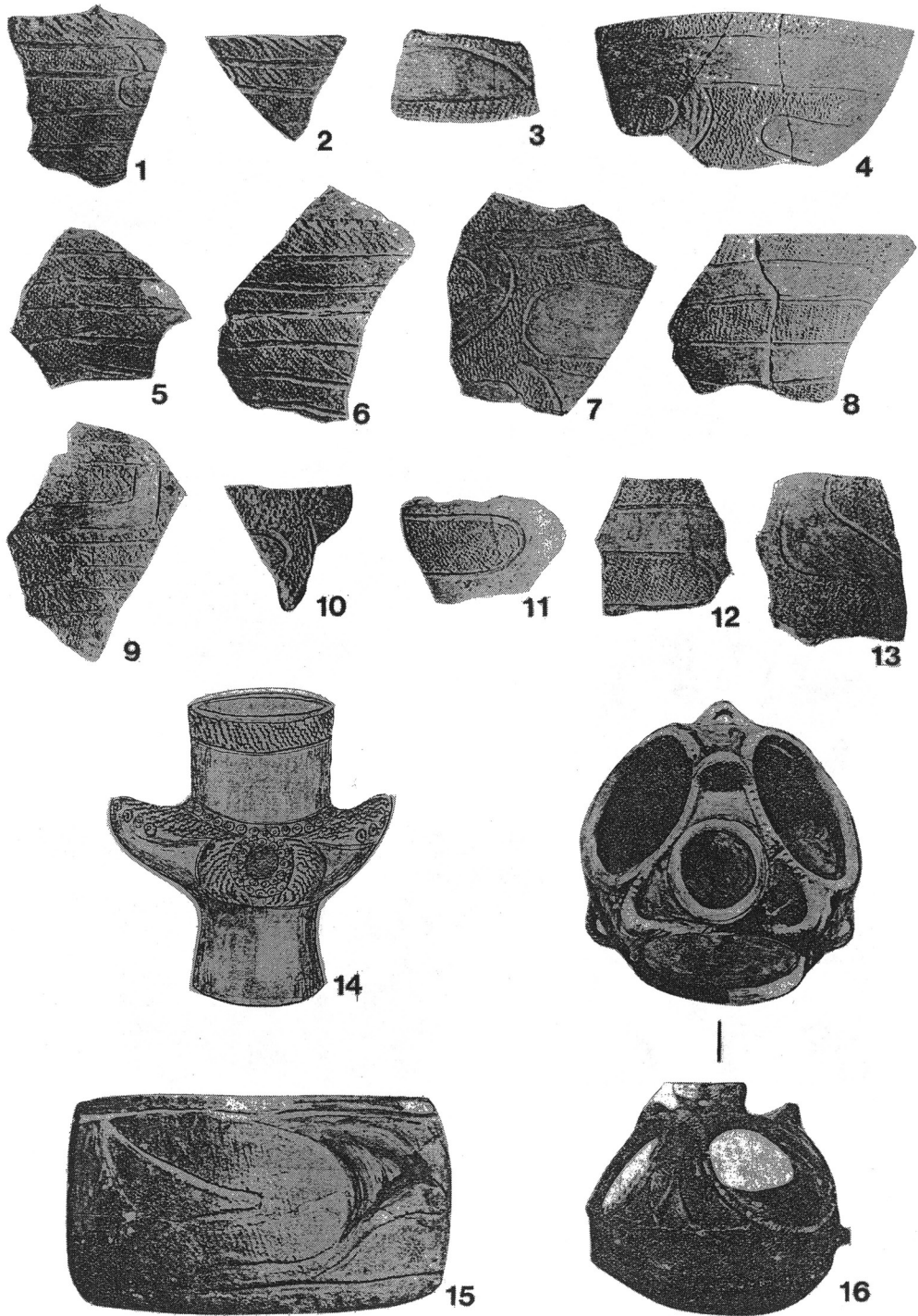
第1図: 世界陶磁全集第1巻, 河出書房より/第2図1~4: 日本原始美術第1巻, 講談社より, 第2図—2 a~c: 人類学雑誌15—172より/第3図: 池上(1937)文献より/第4図—上: 芹沢(1950)文献より, 第4図—下: 安孫子(1981)文献より/第5図: 大塚(1986)文献より



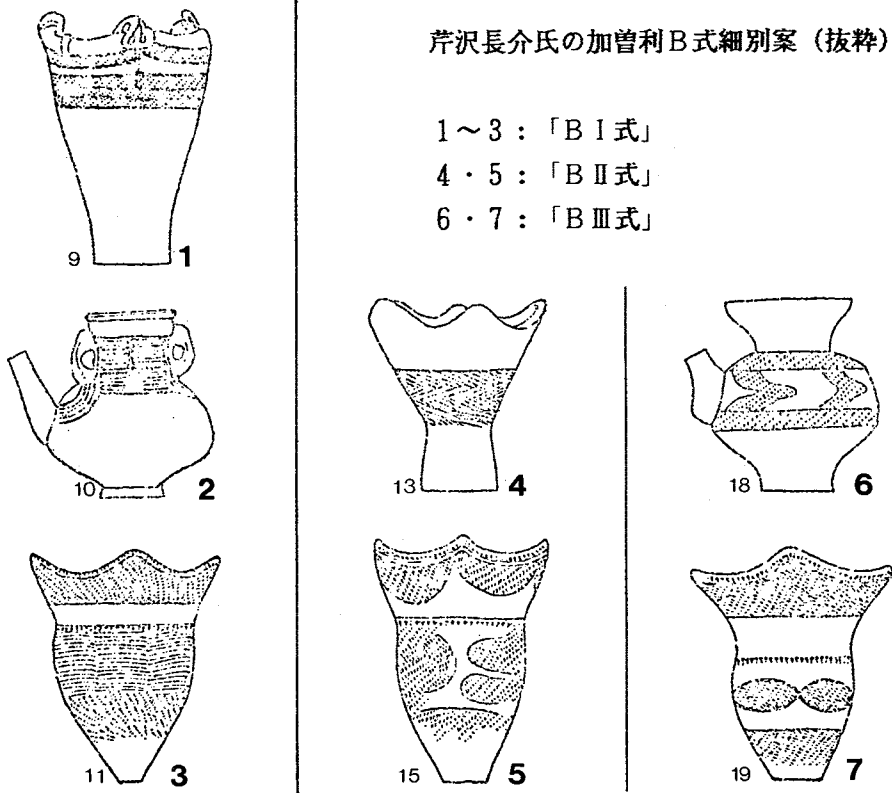
第1図 加曾利B式標本資料(一)——加曾利B 1式(1陸平貝塚), 加曾利B 2式(2・3椎塚, 4大森貝塚, 5福田貝塚), 縮尺不同



第2図 加曾利B式標本資料(二)——加曾利B1式(1福田貝塚), 加曾利B2式(2福田貝塚, 3余山貝塚, 4姥山貝塚), 縮尺不同

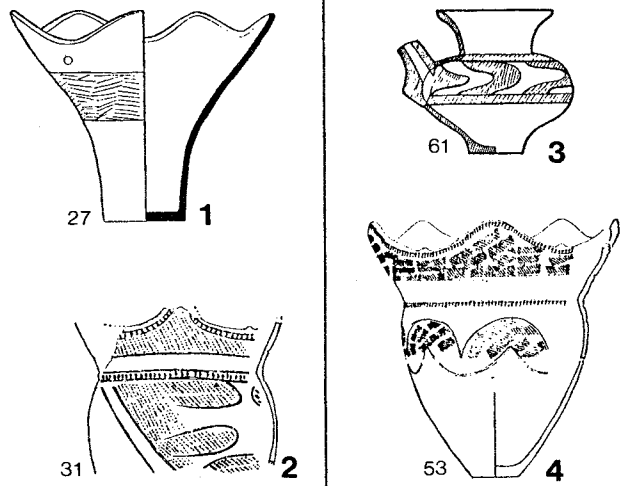


第3図 加曾利B式標本資料(三)——加曾利B2式(1~16遠部包含地,縮尺不同)

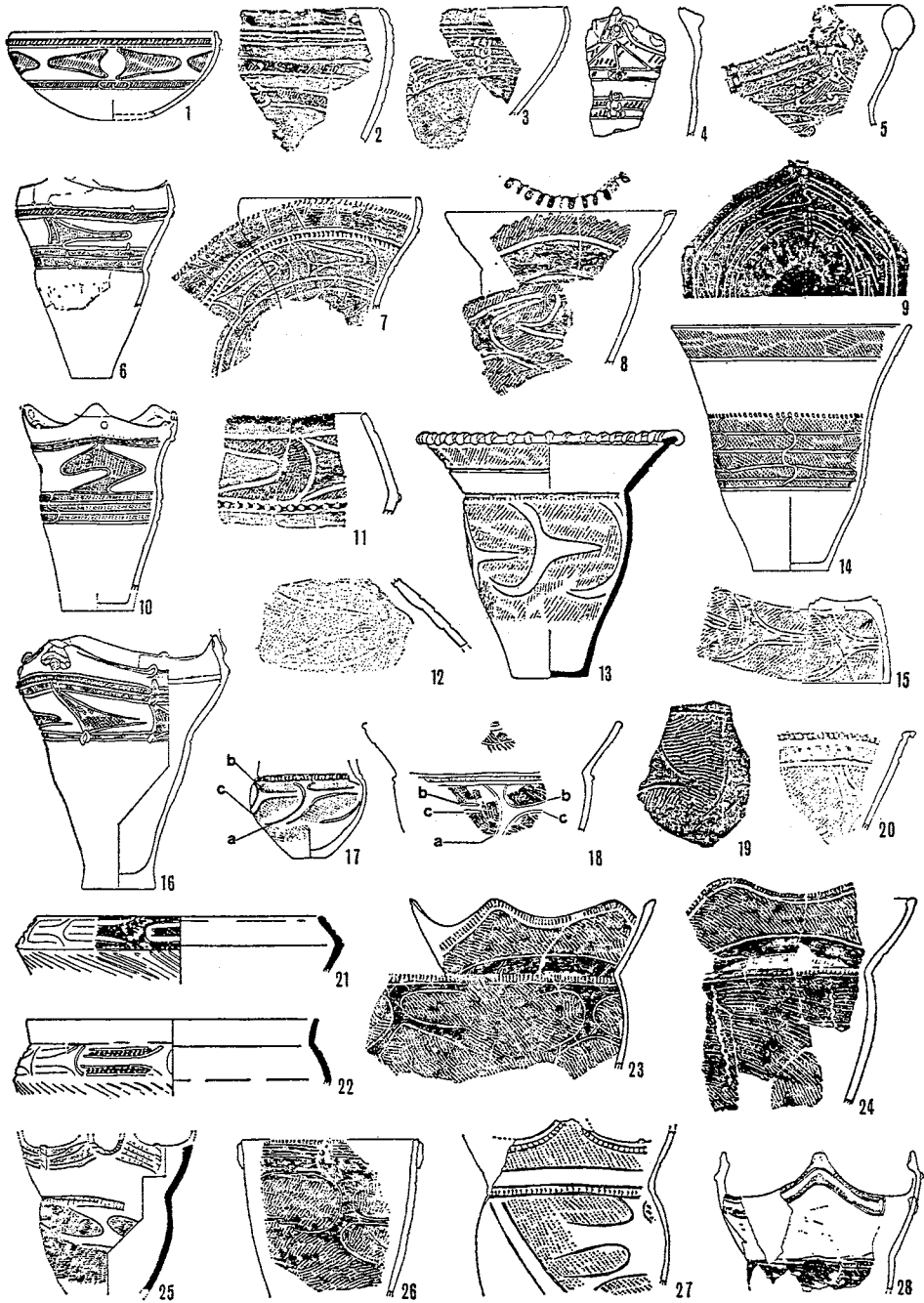


安孫子昭二氏の加曾利
B式細別案（抜粋）

1・2：「BⅡ式」
3・4：「BⅢ式」



第4図 加曾利B式「架空」細別案二例（指示される内容が遺跡で確認できない点が特徴）（上：1・6 椎塚，2 福田貝塚，3 広畑貝塚，4 江原台，5・7 立木貝塚，下：1 中沢貝塚，2 貝の花貝塚，3 椎塚，4 高井東，以上縮尺不同）



第5図 「の」の字紋, 「ト」の字/「つ」の字紋, 入組紋の変遷(加曾利B1式: 1~4, 同2式: 5~16, 19・20, 同3式: 17・18, 21~24, 27, 曾谷式: 25・26, 28 (1神明貝塚, 2~4, 6~8, 11・16寿能, 5東正院, 9福田貝塚, 10・20大森貝塚, 12皿沼, 13姥山貝塚, 14金洗沢, 15大貫落神, 17井野長割, 18矢作貝塚, 19余山貝塚, 21・22十二の後, 23・24, 28西広貝塚, 25中沢貝塚, 26小山台貝塚, 27貝の花貝塚), 縮尺不同)

第二章 江戸藩邸内土地利用研究の一指針

成瀬 晃 司

1. 遺跡の概要

今回の調査は、法学部4号館・文学部3号館建設地遺跡（以下、法学部側、文学部側と略す）の二箇所を対象に行なったもので、両地点は総合図書館北口の人口池をはさんで東西に位置し、文学部側の東端は三四郎池に続く傾斜面と隣接している。

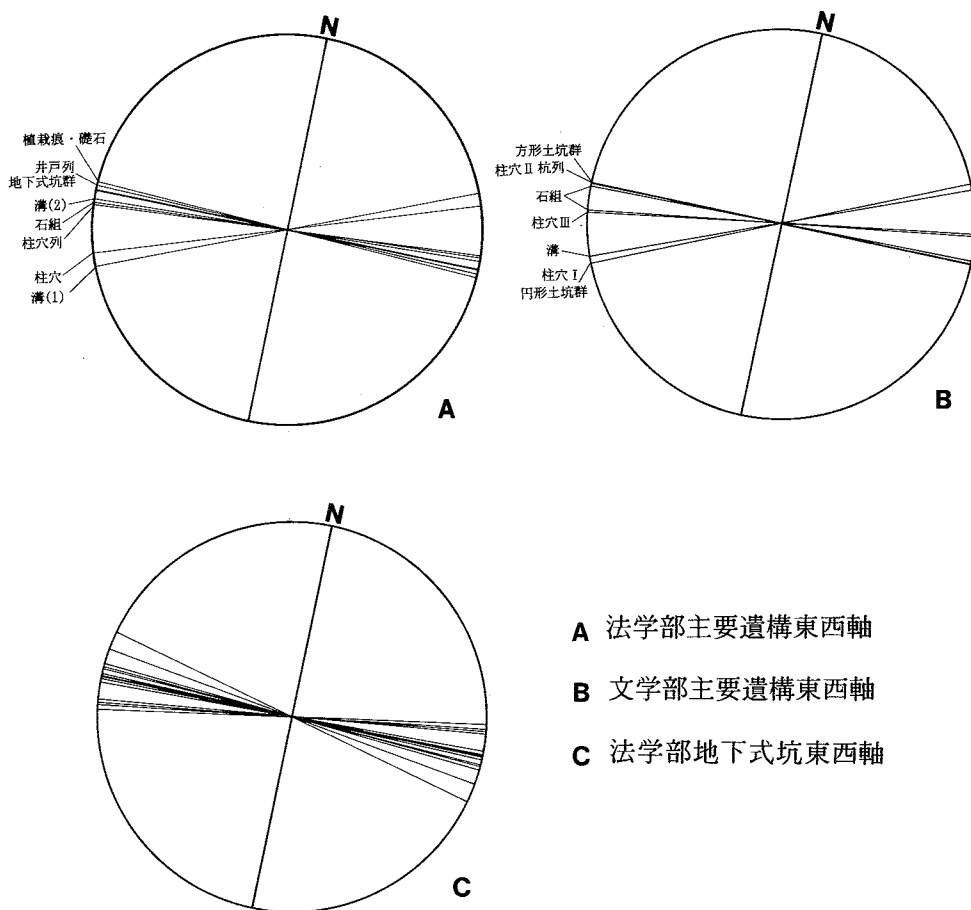
本遺跡からは先土器時代、縄文時代の遺物も検出されたが、江戸時代を通して加賀藩の江戸屋敷として使用されていたため、遺構、遺物の大半はそれに属するものである。

遺跡全体の遺存状況は、明治以降東京大学本郷キャンパスとして現在に至っており、構内の整備事業、自然災害等の影響を受け、法学部側では遺構確認面がハードロームに達していた。それに対し文学部側は、三四郎池に続く傾斜面を埋立てて造成していた為、その厚い盛土により複数の生活面を捉えることができた。

2. 遺構及び遺構群の概要

両地点において検出された遺構はAラインからUライン付近にかけてその大半が集中し、おびただしい切り合い関係を持って構築されている。特筆すべきは、いくつかの切り合い関係を持った遺構群が何群も存在するといった局地的切り合い関係ではなく、大半の遺構がひとつのグループに属していることである。これは例えば礎石列、柱穴列といった拡がりを持つ遺構の存在によるところが大きい。全体図を概観するとその中でも個々のまとまりを持っていることが理解できる。法学部側では8ラインを中心とした東西に伸びる地下式坑群、それと平行すると思われる4ラインから5ラインにかけての地下式坑群、10ラインを中心としたやはり東西に伸びる円形土坑群、9ラインから10ラインにかけて東西に伸びる礎石列がある。文学部側ではUラインからSラインにかけて南北に伸びる地下式坑および方形土坑群、その東側に位置する円形土坑群、RラインからSラインにかけて南北に伸びる杭列および礎石列、それらとグリッド南北軸に対しほぼ線対称の位置関係にある柱穴列がSラインに、溝状遺構がQラインを中心にして存在する。

また法学部側では前述した遺構群の他に8ライン南に位置する石組遺構、11ラインに位置する溝状遺構、7ラインから9ラインにかけて構築されている建物址などもふくめてほとんどの遺構、遺構群が東西方向に伸びている。それに対し文学部側ではやはりほとんどの遺構、遺構群が南北方向、つまり法学部側のそれに対し直交していることが興味深い。この二地点での差異は江戸時代を通して特徴付けられるものであり、屋敷内の土地利用に大きく規制されていたことは言うまでもない。



A 法学部主要遺構東西軸
 B 文学部主要遺構東西軸
 C 法学部地下式坑東西軸

第1図 主要遺構東西軸

本論では加賀藩江戸屋敷というひとつの大きなエリア内にあり本地点での土地利用、及びその変遷を遺構および遺構群の変遷という考古学的視野を中心に絵図、文献等に照合せながら土地利用の変化を追っていきたい。また個々の遺構の性格についても必要に応じてその構築状態、遺物の出土状況などより分析し、遺跡の再構成に少しでも近付きたい。

3. 主要遺構及び遺構群の主軸と絵図

第1図A, Bは主要遺構及び遺構群の東西軸を円グラフ化したもので、A, Bはそれぞれ法学部側、文学部側を対象にしている。A, B共に共通して読み取れることは軸の集中が三箇所に分れることである。Aでは植栽痕・礎石、井戸列、地下式坑群のグループ、溝(2)、石組、柱穴列のグループ、柱穴、溝(1)のグループであり、Bでは方形土坑群、杭列、石組、柱穴IIのグループ、

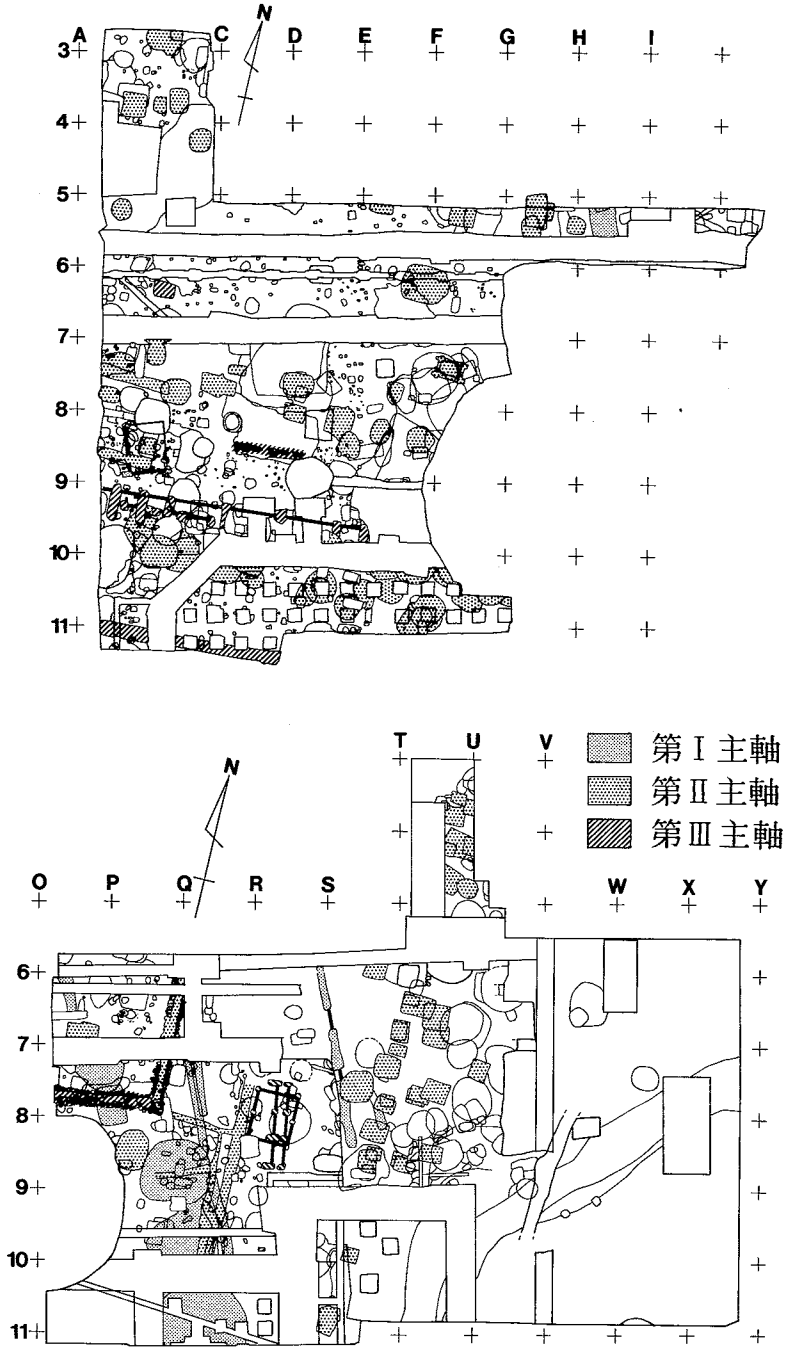
石組、柱穴Ⅲのグループ、溝、柱穴Ⅰ、円形土坑群のグループである。これらをそれぞれ主軸Ⅱ、主軸Ⅲ、主軸Ⅰと呼ぶことにする(第2図)。主軸ⅠはS—約20°—Wの、主軸ⅢはN—5~10°—Wの、主軸Ⅱはほぼ東西方向のまとまりを示す。この主軸差はそのまま建物群の方向差として捉えることができるだろう。すなわち個々のグループは時間的もしくは空間的制約の中に位置付けられるといえよう。

時間的視点にたつて考えた場合、それを立証するためには伴出遺物、遺構間の先後関係が大きなメルクマールを占めることは言うまでもない。本地点の場合先程触れたおびただしい数の切り合い関係が遺構の変遷について論ずるとき実に有益な情報をもたらしてくれる。この観点から個々の主軸を分析していくと主軸Ⅰに特徴が現われてくる。

主軸Ⅰに属する遺構には事実記載でも触れられているように文学部側の不整円形を呈するドーナツ状遺構といったような江戸遺跡に対する我々の浅い経験と認識からはその性格をまったく理解し得ないもの、柱穴列、礎石列といった基本的に遺物を伴いにくいものなどこのグループに関しては時間、空間共に捉え難いものがあった。ところが主軸Ⅱ、Ⅲに属する遺構との先後関係を比較していくとそれらより古いものはあっても、新しいものはまったく存在しないことが確認された。また文学部側においてSライン西側の盛土を切って構築されている遺構にその廃絶年代の下限が伴出遺物より18世紀前半と判断できるものがあり、主軸Ⅰに属する遺構が盛土にバックされていることにより少なくとも18世紀前半以前に構築されたものと押さえられる。以上のことより主軸Ⅰは18世紀前半以前に構築された遺構群であり、時間的制約のなかで位置付けられるものである。

ところが主軸Ⅱ、Ⅲにおいては時間的制約では捉えられないものがある。文学部側の西北に位置する石組溝がそれである。第2図で示したように本遺構の軸は東西方向では主軸Ⅲに、南北方向では主軸Ⅱに対応している。即ち一遺構の中に異なった主軸が同居することになる。調査時において遺構内に切り合い関係は認められず、確実に一時期に構築された遺構として捉えることができる。このことより主軸Ⅱ、Ⅲに関しては時間的変遷の中で移り変わってきたものとして捉え難く、先に触れた屋敷内土地利用の制約、即ち空間的制約の中で押さえられるべきものであろう。

ところで加賀藩には屋敷内の配置を記した絵図が多量に存在している。本郷邸に関しては天和三年(1683)に上屋敷に昇格して以来幕末まで全体図だけでその数は約20枚を数え、そのうえに何十枚もの部分図が加わる。全体図の製作年代は元禄元年(1688)に製作されたとされる「武砦本郷第図」(絵図1)を除き、18世紀後半から19世紀前半に集約されている(註1)。しかし、これらの中には面積、距離、方向が不正確なものも多く、特に18世紀後半のものにはメモ程度に記録されたものもあり、調査区との位置関係を捉えることは容易ではない。その中でも1840年代前半に製作されたと推定される「江戸御上屋敷御節絵図」(絵図8)は杉森哲也氏の指摘通り、絵図のほぼ全面にわたり一寸四方の柵目が入れられており、この柵目は絵図上では十間四方に相当す



第2図 主要遺構主軸別配置図

ること、建造物の記載がその配置という点を含めて詳細かつ正確であることが特徴付けられ(杉森 1987)、現存する絵図では最も正確に描かれたものである。また、製作年代が19世紀前半にあることも現在の地形図との対比の上で資料価値の高いものとして評価される。

実際の作業として調査区を本絵図に対応させるとき、やはりそこには尺度の相違、測量技術の格差などの理由により誤差が生ずる。またそれ以上に地形(道路、町割を含む)の変化によって正確な対応を困難なものにしている。そこで両図の間にまだ江戸の面影を残す明治期の地形図を対応させる(註2)。次にそれを絵図に対応させることによって、調査区の邸内での位置をほぼつかむことが可能である。それをもとに建物、塀などの位置関係を参考にしてその他の絵図と対応させ、調査区に該当すると思われる建造物を抽出していく。この際に基準としている絵図が1840年代にあたるので、それをもとに時代を遡っていくのが最適であろう。

本郷邸を描いた全ての絵図から共通して読み取れることがある。それは御守殿内と長屋区域が明確に区画されていることである。どんなに省略された絵図にもそれは描かれており、またそれを基に長屋区域のみもしくは御守殿内を対象としているものもある(部分図の多くは御守殿内のみを扱っている)。この二区域間には位置的にも精神的にも大きな隔たりが存在したことはいうまでもない。さらに絵図を観察すると二区域間には興味深い特徴があることに気付く。長屋区域の建造物群は御守殿内の建造物の軸に対しやや東へずれていることである。周知の通り本郷邸は中山道(現在の本郷通り)に面しており、それと平行に大御門、表御門(赤門)など直接御守殿内に通じる門が建造されている。御守殿は門を正面にそれと同軸方向をもって建造されているために、心然的に中山道と同軸になったものと推定される。先述した「江戸御上屋敷惣御絵図」でも御守殿を基準にして描いたために中山道も図の上下に対応させて描かれている。ところが、中山道はやや北西寄りに傾いているため、図中の方角表示もやや傾いた形で表示されており、その軸差は約6°を測る。そしてこの方角表示と長屋群の軸とはほぼ同一方向を指しており、中山道と方角の関係は、御守殿内と長屋区域のそれに対応しているものと考えてよいだろう。

調査区を比較的正確な絵図と照らし合わせた時、建物など細かい変化は常に認められるが、邸内にあって御守殿と長屋区域とを区画する境界域に位置していることは時代を通して普遍的であったことが読み取れる。即ち、時代によって境界の南北方向への動きはあるにしても基本的には南側に御守殿、北側に長屋群の存在するエリアにあたりと考えられる。

やや脇道にそれた感もあるが、それらをふまえて遺構群の主軸に論を戻す。ほぼ南北方向を示す主軸II、それより5~10°西へずれ本郷通りとほぼ平行関係にある主軸III、この両者の関係は、まさしくこの長屋区域と御守殿内の関係に相当するものといえよう。ところが主軸Iに該当する軸を有する建造物群はどの絵図からも見出すことはできない。主軸Iを持つ遺構は少なくとも18世紀前半以前として捉えた。その時期に該当すると考えられる絵図にこれがみられないことについて幾つかの理由が揚げられる。一つには情報資料としての絵図の限界及び作為的抽出。つまり絵図作成時に主軸Iを持つ遺構がその対象にならなかったということである。一つには現存する

最古の絵図が元禄元年作成に当たるため、それ以前に構築された遺構と考えられる(註3)。前者の可能性も考えられなくはないがこれだけの数の遺構が同一方向の主軸を有している時、本郷邸内全体を見渡せば、その詳細性より必ず記されていると考えるのが自然である。また邸内の主軸の規制からも複数の主軸が同居しているとは考え難い。それらの要因より後者、即ち下屋敷期間の邸内主軸を指しているものと考えたい。

以上述べてきたように主軸Ⅰは時間的制約、主軸Ⅱ、Ⅲは空間的制約によって支配されていたものと考えられる。これをふまえながら遺構間の新旧関係、伴出遺物、絵図などを利用し両地点の遺構の変遷について論じていきたいが、特に文学部側の東半は、絵図にも見られるように庭園区域(育徳園)にかかり、また西半もそれほど大きな変化はみられない。それに対し法学部側は土地利用の著しい変化がみられるため、法学部側を中心にして論を展開していく。

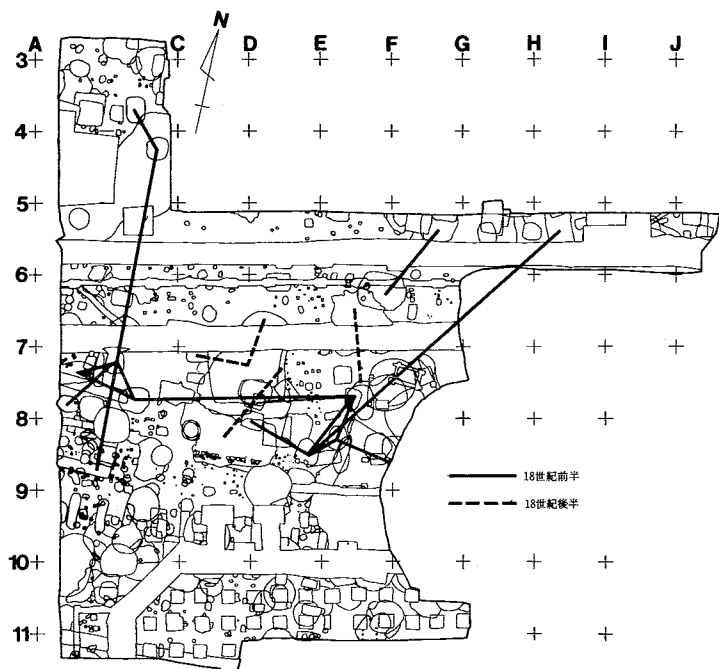
4. 17世紀後葉まで(下屋敷期間)の様相

前節で述べてきたように、本時期の遺構は主軸Ⅰを持つものに集約される。法学部側ではⅠ5グリッドに位置する溝状遺構とB8~B9グリッドに位置する柱穴列が、文学部側ではSラインを中心に南北に伸びる柱穴列、Qラインを中心に南北に伸びる溝状遺構、ドーナツ状遺構などがそれにあたる(第2, 4図)。これらは心字池(現在の三四郎池)西側にあつて、邸内を東西に区画するという点で共通している。遺構の性格はそれぞれ溝、塀、建物とその外面的用途の指摘は可能なものもあるが、各々の目的、役割といった内面的用途に関しては不明である。また主軸Ⅱ、Ⅲが各々方位、中山道を基準にして設定されているのに対し、主軸Ⅰに関しては設定基準が明らかでない。邸内にあつても該期の絵図が存在しないためその持つ性格に至っても判断し難い状況にあり、今後の他地点の調査結果に期待したい(註4)。

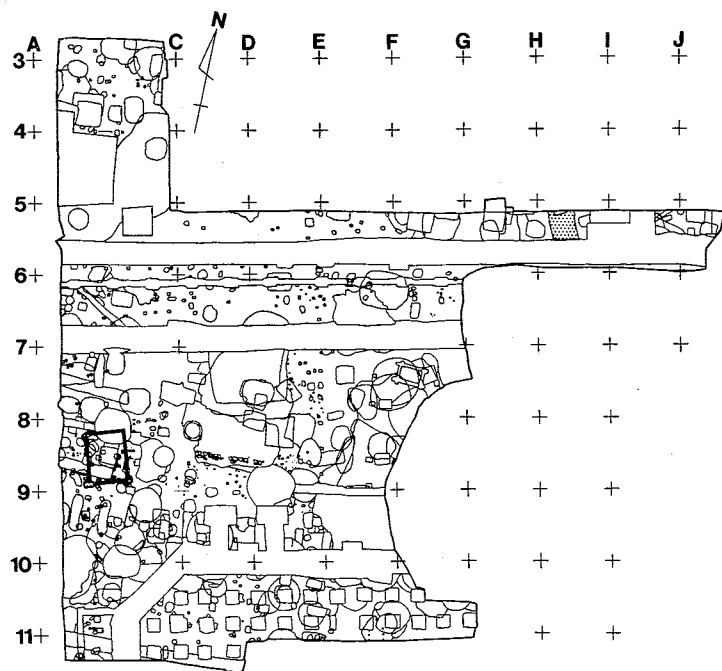
5. 17世紀末から18世紀前半の様相

本時期に該当すると思われる絵図には元禄元年作成の「武芻本郷第図」(絵図1)と18世紀中葉頃の作成と思われる「本郷御屋舗之図」(絵図2)がある。後者に関しては製作年代は明らかでないが、心字池北側に宝暦十一年(1761)に前田重教に入興した寿光院の附人の居住区の記載があること、またそれが絵図上に記載されているのでなく、範囲を記した紙が貼られていることより少なくとも1761年以前に作成された絵図と考えられる。

さて、両絵図と調査区を対応させてみる。両絵図とも距離、方向ともに誤差が大きいので正確な位置は言及できないが、中山道と心字池に挟まれている長屋列が該当地としてあげられる。そして位置関係からみて法学部側には南北に並ぶ長屋列、文学部側には東西に並ぶ長屋列が該当するものと考えられる。両者とも絵図上での大きな変化はみられず東端の長屋の長さの変化、井戸の位置の変化がみられるにすぎず、18世紀の中葉までは長屋地域として利用されていたことがわかる。



第3図 遺構間遺物接合図



第4図 17世紀（下屋敷期間）の遺構配置図

法学部側でこの時期に該当する遺構を抽出したものが第7図である。B3～C3グリッド、F5～H5グリッド、B～F、7～8グリッドに位置する地下式坑群、B～G、9～11グリッドにかけて位置する円形土坑群、B5-1号土坑、G6-1、4号土坑（両者ともに井戸）などが存在する。そのうち地下式坑群は東西に伸びる2つの群を成していることが読み取れる。北側の群はその大半が調査区外にあり詳細はつかみ難いが、南側の一群からは17基の地下式坑が検出され南北幅8m内で拡がり、南に突出しているC8-1号土坑を除くとほぼ4.5m内のまとまりを持ち、その平均主軸は主軸IIに属する（第1図C）。17基の地下式坑のうち重複しているものはB7-2号・B7-9号、B7-6号・B7-7号、E7-1号・E8-2号、E7-6a号・E7-6b号、F8-2号・G8-1号の10基に及び、群全体の59%を占める。この内B7-2号・B7-9号、E7-1号・E8-2号は室内の壁の一部が隣接する地下式坑の室部にわずかに重複しているにすぎないが、E7-6a、b号を除く残りの4基は壁の一辺、又はコーナーが重複しており、構築時に埋没した地下式坑の覆土が崩落するのを防ぐため丸材を打ち込み板材をあてがって補強している。このような著しい重複関係は地下式坑の構築場所が強い規制下に置かれ構築一使用一廃絶という一つのサイクルが比較的早いテンポで動いていたことが想像できる。これを覆土の堆積状況、遺物の出土状況の2点から考えてみたい。

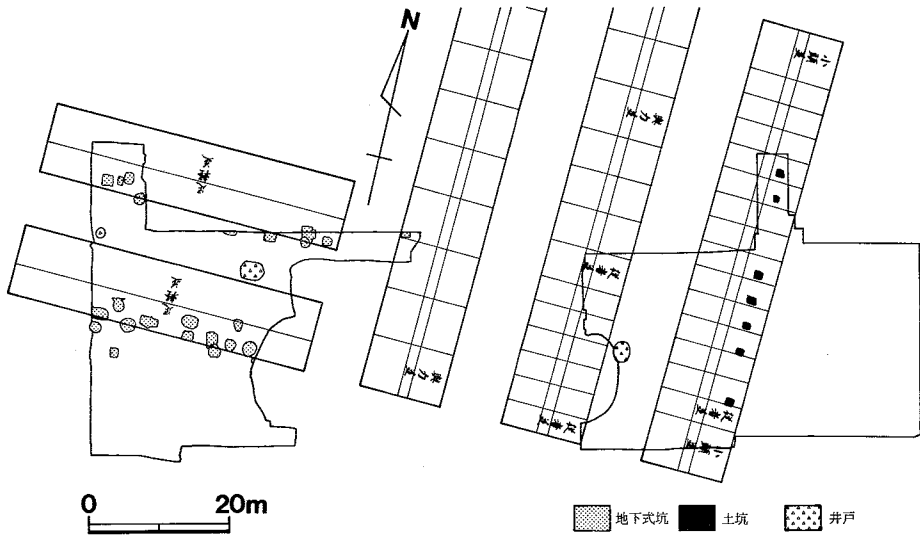
地下式坑の覆土堆積状況には大きく分けて3タイプある（第6図）。

- a 各層厚が薄く水平堆積を呈するもの
- b ローム質土を主体に一方向から一気に埋め戻されるもの
- c 遺構廃絶後芥溜として再利用され中央部にふくらみを持つ堆積を呈しているもの

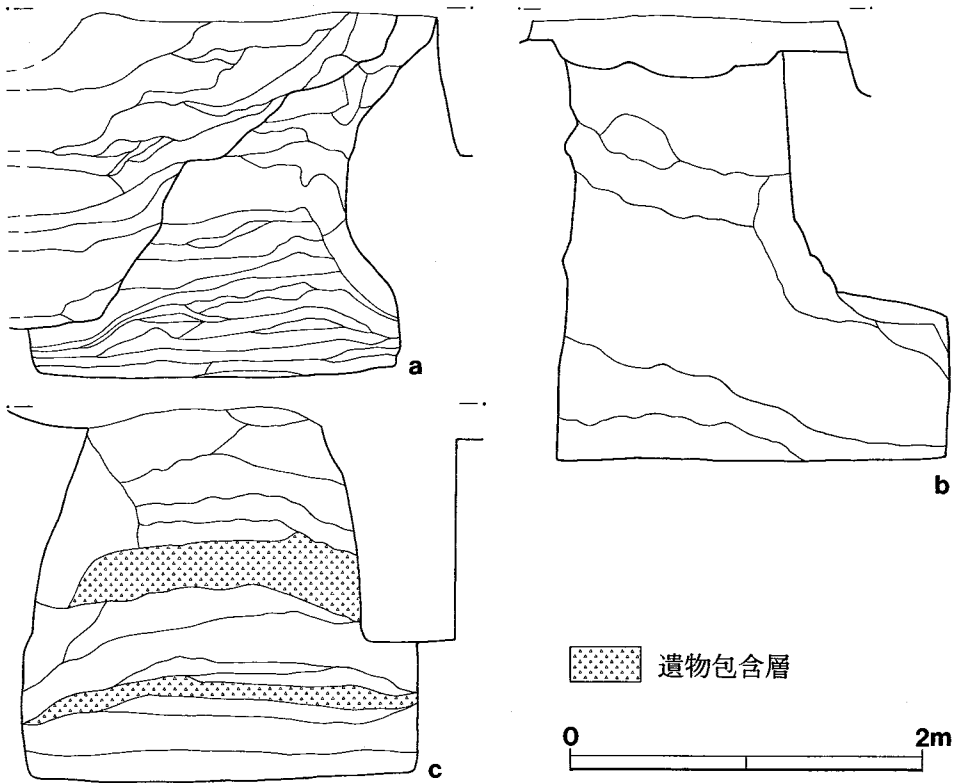
これらは全て人為的な埋め戻しと考えられ、遺構廃絶後短期間で完全に平地化されたのであろう。このうちタイプa、bは二次利用された形跡が認められず、また入口部の壁の風化もみられないことから短期間で埋め戻されたことが推定され、遺物の混入もみられるが、純粋な意味での芥溜としての再利用を考えるより、埋め戻す時の“ついで”にゴミの廃棄も行われたものとするのが妥当である。それに対しタイプcの出土状況の特徴は遺物包含層として認定できることである（第6図cのトーン部分）。この層は炭化物を多量に含有する暗灰褐色土でタイプcの堆積を示す遺構に共通する。またそれらの地下式坑の形態が類似していることも注目される。

ここに含有される遺物は人工遺物ではかわらけが主体を占め、自然遺物ではサザエ、アワビ、ハマグリ、カキ、アサリ、アカガイ、ホタテなどの貝類や、魚骨、鱗、鳥骨、卵殻などが検出されている。

これらの多量の自然遺物が一括して廃棄されたことより、かなり大規模な宴会が催されたことが想像される。また先にも触れたように多量のかわれけの出土がみられるが、かわらけは主として飲食用、灯火具用としての機能が考えられており、本遺構から出土しているものには灯火具としての痕跡、即ち口縁部におけるススの付着痕が認められるものが皆無に近いことより飲食用具として使用されたものと思われる。出土状態よりこれらが自然遺物と共伴関係にあることは疑う



第5図 元禄期遺構配置復元図



第6図 地下式坑土層堆積タイプ図

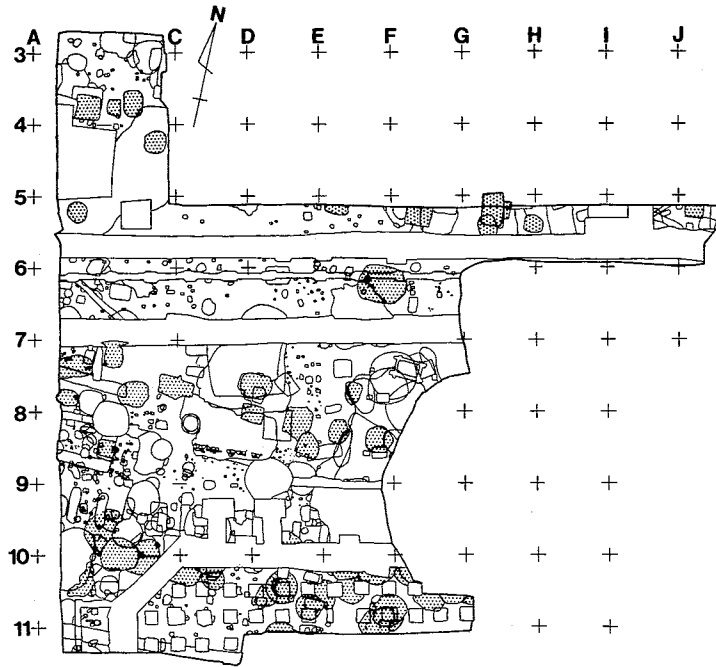
余地はない。このようにかわらけを宴会に用いる例は学内の医学部附属病院中央診療棟建設予定地点より検出された池状遺構の様相に類似している(小川 1987, 藤本・宮崎・萩尾 1987, 萩尾 1988)。池状遺構ではかわらけ、自然遺物以外に多量の木製品が出土しており、その中でもとりわけ白木の「折敷」と「箸」の数量が多い。萩尾氏の論考ではこれを「茶湯献立指南」(元禄九年刊)などの引用を基に儀礼的な宴会の産物と結びつけ、また、「寛永六年」銘記の木簡の出土などより「やや無謀の感はあるが・・・」と断りながらも、寛永六年(1629)4月26日の将軍家光、同29日の秀忠の前田邸御成の際の宴会との結び付きを推測している(萩尾 1988)。このようにかわらけ、木製品、食品のセットが儀礼的な宴会の産物と考えられることより、本遺構出土遺物も木製品こそ出土していないが、それに類似する宴会が催されたと考えて差し支えないだろう。

このようにタイプcの地下式坑が芥溜として再利用されていた間、このエリアはゴミ捨て場所として意識されていた可能性が強く、その機能を有していた頃、即ち居住区として利用されていた頃とは土地利用に変化があったものとみられる。但し、これらの地下式坑の形態が遺跡内の地下式坑の形態変化のなかにあって比較的初期の段階に位置付けられるため(註5)居住区からゴミ捨て場所への変化という単純な系譜としては捉えられず、長屋群を形成していた数十年間に同じ場所において長屋の建て替えが何回か行われていたと推測され、さらに推測を重ねればある時期の取り壊しの折に機能を失った地下式坑を芥溜に転用したと考えられるだろう。

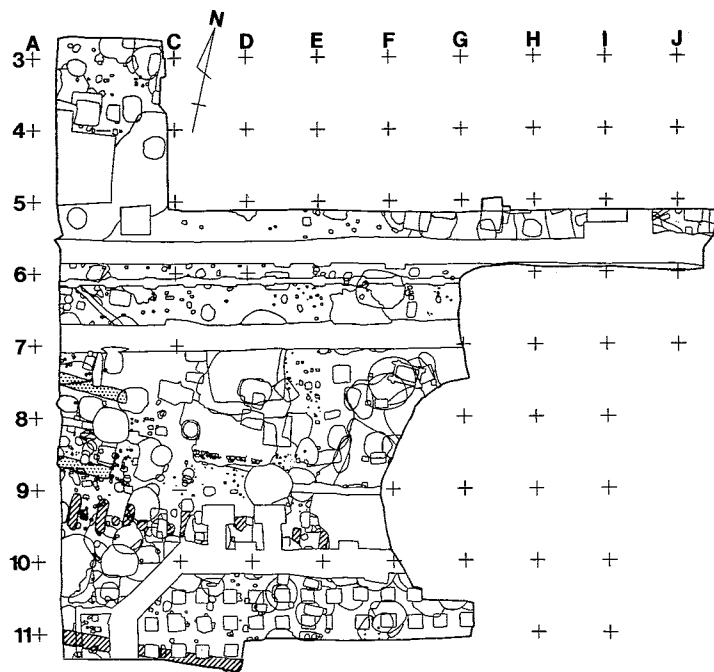
本時期に帰属する遺構には地下式坑の他、本節の冒頭でも取り上げた円形土坑群と井戸が存在する。

円形土坑に共通する特徴は平面形が円形もしくは不整円形であること。壁が直立していること。坑底、壁面とも工具痕がみられ凹凸が著しく、根が腐食し空洞化した痕跡が随所にみられること。覆土がローム質土を主体とし、一気に埋め戻されていること。遺構の周辺に杭穴が散在していることがあげられる。その特徴から性格を推察すると植栽痕の可能性が考えられる。さらにこれらが切り合いながらも東西に伸びていることから植木列が形成されていたことが推定でき、植木堀、もしくは垣根としてひとつの境界を形成する役割を有していたと考えられる。しかし群としての平均主軸は主軸IIに属する値を示す(第1図A)ことより、それは御守殿と長屋区域間にあたるものではなく、長屋区域内での境界の役割を有していたものである。法学部側で当期に属する井戸はB5-1号土坑、G6-1、4号土坑の2基がある。これらは共に南北両地下式坑群の間に位置し、井戸同士を中心を結んだ線が地下式坑群とほぼ平行するといった興味深い結果が表れた(第1図A)。井戸もまた主軸IIの規制の下で構築されたものといえよう。

ところで、文学部側において当期に属する遺構はS~U、3~10グリッドにかけて南北に構築されている方形土坑群と、Q8グリッドの井戸に代表される。方形土坑群の平均主軸は法学部側地下式坑群とほぼ直交する値を示しており、やはり主軸IIに属している。個々の形態には相違がみられるが遺構の構築状況にはやはり著しい切り合い関係があり場所に対する強い規制がここにもみられることは明らかである。このような地下式坑を中心とする著しい重複関係、それもそれら



第7図 18世紀前半主要遺構配置図



第8図 18世紀後半主要遺構配置図（斜線は第III主軸）

が列状を呈している状態は本遺跡の他、他遺跡に於いても比較的一般にみられる(註6)。前述したようにこの規制は地下式坑などの地下施設に対し独自に働いたものではなく、それらの属する建造物に対して行なわれたことは絵図の理解から明らかである。

次に遺構と絵図を照合させてみる。使用する絵図は当期の様相を比較的正確に描いた元禄元年製の「武埴本郷第図」(絵図1)である。本絵図はそこに示された尺度と建造物の長さや方向に関しては比較的正確な値を示すが、東西方向の距離に関してはやや不正確である。これに調査区的位置を推定して照合させると、法学部側には「足軽並」の最南に位置する長屋が当てはまり、地下式坑間に位置する井戸列と「足軽並」の北に隣接する井戸とを対応させることができ、それをもとに建造物の位置関係を復元してみた(第5図)。すると、それに対応して文学部側の井戸も東から2列目の「従者並」東に隣接する井戸とほぼ重なった。これら3基の井戸の位置関係より、絵図と調査区的位置関係はほぼ正確なものとして捉えることが可能である。

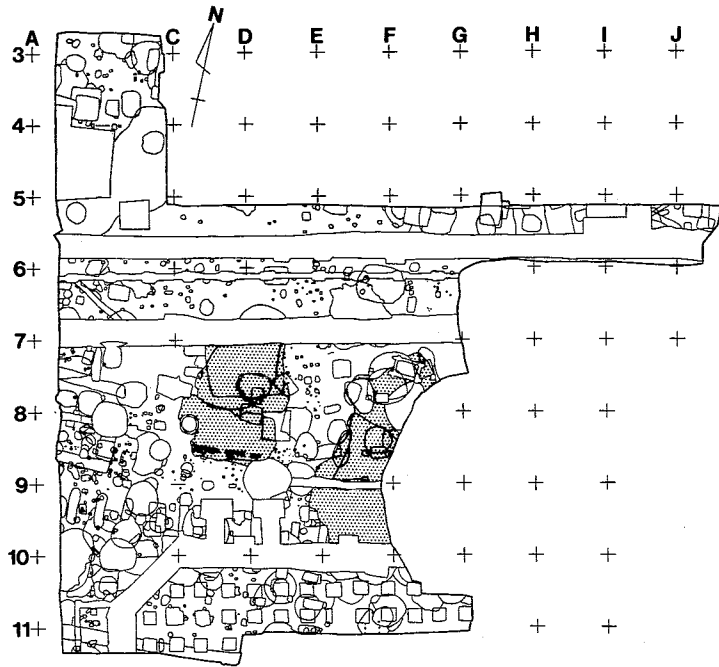
ここでとりわけ注目されるのはやはり地下式坑の構築場所である。法学部側では長屋の南半に、文学部側では東半に位置している。本絵図からはそれが何にあたるかは不明であるが、絵図の中には長屋の構造が詳細に描かれているものがあり、それによると長屋は建物部分と庭部分から構成され、庭部分の端部には廁が設置されていることが窺える。「本郷御屋舗之図」ではそれを区別するために一方を彩色することによって表現しており、他絵図と比較すると黒塗り部分が建物部分にあたるものと判断できる。このような絵図よりもたらされる情報から、本遺跡における地下式坑、方形土坑は長屋庭部分に構築されたものと推定される(註7)。さらに想像たくましくすれば、文学部側の土坑(第5図)はその規模や長屋の間仕切りと同じ二間間隔で並んでいること、全て覆土に焼土層を持ち廃絶時期が同時期と考えられることより廁の可能性も考えられる。

6. 18世紀中葉(～1772年)の様相

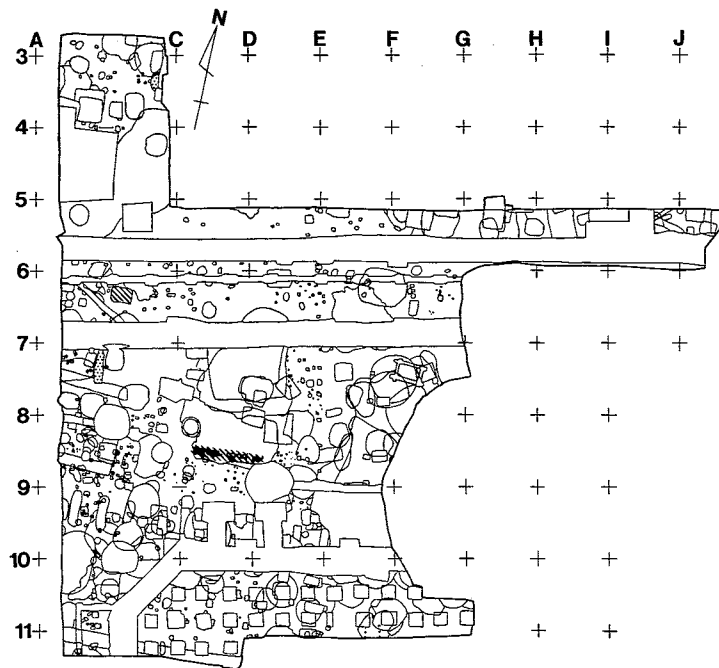
本節で対象にした18世紀中葉とは長屋群南半分の廃絶より西之御殿普請までを指す。この間に構築された主な遺構にはB～C、7～8グリッドに構築された建物址、9～10ライン間を東西に伸びる柱穴列、11ラインを東西に伸びる溝が存在する。

建物址は地下式坑を切って構築されており前節で扱った長屋列より新しい建造物であるが、その主軸は主軸IIを示し、長屋区域に該当するものである。

柱穴列は植栽痕を切って構築され、また次節で扱う「瓦溜」に切られていることより当期に該当するものと考えられる。これは主軸IIIを示し御守殿区域に属するものであり、その構造から塀と考えられるが、北側の支柱に用いられた礎石が全て30cm大であること、遺構によっては柱痕が確認されたが、それが約七寸角(20cm)と太いものが使用され、南側の支柱によって補強されていたと考えられることより、非常に頑丈な塀であったことが想像される。そしてこれが北側を表としていることを加味すれば、当期において長屋区域と御守殿との境界に位置する塀と考えられるだろう。



第9図 18世紀末葉主要遺構配置図



第10図 19世紀前半主要遺構配置図（斜線は第Ⅲ主軸）

溝状遺構は調査区内においてその東端が立ち上がり、性格に関しては不明瞭であるが、その主軸は主軸Ⅲを示しており御守殿区域にかかわるものである。覆土中よりカキを主体とする多量の自然遺物に伴い18世紀中葉に比定される陶磁器片が検出されており、塀より以前に廃絶された可能性も指摘でき、塀構築以前に境界として機能を有していたとも考えられる。

当期に属する絵図では長屋列が取り壊され空き地として描かれているものや(絵図3)、その近辺に新たに土蔵が構築されたものもあるが(絵図4)その全てが不正確に描かれ、遺構との対応を困難なものにしている。

7. 18世紀後葉の様相

当期に属する遺構には法学部側東半に広がる不整形の落み込みと、ほぼ中央に広がる大土坑がある(第9図)。

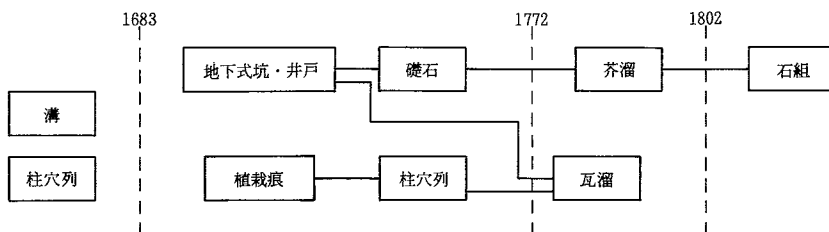
不整形遺構の覆土中からは多量の瓦が検出された。それらは全て棧瓦で二次火熱を受けている。加藤氏の分析では棧瓦のなかでもその形態より梅之御殿(1802~)に使用されたものの前段階にあたることである(註8)。この時期の邸内における火災は安永元年(1772)にあり(第1表)、加賀藩史料には「二月廿九日 本郷邸の一部類焼す」との記載がみられその中の「覚書」には「壬辰二月二十九日火事之節御屋敷之内御類焼覚 一、西御殿不残(後略)」とある(侯爵前田家編輯部 1935)。西之御殿とは明和八年(1771)に前田重敬の御隠居宅として普請されたもので加賀藩史料には「十二月廿一日。本郷邸西御殿の上棟式を行ふ。」とあり、また安永元年の火災に関する記事のうち「政燐記」には「昨夜火事に附加賀守本郷屋敷之内類焼之覚 一、隠居肥前守居宅不残。但し、普請中に而居宅不仕候。」とある。この記事より火災時には建造中であった事実が読み取れる。西之御殿は絵図よりその建設範囲がわかる(絵図5)。それによると心字池西側より中山道に至る広大な範囲が示されており調査区はその中に含まれている。前時期に存在した長屋群も全て取り壊されさら地となり、本遺跡の変遷を論じる場合一つの下限及び上限として取り扱うことが可能で、大きな指針となる。瓦の相対年代と文献史料の検証より、西之御殿造営に使用された瓦の可能性が大で、本遺構は西之御殿焼失に伴いその廃材処理のために利用されたといえよう。よって本遺構の埋没時期は1772年に比定できよう。

中央部の大土坑は四基の重複によるものでそれぞれに多量に遺物を包含する。古くは18世紀中葉に比定されるものから存在し、新しくは広東碗の存在より19世紀初頭まで下る。それらは遺構間で連続的に続いており、本地域をゴミ捨て場所とした期間が想定できる。前述した通りその下限は19世紀初頭と捉えることができ、西之御殿焼失後本地域をゴミ捨て場所に充てたものと考えられる。

8. 19世紀前半の様相

19世紀に入ると遺構数は減少する。主な遺構にD 8グリッドの東西に伸びる石組遺構、C 6グ

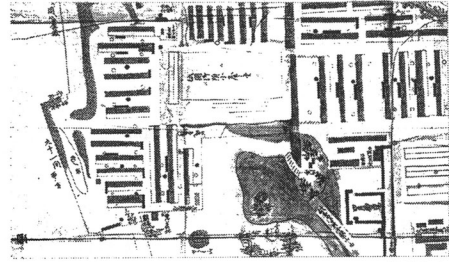
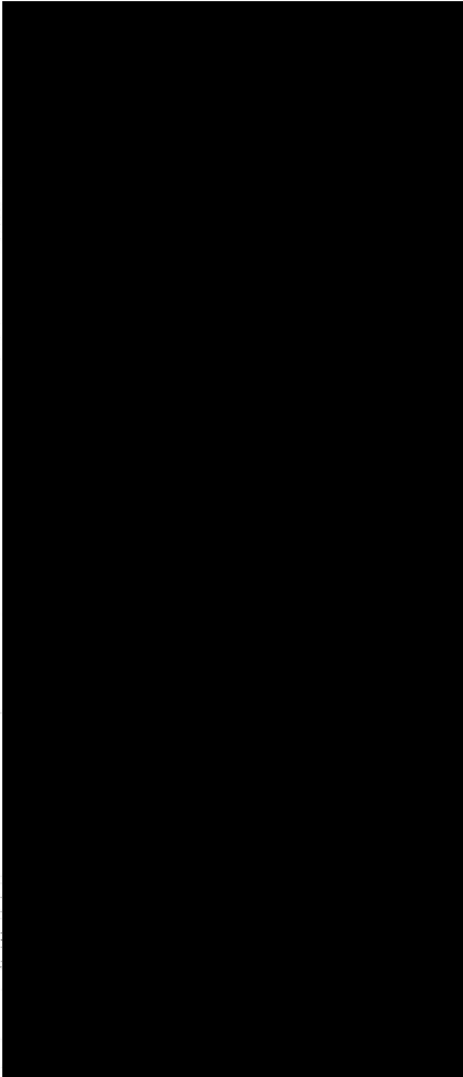
研究篇第二章 江戸藩邸内土地利用研究の一指針



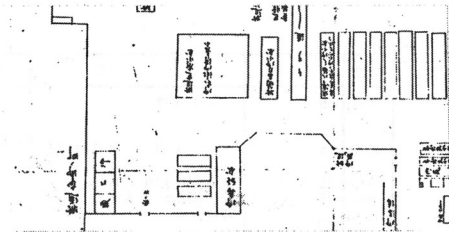
第11図 法学部遺構新旧関係略図

西暦	年号	事項	絵図	遺構
1657	嚮3	「丸山火事」		溝Ⅰ 柱穴Ⅰ
1682	嚮2	「お七火事」 本郷邸全焼		
1683 1687	嚮3・3・21 嚮4・9・13	本郷邸上屋敷となる 前田綱紀江戸本郷邸に 移住する		
1702	元禄15・2・4 4・6	御成御殿手斧初の儀 徳川綱吉、前田綱紀の 本郷邸に臨む	長 屋	地下式坑群Ⅱ 井戸Ⅱ 植栽痕Ⅱ
1703	元禄16・11・30	「水戸様火事」本郷邸全焼		
1730	寶永15・1・12 8・16	本郷邸類焼 本郷邸竣工す		
1738	元禄3・1・29 7・10	本郷邸住持門等類焼 本郷邸大書院、小書院等成 る		
1771 1772	嚮8 妹1・2・29	西之御殿建築開始 本郷邸一部類焼 (西之御殿)	西之 御殿	溝Ⅲ 柱穴列Ⅲ 礎石Ⅱ 『瓦溜め』
1789	寛政2・6・7 12・1	前田齊敬の居館上棟式を行 い之を新御居宅と称せしむ 本郷邸内貸小屋の概よみ出 火	空 地	大 介 溜
1798	寛政10・7・28	本郷邸内貸小屋に落雷		
1802	嚮2・10・1	前田重教夫人本郷邸内の 梅之御殿に移住す	厩	石組Ⅲ
1825	文政8・12・9	本郷邸北之屋宅焼け富山藩 大聖寺藩上屋敷類焼		
1840	天保11・2・2 8・19	前田慶寧の本郷邸内におけ る居館造営に着手すべきこ とを命ず 同館を東御居宅と唱うべき ことを告ぐ	埋 御 門	
1846	弘化3・1・15	本郷邸火の見櫓長屋等類焼		
1855	文政2・10・2	本郷邸地震により被害有		
1856	文政3・1・20	去年の震害による江戸邸殿 閣の修繕を向う五年間延期 すべきことを命ず		
18	8・25 嚮1・閏4・17	本郷邸風害有 本郷邸類焼		

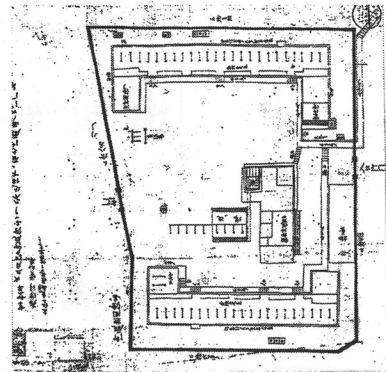
第1表 法学部遺構変遷略表



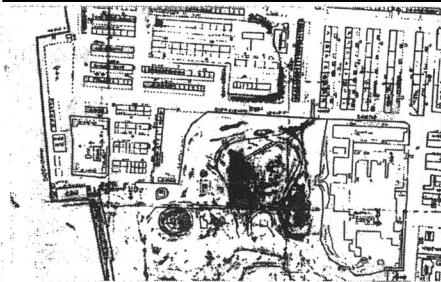
絵図 2



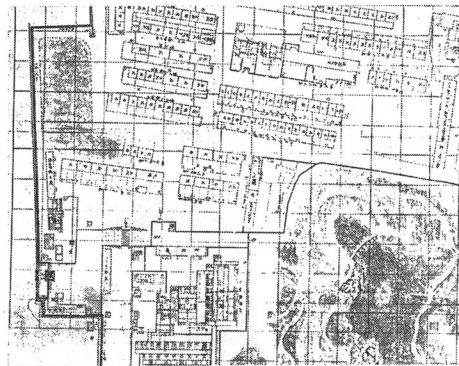
絵図 4



絵図 6



絵図 7



絵図 8

第12図 絵図にみられる調査区周辺土地利用の変遷

リッドの方形土坑がある。石組遺構は掘り方を有さず、芥溜の最終埋没段階に覆土と共に埋設されており、ゴミ捨て場所に連続して続く遺構である。また方形土坑もふくめて主軸Ⅲに属しており御守殿関連施設と考えられるが、本遺跡にあって御守殿区域の北限がここまで北上している例は他になく注目される。

絵図によると本地域は19世紀初頭より厩として利用されていることが窺え(註9)(絵図6,7), これらの遺構はそれに関連するものと思われるが絵図の尺度が不正確なため遺構と建造物との対応を困難なものにしている。そのなかでC6グリッドの方形土坑は壁際に柱穴が巡り、壁を板材で補強した遺構であるがその類似例が学内御殿下グラウンド建設予定地点にある(倉林1986)。グラウンド建設予定地点は江戸期の厚い盛土が堆積し17世紀から19世紀にいたるまで良好な状態で遺構が遺存している。また調査範囲が広く遺跡が御守殿内に位置しているため、絵図、文献史料からもたらされる情報が遺跡の再構成にとって大きな役割を果たしている。方形土坑は梅之御殿前段階にあたる厩址から検出されている。前述した通り遺構の遺存状態は良好で絵図にみられる厩、飼料小屋、洗場等を対応されることができ、洗場に対応する遺構は周囲を排水溝と考えられる溝によって囲まれ、その一角に水溜りと考えられる土坑が構築されている。この遺構が規模、形態ともに本遺跡の方形土坑と類似しており、場所も厩址内という類似環境にあることを考えれば、同様の機能を考えることもできよう。石組は本遺構に対応する石列が存在しないことから溝状遺構とは考えられず、厩に伴う建物礎石と考えられ、その位置から南側厩の北壁東半部に該当するものと考えられる(絵図6)。

厩以降は埋御門を伴う塀が遺跡内に存在することが絵図との対応から考えられるが(絵図8), それに対比される遺構は検出されていない。おそらく明治以降の土地整備による地面削平が繰り返されているためであろう。

9. まとめ

調査区内における本郷邸の変遷について論じてきたが、その特徴についてまとめてみたい。

一つにはほとんどの遺構がおびただしい切り合い関係をもっていることである。上屋敷以降に構築された主な遺構に関してはそれが幕末近くに至るまで連綿と続いている(第11図)。これが遺構の変遷を考えるうえで大きな手がかりとなったことはいままでの間もないが、江戸藩邸内の建造物が短期間に何回もの新、改築を繰り返していること、それらが場所規制のためにいくつかの群を形成して存在していることなどより江戸藩邸内の強力な土地利用の規制を垣間見ることができた。

一つには遺構の主軸が3タイプに大別されそれぞれが時間または空間を反映していることである。邸内は御守殿区域と長屋区域に二分され、それぞれが異なる軸をもって構築されていたことを裏付けた。これが基本的には方位に沿うものであり、御守殿区域が中山道に面しているという特殊事情によって捉えられるものであろう。現在でも本郷通りに面している建物は間口が狭くそ

の敷地の形態に江戸期の面影を残しているものが多いが、それらの敷地は本郷通りに直交せず方位に準じている。

一つには邸内を詳細に描いた絵図が多数存在し、遺構の性格や調査区内の土地利用を知るうえで大きな手がかりとなることである。それにより遺構からは比較的捉えにくい上屋構造、またその逆に絵図、文献史料からは理解し難い建造物の下部構造を把握することが可能になってくる。本遺跡では地下式坑の構築場所を捉えることができたことでその意義は大きなものといえる。

以上の特徴は本遺跡ならではの成果といえるが、遺跡完掘状態ではおびただしく切り合った多数の遺構も先後関係、伴出遺物などの検証から個々の遺構を吟味し、各時代を反映した遺構及び遺構群を抽出することによってその時期毎の土地利用の状態が浮き彫りになってくるものと思う。建造物の方位や構築状況などが他の江戸遺跡（特に武家屋敷）の調査において一つの指針として利用、応用されることを期待したい。

最後に本論作成にあたり東京大学史料編纂所助手宮崎勝美氏には、特に絵図の収集、解釈で多大なる御助言、御協力をいただいた。記して感謝の意を表したい。（1988.6.18成稿）

註

- 1) 絵図にみられる本郷邸内建造物群の詳細な変遷に関しては中村慎一氏の論考がある。
- 2) 明治16年陸軍参謀本部発行の区分地図、同21年内務省発行の区分地図があり、本郷邸の境界が大部分にわたり残っており、本報告書中に中村氏の論考がある。
- 3) 本郷邸は天和三年三月二十一日に下屋敷から上屋敷に昇格している。元禄元年はその6年後に当たりこの絵図は上屋敷の初期の姿を描いたものである。従ってそれ以前の遺構とは下屋敷期に伴うものである。
- 4) 本学遺跡調査室山口剛志氏より理学部7号館建設予定地点では17世紀後半に位置付けられる遺構の主軸はN-15~20°-Eにあるという御教示を受けた。
- 5) 菅谷通保氏の御教示による。また地下式坑の形態変化については同氏の論考に委ねる。
- 6) 例えば学内では理学部7号館建設予定地点(寺島, 羽生, 1985), 医学部附属病院中央診療棟建設予定地点(小川 1987)があり、他遺跡では郵政省飯倉分館構内遺跡(鈴木公雄他 1986), 真砂遺跡(加藤晋平他 1987)などがある。
- 7) 地下式坑の構築場所に関しては小林氏の論功で庭に構築されたものもあると指摘されており(小林 1986), 武家屋敷における地下式坑の在り方に一石を投じるものとなろう。
- 8) 加藤晃氏より直接御教示を得た。
- 9) 厩が描かれている絵図には全て梅之御殿が存在している(絵図7)。

文献

- 伊藤 好一 1987 『江戸の町かど』平凡社
植木 弘・芹沢 広衛他 1981 『白山四丁目遺跡』白山四丁目遺跡調査会
上敷 領久 1987 『百人町三丁目遺跡』百人町三丁目遺跡調査会
上野 佳也・西田 泰民 1985 「文京区東京大学構内(本郷)遺跡」『東京都遺跡調査・研究発表会X発表要旨』

研究篇第二章 江戸藩邸内土地利用研究の一指針

- 上野 佳也・小川 望 1987 「東京大学本郷構内遺跡」『東京都遺跡調査・研究 XII 発表要旨』
- 小川 望 1987 「東京大学本郷構内遺跡の発掘調査—医学部付属病院地点」『考古学ジャーナル』282
- 加藤 晋平・小林 克他 1987 『真砂遺跡』真砂遺跡調査会
- 加藤 晋平・鶴丸 俊明他 1985 『江戸 都立一橋高校地点発掘調査報告書』都立一橋高校内遺跡調査団
- 金丸 義一 1985 「遺構からみた江戸建築の一例」『都心部の遺跡—貝塚・古墳・江戸』
- 喜田川守貞 1853 『守貞漫稿』名著刊行会
- 倉林真砂斗 1986 「御殿下グラウンドの調査」『第1回江戸遺跡研究会発表要旨』
- 小泉 弘 1983 『江戸を掘る—近世考古学への招待—』柏書房
- 1987 『江戸の考古学』ニューサイエンス社
- 侯爵前田家編輯部 1935 『加賀藩史料』第八編
- 小林 克 1985 「大名屋敷」『季刊考古学』13号
- 1986 「地下室考」『物質文化』47
- 佐々木達夫・花江 1978 「江戸時代以降の動坂遺跡とその出土遺物について」『文京区動坂遺跡』動坂貝塚調査会
- 清水 潤三・高山 優他 1988 『旧芝離宮庭園—浜松町駅高架式歩行者道路架設工事に伴う発掘調査報告—』旧芝離宮庭園調査団
- 杉森 哲也 1987 『江戸御上屋敷惣御絵図 一舗』
- 鈴木 公雄他 1986 『郵政省飯倉分館構内遺跡』港区麻布台一丁目遺跡調査会
- 高山 優・松本 健他 1988 『虎ノ門五丁目芝神谷町町屋跡遺跡』港区教育委員会
- 滝口 宏他 1985 『都心部の遺跡—貝塚・古墳・江戸』東京都教育委員会
- 1988 『三栄町遺跡』東京都新宿区教育委員会
- 玉井 哲雄 1986 『江戸 失われた都市空間を読む』平凡社
- 寺島 孝一・羽生 淳子 1986 「東京大学本郷構内遺跡」『東京都遺跡調査・研究発表会 XI 発表要旨』
- 寺島 孝一 1987 「東京都東京大学構内遺跡」『日本考古学年報』38
- 萩尾 昌枝 1988 「「池」出土の木製品」『江戸の食文化』江戸遺跡研究会第1回大会発表要旨
- 藤本 強・宮崎 勝美・萩尾 昌枝 1987 「東京・東京大学構内遺跡」『木簡研究』第九号

絵図の出典

- 絵図1 『武砦本郷第図』尊経閣文庫所蔵
- 絵図2 『本郷御屋敷之図』三井文庫所蔵
- 絵図3 『御上屋敷総絵図』尊経閣文庫所蔵
- 絵図4 『東武本郷屋敷絵図』金沢市立図書館所蔵
- 絵図5 『西之御殿絵図』尊経閣文庫所蔵
- 絵図6 『御厩地面絵図』金沢市立図書館所蔵
- 絵図7 『加藩江戸本郷屋敷総絵図』大鋸コレクション所蔵
- 絵図8 『江戸御上屋敷惣御絵図』金沢市立図書館所蔵

記 絵図の掲載にあたり資料提供を快諾して下さった、前田育徳会、三井文庫、金沢市立図書館、石川県立博物館、及び関係諸氏に対し心からお礼申し上げます。

第三章 江戸における井戸の有する二側面

堀内 秀樹

1

近年、ようやく近世が考古学的学問の対象となり、江戸周辺においても葛飾区葛西城址(江守・古泉ほか、1987)、八王子市八王子城址の城郭、文京区真砂遺跡(加藤・小林ほか、1987)、港区郵政省飯倉分館構内遺跡(鈴木・松本ほか、1986)、文京区東京大学構内遺跡(上野・西田、1985、寺島・羽生、1986、寺島、1987、上野・小川、1987、小川、1987)等の武家屋敷、江戸遺跡千代田区都立一橋高校地点(加藤・古泉ほか、1985)等の町屋、港区日枝神社境内遺跡(佐々木、1975)、港区長岡藩主牧野家墓所(鈴木・高山ほか、1986)、新宿区自證院遺跡(滝口・野沢ほか、1987)等の寺社、清瀬市下宿内山遺跡(榊原・内田ほか、1986)、八王子市宇津木台遺跡(吉田・梶原ほか、1987)等の農村部等の発掘調査が行なわれ、全国的にも増加する傾向にあるが、近世という時間的空間の中で地域、遺跡、遺構、遺物の位置付け等の論議は決して充分とは言えず、また、近世にわたって日本の政治的、文化的中心として機能していた大消費都市である江戸を例に取ると、調査例の僅少さもあるであろうが、個々の遺構、遺物などの分析、考察は、各遺跡でのあり方から成果はかなり上がっているように思えるが、江戸、それも大消費地としての都市遺跡を構造的にとらえた上での議論や、その周辺地域をも含めた考察はいまだ言及されていないのが現状であろう。

本稿では近世遺跡を調査して確認されている種々の遺構よの中より井戸を、遺跡の特徴、現存絵図面との対比、形態差が機能差としてとらえられる可能性をふまえ、近世遺跡を理解する上で井戸の持つ有意性について筆者の気づいた事をまとめ、今後調査の一助になればと考えている。

2

井戸の事に触れる前に本遺跡の調査を行なって武家屋敷の持つ特徴について気づいた点を注目すべき遺構として井戸を抽出した根拠も絡めて一瞥してみたい。

江戸という都市を構成しているのは、将軍の居住区である江戸城を中心に、その周囲にある大名、旗本の居住している武家屋敷、町人の居住する町屋、それに寺社とに大別されようが、その区域は当初より規制があったようで(玉井、1986 P34~41)、特に明暦の大火以降は武家屋敷を江戸城周囲に、町屋を東側に、寺社を外掘の周辺部にと明確な計画の存在を認める事ができる。この中で加賀前田家の上屋敷の調査を行なって気づいた特徴は、町屋においてもそうであるが計画的な土地利用のされ方を示している点と、検出された遺構が極めて多様なあり方を示している点、これは地形に大きく左右されようが、広範囲な平面を得る為に大規模な盛り土、削平、版築

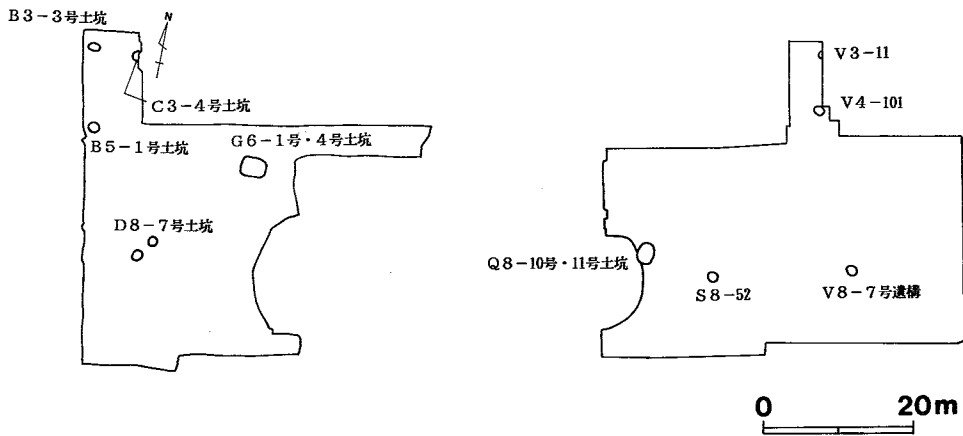
等を行なっている点の三点があげられよう。

第一の特徴である計画的な土地利用のされ方を示している点については、本遺跡が近世には加賀前田家の上屋敷の一部であり、年代によって下級武士の長屋、空き地、厩、藩主居住区との境界の埋め御門と変遷を見ている事は成瀬氏の成果によって明らかにされたわけであるが、上屋敷自体は、現存する多数の絵図面より藩主、上級家臣居住区、下級家臣居住区、馬場などに階層別、用途別の地割りが成されているのみならず、ここで取り上げる井戸、地下式土坑などの施設にいたるまで計画的に設けている事が看取出来る。また、この事は近世に発達した城下町（例えば江戸、金沢など）と同様であり、江戸の上屋敷内があたかも城下町の縮図のような構造を示す事は注目に値する。

第二の特徴である遺構の多様性は、近世遺跡の特徴の一つであり（特に江戸においては顕著であると思われる）、先史、古代における住居址、掘立などの性格が判別出来る遺構は少ないのとは対称的に、その判別が困難な遺構が多数検出される事は近世遺跡の調査に携わった者の共通の印象ではないかと思われる。もちろんそれぞれの必要な構造物およびその付帯施設は明確な形で存在したに相違ないであろうが、現在の発掘によって検出された遺構群の形状、機能、規模などが時間的空間の忘却されたままで当時の姿を復元できないだけなのであろう。

第三の特徴である大規模な盛り土、削平などの土木工事を頻繁に行なっている点は、既に東京大学本郷構内で行われた数箇所の調査によって明らかになっているが、旧大聖寺藩上屋敷である東大病院の新中央診療棟建設の為の事前調査の場合を例に取れば、中央を東西に走る支谷を埋めて面を作り出しており、少なくとも五枚以上の版築した硬化面、遺構検出面が認められ、幕末の頃には谷底より最も深い所で4メートル以上の盛り土が行われている。今回行なった東京大学法学部4号館、文学部3号館建設地遺跡においても、法学部4号館建設地遺跡側（以下法学部側と略す）には盛り土は認められてはいないが、屋敷成立から幕末までの遺構群がローム面で確認されており、火事その他で廃絶された面は削平されて新たな面の構築を行なっているし、文学部3号館建設地遺跡（以下文学部側と略す）においては、東の三四郎池側に盛り土がなされ、数枚の遺構検出面が認められている。頻繁に行われたこのような土木工事で当時の建物群が実際どれだけ調査によって復元されるかは想像の域を越えない。大遺構の遺存率が高いのは言うまでもないであろうが、実際相当数を数えたであろう建造物の礎石列、杭列等の検出は比較的まれである。また、検出されたとしても礎石が既に抜去されている状態が多く、不完全なあり方を示すのに対し、地下式土坑、井戸、その他の大きく、深い遺構の検出が目につく事は、建造物棄却後の削平の頻繁さを、礎石列、石組み溝、石垣などの不完全な形での検出は礎石、切り石の二次利用を容易に想像させる。

このような大遺構の中で井戸は、その機能の明瞭な点、削平によって消滅する事のない点、また、絵図面の中に位置関係が記載される事の多い点などを考慮すると注目しなくては行けない遺構であろうと考える。



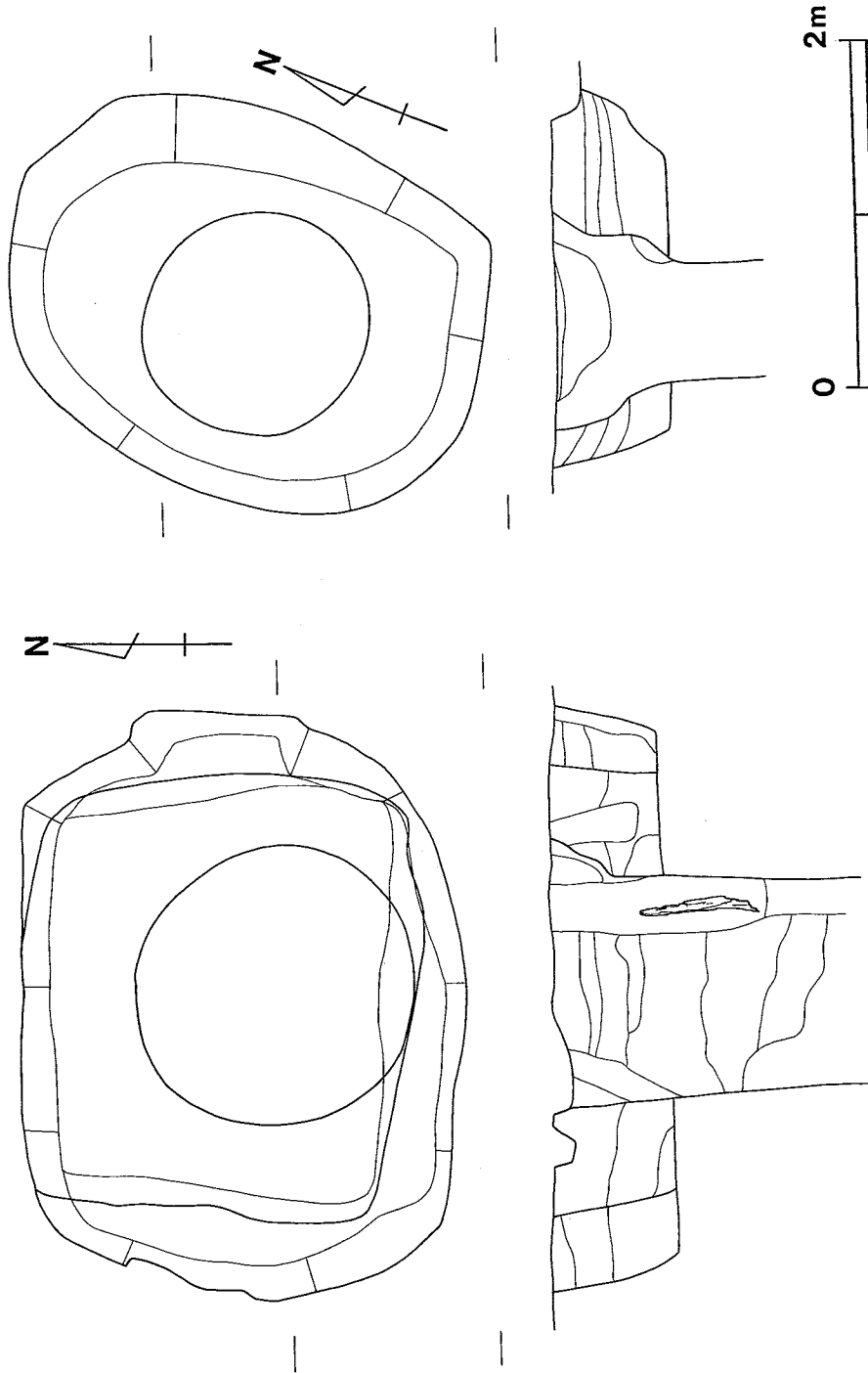
第1図 東京大学法学部4号館・文学部3号館建設地遺跡井戸配置図

	遺構名	付帯施設 (EW×NS)	井戸の規模	時期
法学部側	B3-3号土坑	ナシ	径 120~150	18C後半
	B5-1号土坑	ナシ	径 140	18C前半か?
	C3-4号土坑	ナシ	径 140	19C
	D8-7号土坑	ナシ	径 135	18C前~中
	G6-1号・4号土坑	方形 (330×260)	径 160	18C前~中
文学部側	S8-52	ナシ	径 135	明治
	V3-11	ナシ	半分以上調査区域外	ナシ
	V4-101	ナシ	径 130	18C前~中
	V8-7号遺構	ナシ	径 140	ナシ
	Q8-10号・11号土坑	楕円形 (280×220)	径 130	18C前~中

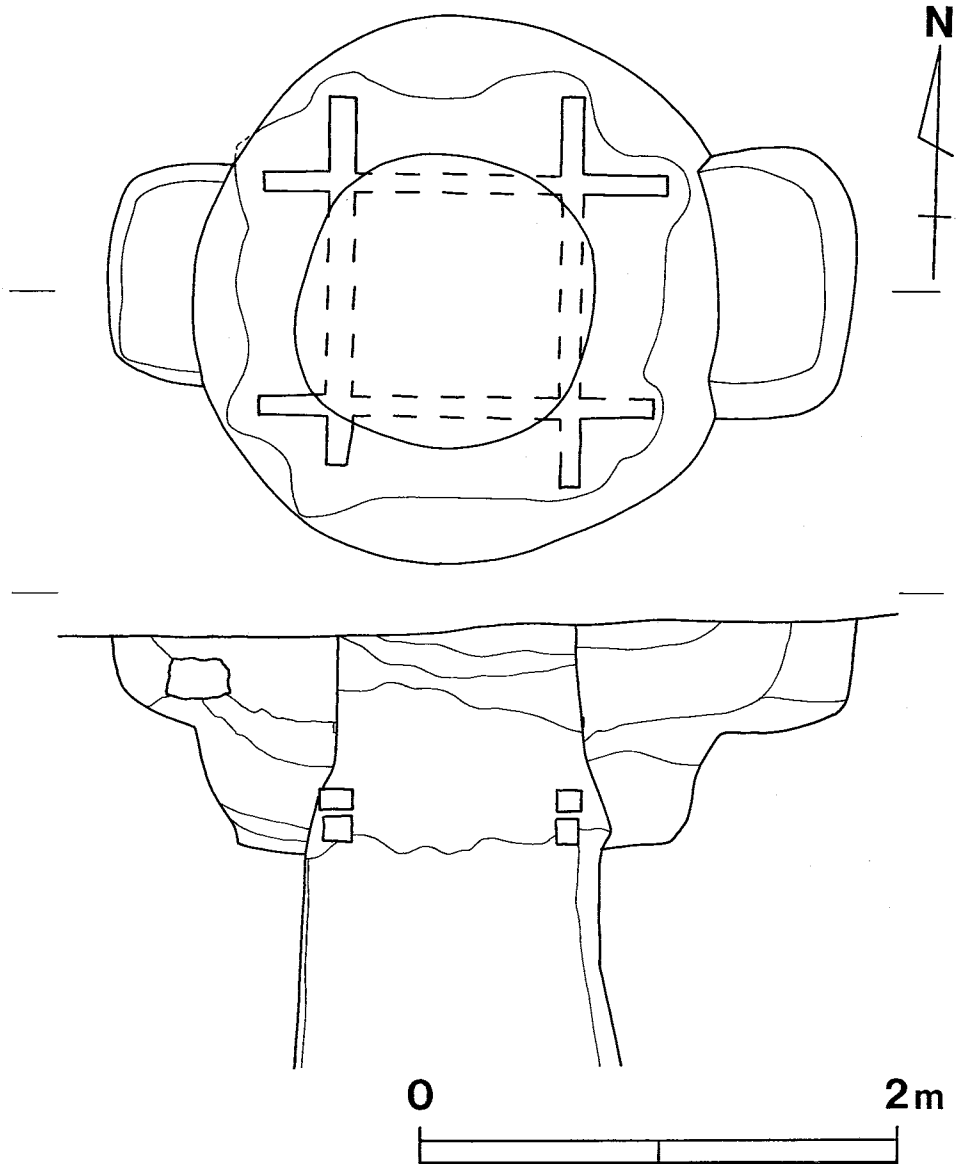
第1表 東京大学法学部4号館・文学部3号館建設地遺跡井戸一覧

3

本遺跡では近世の井戸は、法学部側で六基(註1)、文学部側で五基の計十一基が確認されている(第1図)。これらは地下付帯施設の有無によって2つのタイプに分類が可能である。1つは地下付帯施設を有するタイプで法学部側ではG6-1号・4号土坑(第1, 2図, 第1表)、文学部側ではQ8-10・11号土坑(第1, 2図, 第1表)の二基が確認されている。G6-1号・4号土坑とQ8-10・11号土坑は、外側の付帯施設と思われる土坑部の形状等に若干の相違が認められるものの、中央付近に井戸が配される点、坑底や壁の様子など類似点も多い。G6-1号・4号土坑は確認面で径160cmを計測する井戸(4号土坑)の周囲に東西方向に主軸を有する方形の土坑が二重構造を呈して存在する。東西330cm, 南北260cmを測る外側の胴張り長方形の土坑の

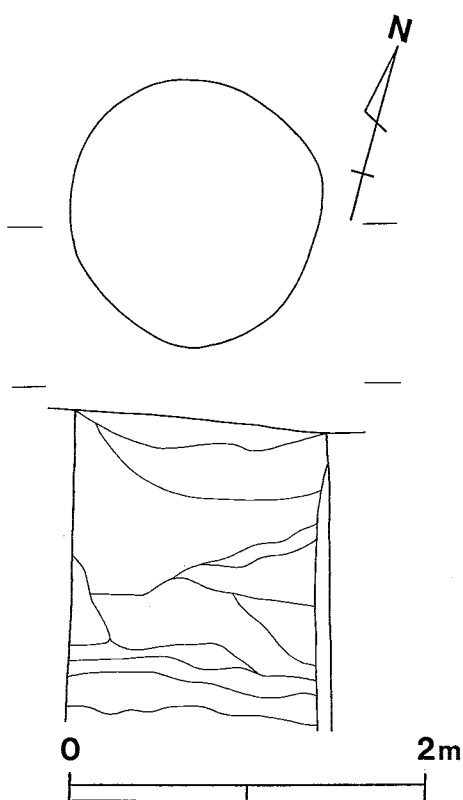


第2図 G 6-1号・4号土坑, Q 8-10号・11号土坑



第3図 東大病院新中央診療棟地点 G27-1

中に坑底を共有してローム，灰褐色粘土を後詰めにするような形で入れ子状に内側の土坑が構築されている。千代田区一橋高校で検出されているII-29遺構との類似も考えられよう。また，Q 8-10・11号土坑は，確認面で径130cmを測る円形の井戸（11号土坑）の周囲に南北を主軸とする楕円形の土坑がその付帯施設として構築されている。出土遺物は，G 6-1号・4号土坑，Q 8



第4図 B 5-1号土坑

—10・11号土坑とも18世紀前～中葉のものに比定される陶磁器類が検出されている。このような形態を有する井戸は近世以前の関東では後北条時代の葛西城址が知られている。ここの井戸のあり方は低湿地での特徴を示すものであり、一般的ではないであろう事が報告されているが、近世に入ると江戸では多くの類例を求めることが出来る。これら井戸に伴う施認は木部の腐食によって確認されていないが、本遺跡以外に類例を求めるならば、先の一橋例や、東大病院新中央診療棟建設に伴う事前調査で検出されているG27-1（第3図）などがあげられるのではないだろうか。いずれにしても外側の土坑は化粧側、井桁もしくは上部施認に伴うものであらうと考えられる。

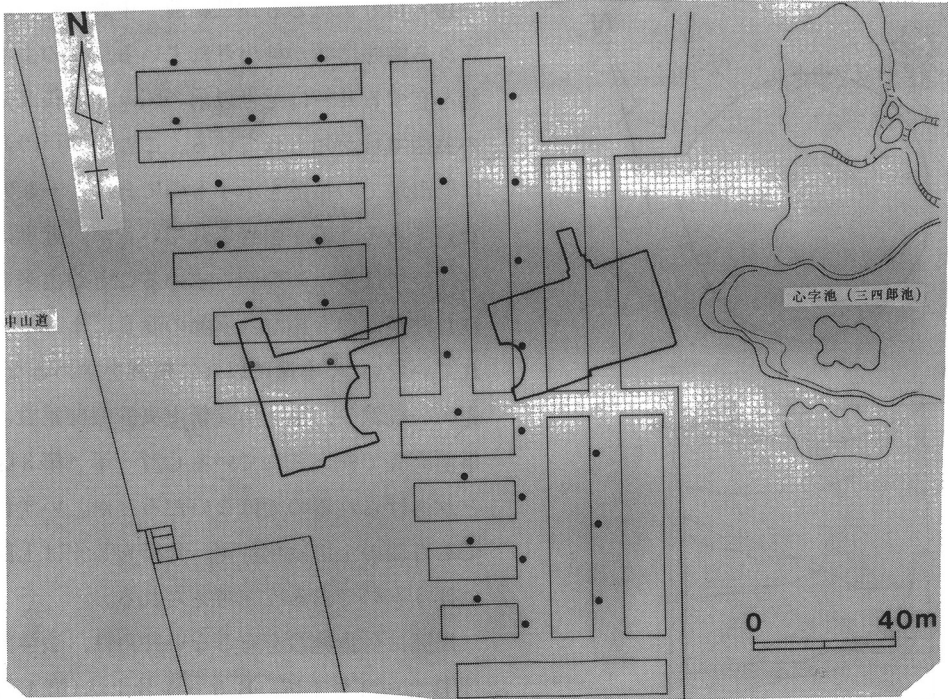
周囲に付帯施設を有さない井戸は、法学部側ではB 3-3号土坑、B 5-1号土坑（第4図）、C 3-4号土坑、D 8-7号土坑、および近代のものを含む五基が、文学部側ではS 8-52号土坑、V 3-11、V 4-101、V 8-7号遺構の四基、計九基が確認されている。平面形、規模、出土遺物の時期をまとめたものが第1表である。これらは

いずれも井戸側を有していたと思われるが、遺跡が台地上に立場しているため木材の腐食が進行し、痕跡をも確認出来ない状態であった（註2）。

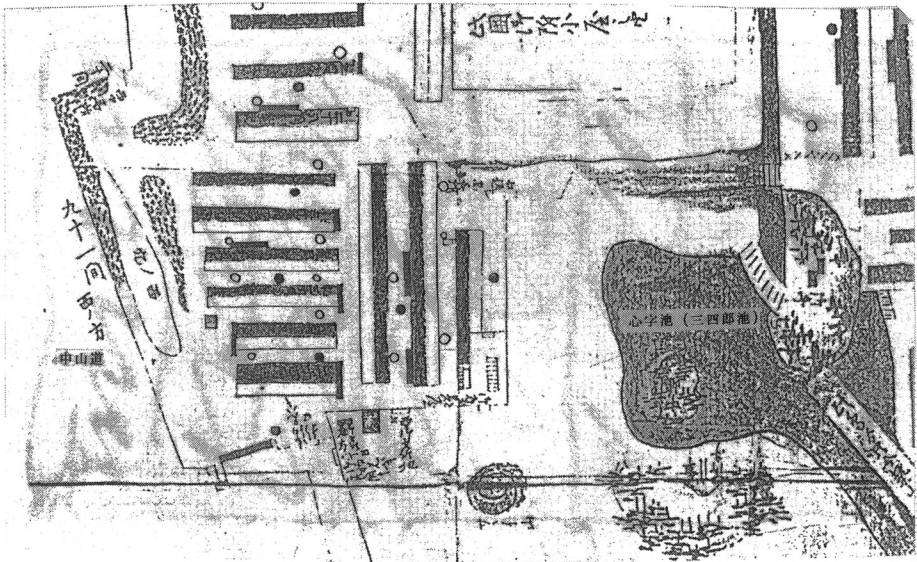
4

絵図面は、多くが現存する前田家は特殊の例だとしても土地利用や建造物の年代的な変遷をたどる場合には極めて有効な資料であり、他の遺跡のように遺構の使用年代を、遺物の有無や出土状況、伝世の問題、使用年代と廃棄年代とのギャップ等を抱える出土遺物よりの推定を行なうまでもなく、与える事ができる。また、出土遺物のほうへも年代的な示唆を与えてくれるのではないだろうか。もちろん、絵図面自身の資料としての検証を行なうのは言うまでもないが、建物に関する文献資料との詳細な検討によってかなりの確実性を与えられる事ができると考えられる。ここでは、多数現存する絵図面に実際に調査して検出された井戸とを対応させた結果、井戸が有する機能について気づいた事をまとめてみることにする。

第5図は、元禄戊辰（1688）と記述のある「武砦本郷第図」と題された絵図面の拡大したもの



第5図 武芻本郷第図（一部加筆）



第6図 本郷御屋舗之図

の中に調査区を示したものである。この「武砦本郷第図」は長屋の長さ、幅、間隔等の記載がしてあり、比較的正確な測量が行われているので、遺構との対比は有効なものである。これを見ると調査区内には長屋と考えられる長方形の建造物が法学部側では東西方向に、文学部側では、南北方向に主軸を有して存在し、それぞれ長屋の北側、東側に等間隔で井戸を表す黒点が法学部側で二点、文学部側で一点認められる。この三個の井戸を示す点は、法学部西側の点がB 5—1号土坑、東側の点がG 6—1号・4号土坑、文学部側の点がQ 8—10号・11号土坑に調査で確認された井戸と極めて良好な対比が可能である。ここで気づく事は、井戸が長屋の塀外に位置する事(註3)と、元禄期においても長屋の大小にかかわらず数基の井戸が規則的に伴っている事である。

また、第6図は、年代記述はされていないが、東京大学本郷構内遺跡本郷記念会館建設予定地点で馬場の出現(1717)以降ほぼ18世紀の中葉と推定される「本郷御屋舗之図」と題される消防関係の絵図面である。図としての正確さにはやや欠けるが、井戸、水溜桶、梯子の位置が小印で記されており、欄外に

- 付合紋 井百貳拾六
- 付合紋 古井九ツ
- △付合紋 御作事方支配水溜桶
- 付合紋 割場(註4)支配水溜桶

との記載があり、絵図面中の小印の内容を説明している。ここで注意したいのは、第4図と第5図を比較するとわかるとおり「武砦本郷第図」との間には半世紀ほどの年代的な隔たりを有するが、本遺跡が該当すると考えられる範囲での長屋の位置関係がほとんど変化しておらず、建直しが行なわれたにせよ基本的に同一の場所を占有していた様子が窺える事である。先の「武砦本郷第図」のほぼ同様な位置に存在している長屋群の法学部側では北側、文学部側では東側に認められた井戸を表す黒点が、「本郷御屋舗之図」では井戸(白点)(註5)と割場支配水溜桶(黒点)(註6)に分けられており、B 5—1号土坑を示す法学部西側が白点、G 6—1号・4号土坑を示す東側が黒点、文学部側では南北に主軸を有する三列の長屋の内、中央の長屋の井戸の数が減少しており、井戸を示す○が二基と古井を示す○が1基になっているが、「武砦本郷第図」で文学部側西端に所在した井戸(Q 8—10号・11号土坑)が、やや北側に位置を変えており、両者の間に井戸が廃絶された事が看取できる。井戸が付随する長屋との関係はさきの成瀬氏の考察によって示されているので省略するが、井戸が絵図面との対比において極めて有効である事が言えよう。また、それぞれの井戸内よりの出土遺物を見てもB 5—1号土坑(註7)、G 6—1号・4号土坑、Q 8—10号・11号土坑とも18世紀の前葉から中葉の陶磁器類の出土を見ており絵図面の年代と矛盾しないと考えられる。

「本郷御屋舗之図」では○が井戸、●割場支配水溜桶と記載されているが、検出された遺構は双方とも井戸である。しかも検出された井戸を比較すると先述の通り構造上の相違が認められ、B 5—1号土坑は付帯施設を有さない素掘りの井戸であるのに対し、G 6—1号・4号土坑、Q 8—10

号・11号土坑は井戸の周囲に土坑を伴う。これら用語の相違は機能差にとらえて良いであろうが、水溜桶と記されているもの（G 6—1号・4号土坑，Q 8—10号・11号土坑）には防火・消火用としての性格付けが出来るのではないだろうか。また，その付帯施設は防火・消火に有用な施設であった可能性も想定されよう。

5

小稿では，江戸自体が包括する種々の事象のうち，井戸の有する諸問題の一部とそれの理解の為の方法の一端を示したわけであるが，扱った資料も限られ，遺構としての井戸を復元するには至っていない。近世遺跡の調査で普遍的に確認されている井戸をどのように理解するかは，最終的に江戸全体の水の問題，防火，消火の問題まで含めて考える事が必要で，当然上水道をも含めた幕布の水道政策，管理体制，災害の防止政策等も大きく関わるであろう。これまでのように単に形態で分類を行ない時期的な変遷を追うといった方法では，遺跡理解の手掛りを捉える事も困難であると言わざるを得ない。当該例のみをもってすべてを語るのははなはだ危険であるが，いままでに井戸として単純に一括されてきたものが，ここで性格が異なる井戸と水溜桶の二種類が存在する可能性が考えられ，近世の井戸の有する意義を検討するに当たってこれまで生活用水としての視点ばかりに注意を向けられがちであったが，今後消防等の視点をも合わせ，両側面よりの再考が必要になってくるのではあるまいか。

また，それぞれの側面を考察するにあたって重要であろうと考えられる事は，生活用水，飲料用水の側面では，特に上水道との関係と，掘り抜き技術の開発であろう。江戸市中は周知のように上水道が整備され，給水されていたが，当然井戸の鑿井にあたっては，上水道と大きく関わっていたであろうし，その空間的，地域的な把握を行なう必要がある。掘り抜き技術的成功はこれまでの井戸の概念を一変させるほどの事であったに相違なく，井戸としての画期が見出されるであろう。もっとも，当初の掘り抜きは技術的にも未完成で，鑿井コストも高く，技術改良によってその障壁が取り除かれ，町屋まで普及を見たのは文化，文政の頃であるらしい（堀越，1981a P21～22）。消火・防火用としては，明暦三年に画期があらうと考えられる。いわゆる明暦の大火によって幕府の江戸市中の火災予防の政策が強化され，それらの法令によって新たに井戸が鑿井された例も多くあらうし，これらは当初より防火・消火用の井戸として性格づけられるからである。

以上が江戸の井戸を理解するに当たって考慮すべき点であると思われるが，再確認の意味で問題点を挙げてみると，以下のように整理される。

- (1) 生活用水，飲料用水としての側面，防火・消火用水としての側面の両側面が江戸の井戸を理解する上で不可欠な要素であろうと思われる。
- (2) 両側面が，幕布の水道敷設，管理政策，災害の防止政策と極めて深く関わっており，遺跡での検出状況とそれらを合わせ考えなくてはならない。

(3) 生活用水、飲料用水としては、特に上水道との関連および新技術の開発によって大きな変化が見出されると考えられる。

(4) 防火・消火用水としては、明暦の大火に画期が認められると思われる。

これまで近世の「江戸」と言う都市遺跡を調査し、整理する際に、江戸市中の消火・防火対制および生活用水を得る手段を復元する重要な鍵を与えてくれる遺構である井戸の重要性について概観したわけであるが、江戸以外では、比較的近い清瀬市下宿内山遺跡、八王子市宇津木台遺跡等から検出されている井戸と比較しても大きな差異を認められる。他地域との比較は水という視点から見た近世における江戸の姿をより明確に映し出すに相違ない。江戸市中の井戸と共に地域的な問題の解決も同時に進めなくてはならないが、ここでは限られた例のみを対象とした結果、抽象的になってしまった部分もある。今後、少しずつ論を進めて漸次問題点を解決していきたいと考えている。

なお、本稿を草するにあたり、東京大学資料編纂所の宮崎勝美氏、中里遺跡調査団小林克氏には数々のご助言、ご援助を頂いた。文末ながらお礼申し上げたい。(1988. 7. 21 撰筆)

註

- 1) 法学部側ではC 8区に素掘りの井戸が一基確認されているが、年代的に近代の廃絶であるもので除外した。
- 2) 『守貞漫稿』には江戸と京坂の井戸の構造の相違が記され、京坂では井戸側を瓦で構築するのに対し、江戸では底を貫いた桶を積み重ねて作る旨の記載がある。江戸の各遺跡で検出している井戸と対比しても大きく異なるものではない。
- 3) 加賀藩の長屋の構造には庭付きのものと母屋のみものがあり、庭付きのものにも庭側の塀に入口部を有するものとそうでないものがある。庭付きで入口部を有するものは庭側に井戸が構築され、庭付きでも入口がないもの、母屋のみものには逆方向に井戸が構築されている。
- 4) 割場とは専門職集団ではなく、緊急の際や人出が不足の時の一種の人材派遣業者のような役であった。
- 5) 井戸は大別して掘り井戸と呼び井戸があり、呼び井戸については上水より呼び樋で引き込んだ井戸で、文京区の実砂遺跡で実例が検出されている。実砂遺跡や、本郷台地では中仙道より西側においては千川上水の給水を受けていたことが正徳年間の頃に描かれた上水図によって確かめられており、実砂例も矛盾するものではないし、東側の加賀藩上屋敷内で上水井戸は確認されていない。掘り井戸は、江戸時代初期には、鑿井技術が未熟で飲料水に適した湧水層まで掘る事ができなかったが、享保年間に神田新銀町太兵衛店の井戸掘り業者五郎右衛門、南茅場町市郎右衛門の井戸掘り業者八兵衛等が新技術を工夫し、それ以後盛んに井戸が掘られるようになるらしい(堀越, 1981a P19~22)。江戸市中では、それ以前より飲料用水として用いられる水が大切にされ、町人に限らず武士等も生活用の雑用水には浅井戸と呼ばれる掘り井戸を使用していたらしいが、この「武砦本郷第図」、「本郷御屋舗之図」共に飲料用水、雑用水用の井戸の区別は無い。当然「武砦本郷第図」のほうは、元禄年間であるから深井戸はないが、「本郷御屋舗之図」では享保以降であるので深井戸である可能性もあろう。ただ、本郷台地などの山の手では近世には「五丈掘り」、「六丈掘り」と言われ、湧水層が浅く、井戸を五丈から六丈掘れば良質な飲料水が得られたらしいこと(堀越, 1981a P63)、本郷邸内には現在でも「三四郎池」と呼ばれる水量豊富な湧水があり、最近まで飲料水としても用いられ

ていたようで、少なくとも「三四郎池」の水位まで掘れば良好な湧水層に当たり、享保の新技術を待つまでもなく飲料用水が得られていたと推定でき、「武砦本郷第図」に記されている井戸は飲料水としても適していた考えてもさし仕えないであろう。

- 6) ここで記載のある水溜桶がどのような性格を有し、具体的にどのように使用されていたかは推測の域を越えないが、「割場支配」,「御作事方支配」と記されている事から一般の飲料用としての機能より消火、防火用に配されていたと考えて差し支えないであろう。一般に水溜桶は、水を貯めて置く比較的大型の桶をさすが、すでに慶安元年(1648)に幕府が出した町触に町々の水溜桶、手桶(軒先に吊す水桶)、天水桶(屋根の上に置く桶)に水を入れておき、梯子を懸けておく旨の事が記され、また、明暦元年(1655)にはさらに細かい町触れが出ており、町の両側に火の用心の井戸を八基ずつ掘る事、上水道のこない所には、以前定めた水溜桶の他に町の水溜桶八基を埋めて置き、月に一度ずつ水を入れ替え、これに蓋をしておく事等を定めている。これらによれば水湧桶は、井戸とは別物として扱われ、地上に置く物ではなく、地中に埋め置くものである事がわかる。
- 7) 調査時、遺物を取り上げる際に上の遺構と混合してしまい純粋な一括遺物として扱う事は出来ないが、上の遺構の遺物と思われる新しい時期のものを除けば18世紀前~中葉のもののがかなりの割合を占めている事からおそらく当該期であろうと思われる。

文 献

- 上野 佳也・西田 泰民 (1985) 「文京区東京大学構内(本郷)遺跡」『東京都遺跡調査・研究発表会 X 発表要旨』
- 上野 佳也・小川 望 (1987) 「東京大学構内遺跡」『東京都遺跡調査・研究発表会 XII 発表要旨』
- 江森 正義・古泉 弘ほか (1983) 『葛西城 一葛西城址発掘調査報告一』 葛飾区葛西城址調査会
- 大島 暁雄 (1986) 『上総掘りの民俗』 未来社
- 小川 望 (1987) 「東京大学構内遺跡の発掘調査」『考古学ジャーナル』 282
- 小野 武雄 (1983) 『江戸の歳時風俗誌』 展望社
- 榊原 松司・内田 裕治ほか (1986) 『東京都清瀬市下宿内山遺跡』 下宿内山遺跡発掘調査会
- 加藤 晋平・古泉 弘ほか (1985) 『江戸 一都立一橋高校地点発掘調査報告一』 都立一橋高校内遺跡調査団
- 加藤 晋平・小林 克ほか (1987) 『真砂遺跡』 真砂遺跡調査会
- 喜多川守貞 (1984) 『守貞漫稿』 名著刊行会
- 古泉 弘 (1983) 『江戸を掘る 一近世都市考古学への招待一』 柏書房
- (1984) 「発掘された水道・井戸」『歴史手帖』 12-8
- (1987) 『江戸の考古学』 ニュー・サイエンス社
- 児玉 幸多 (1974) 「明暦の大火」『日本の歴史 16 元禄時代』
- 佐々木達夫・花江 (1975) 「東京都日枝神社境内遺跡の調査」『考古学ジャーナル』 105
- 清水 潤三・原田 大介ほか (1988) 『旧芝離宮庭園 一浜松町駅高架式歩行者道架設工事に伴う発掘調査報告一』 旧芝離宮庭園調査団
- 鈴木 公雄・高山 博ほか (1986) 『港区済海寺 長岡藩主牧野家墓所発掘調査報告書』 東京都港区教育委員会
- 鈴木 公雄・高山 優・松本 健ほか (1988) 『芝公園一丁目 増上寺子院群 光学院・貞松院・源興院 一港区役所新庁舎建設に伴う発掘調査報告書一』 港区芝公園1丁目遺跡調査団
- 鈴木 公雄・松本 健ほか (1986) 『麻布台一丁目 郵政省飯倉分館構内遺跡』 郵政省飯倉分館構内

研究篇第三章 江戸における井戸の有する二側面

遺跡調査会

- 鈴木 理生 (1984) 「初期江戸の都市計画と上下水道 ―町割と微地形―」『歴史手帖』112―8
- 高山 優・松本 健ほか (1988) 『虎ノ門五丁目 芝神谷町屋跡遺跡』港区教育委員会
- 滝口 宏・佐々木達夫ほか (1978) 『文京区・動坂遺跡』動坂貝塚調査会
- 滝口 宏・芹沢 広衛ほか (1981) 『白山四丁目遺跡』白山四丁目遺跡調査会
- 滝口 宏・野沢 均ほか (1987) 『自證院遺跡 ―新宿区立富久小学校改築に伴う緊急発掘調査報告書―』自證院遺跡調査団
- 滝口 宏・野沢 均ほか (1988) 『三栄町遺跡』東京都新宿区教育委員会
- 玉井 哲雄 (1986) 『江戸 失われた都市空間を読む』平凡社
- 寺島 孝一 (1987) 「東京都東京大学構内遺跡」『日本考古学年報38』
- 寺島 孝一・羽生 淳子 (1986) 「東京大学構内遺跡」『東京都遺跡調査・研究発表会 XI 発表要旨』
- 東京市役所 (1911～17) 『東京市史稿市街編変災編』
- (1911～17) 『東京市史稿上水編』
- 堀越 正雄 (1981a) 『井戸と水道の話』論創社
- (1981b) 『水道の文化史』鹿島出版会
- (1984) 「江戸上水と掘井戸 ―江戸から東京へ―」『歴史手帖』12―8
- 師岡 永蔵 (1984) 「江戸の名水と井戸」『歴史手帖』12―8
- 山本 博 (1986) 「中世の井戸の成立と構造」『日本考古学論集 2 集落と衣食住』
- 吉田 格・梶原 勝ほか (1987) 『宇津木台遺跡群 IX 1982～84年度(D地区)発掘調査報告書(2)』八王子市宇津木台地区遺跡調査会

絵図面の出典

第5図 「武彘本郷第図」 尊経閣文庫所蔵

第6図 「本郷御屋舗之図」 三井文庫所蔵

記 絵図の掲載にあたり資料提供を快諾して下さった、前田育徳会、三井文庫、及び関係諸氏に対し心からお礼申し上げます。

第四章 「地下式坑」の系列と変遷

菅谷通保

地中に人がかろうじて活動し得る程度の空間を設けた遺構がある。近来、江戸時代のこの種の遺構を「地下室」と総称されることが多いが、ここでは仮に「地下式坑」の名称を宛てて以下記載していきたい。「地下室」という名称を避けた理由については後に述べることとする。

1. 法文遺跡の「地下式坑」の分布

今回の東京大学本郷構内法学部4号館・文学部3号館建設地遺跡（以下法文遺跡と略す）の調査で検出した「地下式坑」は法学部側発掘区で27基、文学部側発掘区で5基の計32基でこの他に形状が類似するものの規模の点でやや小形なものが2基存在しており、また十分な大きさを持っているが壁がほんの僅か内傾するのみで、方形を呈する他の土坑との区別の難しいものが1基存在している。

法学部側発掘で検出した「地下式坑」は発掘区南端に位置するE11-1号土坑、東端に位置するK5-2号土坑を除けば、東西方向に二列をなしている(第1図)。この二つの列は1689(元禄元)年作成の「武州本郷邸図」、18世紀中葉頃の作成と考えられる。「本郷御屋舗之図」に見られる長屋に対応すると思われる(註1)。このうちB2区からI5区にかけての8基(B3-1b号土坑・C3-1号土坑・C3-4号土坑・C4-1号土坑・H5-1号土坑・H5-2号土坑・H5-3号土坑・I5-1号土坑)を第I列、B7区からG8区にかけての17基(B7-2号土坑・B7-7号土坑・B7-8号土坑・B7-9号土坑・C7-2号土坑・C7-3号土坑・C8-1号土坑・D7-4号土坑・E7-5号土坑・E7-1号土坑・E7-6a号土坑・E7-6b号土坑・E8-2号土坑・F7-6号土坑・F8-1号土坑・F8-2号土坑・G8-1号土坑)を第II列と仮称しておく(第1図)。第I列では他の大規模な遺構や発掘区に隣接する法学部1号館の基礎等によって破壊されたものが多く、個々の「地下式坑」の形状を比較・検討するには制約がある。一方第II列の17基は、B7-9号土坑のように調査区外でその存在のみが確認されたものや、B7-8号土坑・G8-1号土坑のように全体を確認できなかったものがあるが、大部分はその全体の形状を良く把握することができた。

一方、文学部側発掘区では検出された「地下式坑」自体が少なく、「地下式坑」のみで列を形成するような分布は示していないが、T8-9号土坑・T10-1号土坑の2基は大規模な方形の土坑とともに一直線上にほぼ等間隔で並ぶ遺構群を形成するようで、法学部側発掘区とは全く異なった在り方を示している。

2. 法学部第II列「地下式坑」の分類と変遷

法学部側発掘区の第II列に属する「地下式坑」の大部分は左右対称となる形状を持っているが、E 7-1号土坑のみは室部の底面が段をなして二つに分かれ、浅い室部と深い室部では壁の断面形も異なるなど非対称な構造を持っている。またほぼ対称性を持っているようにも思えるE 8-2号土坑は北側の壁にロームを張りつけるという他に見られない構造を持つ。この2基以外のものを開口部・底部ともに明確なもので更に検討すると、底面に対して開口部がほぼ中央に位置するもの(B 7-2号土坑・B 7-7号土坑・C 7-2号土坑・C 7-3号土坑・E 7-5号土坑・F 8-1号土坑)と一方に寄っているもの(C 8-1号土坑・D 7-4号土坑・E 7-6 a号土坑・F 7-6号土坑・F 8-2号土坑)に大別できる。開口部が中央に有るもの(A類とする)は底面の平面形を見ると楕円形もしくは隅丸長方形であり、また開口部もほぼ楕円形を呈している。これに対して開口部が一方に寄っているもの(B類とする)は底面が方形もしくは長方形を呈し、開口部はF 7-6号土坑・F 8-2号土坑以外では方形を呈している。また断面形を見ると、B類に属するものは底面からの壁の立ち上がりがほぼ垂直に直線的に立ち上がっているのが特徴的で、A類との際立った相違点である。

A類は巾着状もしくは釣鐘状の形状を示す土坑であるが、より子細に検討していくと細部に相違が見られ更にいくつかの類型に細分が可能であると考えられる。

第一に底面の平面形に注目すると、楕円形のものと同隅丸長方形もしくは胴張隅丸長方形と呼ぶべきものがある。楕円形のはB 7-7号土坑・C 7-2号土坑・E 7-5号土坑の3基で、全形が不明ながら現在判明している限りで見るとG 8-1号土坑もこの類に含めて良いと考える。A I類とする。これに対して底部が隅丸長方形もしくは胴張隅丸長方形を呈するものはB 7-2号土坑・C 7-3号土坑・F 8-1号土坑の3基である。A II類とする。

A I類とA II類とを比較すると底部の平面形以外にも相違する点がある。第2図に断面形に見られる屈曲部を▲印であらわした。これを開口部に近い部分から第一屈曲部、第二屈曲部、第三屈曲部として、A I類とA II類との相違を説明する。A I類(1)は底面から第三屈曲部にかけて壁が拡がりながら立ち上がり、更に第三屈曲部から第二屈曲部にかけても緩やかであるが更に拡がっていく。第二屈曲部は第一屈曲部にむけて強く内屈する。これに対してA II類(2)は底面から第三屈曲部にかけては僅かに拡がりを見せるが、第三屈曲部から第二屈曲部にかけては壁の立ち上がりがほぼ垂直に近く第二屈曲部の内屈もA I類に比べて緩やかである。またA I類のC 7-2号土坑とA II類のF 8-1号土坑では各屈曲部間の距離はほぼ等しいのにF 8-1号土坑の方が底面からみて第一・第二屈曲部が高くなっている。これに対してC 7-2号土坑は第一・第二屈曲部が低く、第二屈曲部外方への張出が強い。したがって第一屈曲部以下の言わば室部で見るとA I類は横に広い形状であり、A II類は縦長の形状を示している。

さてA I類に属する4基の土坑を検討すればより細かい相違も目に付く(註2)のために、更に

細分し得る可能性も残されているが資料的に制約のある現時点では一応最も細かい類型として扱っておくべきかと思う。これに対してA II類では底面に周溝を巡らすB 7-2号土坑と他の2基を一括してしまって良いか疑問が残る。と言うのも底面に周溝を持つ例は他のA類には無く、目をB類に転じればF 8-2号土坑には完結しないが周溝が確認され、F 7-6号土坑は周溝とは言い難いが底面のほぼ中央に円形の掘り込みに付属するY字状の溝があることが注意される。またB 7-2号土坑自体を子細に検討してみると、他のA類の「地下式坑」と比べて開口部がやや一方に寄っていることが注目されるのである。B 7-2号土坑は曲線的な壁の造作や開口部の位置などの点でA類の範疇に含まれるものの、特に底面の周溝の存在や開口部がやや寄り気味であることなどからB類に類似した特徴も有しているのであって、A II類に属する他の2基の土坑を一括するべきではないと考える。そこでA II類を更に細分してC 7-3号土坑・F 8-1号土坑をA II a類、B 7-2号土坑をA II b類としたい。尚、E 7-6 a号土坑の底面下から検出したE 7-6 b号土坑は底面部分しか判明していないものの全周する周溝から考えてA II b類として良いものと考えている。

次にB類について見てみたい。開口部が一方の壁際に寄ること、壁がほぼ垂直に立ち上がること、底面が方形を呈することによって特徴付けられるB類も、A類同様に細分が可能と思われる。

細分し得る要素として開口部の形状があり、曲線的な部分を持つF 7-6号土坑・F 8-2号土坑とほぼ完全な方形を呈するC 8-1号土坑・D 7-4号土坑・E 7-6 a号土坑とを区別できよう。両者を更に比較すると、前者(B I類とする)は底面壁際もしくは中央に溝を持つものに対して後者(B II類とする)には見られない。またB II類は底面から開口部に至る壁が出入口側ではほぼ直線となるものに対して、B I類では屈曲する部分が残っている(註3)。

以上、第II列に属する「地下式坑」の中で左右対象の構造を持つものについて五つの類型に分類してきたのであるが、各類型が機能に応じた形の違いであるのか、時間的な変遷の結果としての相違であるのかが問題となるが、筆者は次に示すような理由から時間的な変遷を示すものと考えている。即ち、時間的な変遷の結果としての形状の相違であった場合は、同一の類型同士の切り合い関係はまずあり得ず相互に近い特質を有するもの同士でも可能性は少ないのに対して、機能に応じた形状の相違であった場合は、武家屋敷という遺跡の性格上屋敷内の各場所毎の用いられ方が短期間の間に変化を繰り返すことは想像し難いことから同一類型同士での切り合いの起こる可能性は高いものと考えてるが、第II列に属する「地下式坑」同士の切り合い関係を検討するとA I類をB I類が切る関係(B 7-7号土坑→B 7-8号土坑、G 8-1号土坑→F 8-2号土坑の2例)、A I類をB II類が切る関係(C 7-2号土坑→D 7-4号土坑の1例)、A II b類をB II類が切る関係(E 7-6 b号土坑→E 7-6 a号土坑の1例)があり、同一類型同士の切り合い関係あるいはA類同士、B類同士での切り合いは無い。この切り合い関係に於いて先ずA類とB類の相違が時間差である可能性を指摘できよう。もっともこれがA類とB類という相違だけであれば、逆に或る時期を境に法学部側発掘区の利用のされ方が変化したことを示す可能性も否

定できないのであるが、A類B類のそれぞれが更に細分しうる特徴を有しており、A II b類とB I類とが底面や開口部の平面形が底面の溝の存在等の点で類似する要素の多いのに対し、A I類とB II類との間では左右がほぼ対称な構造をとる以外には殆ど共通する要素を見出せないことを考慮するならば、これまで説明してきた五類型はA I類→A II a類→A II b類→B I類→B II類の順に時間的に変遷した一つの系列である可能性が高いと思われるのである。

再び第2図によって説明すると、A I類(1)に認められた第一・第二・第三の各屈曲部はA II a類(2)に於いても認められるものの、各部の屈曲の度合いが異なってきており、底面の平面形が角張ってくることもあって第一屈曲部以下の言わば室部で見るとA I類とくらべて縦長の形状をとるようになる。次にA II b類(3)では周溝の出現によって第三屈曲部は不明確になり、床面から第二屈曲部にかけての距離が長くなりこれに伴って第二屈曲部と第一屈曲部との間隔は短くなる。この段階で開口部が底面に対して一方に寄る傾向を見せ始める。B I類(4)では底面・壁が直線的になり、この段階で第三屈曲部は完全に消失するほか、開口部の偏りが顕著となってくるため出入口側では第二屈曲部から第一屈曲部にかけての部分が断面三角形に突出するようになる。A I類以来見られた第一屈曲部から第二屈曲部にかけての壁の形状は、狭い開口部に対してより広い空間を確保する為の必然的なものであったと考えているが、B I類に到って出入口側の一画では本来の機能を既に失ってしまい痕跡器官に化したと言って良いであろう。従って続くB II類(5)に至っては出入口側の壁は開口部から底面までほぼ一直線となり第一・第二屈曲部ともに完全に姿を消すことになるのである。以上5段階に纏めた変遷の中で、底面・開口部の平面形、壁面の状態は曲線的なものから直線的なものへ、底面に対する開口部の位置は中央から出入口側へ、それぞれゆるやかな変化を示している。また、開口部と底面の平面形の変化をみるとB I類では底面がほぼ長方形を呈するのに対して開口部は隅に丸さを残しており、変化の上で一段階の遅れを見せているようである。以上の点を考えれば、これまで見てきた法学部側発掘区第II列の「地下式坑」の形状の相違は、一系統のもとに連続して変化した遺構の変遷であると考えられよう(註4)。

3. 第II列以外の「地下式坑」

以上第II列で変遷を確認し得た「地下式坑」の系列を他の「地下式坑」と区別して〈法文系列〉と仮称する。第II列以外の「地下式坑」を見ると、第I列においてC 3-1号土坑が〈法文系列〉A I類、I 5-1号土坑が同A II a類に相当するものの、他の6基は(他の遺構や攪乱などによって判別の困難なものも有るが)〈法文系列〉の変遷の中に位置づけられないもので、第II列中でも既に触れたE 7-1号土坑・E 8-2号土坑、また第I列・第II列に属さないE11-1号土坑・K 5-2号土坑は〈法文系列〉とは異なる形状を示すものである。文学部側発掘区ではP 6-1号土坑がB II類のD 7-4号土坑に類似した形状を示すが壁に顕著な内屈を示す部分が見られない点で疑問が残る。内屈する部分が崩落或いは削平されている可能性も有るが現状で判断は困

難である。他の4基についてはいずれも〈法文系列〉に属さないものである。これら本遺跡の〈法文系列〉以外の「地下式坑」を概観すると個々の形状の特質に基づいた類型化が可能と思われる。

一つにはH5-1号土坑・U7-1号土坑のように開口部・底面ともに長方形を呈し、断面形の上では直線的なフラスコ状を示すものがある。崩落部分があるため判然としないがT7-2号土坑・T10-1号土坑もこれに含まれる可能性がある。記述の便宜上これをC類とする。法学部第I列に属するC3-3号土坑も開口部・底面ともに長方形を呈するため一応この類型として考えておくが、フラスコ状というより台形に近い断面形を示す点で或いは別個の類型として分離すべきかも知れない。

次にT9-8号土坑のようにやはり開口部・底面ともに長方形であるが、主軸断面がL字状を呈し、主軸左右への室部のひろがり認められないものがある。全形が不明だがK5-2号土坑は断面形からこの類型に含まれる可能性が高い。またE8-2号土坑は掘り方自体は異なるものの、壁面に貼り付けられたロームを含めて考えれば同様の形状を示すものである。同じくこれらをD類とする。

このほか副室とも言える構造を持つE7-1号土坑、E11-1号土坑が有るが、E7-1号土坑は主室から一段下がって副室が作られるのに対し、E11-1号土坑は床から立ち上がった壁の中段にあり、構造上の相違が大きい点から別個の類型として考えるべきであろう。E7-1号土坑をE類とするが、E11-1号土坑は全体の形状が不明であるためこれまで見てきた類型の何れとも異なる点のみを確認して類型としては扱わないこととする。

一系統上の変遷としての〈法文系列〉を前提として考えれば、以上のC~Eの三類型との関係が改めて問題となる。即ちこれらが〈法文系列〉に対して機能的に相違する遺構であるのか否か、また時間的に先行・併行・後続のいずれかの関係にあるのか、或いは同一系列にありながら間を埋めるべき資料が欠如しているために関係が捉えられないのかといった問題である。しかし法文遺跡に限られた資料で結論を急ぐ前に、他遺跡の「地下式坑」について概観し、類例の存在やここで見てきた以外の類型の存否を確認しておこうと思う。

4. 他遺跡の「地下式坑」

江戸時代の構築と思われる地下に空間を作った遺構は戦前より偶然の機会に発見されることもあったが(註5)、1971年の文京区動坂遺跡の調査によって「地下室」として報告されて以来、白山四丁目遺跡、郵政省飯倉分館構内遺跡、真砂遺跡等徐々に資料を増しつつある。動坂遺跡の報告以来この種の遺構を「地下室」と呼称することが多いが、調査事例の増加に伴って様々な形状を示す遺構が知られるようになってきており、その名称の示す概念は甚だ曖昧なものとなっている。「地下室」についての現状で可能な概念規定としては“壁の一部或いは全部が内屈する比較的大規模な土坑”としか言いようが無いが、後に述べるように一部では全く壁が内屈しないものにもまでも「地下室」という名称を与えた例もある。概念的な不明確さという点では、筆者がこれま

で使用してきた「地下式坑」も同様であるが、この名称を使用する理由については尚後に説明することとして、江戸時代の「地下式坑」の様々な形状を典型的に整理しながら概観してゆきたいと思う。

法文遺跡では検出していないが、長方形の室部の中央に階段状の出入口を持つことが特徴的な一群がある(第3図1～2)。室部の壁はほぼ垂直に立ち上がり動坂遺跡や真砂遺跡での比較的遺存状態の良い事例からみると天井部はゆるやかなアーチ状を呈するか平坦となり室部全体としては箱状になるものようである。天井の遺存状態の良い事例では開口するのは階段部分の真上に限られるようであるので、地下に向かって細長い階段を構築したのちに室部を横に掘り広げるといった構築の過程を想定できる。こうした構築過程の必然として室部の天井は開口しない点が他の「地下式坑」の諸類型との最も顕著な相違である。この種の「地下式坑」を見渡すと、室部と階段部との接続が、室部の端から階段が始まるもの(1)と室部の途中から階段が始まるもの(例えば真砂遺跡第1号地下室等)とがある。これとは別に(1)のような階段部分の先端にテラス状の部分が敷設される例と、(2)のように階段がそのまま地表に通じたと思われる例とがある。

法文遺跡に見られないもうひとつの類型として、(6・8)に示した郵政省板倉分館構内遺跡S区151号・137号土坑のように長方形の箱形の室部を持ち、平坦な天井部のほぼ中央が方形に開口するものがある。図示した以外では真砂遺跡25号地下室等が例として挙げられる。これは四角い縦坑を掘ったのち四方に掘り広げるといった構築過程が想定される点で、法文遺跡の各類型と共通する。

〈法文系列〉に属するものとしては(3)の真砂遺跡17号地下室等があり、A I類に相当する。また(4)の白山四丁目遺跡3号地下室は「北壁セクション中に北方へ伸びる空洞部分が存在し、その先に、0.7mでもう一箇所コーナーを検出できたので、ほぼ方形または長方形に近い形を呈すると考えられる」との報告書の記載に基づいて筆者が調査区域外を点線で想定したが、これが正しければ〈法文系列〉B I類に相当しよう。

法文遺跡C類に相当するものでは(7)の郵政省板倉分館構内遺跡S区125号土坑がある。C類として纏めた中ではC 3—3号土坑に近いものである。

法文D類に相当或いは類似するものとして真砂遺跡の10号・13号・30号・39号地下室(9～12)を示したが、室部と開口部の位置関係の上でいくつかの異なるありかたが見受けられる。構築の過程としては長方形の縦坑を掘り下げた後に一方向もしくは二方向を室部として掘り上げたと推定でき、開口部直下と掘り上げられた部分とで底面に段差を持つ例もある。二方向に掘り広げるものでは図示した他に郵政省板倉分館構内遺跡S区4号土坑のように室部がL字形を呈するものもある。尚この例ではE 8—2号土坑同様壁にロームを貼り付けた構造が見られる。また(12)には階段状の出入口が設けられているが、室部の形状からみて本類に属すると考えている。

法文E類に相当すると思われるものに白山四丁目遺跡4号地下室(5)がある。E 7—1号土坑と比較すると副室の側方への張りだしが強く、また出入口はE 7—1号土坑では二段になった幅

の狭いテラス状であったが、(5)では階段と言うべき形状となっている等細部での相違は少ない。しかし階段もしくはテラス状となる段を作る出入口や、段差をもって構築される主室と副室の構造から両者を同一の類型として捉えておきたい。

5. 「地下式坑」の年代的位置

法文遺跡に見られない二類型と法文遺跡のC~Eの三類型は、前項で見てきたようにむしろ複雑な内容を持っており、各類型に見られた内容のパラエティが〈法文系列〉の各類型の相違同様時間的な経過を示す可能性も否定できない。これらの「地下式坑」の類型と、筆者が〈法文系列〉とした五類型との関係を捉えるに当たって、それぞれが時間的に併行して存在しうるか否かを判断することが必要と考える。

A I類からB II類にかけての〈法文系列〉については、法文遺跡の調査分析を通じて年代的な手掛かりが得られている。先ず〈法文系列〉の確認し得る最終段階であるB II類については、法学部第II列に対応すると思われる絵図面に見られる長屋が1760年代までに取り壊されており、それ以降は法学部側発掘区に長屋やそれに類する家屋が設けられていないことが確認されている(註6)。B類の6基はいずれもロームと褐色土の平行堆積の互層によって埋められており遺物を殆ど含まない点で共通している。第II列に属するA類も人為的に埋められているが、レンズ状の堆積を示したり遺物が投棄されている等「整地する」意図を思わせるものはない。しかしB類に特徴的に認められた堆積のしかたは単に土砂を投棄するに止まらず、数度にわたって均しながら埋め立てたとしか理解のしようのないものであり、意図的な整地行為を思わせるのである。以上から推測すると、第II列のB類は長屋の廃絶とその跡地の利用のために廃絶されたものであって、その下限年代は長屋を取り壊した1760年代となる。また、この年代はB類の「地下式坑」を切る遺構(E 7-3号土坑)の出土遺物から、本報告中の大塚達朗氏による焼塩壺編年III a期(註7)、長左古真也氏による徳利編年(長左古 1987)第II期以前であると言える(以下、焼塩壺、徳利の編年については両氏に従う。)

一方辿り得る最も古い段階であるA I類に関しては本郷邸が上屋敷となった1683年直後の1689年に作成された絵図面に既に対応する長屋が存在しているのでこれが構築の上限年代となり、A I類・A II a類の廃絶の下限年代としては我々がかかわらけ層と呼んだ覆土中の包含層出土遺物から焼塩壺編年II a期古段階から中段階、徳利編年II期にあたり、A II b類についてはB 7-2号土坑の出土遺物から焼塩壺編年II a期新段階が充てられる。またB類に付いては本遺跡では確実な遺物の出土はないものの、「泉州磨生 サカイ 御塩所」銘焼塩壺を出土した白山四丁目遺跡例(5)を筆者の推定通りB I類とすれば、焼塩壺編II b期にあたることになる。

以上から、B II類の構築年代を示す手掛かりは得られなかったものの、〈法文系列〉の五段階の変遷は17世紀末から18世紀中葉にかけておおそ半世紀あまりの間のもと考えられ、焼塩壺編年ではII a期からII b期、徳利ではI期に相当するものと思われる(註8)。こうして得られた〈法

文系列)の年代的位置を基準に「地下式坑」の他の類型の年代的関係を見てゆこう。

先ず、法文遺跡で検出されなかった類型の中で階段による出入口と箱形の室部を持つものについては、仮に〈法文系列〉と系統的な関係を持つものとするれば、〈法文系列〉の変遷過程からみてB II類よりも新しい段階でなければならないことになる。この点で真砂遺跡16号地下室からは焼塩壺編年II a期古段階の資料を出土しており、〈法文系列〉A I類の廃絶年代とほぼ同時期の廃絶と思われる。また第3図(1)に掲げた白山四丁目遺跡2号地下室からは徳利編年第I期の資料が纏まって出土しており、焼塩壺編年II a期新段階およびII b期の小破片の出土も確認されているので、廃絶年代はB II類に先行もしくは併行する時期が考えられる。一方(2)の動坂遺跡1号室地下室からは徳利編年第II期、焼塩壺編年III a期を出土しており、明らかにB II類に後続する時期と言える。すでに指摘したようにこれらは天井が階段の真上しか開口しない点で〈法文系列〉や他の類型と大きく異なっており、室部の形状で類似する要素があるとはいえ〈法文系列〉との構造的な相違は少なくない。また第3図を概観してわかるとおり、他の類型と比較してひとまわりからふたまわりも大規模なものが多数をしめる。以上からこの種の「地下式坑」は〈法文系列〉に後続するものではなく、独自の變遷を辿る別個の系列であると考えらるべきであろう。明確な報告の最初のものとして、〈動坂系列〉と仮称する。

次に法文遺跡D類であるが、この中でも特に第3図(10・11)等長方形の室部の角に接して開口部が位置するものは、〈法文系列〉B II類の室部が縮小されたものという解釈も可能であるが、そのためにはやはりB II類に後続する年代に位置づけられなければならない。或いは〈法文系列〉A II b類のB 7-2号土坑の開口部が隅丸方形の室部に対し角に寄っていると見ることも出来るので、これに後続する段階で〈法文系列〉から枝分かれしたという解釈もあり得る。しかし、この類型中に焼塩壺編年I期の「天下一」銘を持つ焼塩壺を出土した郵政省飯倉分館構内遺跡S区4号土坑が有るため何れの推定も成り立たない。〈動坂系列〉同様に別個の系列であると言える。量的にも、バラエティの上でも豊富に検出した真砂遺跡にちなみ〈真砂系列〉とする。

法文遺跡E類は段差を持って設けられる副室と左右非対象の構造によって特徴付けられるが〈法文系列〉の変遷の中でこれらの要素の萌芽を示すものは無い。従って〈法文系列〉とは著しく隔たった時間的位置に置かれているのでない限り系統的関連は考え難い。この類型は本遺跡以外は白山四丁目遺跡例があるのみであるが、法文遺跡の場合第II列に属する点で著しく時間的に隔たったものとは考えられず、白山四丁目遺跡の(5)の場合も焼塩壺編年II b期の出土がある。以上からやはり〈法文系列〉に併行して存在する別系列と言える。〈白山系列〉とする。

第3図(6・8)等の凸形断面を呈するものは、〈法文系列〉に照らせば、平面形はB II類以降、開口部の位置からはA II b類前後である。従って〈法文系列〉と系統的関連を持つ場合はA II b類に後続する段階で枝分かれしていなければならない。しかし、(6・8)を始め他の類例に於いても遺構の廃絶段階を推定するうえで信頼性の高い遺物の纏まった出土事例は無く、〈法文系列〉との系統的な関係は判断し難い。また形状の上では先に見た〈真砂系列〉とは開口部の位置が異

なるのみであり、〈法文系列〉同様系統的な関連を持つ可能性が考えられる。したがって、〈法文系列〉・〈真砂系列〉との系統的関係は後日資料の増加を待って判断することとして、ここでは仮に〈飯倉類型〉として一つの類型として扱っておくこととする。

最後に法文遺跡C類であるが、これは〈法文系列〉A II a類からの変遷の可能性が考えられる。すなわちA II a類の開口部の位置と断面形の屈曲とを維持したまま、平面形・断面形がより直線的に変化したものとも考えられる。遺物からの対比ではT10-1号土坑から焼塩壺II b期、徳利I期、U7-1号土坑から徳利第II期の出土があり〈法文系列〉からの枝分かれを否定するものではないが類例が少ない現状での断定は危険である。一方〈真砂系列〉とは開口部の位置、断面形ともに異なる点から直接の関連は考えられない。ここでは系列としての命名は行わずにC類のまま一つの類型としての位置に止めておきたい。

この他以上の系列・タイプのいずれにも位置づけることの出来ない遺構もすくなくならずあり、尚多くの系列・タイプが存在すると思われるものの形状を明確に捉えられる事例は限られており、現状では四系列二タイプの提示に止めたい。

ただし、白山四丁目遺跡第1号・6号地下室のように〈法文系列〉に類似した室部に階段が附設されるものや、第3図(12)に挙げた真砂遺跡第39号地下室のように〈真砂系列〉に階段が附設されるものは、〈動坂系列〉と〈法文系列〉・〈真砂系列〉との共存を示すキメラ的存在と考えることが可能であると思われる。

以上のように、法文C類・飯倉類型については尚不明としても、江戸時代の「地下式坑」に17世紀末葉から18世紀中葉にかけての〈法文系列〉の変遷と他の複数の系列が存在しており、これらが年代的に併存していることは確実であり、ここまで筆者が系統として扱ってきた形状の相違が時代差に基づく型式であるとは考え難いのである。

6. 「地下式坑」の系統と変遷の構造

江戸時代の「地下式坑」について、筆者とは全く異なる観点から論じたものとして真砂遺跡の資料を中心に扱った小林克氏の論文(1986)がある。小林氏は氏の言う「地下室」をAタイプ~Eタイプの五「形態」に分類しA→B→C→Dの順に「その形態差により変遷が追える」とされている。小林氏の五「形態」と筆者がこれまで述べてきた〈系列〉及び類型との対応は次のようになる。即ち小林Aタイプは筆者の〈法文系列〉A I類に、同Bタイプは〈動坂系列〉にほぼ相当している。Dタイプと「非常に小規模で、一部分だけロームの天井部が存在する地下室」で「時期的に見ても各期に渡っており、一概に議論出来ない」とするEタイプは、ともに〈動坂系列〉と〈真砂系列〉とを含んでいる。氏が「スロープを有し、ロームの天井の無い地下室」とするCタイプは筆者は「地下式坑」に含めずにおいた(註9)。

筆者と小林氏とは、形状の上で分類されたある纏まりを時間性から捉えるか系統性から捉えるかと言う点で根本的に相違するのであるが、小林氏が「地下室」という名称を用いて中世以前の

類似遺構を取り敢えず考慮の外に置いた点、小林氏の各「形態」の形状が甚だしく異なり仮にその時代的位置づけが正しいとしても系統的な変遷として跡付けることが困難であると考えた点が筆者には疑問であり小林氏と異なる認識に到ったそもそもの理由である。

小林氏を含め、江戸時代の類似遺構を「地下室」と呼称する際の背景として中田英氏(1977)、半田堅三氏(1979)等による中世を中心とした「地下式壙」研究の進展がある。特に半田氏によって「従来地下式壙として同一に見られてきた遺構をもう一度見直し、時期・性格を分離して考えなければなるまい」とされたことの影響が大きいと思われるのであるが、半田氏は「中世初頭に発生し一定の機能を持って展開し、中世末にその終末を迎える」と考えた「地下式壙」の機能を明確にする上でこれと異なる江戸時代のものを分離したに過ぎず、両者が遺構として別系統であると論じた訳ではない。また中田氏は筆者の言う〈動坂系列〉を「地下式土倉」の室町時代から江戸時代にかけての変遷の中に位置づけている(註10)。したがって、中世に於ける墓壙の一形態としての地下式壙という概念に江戸時代の「地下式坑」が当てはまらないとしても、中世の「地下式壙」と江戸時代の「地下式坑」とを技術的な系譜や変遷を考える上で分離して考えるべき理由は無いと考えている。同時に江戸時代の「地下式坑」を考える上で時代的にも地域的にも「江戸」に限定された中で発生・展開・終末を見るのか、或いは中世以前、江戸以外の地域にその系統が辿り得るのかどうかを遺構そのものの特徴に基づいて見極めていく作業を推進する必要があると言えよう。

そうした意味から中田氏が先に指摘した動坂遺跡例(第3図2)と松戸市大谷口小金城跡の「地下式土倉」との類似は興味深い。両者を比較した場合、大谷口例では階段部の先端に長方形の箱形の空間を持ち階段部分もスロープに刻まれた足掛け穴と言った趣を見せるのに対して、動坂例では明確に作られた階段が直接地表面まで通じていると考えられる点で相違が見られるが、長方形の室部の長辺中央に階段状の出入口部の付く点等全体としての構造は良く類似している。そこで第3図(1)の白山四丁目遺跡例を検討すると、出入口部の階段の形状の上では動坂例に類似する一方その先端に箱状の空間を設けている点では大谷口例と同様であり、白山四丁目例は動坂例との〈動坂系列〉の中での時代差を示すとともに、中世の大谷口例と江戸時代の動坂例との間の系統的なつながりを示すと考えられるのではないだろうか(註11)。また茨城県洞坂畑遺跡(水野他 1979)では3基の「地下式坑」が検出されており、B地区1号・2号地下式坑の2基は大谷口例や動坂例に類似した階段による出入口を持つものであるが、これの階段部分を見ると各段の深さは一定しないものの動坂例に近いしっかりと作られた段になっている。2号地下式坑ではやや浅いものの先端部の箱状の空間が認められ、1号地下式坑では平面図からは明確に判断出来ないものの、断面図で見ると最上段は他の段と比べてかなり深いものと思われるので、これが箱状空間であった可能性もある。洞坂畑遺跡例の年代については「中世陶磁器が出土しており、これに近接した年代と推察される」とされておりやや不明確であるが大谷口小金城跡例と白山四丁目遺跡例との中間に位置づけられるものかも知れない。

以上のように江戸時代の「地下式坑」の内〈動坂系列〉についてはその系統が中世まで遡り得る可能性が考えられるのである(註12)。勿論17世紀代の遺構の検出の殆ど無い現状では推論の域を出ないものであり、今後の新資料の発見と中世地下式壙・江戸「地下式坑」研究のそれぞれの進展を待って初めて適否が判断できることになろうと思われるが、少なくとも江戸「地下式坑」研究の上で中世に明確な形態的判別の困難な遺構が存在することは今後常に考慮しておかねばならない問題と考える。

翻って江戸時代の「地下式坑」各系列のあり方に目を転じてみると、現状で変遷の過程として比較し得るのは〈法文系列〉・〈動坂系列〉の二系列に過ぎないが、〈法文系列〉の急激と言ってよいほどの変化の早さが注意されるのであって、A I類からB II類に至る変遷が最大に長く見積もっても一世紀に満たない時間の中で行われるのである。これに対して〈動坂系列〉は大谷口例から変遷すると仮定して16世紀からの変遷の間に階段状の出入口の作出の変化と先端の箱形の空間の消失と言う二つの階程を辿るに過ぎない(註13)。ここで注意しておきたいのは、〈法文系列〉の変化の過程は室部の形状では袋状から箱状へ、開口部の位置としては視点を床の中央に置いた場合真上から斜め上へという方向を辿ることである。これを〈動坂系列〉でみた場合、室部の形状は箱状で出入口は壁の一部に開き斜め上方に向かうという構造を〈法文系列〉のA I類以前から維持している。このような観点に立てば〈法文系列〉は〈動坂系列〉に近づく方向に変化しており、〈動坂系列〉の影響が〈法文系列〉の急激な変化をもたらしたとも考えられる。さらに先に見たキメラ的な事例の存在から尚多くの系列が互いに影響を与えながら変遷を遂げている可能性を考えることもできるのである。

7. 終わりに

これまで、法文遺跡で特徴的に変遷を考えることのできた「地下式坑」の一列を中心として、江戸時代の「地下式坑」に複数の系列が存在し、互いに影響を与えながら変遷を遂げると考えられること、系統のいくつかは中世の遺構から発展してきた可能性があることを述べてきた。

したがって小林氏による「地下式坑」の“四形態変遷案”(1986)には疑問がある。「江戸」という限定された範囲の中でのみ「地下室」を考え、中世以前の類似遺構を取り敢えず考慮の外に置いた為に、系列毎の検出例の時期的な偏りを時代性と取り違えることになったのであり、資料の貧弱さ故の間違いとのみ言う訳にはいかないのである。これは同時に古泉弘氏(1987・1988)、金丸義一氏(1985)等による機能的推定や上部構築物の推定についても言えることであり、研究の対象を「江戸」と言う限られた範囲に自ら限定し、遺構自体の系統性を考慮することが無いとしたら、「地下室」の機能や上部構造、また建造物との関連が捉えられたにしてもそれ以上にどれほどの発展が望めるものなのか、危惧を覚えるのは筆者のみであろうか。

筆者の行ってきた推定は、今後の新資料と研究の進展によって検証と批判を受けねばならないであろうが、これまで見てきた変遷に於ける系列間の影響関係やキメラ的事例に於ける要素の

交換、遺跡内での複数系列の在り方等から考えて、江戸時代「地下式坑」の各系列が著しく異なった機能をもつのではなく、全てに共通する基本的な機能が存在したのではないと思われる（註14）。そうした機能を同じくする複数の系列の遺構が、時代的にも地域的にも分離することなく存在していること自体が遺構研究の上では近世都市遺跡の特質であるかも知れない。また、「地下式坑」という地中に空間を設けた構築物について、遺跡内での相対的な位置関係から導かれるところのその空間の利用のしかたが常に変わらないものであったのかどうか、ともに今後追求すべき課題であろう。この課題に取り組むためには、「地下式坑」を江戸考古学という範囲の中で捉えるだけでなく、考古学全般の中での遺構研究という立場に立って時代的にも地域的にもより広い視野から研究を進める必要が有ると考えている。

本稿で試みてきた「地下式坑」の類型化、系列化、編年構築は、江戸期の「地下式坑」の機能推定や近世史に於ける位置づけとは別に遺構としての系譜を明らかにするための基礎的な作業を指向したものである。その為に文献資料の類は必要最低限の利用に止め、純粋な考古学的資料を糧として論を進めてきた。勿論、歴史考古学に於ける文献資料の利用を否定するものではなく、その成果を軽んじるものでもないが、近世もしくは江戸と言う限定された範囲の中で完結し得る「考古学」であってはならないと考えるのである。現在時代的にも地域的にも「江戸」と言う範囲の中で使用されている「地下室」という名称を排し、あえて概念的に不明確な「地下式坑」を用いてきたのもこのような観点に立ってのことであり、名称自体は今後研究の進展に伴って改められるべきものと考えている。資料的に貧弱としか言いようのない現状で半ば強引に論を進めてきた小稿であるが、そのような研究の上での叩き台となり得るならば幸いである。

(1988. 9. 10脱稿)

註

- 1) 成瀬晃司氏の御教示による。詳しくは研究篇第二章の同氏考察を参照されたい。
- 2) 例えば、開口部がラップ状に広がるB 7-7号土坑と、これに比べて開口部の広がり弱いC 7-2号土坑では、室部の高さもやや異なる。しかし、開口部付近については全ての遺構について同一の遺存状態とは言い切れないこともあって、あえて分類せずにおいた。
- 3) B II類としたE 7-6 a号土坑では開口部直下で内側に屈曲するが、これはE 7-6 a号土坑がその掘り方を利用したE 7-6 b号土坑(A II-b類と考えた)の形状を残してしまった為と考えている。またB I類としたF 8-2号土坑は底面、開口部ともに他のB類と比べると曲線的であるが、これはG 8-1号土坑覆土の流入を避けるために行った板張りによって当初のプランを変更した為と考えている。本来意図されていたプランは北及び西壁に残されていると思われG 8-1号土坑と切り合う部分のほぼ中央にコーナーを持つ隅丸長方形であったと考えている。
- 4) ただし、B類中のB 7-8号土坑・B 7-4号土坑は開口部の出入口側に箱状の空間が附設されている。特に室部の形状から前者をB I類、後者をB II類に含めたのであるが、これ等をA II b類からB I類にかけての間に枝分かれした亜系列とするべきかもしれない。
- 5) 動坂遺跡以前の研究史については、今回細かく触れる余裕はない。詳しくは(中田 1976)、(半田 1979)、(小林 1986)等を参照されたい。

- 6) 註1に同じ
- 7) 大塚達朗氏の御教示による。詳しくは報告篇第四章第三節(4)大塚氏報文並びに研究篇第八章の同氏考察を参照されたい。
- 8) この他に本遺跡では上田真氏によってかわらけの編年も試行されており、その成果では〈法文系列〉の変遷はⅡ期からⅢ期にかけての年代幅に収まるようである。しかし、かわらけの編年自体遺跡間の対比が可能なまでには整備されておらず、本稿での利用は断念せざるを得なかった。
- 9) 小林氏のCタイプは長方形の広大な土坑の一辺の壁にゆるやかなスロープが付くもので、長方形の土坑を掘り下げる際に一部をスロープ状に掘り残したものと考えられる。縦坑もしくは階段によって出入口を確保し、その後地中を掘り広げるというこれまで扱ってきた遺構とは全く異なる構築手段・技術的背景を持つ点で、「地下式坑」の仲間とすべきではないと考えている。「地下室」と言う名称を用いれば、Cタイプも——言葉の意味の上では——仲間として間違いでは無いかも知れないが、技術的系譜、系統、変遷を考える上では混乱をもたらすのみであろう。
- 10) 因みに、後に触れる松戸市大谷口小金城跡の「地下式土倉」について中田氏は「地下式壙」とは別系統の遺構として変遷を考えており、半田氏は「地下式壙」の変遷中に位置づけている。両氏の見解の相違について、江戸期「地下式坑」の分析の際に触れられることが少ないのは疑問である。
- 11) 〈動坂系列〉中現在最も古い廃絶年代が考えられる真砂遺跡16号地下室では出入口部先端の箱状の空間は認められない。この点で筆者の推定も糺されるべき可能性はある。また逆に、白山四丁目遺跡例との間に構築年代と廃絶年代との相対的な逆転が起こった可能性も考慮すべきであろう。何れにしても、出入口先端は「地下式坑」のうち最も破損する可能性の高い部分であり、現在の資料から断定することは難しい。今後の資料の増加によって明らかになることを期待しつつ、先端部箱状空間の存在に注意を促したいと思う。
- 12) 〈動坂系列〉の他に、〈白山系列〉についても半田氏分類の「有段Ⅱ類E」のように主室・副室の構造で共通するものが中世「地下式壙」中に見出せる。〈白山系列〉自体類例に乏しい現状でこの二つを積極的に結び付けるのは尚早であり、ここでは可能性のみを指摘して今後の検討に委ねたい。
- 13) 文中にも触れたが出入口部の階段と室部との関係に二つの有り方が認められる等、〈動坂系列〉中にもより細分されるべき要素が残されている。現在までの資料では両者が時期的に明確に分離できると思われなため単に特徴として指摘するに止めた。或いは〈動坂系列〉が二つの亜系列からなるものとするべきかも知れない。これも今後の検討課題である。ただし、大谷口小金城跡例や洞坂畑遺跡例等中世での類似遺構には、室部の途中から階段の始まる例は現在のところ見られないようである。
- 14) 各系列によって規模が異なる傾向があるので全く同じ使われ方をしたものとは考えられないが、広い意味での収納施設としてこれまで扱った全ての類型は理解できると思う。〈法文系列〉の規模はほぼ一定の大きさに限られるようであるが、〈動坂系列〉の場合は〈法文系列〉に近い大きさのものから数倍の容積を持ったものまでみられ、全般に大規模な例が多い。また〈真砂系列〉は〈法文系列〉と同じかとひとまわり小さいものが大部分である。こうした違いは各系列の技術的な限界によるものであろうと考えている。

文 献

- 松戸市教育委員会 1970 『大谷口 松戸市大谷口小金城跡発掘調査報告』
- 中田 英 1977 「地下式壙研究の現状について」、神奈川考古第2号、71～103頁
- 動坂貝塚調査会 1987 『文京区動坂遺跡』
- 半田 堅三 1979 「本邦地下式壙の類型学的研究」、伊知波良2、1～28頁
- 水野順敏他 1979 『洞坂畑遺跡』、日本窯業史研究所

研究篇第四章 「地下式坑」の系列と変遷

白山四丁目遺跡調査会 1981 『文京区白山四丁目遺跡』

桜井 二郎 1983 「茨城の地下式壙について」, 茨城県教育財団年報2, 84~94頁

金丸 義一 1985 「3. 遺構から見た江戸建築の一例」, 東京都教育委員会編『都心部の遺跡』所収, 265~274頁

小林 克 1986 「地下室考」, 物質文化47, 40~59頁

港区麻布台一丁目遺跡調査会 1986 『郵政省飯倉分館構内遺跡』

真砂遺跡調査会 1987 『真砂遺跡』

古泉 弘 1987 『江戸の考古学』, ニューサイエンス社

————— 1988 「江戸の麴室」, 東京都教育委員会編『都内緊急立合調査集録Ⅰ』, 48~56頁

長左古真也 1988 「近世『徳利』の諸様相——江戸に於ける液体加工品と徳利——」, 『江戸の食文化発表要旨』, 江戸遺跡研究所収, 6~12頁

図の出典

第1図：本書報告篇の全体図を利用

第2図：本書報告篇の遺構図を利用

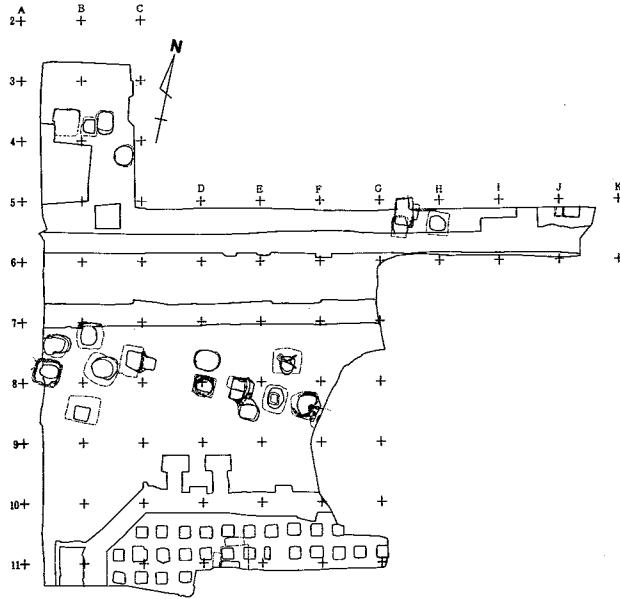
第3図1・4・5：（白山四丁目遺跡調査会 1981）より

第3図2：（動坂貝塚調査会 1978）より

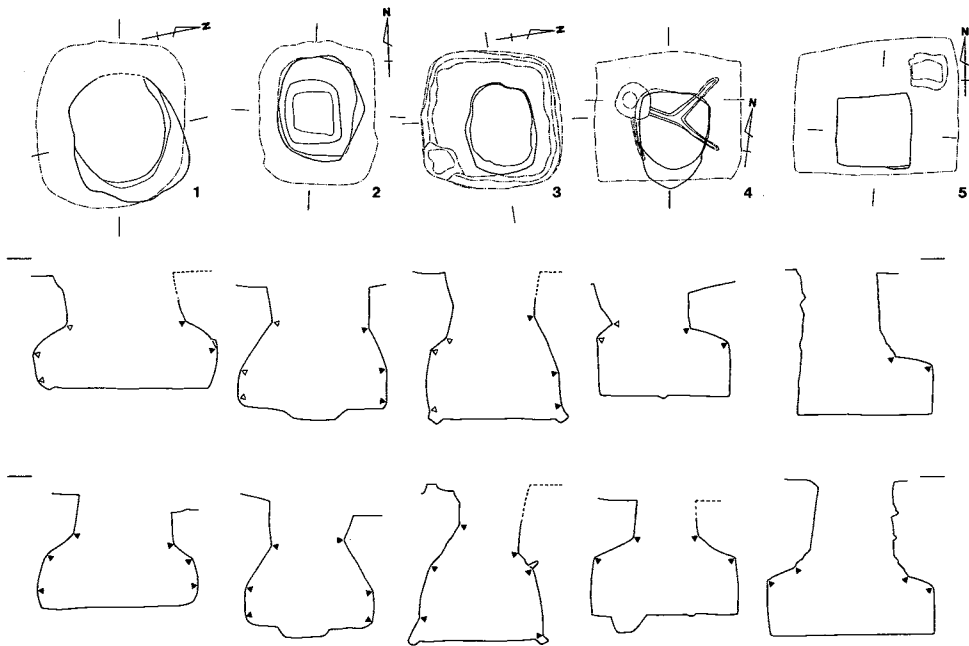
第3図3・9・10・11・12：（真砂遺跡調査会 1987）より

第3図6・7・8：（港区麻布台一丁目遺跡調査会 1986）より

菅谷通保

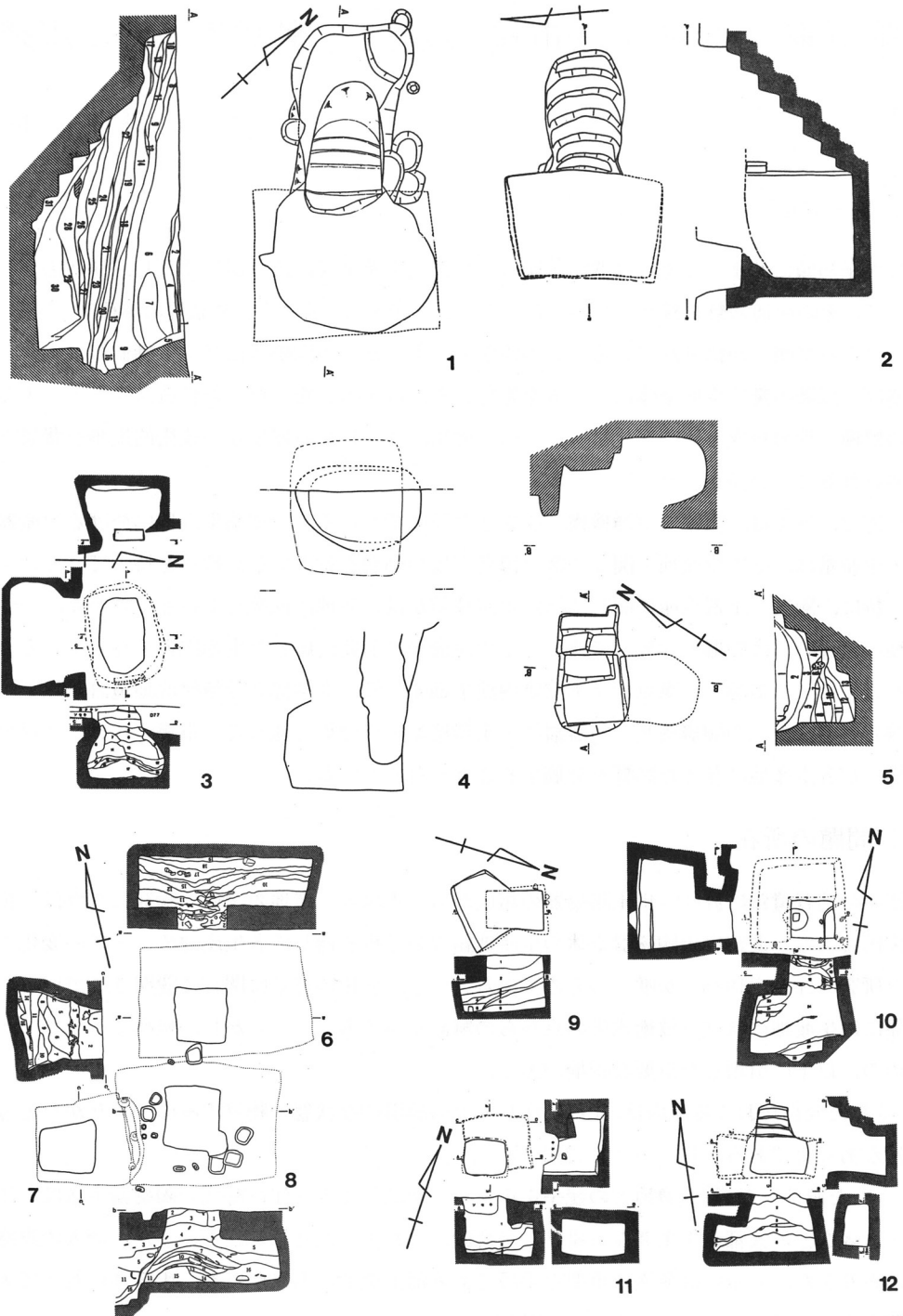


第1図 法学部側発掘区〈地下式坑〉の分布



第2図 〈法文系列の変化〉

研究篇第四章 「地下式坑」の系列と変遷



第3図 他遺跡の「地下式坑」
 (1・4～5白山四丁目遺跡, 2動坂遺跡, 3・9～12真砂遺跡, 6～8郵政省飯倉分館構内遺跡) 各報告書に一部加筆, 縮尺1/120

第五章 近世江戸市場の動向と窯業生産への影響

長佐古 真也

1. はじめに

17世紀初頭に始まった肥前磁器の生産は、17世紀中葉までには全国に普及し、海外需要とあいまって、その流通基盤を確立していった。こうした状況は、考古学、文献等の諸研究(大橋, 1984他)によって明らかにされている。この段階で、中世までの陶磁器に対する価値観は大きく変容を遂げ、以降の窯業生産全体にも大きな影響力を及ぼす事となった。近世遺跡から出土する陶磁器の器種・量の組成とその変化については、従来、こうした磁器生産の技術的進歩を背景として説明されることが多かった(註1)。

一方で、近世は、複雑な流通機構が成立した段階でもある。各窯業生産地に於ける生産器種組成・生産量は、その生産地と関係の深い消費市場の動向を背景にした特性を持っているはずである。特に、陶器・土器生産に関しては、生産技術が既に各地に拡散していることから、一つの生産地の流通範囲は磁器と比較して狭く、その流通域の需要に応じた生産内容を持っていると考えられる。そこで本論は、東京大学本郷構内法学部4号館・文学部3号館建設地遺跡(以下、法文遺跡と省略)出土の陶器德利・陶器播鉢・土器焙烙等の分析を通じて、市場(特に、江戸の消費市場)が各生産地に与えた影響を評価することを目的とする。

2. 問題の所在

江戸の消費遺跡に於ける出土陶磁器の組成から、市場と生産地の関係に論じた例は、佐々木達夫氏による、遺跡出土陶磁器全体の生産地組成の分析を通じて各生産地のシェアの変化を指摘した研究(佐々木1986)が唯一のものである。但し、変化の背景に関して説明されているのは、実際には生産地の状況・技術水準の点からの解説が主であった。しかし、根拠こそ示さなかったものの、以下に引用した重要な指摘がある。

「こうした変化がおこる原因は、江戸に住む人々の経済的な状態や物資の運搬のありかたとも深い関連があったであろうし、……」(216頁)

「こうした肥前と瀬戸・美濃地方の競争を主として展開してきた江戸時代の陶磁器生産は、江戸や京・大阪などの大都市を主要な市場として念頭に入れていたと思われる。また、商人の思惑や活動のありかた、あるいは運送の重要な手段である海上交通のありかたも、生産地に対して大きな影響力をもっていたことであろう。」(219頁)

この様な生産地に対する様々な影響を評価するためには、まず、特定の器種に着目し、その器種の機能等を踏まえた上で、市場・生産地両面の動向を分析するべきであろう。

そこで本論では、徳利の型式学的考察からまず、編年枠を設定し、かつ、近世特有の器種としてのその出現・普及を位置付け、市場の動向に対し生産地がどのような対応をしているかを確認する。次に、中世からの伝統的器種であり全階層的器種である播鉢の江戸市場に於ける生産地組成に着目し、市場が伝統的生産システムに与える影響を窺う。そして、焙烙を例に、江戸消費市場に最も密接した土器生産のあり方を考察する。

こうして幾つかの日常生活に必須な器種の江戸市場に於ける様相を見た上で、各生産地が江戸市場から受けた影響の程度・質について検討する。

3. 徳 利

1) 瀬戸・美濃産灰釉系徳利の型式細分

筆者は、既に、瀬戸・美濃産灰釉徳利について、その型式学的分析から、液体の小口取引用容器であることを論究した(長佐古1988, 9頁:註2)。ここでは、その要点に加え、法文遺跡出土の徳利を中心に瀬戸・美濃産灰釉徳利の型式細分に補足を加え、編年枠を設定する。

瀬戸・美濃産灰釉系「徳利」は、先に示した通り、容量を基準に三つの系統を、又、系統毎に型式組列を設定することができる。図1に法文遺跡出土の瀬戸・美濃産灰釉系徳利の各型式を構成してできる型式のマトリックス(格子)を示した。各細分型式については、系統名と図1横軸の組列名をあわせて、A—I—1の様に表示する。

三つの系統のうち容量大と中は、高台形・施釉・装飾技法がよく類似していることから、容量大・中・小について、それぞれ系統A'・A・Bと呼称する。高台形を例にとると、系統A・A'は削りだしの輪高台、系統Bは削りだしの碁苜底風高台である。A—I・A'—Iには、鉄分を含んだ鉛釉を施すが、系統Bは、一貫して灰釉を施す。装飾技法の点では、系統A・A'は肩部条線を持ち、頸部化粧掛けを施すものが存在するが、系統Bにはこの様な装飾を施すものはまったくない。

これに対して横軸は、各系統内での器形・施釉技法の相違に基づいており、各系統の型式組列に相当する。分類の根拠の詳細は、表1に示す。器形の変化については、図2に示す方法で定量的に評価することが可能である。今回示さなかったが、系統A'・Bについても同様の傾向を示し、図2上ではそれぞれ系統Aの右側と左側に分布する。

型式A—II—1(A'も同様)については、頸部形態によって、さらに3つの細分型式(A—II—1—a—c)を設定できるが(図5)、E8—5号・C7—3号土坑などでの共伴関係から、同時存在のバリエティと理解することができる。現状では、これがどのような質の相違であるかについては言及し得ないが、今後の生産地での研究の深化によって明らかになるものと考えられる。

組列の方向については、高台の痕跡化等の型式学的要素で規定することができる(図3)が、遺構の切合いによる前後関係によって保証されている(註3)他、共伴する肥前産磁器等の年代観によっても肯定することができる。

系統A・B間の対応関係については、第II期に至って装飾等が省略化されるなかで、器形が寸

	I		II	
	I-1	I-2	II-1	II-2
系統 A		 V7-1号土坑	 E8-5号土坑	 (真砂遺跡)
系統 A	 E8-2号土坑	 T8-9号土坑	 E8-5号土坑	 (真砂遺跡)
系統 B	 E8-2号土坑	 T7-13号土坑	 C7-3号土坑 (真砂遺跡)	 (郵政省飯倉)

第1図 瀬戸・美濃産灰釉系徳利の各型式のマトリックス

系統	細分型式	釉薬	化粧掛	肩部条線	高台調整	器形	頸部形態
A・A	A-I-1	鉛釉	有り	2段	高台脇に削り	強い雨滴形	らっぱ形
	A-I-2	"	"	1段	高台作り丁寧	雨滴形	細い円筒形
	A-II-1-a	灰釉	なし	"	雑で浅い削込み	寸胴形	"
	A-II-1-b	"	(稀に有り)	"	"	"	口唇断面三角
	A-II-1-c	"	なし	"	"	"	太い円筒形
B	A-II-2	"	"	1段・なし	"	"	口唇盤玉状
	B-I-1	灰釉	なし	なし	高台作り丁寧	強い雨滴形	らっぱ形
	B-I-2	"	"	"	高台低い	雨滴形	"
	B-II-1-a	"	"	"	浅い削込み	ナデ肩寸胴	やや長い
	B-II-1-b	"	"	"	"	寸胴形	短い円筒
	B-II-2-a	下半部無釉	"	"	"	"	"
	B-II-2-b	"	"	"	"	"	口唇唇に付く

第1表 瀬戸・美濃産灰釉系徳利各型式の特徴

胴形を呈するという共通の特徴によって決定しているが、法文遺跡各遺構に於ける実際の共伴関係も概ね同様である(表2)。従って、図1の横軸は、有効な編年上の単位として認定できると考える。よって、本論に於いては、図1の横軸 [I-1~II-2] を、編年の基軸 [第I期1段階~第II期2段階] として扱う。

上記で設定した編年軸の暦年代については、記年銘資料・他の記年銘資料との共伴例が皆無なため、肥前産磁器や焼き塩壺の編年と対比して推定する他はない。焼き塩壺の例では、第I期2段階で板巻き作りの焼き塩壺と共伴し(E8-2号土坑)、第II期1段階ではロクロ成形の製品と共伴する(E8-5号土坑)。これらの共伴例と焼き塩壺の年代観から、第I期2段階では17世紀末~18世紀初頭を上限に18世紀後葉頃まで、第II期は18世紀末以降と推定することができる。又、大橋氏の編年(大橋1984)と比較すると、第I期1段階については、E8-5号土坑等に於ける肥前産磁器II期~III期初頭の製品との共伴例から、概ね17世紀後葉代~18世紀前葉と推定することができる。さらに、真砂遺跡(真砂遺跡調査会1987)等の例では、第II期2段階の徳利には、端反りの湯呑碗が共伴し、筒形湯呑碗のみと共伴することが無いことから、第II期2段階は、天保期(19世紀中葉)以降と推定される(註4)。

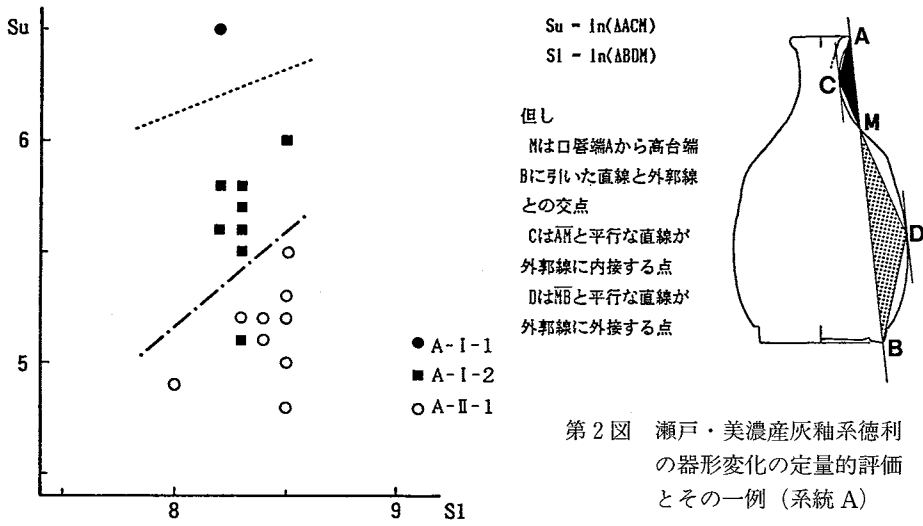
2) 徳利の機能

従来、この種の瓶類には、「徳利」という名称により機能論的限定を加えていた訳であるが、考古学的に明確した例はなかった。そこで、「徳利」と言う漠然とした概念に対し、型式学的解釈を試みる。

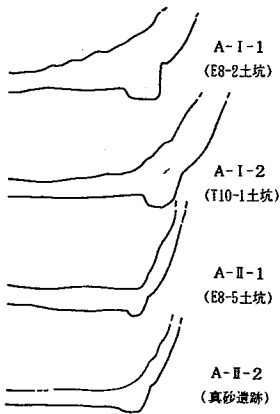
まず、この瓶類が、液体を保持・保存する機能を有していることは、前提として認めておく。さらに、瀬戸・美濃産灰釉系徳利に於いては、三つの系統によって構成される様態が全ての時期において維持されていることから、これらの系統の組合せが「徳利」のもつ機能を反映していると考えられる。そこで、各系統を規定する規準を、徳利の実際の容量から推測してみよう。図5に、江戸遺跡研究会第一回大会において発表した瀬戸・美濃産灰釉系「徳利」の容量のヒストグラムを再録した。この図は、郵政省飯倉分館内遺跡のデータ(小林1986, 300頁)、及び筆者の測定した真砂遺跡・動坂遺跡の完形の徳利345本の容量を示したものである。この図の示す各系統毎の分布の下限を評価すると、三つの系統の最低容量は、若干の例外を除き、ほぼ450ml, 900ml, 1800ml 前後で、京杓の二合半(451ml)・五合(902ml)・一升(1804ml)と、一合を除いた杓の基本的な規格と一致していることが判る。つまり、瀬戸・美濃産灰釉系徳利は、「各容量の杓によって規格化された」瓶類の細分器種として定義する事が可能である。

具体的に言えば、瀬戸・美濃産灰釉系徳利は、各容量の杓で計りとった液体を収納するという機能を具備しているのである。日常、二合半~一升の杓で液体を計量する必要がある場合は、酒・油・醋(酢)・燈油等液体加工品の計り売りといった小売商業取引であろう。徳利の用途は、その機能から類推して、「小口液体の商業取引容器」と認めることができる。

ここで、瀬戸・美濃産灰釉系徳利の出土分布を見ると、瀬戸・美濃産灰釉系徳利は、東日本を



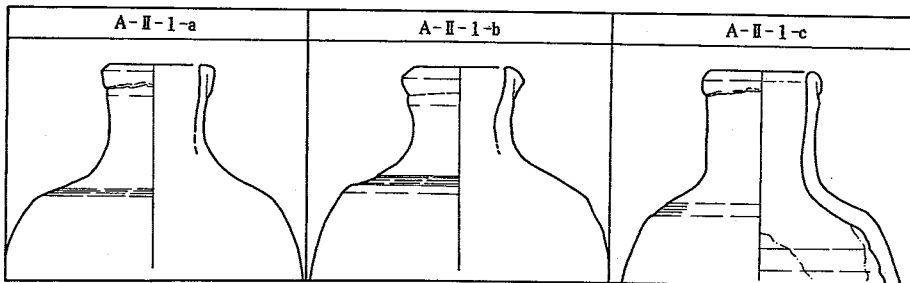
第2図 瀬戸・美濃産灰釉系徳利の器形変化の定量的評価とその一例（系統A）



第3図 系統Aの高台部の形態変化の一例

遺構名	時期 系統	第I期1段階		第I期2段階		第II期1段階			第II期2段階			
		A	A' B	A	A' B	A	A' B	A	A' B	A	A' B	
法文遺跡		(法文遺跡のデータは口縁部数)										
E8-2号土坑		1	2									
Q5-1号土坑			1 1									
B3-2号土坑				5	2							
B7-2号土坑				2	2							
T8-9号土坑				6	1 2							
E7-3号土坑				1	1 2	19	40	14				
E8-5号土坑						9	38	16				
真砂遺跡		(真砂遺跡のデータは完形の個体数)										
20号土坑						3	1	5				1
33号土坑						1	3		8	2	34	

第2表 瀬戸・美濃産灰釉系徳利各型式の遺構一括遺物内で共伴関係



第4図 A-II-1の口縁部形態のバラエティの一例

中心に流通している。九州・中国・四国地方では唐津・備前・備後をはじめとした在産の「徳利」が主体となり、(福岡・砥石山遺跡(北九州市教育文化事業団1984)他)、瀬戸・美濃産徳利は、まったく出土しない。畿内に於いては、備前・丹波産の「徳利」が主体的に出土するが、瀬戸美濃産灰釉系徳利も客体的に出土する場合がある(堺環濠都市遺跡市之町東四丁SKT-9地点SF001(堺市教育委員会1984, 239頁)・大坂城三の丸遺跡(大手前女子大学史学研究所1988, 31頁)。この分布は、明治時代の瀬戸・美濃産「貧乏徳利」の流通圏とも、よく一致している(神崎1982, 131頁)。

瀬戸・美濃産灰釉系徳利の流通圏の中では、江戸市中の各遺跡が出土量・出現頻度ともに他地域を凌駕しており、その他の地域では総遺物量の割には少ない。下宿内山遺跡(東京都清瀬市下宿内山遺跡発掘調査会1986)、東京・多摩ニュータウン No. 452遺跡(川島他1982, 236頁)愛知・勝川遺跡(愛知県教育サービスセンター1984)等、江戸周辺農村と産地周辺で若干見られる程度で、群馬・中村遺跡(渋川市教育委員会1986)・福島・四郎作遺跡(いわき市教育文化事業団1983)のようにほとんど出土していない遺跡もある。この傾向は、自給的生産基盤を持っている地方農村では余り必要がなく、購入が物資調達的前提となる都市=江戸との強い関係も示唆しているものと考えられ、前述の小口液体の商業取引容器であるとの解釈を是認する上で、大きな傍証と言えよう。

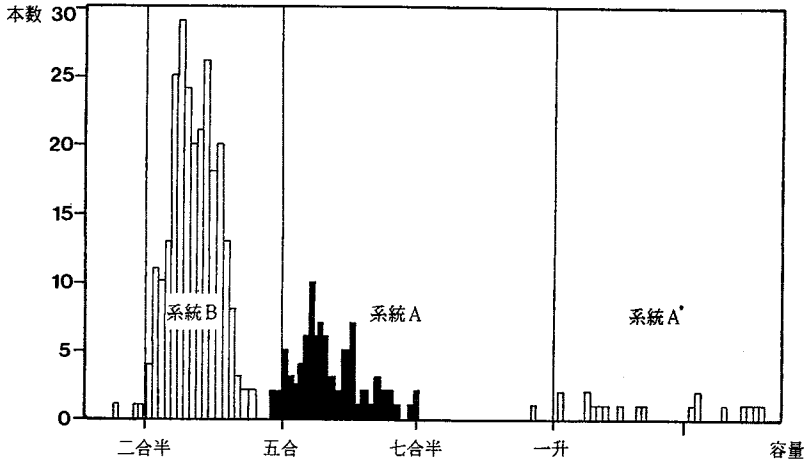
3) 徳利の普及と江戸市場

瀬戸・美濃産灰釉系徳利の出現した第Ⅰ期1段階は、経済史的にみれば、全国市場の成立を見たとされる時期である(註5)。文献で確認することはできないが、徳利を用いて商われた酒・油・醤油・醋(酢)・の小売市場における流通量も、第Ⅰ期以前と比較してかなり増加した事が考えられる。又、市場取引が盛んになっていく過程で、幕府がおこなった流通政策の一環として度量衡の統一もおこなわれた。枳については寛文九年(1669)京枳に統一されている(註6)。こうした自給的生産基盤を持たない都市における需要の増加は、全国市場をより活性化させていったのはもちろんのことであるが、消費市場内においては、「液体取引容器」の需要を喚起していったと考えることができよう。

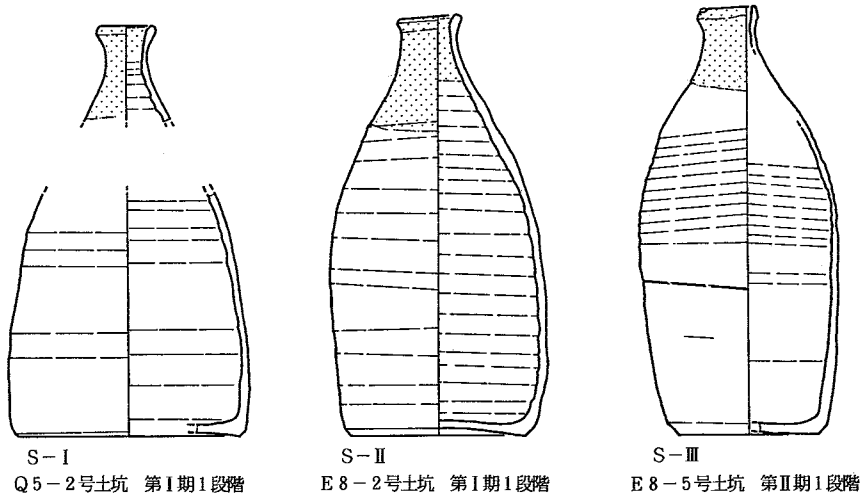
さらに、第Ⅱ期段階になると、江戸市場は下層民の階層化(註7)に伴い、個人購買層が増加し、市場に影響する率が高くなっていく(註8)。生産性が向上するにつれ、ささやかな余剰収入が生まれ、小売市場に於ける液体農産加工物の需要は、いやが上にも増していったことが推定される。

4) 志戸呂産徳利の動向

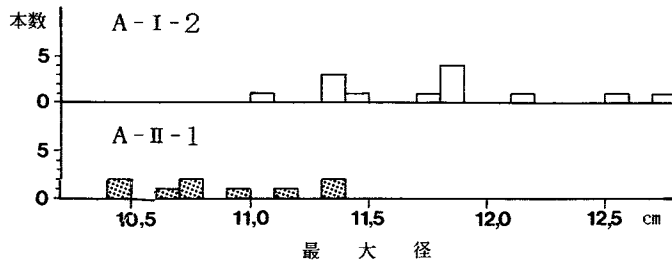
では、他の生産地の徳利の江戸市場に於ける動向は如何であろうか。法文遺跡に於いて瀬戸・美濃産灰釉系徳利の次に出土量の多いのは、志戸呂産徳利である。志戸呂産徳利は、口縁部にのみ鉄釉を施した、赤褐色硬質の焼き締め陶で、第Ⅰ期以前から存在する。図6に、その型式細分と瀬戸・美濃産灰釉系徳利編年との対比を示した。第Ⅰ期以前～第Ⅰ期1段階までは最大径が底



第5図 瀬戸・美濃産灰釉系徳利の容量のヒストグラム



第6図 志戸呂産徳利の各型式の一例



第7図 系統Aの胴部最大径のヒストグラム

部付近にある円錐状の器形ラッパ状の口縁部をもつが(S-I), 第I期1段階途中から寸胴形の器形を採るようになる(S-II), 第II期以降, 最大径が胴部上半にあり口縁部も算盤玉状を呈するようになる(S-III)。

志戸呂産の徳利は, 上記の一系統しか認めることができない(註9)。この点で, 志戸呂は, 江戸に於ける商業取引容器の需要に対して, 瀬戸・美濃ほど積極的に対応していないと断言できよう。ちなみに, この系統の容量については, 資料不足のため正確に測定していないが, 恐らく一升前後の容量を指向しているものと考えられる。

法文遺跡に於ける量的な推移をみると, 第II期1段階まで, 当該期の遺構の概ね半数弱の遺構から1~数個体程度出土するが, その総量は, 時代が下るにつれてやや少なくなるようである。量的把握が成されている郵政省飯分館構内遺跡(港区麻布台一丁目遺跡調査会1986)の例では, 第I期以前のN26Pで, 志戸呂産徳利が18個体と最も多く出土している。第I期では多くの場合, 瀬戸・美濃産と共に破片資料で確認される。第II期に至っては, N44P・300P等で瀬戸・美濃産灰釉系徳利が数十個体出土する中で, 僅かに破片が若干出土するのみになる。これらの状況を総合すると, 志戸呂産徳利は, 第I期以前から第II期1段階までは江戸市場に於ける流通量がほとんど変わらずにいるが, 瀬戸・美濃産灰釉系徳利出現によって, 相対的にシェアを失っていき, 第II期以降, 流通量自体も減少していくことが窺われよう。

この他の生産地のものとしては, 備前系の徳利が見られるが, E8-2号土坑(第I期1段階)で2個体確認されている他は, 破片が散見される程度である。他の江戸の遺跡に於いても, 瀬戸・美濃産錆釉系徳利(いわゆるペコカン徳利)のモデルである保命酒徳利がわずかに出土する程度である(白山四丁目遺跡24号土坑:白山四丁目遺跡調査会1981, 64頁)。

この様に, 江戸市場の変化に乗り遅れた形になった志戸呂産および備前系の徳利は, 小口消費市場がさらに活性化した第II期以降, 江戸市場に於けるシェアをほぼ失ってしまう。これに対し, 従来の瓶類に小口取引容器としての機能を最も的確に付加した生産地が瀬戸・美濃であった。この結果, 第II期以降, 徳利は瀬戸・美濃の寡占的商品となっていった。

4. 搗鉢

1) 江戸に流通する搗鉢の生産地

徳利が, 瀬戸・美濃の主要生産品目として定着できた条件の一つには, 「小口液体取引容器」という「新しい」器種により, 新たな市場開拓が可能であったことを挙げることができよう。では, 中世からの伝統と生産実績を持つ器種の生産の動向はどのようなものであったであろう。

供膳形態に於いては, 新しい流れである磁器などの台頭があるが, 大甕・搗鉢等に関しては, 中世からの伝統的な陶器生産地が, 江戸時代に於いても継続的に生産をしている事が, 各生産地の調査によって知られている。このうち, 大甕は農業的需要を背景にしているためか, 江戸市中の遺跡からは, 墓の蔵骨器(自證院遺跡調査団1987)以外にまとまって出土することが少ない。

そこで、中世からの歴史的背景をもつ陶器製品の流通の動向を、播鉢を例に示す。

江戸に於いて出土する陶器播鉢の大半は、生産地出土遺物との胎土・型式学的対比から、中世からの伝統的窯業生産である「六古窯」のうちに、ほぼその生産地を求めることができる。則ち、瀬戸・美濃系（註10）、信楽、備前系（註10）と、丹波である。この他に、刻印から確実に堺産播鉢（稲垣1988、4・5頁）と考えられるもの（図229—8）が1点確認されている他、唐津産、土器質の製品も若干見られるが、量的には以下に挙げる瀬戸・美濃系、信楽、備前系の播鉢でほとんどのシェアを占める。以下に、各生産地の特徴を挙げる。

瀬戸・美濃系：黄褐色～灰色の粗く軟質な胎土に、錆釉を施したもの（図8—1・2）。

信楽：黒灰色～赤褐色のち密な胎土に大粒の白色長石粒を多く含み、自然釉が掛かった焼き締め陶器（図8—3・4）。

備前系：黒（紫）灰色～赤褐色の非常にち密・硬質な胎土で、よく焼き締められて表面に光沢を持つもの。口唇部帯内外面に、特徴的な隆帯を施すもの（図8—5）がほとんどだが、口唇部が直線的なもの（図8—6）も存在する。また、法文遺跡での出土例はないが、前者と型式的に類似し、赤褐色を呈し、やや焼きが甘く光沢の無いものも存在する。

丹波：暗灰色・硬質で、口唇部は断面三角状もしくは直線的な器形のもの。信楽産播鉢と類似しており、識別がむずかしい。

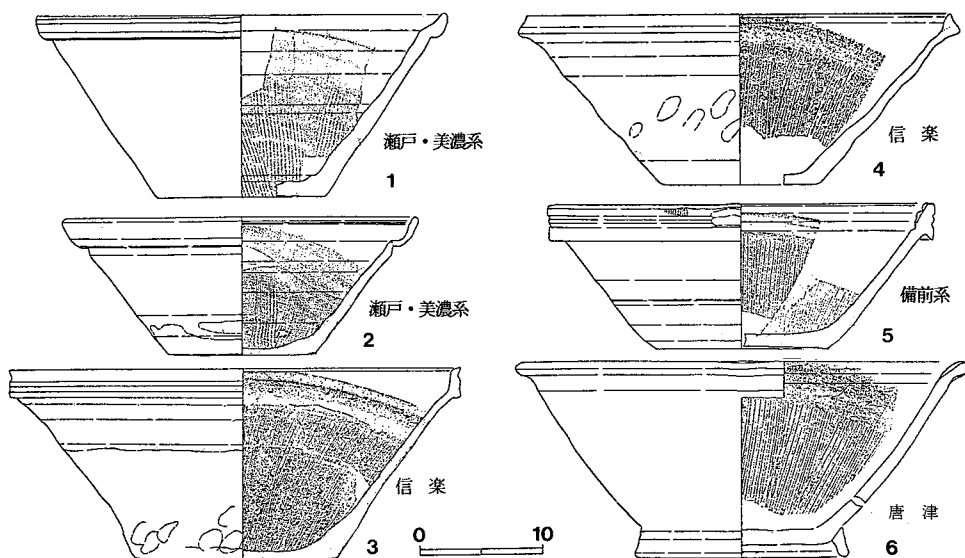
2) 法文遺跡出土播鉢の型式分類

法文遺跡から出土した播鉢の各産地毎の細分型式を、以下に示す。

瀬戸・美濃系播鉢の口唇部形態には、過去の発掘事例から、いくつかの系統の存在が予想されるが（註11）、ここで扱ったのは、法文遺跡で主体的に出土する系統である。この系統は、大きく二つの型式からなる。まず、口唇部の形態が折り返しによって作られた玉縁状を呈するものの一つの型式として認めることができる。この型式を、EM—瀬—Iと仮称する（註11）。これらは、強く玉縁状に屈曲するものから、玉縁の退化した口唇部帯が幅広く直線的になるもの迄、概ね四つの段階（EM—瀬—I—1～4）に細分することができる。もう一つの型式、EM—瀬—IIは、口唇部帯をクランク状に折曲げて作り出すものである。EM—瀬—I—4に後続する型式と考えることができる。屈曲の強弱で、EM—瀬—II—1～2の2段階に細分できる。

信楽産播鉢には、口唇部断面が三角状を呈するEM—信—Iと、口唇部をくの字状に折って口唇部帯を作り、その外面に三本の隆帯を附すEM—信—IIが存在する。中世信楽産播鉢との類似性から推察すれば、EM—信—IからEM—信—IIへの変遷を想定することができる。

備前系の播鉢の型式学的変遷に関しては、既に根木氏、上西氏によって示されている（上西1985、51頁）。これによると、口唇部帯下端が序々に張り出していく傾向が指摘されている。これに基づいて、下端の比較的なだらかなものをEM—備—I—1、横方向に張り出したものをEM—備—I—2、下端が下垂する段階をEM—備—I—3とした。この他に、やや外反する口唇部をもった唐津産EM—唐—Iも若干見られる。



第8図 法文遺跡出土の各産地播鉢の一例

共伴する瀬戸・美濃産灰釉系徳利による時期区分

		I 期 1 段階	I 期 2 段階		II 期 1 段階
瀬戸・美濃系				 EM-瀬-I-4	
	EM-瀬-I-1	EM-瀬-I-2	EM-瀬-I-3	EM-瀬-II-1	EM-瀬-II-2
信楽					
	EM-信-I	EM-信-II			
備前系・他					
			EM-備-I-1	EM-備-I-2	EM-備-I-3
			EM-唐-I		

第9図 法文遺跡出土播鉢の型式変化

以上に示した産地毎の各型式の口唇部形態を、遺構一括遺物に於ける瀬戸・美濃産灰釉系徳利との共伴関係を基に配列したものが図9である。仮定した型式組列は、徳利の型式組列とも矛盾なく整合する。第I期2段階は、播鉢では、瀬戸・美濃、備前系ともに変遷を認めることができ、播鉢を用いて第I期2段階を細分することも可能である。

3) 法文遺跡出土遺構一括遺物から見た、播鉢の各産地のシェアの変遷

図9から、法文遺跡における各時期の播鉢のシェアを定性的に把握することができる。まず、瀬戸・美濃系の播鉢は、各期を通じて出土している。信楽産は、第I期2段階まで存在する。この段階では、周辺の多摩ニュータウン遺跡群等でも散見することができることから、江戸への流通量も少なくなかったことが予想される。しかし、第II期以降の信楽産播鉢の出土例は、ほとんどなくなってしまふ。一方、第I期2段階から出現した備前系播鉢は、第II期1段階になると、瀬戸・美濃系播鉢をも凌いで主体的にみられるようになる。法文遺跡で確認することはできないが、焼き上がりの軟質になった段階の備前系播鉢は、江戸及びその周辺地域で最も一般的にみられるようになる(註12)。

以上から、法文遺跡における播鉢生産地のシェアの変化は、備前系播鉢の台頭により、江戸市場から信楽産播鉢が駆逐されていく過程と読み換えることができよう。この様に、中世から継続的に生産されている陶器に関しては、従来の生産基盤を維持しつつも、複雑化する流通機構の中で、各生産地間の熾烈な商戦があったことを窺わせるのである。

5. 焙 烙

1) 焙烙について

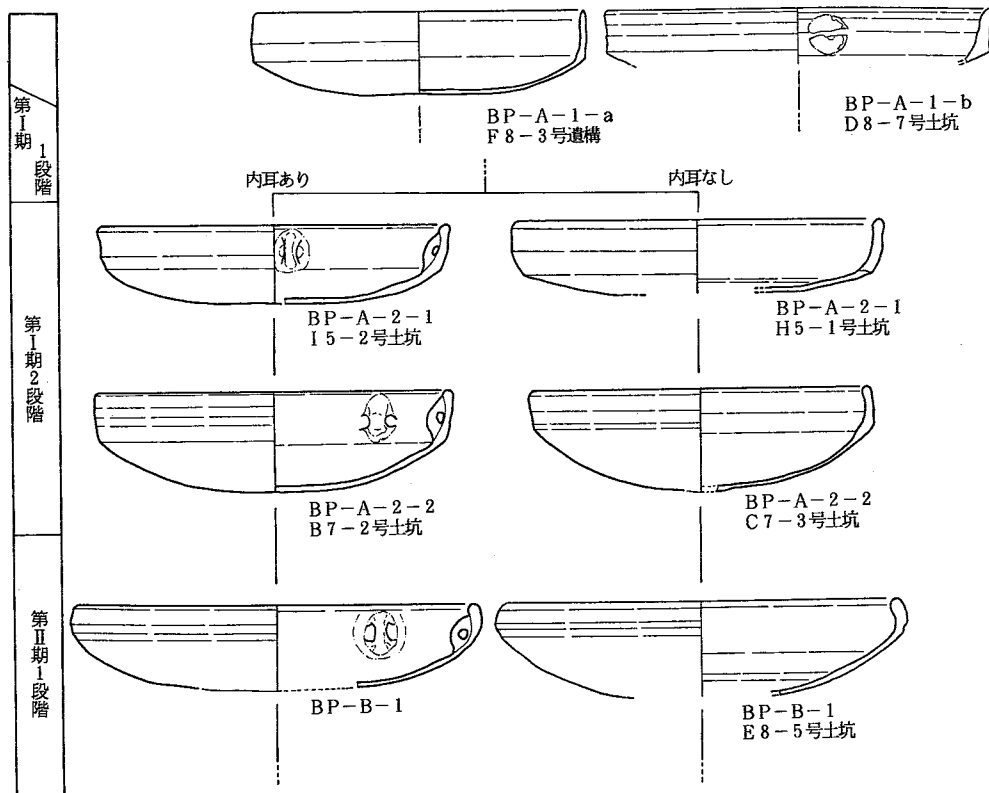
焙烙(註13)は、直径一尺前後で器高の低い皿状の素焼鍋で、15~16世紀前後に成立した、いわゆる「瓦内耳土器」の流れを引くものと考えられる。

一般に、素焼土器類の生産地については、今戸など江戸もしくは江戸近郊において作られているとされているが、生産遺跡が発見されていないことから、いまだに推測の域をでない。しかし、焙烙については、後述の通り、江戸市中において独自の形態を持っており、また製品の強度の問題から長距離の輸送に向かないこともあって、江戸市中のみ対象とした生産・流通体制の存在が予想されるものである。以下において、焙烙の型式学的観察から得られる若干の知見に言及をして、江戸を対象とした土器生産の一例を示す。

2) 法文遺跡出土焙烙の型式細分

まず、法文遺跡出土の焙烙の共通点について確認しておく。法文遺跡出土の焙烙は、器厚の非常に薄い丸底の器形を持つ。これは、大きな型を用いて製作するもので、焙烙の底部外面は、型から剥離するための剥離材の痕跡が残っている(註14)。またこの型は底部部分のみのものらしく、底部から口唇部に至る変曲部で外側に張り出している製品が存在する(図11)。

法文遺跡出土の焙烙の細分規準としては、口唇部の形態変化と内耳の有無の2つが考えられる



第10図 焙烙 BP-A・BP-B類各型式と変遷の一例

が、口唇部が直立するタイプ（I b類）から口唇部が内傾するタイプ（I a類）へ変遷するとう、小林謙一氏の指摘（小林1986、264頁）を基に、口唇部形態に着目した型式分類を以下に示す。

型式 BP-A 口唇部が直立ないしは、それに近い形態をとる。

細分型式 BP-A-1 口唇部と体部の境界に稜をもつ。

BP-A-1-a 口唇部の幅が広く、器厚は薄い。底部が比較的浅い。

BP-A-1-b 口唇部の幅は広く、器厚は厚い。底部は比較的浅いと考えられる。

BP-A-2 口唇部と体部の境界付近は、明確な稜をもたない。

BP-A-2-1 口唇部の幅が広く、底部が比較的浅い。

BP-A-2-2 口唇部の幅は狭く、底部は丸みを帯びる。

型式 BP-B 口唇部は肥厚・内傾する。

細分型式 BP-B-1 口唇部は強く内傾し、BP-A-a-2に近い形態をもつ。

（BP-B-2 口唇部はあまり内傾せず、浅い皿型の形態をもつ。本文遺跡には出土例

はない。)

多くの江戸の各遺跡出土の焙烙も、細部に細かい型式差を認めることはできるが、概ね類似した形態の焙烙が出土している。

時間軸の基準となる瀬戸・美濃産灰釉系徳利との共伴関係を検討すると、型式BP-A・BP-Bは、それぞれ第I期・II期の徳利と共伴する。故に、型式BP-A・BP-Bは、時間差として、図10の如き変遷を辿ることが予想される。肥前、瀬戸・美濃等が大きな画期を迎えていたころとほぼ同時期に、焙烙生産もひとつの画期を迎えていたことは、大変興味深い。

3) 江戸周辺の焙烙の形態的特徴

前述の通り、他遺跡における焙烙の出土例をみると、都心部の遺跡のほとんどにおいては、型式BP-A・BP-Bの焙烙が主体的に出土しているが、江戸近郊や関東・中部地方の村落遺跡からは(註15)、中世からの形態を受け継いだ瓦質もしくは土器の焙烙が出土する。各地ともよく類似した形態もつが、江戸近郊の例について、これを型式BP-Cとし、その型式細分を以下に示す(図12)。

細分型式BP-C-1 内耳は、口唇部上端から、体部中位もしくは下位にかけて付く。

BP-C-2 内耳は、口唇部上端から、底部にかけて付く。

BP-C-3 内耳は、体部中位から、底部にかけて付く。

BP-C-4 器高が極端に低い。

このうち、BP-C-2・BP-C-4は、それぞれ瀬戸・美濃産灰釉系徳利A II-1・B II-2と共伴する例が存在することから(註16)、型式BP-Cは、型式BP-Bに並行する周辺地域の様相と見ることができる。

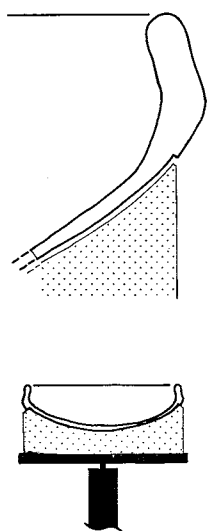
4) 焙烙の形態にみる江戸町地の特質

そこで、江戸とその周辺の遺跡に於ける焙烙の型式分布を、図13に示す。型式BP-A・BP-Bの焙烙を主体的に出土する遺跡(註17)は、文政年間における町奉行支配地の範囲内に限られており、たとえ朱引き内(註18)であっても町奉行支配地外は型式BP-Cの焙烙が主体的に出土する(註19)。町奉行支配地は、概ね町地(註20)の範囲と一致しており、型式BP-A・BP-Bは、市中における用途・使用法に対応する型式であると理解できる。京都・堺等で出土する焙烙がBP-A・BP-Bに近い形態をとる事も、この解釈を支持する事例の一つであろう(註21)。当然。以下に示すBP-Cとの明確に異なる2つの形態的特徴は機能差を反映していると言えよう。

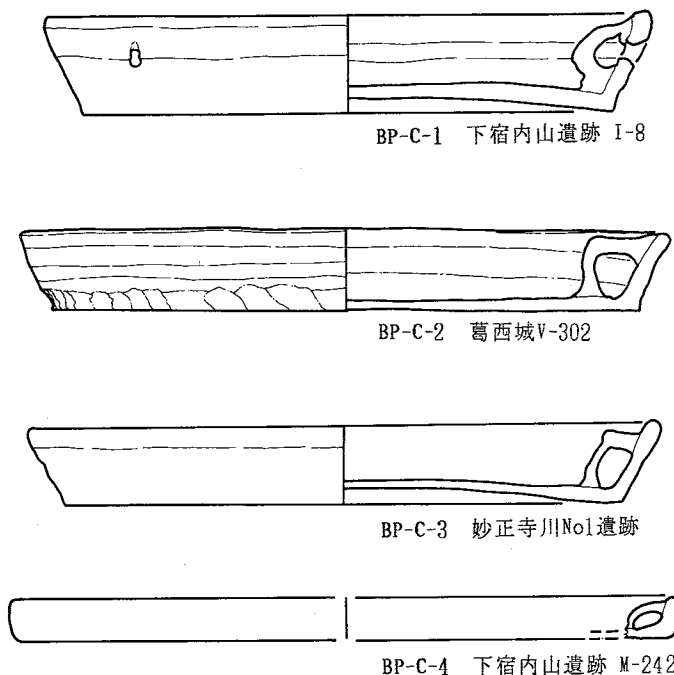
a. BP-Cは平底であるのに対し、BP-A・BP-Bはやや丸底である。

b. BP-Cはほとんどすべてに内耳が付いているのに対し、BP-A・BP-Bには内耳が付かないものも存在する。

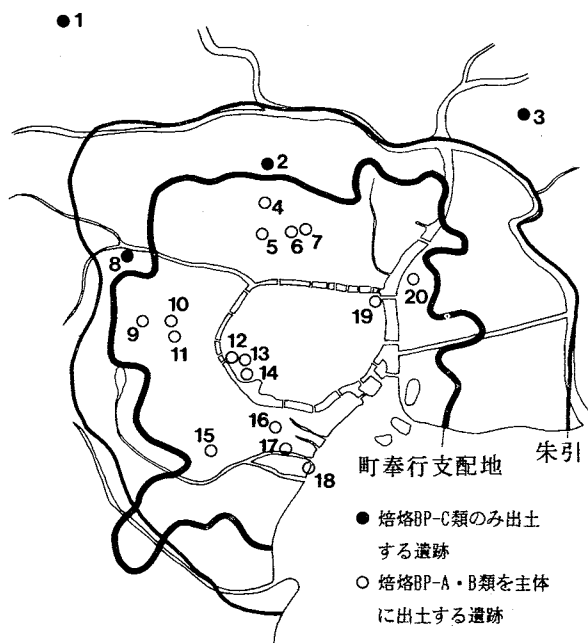
この型式差を解釈するためには、住宅構造・燃料入手の点で、町地・町並み地と村方が大きく異なることを理解しなければならないであろう。まず住宅構造の点では、特に町屋に於いて、その間取りの問題が挙げられる。江戸の長屋等の一戸あたりの地所は、かなり小さく、囲炉裏はほ



第11図 E 8-5号土坑
出土焙烙の一例
とその製作技法
の想像図



第12図 焙烙 BP-C 各細分型式の一例



第13図 江戸とその周辺の遺跡から出土する焙烙の型式

江戸朱引絵図(文政元年 東京都公文書館蔵)を基に作成

1. 袋西浦 2. 中里 3. 葛西城
4. 動坂 5. 白山四丁目 6. 真砂
7. 東大構内 8. 妙正寺川No1
9. 百人町3丁目 10. 自證院 11. 三栄町
12. 平川町 13. 紀尾井町
14. 日枝神社境内 15. 郵政省飯倉分館構内
16. 神谷町町屋跡 17. 増上寺子院群
18. 旧芝離宮庭園 19. 一ツ橋高校地点
20. 普賢寺 各遺跡

とんど構築できなかつたと考えられる(註22)。また、防火対策からも、裸火を扱う施設は好ましくなかつたであろう。一方、生産基盤をほとんど持たない消費都市としての側面からは、燃料の入手法の相違を指摘することができる。農村部においては、薪を居住地周辺で採集できるが、江戸市中に於いては、燃料も購入しなければならない。この場合、薪よりも運搬・熱効率の点で優る炭を用いるようになったことが考えられる。これらの背景に基づき、火力施設の改良と機能分化が進み、竈・囲炉裏に代わって、調理具(火鉢・七厘)・暖房具(長火鉢・手焙り)等の使用頻度が高くなった。この傾向は大形の角火鉢をはじめ多様な火鉢類の出土によって裏付けることができる(註23)。

こうした状況を踏まえれば、丸みを帯びた底部を持つ焙烙の出現した理由は、16世紀から在地にあった瓦質の平鍋の使用形態、つまり、竈・炉等に「吊す」使用形態に加えて、竈・火鉢に「掛ける」使用形態を付加することによって理解することが可能である。つまり、内耳の付いた焙烙BP-A・BP-Bは、内耳で「吊す」「掛ける」両用の鍋と捉えることができるが、辻正人氏が捉えたような(辻 真人1988, 25頁)内耳が消滅する傾向があるとすれば、「吊す」用途は、BP-B以降減少していったものと推測される。前述の通り、炭を用いるようになった結果、火力の調整が容易になり、吊した距離で調節する必要がなくなったことも、内耳消滅の要因のひとつとして挙げることができるかもしれない(註24)。しかし、他遺跡に於いては、BP-Bに内耳がつく報告例は少ないものの、少なくとも法文遺跡における第II期1段階の焙烙(BP-B-1)については、極端な内耳の消滅傾向は窺えない。また、BP-A段階でも、内耳のないものが存在する(F 8-3号遺構)。よって、本文遺跡出土の焙烙に限った場合、焙烙はBP-A段階からBP-B段階まで、ほぼ同様の使用形態を保っていると言えよう。これは、使用場所の相違による焙烙の使い分けや、BP-B段階に於ける大規模な炊事施設もしくは囲炉裏の存在を示唆するものとして、前田屋敷の特殊性と理解する事ができるかもしれない。この点については、今後の大名屋敷等の調査における類例の増加を待って検討したい。

以上概観したように、江戸市中のみを対象とした土器生産は、江戸市中の特性に柔軟に対応していることを確認することができる。

6. 各産地の動向と江戸市場の影響力

以上、幾つかの器種の型式変化と江戸市場に於ける動向の一例を見てきたが、これを各産地毎にまとめて、以下に整理する。

1) 瀬戸・美濃

近世瀬戸・美濃産陶器の最も大きな特色は、中世の優品を中心とした武家階級への供給から、雑器類の全階層的供給への転換である(田口1983, 78頁)。無論この背景には、供膳形態に於ける肥前の磁器の圧迫があり、第I期以降、磁器と競合をしない器種に生産の比重をおくように変化していった訳である。こうした中に、江戸市場での新たな需要に対する対応への動機、つまり徳

利出現に係る生産地側の背景を窺うことができる。このような「江戸市場での需要を背景にした新しい器種を開発」を、市場開拓の一つのパターンとして認めることができる。

又、徳利は、コストダウンによる競争力の強化などの戦略に適した器種であった。第Ⅱ期1段階に於ける型式変化は、型式学的にみても、下層消費階層をターゲットにする為に、質を落とし量産・コストダウンを図った結果と理解できる。例えば、寸胴形の器形は、雨滴形の器形に較べて最大径を小さくすることができる為(図7)、運搬等の効率改善にも役だったと考えられる。こうして、瀬戸・美濃産灰釉系徳利は江戸市場に於いて爆発的に普及することが可能になった訳である。

2) 信楽

信楽は、古代須恵器生産の流れを引き、中世から大甕・播鉢の生産を中心に展開した(丸山1981)。中世の東日本に於いては、大甕は主として常滑産のものが流通していたが、16世紀代になると、茶陶(水指し)や播鉢の一部に、若干の信楽製品を見ることができる。第Ⅰ期段階の信楽製品の流通範囲も、おそらくは茶陶の流通等によって開拓された中世末の市場によって規定されているようである。実際、E8-2号土坑からは、近世信楽産の代表的な茶道具である四耳壺が数個体分出土している(図219-10, 図220-1・2・5)。

しかし、第Ⅰ期1段階以前に於いて信楽製品の江戸市場参入の柱となっていたのは、やはり播鉢である。その播鉢が、備前系製品にとって代わられる第Ⅰ期2段階は、信楽製品が最も少なくなる時期でもある。江戸における播鉢販売の不振は(註25)、生産地に大きなダメージを与えたことが予想される。

そして、第Ⅱ期以降の信楽は、湯呑碗・土瓶など小物の生産という新しい展開をみせる。この段階の信楽製品も、瀬戸・美濃産灰釉系徳利同様、急速に普及した新しい器種による市場開拓の例と言えよう。第Ⅱ期1段階の信楽製品の代表例である湯呑碗：「若杉茶碗(図176-7~13他)」(註26)は、E8-5号土坑出土例に見られるように、江戸全般に大量に流通している。但し、この湯呑碗は肥前・瀬戸・美濃においても湯呑碗の生産が開始されたため、第Ⅱ期2段階では再びシェアを失ってしまったようである。しかし、この段階の信楽は、さらに土瓶・灯明皿という特産品を生み出し、江戸市場におけるシェアを確保していたようである。例えば、信楽産灰釉灯明皿(註27)の出土量は、日枝神社境内遺跡(第Ⅱ期2段階)等では、瀬戸・美濃産の鉄釉灯明皿のそれを凌駕している。

3) 備前系

中世に於ける備前産陶器は、常に西日本を中心に流通している(上西1985, 37~46頁)。中世段階で関東地方で流通した備前産製品は、多摩ニュータウン遺跡などで見る限り、播鉢が僅かに確認されている程度である(加藤他1987)。本文遺跡における第Ⅰ期1段階以前の備前産製品には、徳利・水盤(E8-5号土坑, 図221-4・7, 図222-3)等を挙げるができるが、やはり量的には僅かなものであり、これらの製品は幕末に至るまで、それほどまとまって出土した例はな

い。

この様に、第Ⅰ期1段階までは江戸における流通基盤をほとんど持っていなかった備前系播鉢が、第Ⅰ期2段階以降、急速に普及したという事実は、第Ⅰ期2段階に江戸市場への組織的流通機構が成立したことを示唆するものであろう。その流通を担った商人としては、畿内系の商人の可能性を指摘しておきたい（註28）。

4) 志戸呂

志戸呂焼は、瀬戸美濃大窯期の茶陶生産に影響を受けて成立した窯である（足立1982）。このため、近世段階に於いても茶壺、香炉等を若干見ることができ、第Ⅰ期以前に江戸に流通する主力商品はやはり徳利であった。その徳利が瀬戸・美濃産灰釉系徳利に江戸市場に於けるシェアを圧迫された第Ⅰ期以降、志戸呂は、信楽同様、他の器種の生産に力を入れるようである。第Ⅰ期2段階以降、信楽産灰釉灯明皿が台頭する第Ⅱ期1段階まで多くみられる鑄釉灯明皿（E 8—5号土坑他）は、江戸近郊の多摩ニュータウン域まで流通している（多摩ニュータウン No. 325遺跡（江里口他1988）他）。又、江戸で志戸呂産徳利・灯明皿がほとんど出土しなくなる第Ⅱ期以降においては、湯呑碗類を散見することができる（真砂遺跡33号土坑（真砂遺跡調査会1987）他）。

7. おわりに

都市の特質の一つに、「自給的生産基盤をほとんど持たない」点を挙げることができる。「江戸」は、町方・武家・寺社の人口を加えると、享保年間には概ね百万余の消費階層が存在したことになり、流通が社会に与える影響を分析するには絶好のフィールドと言えよう。今回、部分的ではあるが、器種毎に江戸市場に於ける各生産地の動向を分析することにより、江戸市場が各生産地に与えている複雑な影響と、それによって変化する各生産地の動向を評価することができた。

今回の分析を通じて、瀬戸・美濃産灰釉系徳利、焙烙など、出荷先の江戸に占める割合が大きいほど、その型式は江戸の経済地理的特質に基づく需要・嗜好に左右されていることを確認した。江戸の需要・嗜好に基づいた各生産地の対応が、新たな技術導入・改良となって型式変化に現れているのである。

又、江戸市場への求心力は、一部生産地の販売域の拡大・転換などを促し、その成否が、他の産地の販売域や生産器種にも大きな影響を与えていることも、備前系播鉢の動向から確認した。

さらに、陶器生産地が従来の生産器種のシェアを失ったときに、それまであまり普及していなかった、いわば新しい器種に生産器種を転換して、陶磁器市場に於けるシェアを確保するという一つのパターンを、瀬戸・美濃、信楽、志戸呂の動向から確認することができた。

筆者は、新しい器種の開発については、生産工人のみの対応と考えるよりも、市場の動向をより敏感に感知することのできる商人＝流通資本や、工人に資金を援助する商人・藩等の投資資本の影響と理解したほうが自然であると考えている。今後、こうした流通・投資資本の窯業生産に対する影響を解明していけば、近世窯業が、流通によって大きくその生産形態を変貌させていく、

いわば資本主導の産業形態を採るように至った一面を、より明確にすることが可能であろう。又、さらに各種の陶磁器類の江戸市場への対応を分析することにより、江戸市場自体の特性も浮き彫りになってゆくものと考えられる。

謝辞 本論を著すに当たって、御指導・御助言を賜りました吉岡康暢、小林克、小林謙一、長佐古美奈子、紀尾井町遺跡調査会の諸氏に、深謝申し上げます。(1988.9.20)

追記

脱稿後およそ1年半が経過し、その間の研究の深化に伴い、新たな知見も多く得られた。

特に、堺産播鉢については、その製品を実見する機会に恵まれ、1.焼台の一部に堺の刻印がある瓦を転用していることから、確実に堺もしくはその周辺で焼成されていること、2.その廃棄量からなり大量に焼成されていたと推測されること、3.法文遺跡出土の備前系播鉢の胎土は堺産のそれと酷似していること、4.江戸における備前系播鉢の増加期(1-2期)は、堺における播鉢生産が盛んになった時期とほぼ一致すること等を確認することができた。さらに、白神典之氏からは、兵庫県明石においても同様の播鉢が焼成されていたことを御教示いただいた。

備前系の播鉢生産が畿内周辺に於いて盛んになったことが判明したことで、今後、江戸をはじめ各市場に流通する備前系播鉢の生産地組成が、備前系とした名称の妥当性を含めて問題となろう。仮に、江戸で流通する備前系播鉢の多くが堺産であるとするならば、堺もしくは大阪の商人が、既にあった江戸・畿内市場への販路および備前とのつながりを背景に、陶磁器生産を興したとも考えられ、流通資本主導の産業形態の一パターンの可能性として注目すべき事例となろう。

筆者は、現在、胎土分析を用いて、江戸から出土する備前系播鉢の産地を確定する作業を行っており、その結果は追って明らかにするつもりである。(1990.1.16.)

註

- 1) 例えば、守谷剋久氏の論巧の冒頭には「近世の窯業史において、画期的な影響を与えたのは、肥前有田郷を中心とする窯業地であった。いうでもなく、磁器の生産という革新的技術の開発である。(森谷1984)」とある。
- 2) 当日発表した内容については、昭和64年刊行予定の『江戸の食文化』に収録される予定である。
- 3) 例えば、E8-5号土坑(第II期1段階)が、E8-2号土坑(第I期1段階)を切っている。
- 4) 磁器筒形碗の生産時期については、大橋康二氏が『国内出土の肥前陶磁』において1780~1810年代と位置付けている他、肥前系として捉え得る但馬・高谷古窯(伝天保元年(1830)開窯・豊岡市教育委員会1981)において既に生産されていないことが知られている。又、『類聚近世風俗志』によれば、「文化比迄は上の二品を専用す筒茶わんは下品用也」とあり、文政元年(1818)頃まで用いられていたことが窺える。
- 5) 全国市場の成立期については、諸説あるが、概ね17世紀後葉~18世紀初頭とする説が多い。(畦地1962・林1969他)
- 6) 下層民の定義も諸説あり、一般には農村離脱民等の都市流入民によって構成されると言われている

が、大園美奈子氏は人別帳の分析から当地出生者が多く、安定した階層であることを指摘している。(大園1985)

- 7) この点にしては、前述の『江戸の食文化』(昭和64年予定稿)を参考にされたい。
- 8) 破片資料の中に、この系統よりも大形になる可能性がある資料が若干見られることから、この系統よりも容量の大きい規格が存在する可能性はある。
- 9) 瀬戸・美濃系については、型式学的にはほとんど同じものの、黒色微砂粒の多く含まれる焼きのよい製品が若干存在することから、瀬戸・美濃以外の場所で模倣している可能性を考慮しなければならない。又、備前系については、文献の記載や、堺での不良品廃棄土坑を根拠に堺産であるとする白神典之氏の見解(稲垣1988, 4頁)、(神奈川県周辺の)在地産とする見解(市川1988, 382頁)などがある。確かに、江戸に入津した陶磁器の量を表した江戸後期の文献(『重宝録』『東京市史稿港湾編』三, 8~29頁)にも「堺播鉢」の名を見いだすことが出来る。今後、備前系の生産地は、胎土分析等を用いて、詳しく吟味する必要があるだろう。とりあえず本論に於いては、瀬戸・美濃系、備前系と呼称する。
- 10) 藤沢1987等の窯跡資料の中に本論で挙げた以外の形態を持つものが散見される他、尾呂窯発掘の際に実見した資料中にも異なる系統の播鉢を確認している。
- 11) 法文地区出土の資料は時期的に偏っているため、型式は仮に設定したものである。今後の資料の増加を持って、前後の時期を含めた組列を、改めて設定し直す必要がある。
- 12) 多摩ニュータウン遺跡(川島他1987)や宮久保遺跡(市川他1988)等で多くみられる。
- 13) 『和漢三才図絵』によれば、焙烙は「砂鍋(はぶらく)」と表され、その形態は内耳はつかずに、「瓦堀」とともに用いるとき、漢方薬を炒るのに用いたと書かれている。また、内耳を付したのものには、底部に紙を貼った「焙籠(ほうろう)」があり、やはり漢方薬等を焙じるのに用いていたようである。既に、17世紀後半には、内耳のない焙烙が成立し、民間医療に役だっていたことが判る。また、頭に被った焙烙に灸を焚く焙烙灸という民間医療も存在した様で、焙烙は民間医療と縁の深い土器であったことが窺われる。
- 14) 大橋康二氏は、現代の焙烙製造に於いて、砂か焼いたモミガラを用いていることを報告している(大橋1980)。
- 15) 埼玉県の遺跡をはじめとして、多数の報告例がある。以下に、その一部を示す。
 東京都下 下宿内山遺跡
 字津木台遺跡 D 地区(：八王子市字津木台地区遺跡調査会1987)
 多摩ニュータウン遺跡群 (No. 782遺跡 (BP-C-3 : 小島他1982) 他)
 神奈川県 西ノ谷遺跡オミネ屋敷地区(坂本 彰1987)
 埼玉県 下栢間遺跡 (BP-C-2~3 : 埼玉県遺跡調査会1980)
 石御堂遺跡 (BP-C-1~3 :)
 久台遺跡 (BP-C-2~4 : 埼玉県埋蔵文化財調査事業団1984)
 十八番耕地遺跡 (BP-C-3 : 埼玉県埋蔵文化財調査事業団1985)
 神山遺跡 (BP-C-4 : 埼玉県埋蔵文化財調査事業団1985)
 この他栃木県小山市民病院遺跡などで報告例がある。
- 16) BP-C-2については、葛西城 V-302井戸で瀬戸・美濃産灰釉系徳利 A-II-1 と共伴(葛西城址調査会1975)
 BP-C-4については、下宿内山遺跡 M242遺構で B-II-2 と共伴(下宿内山遺跡発掘調査団1986)
- 17) 多くの場合、BP-A・BP-Bのみが出土するが、増上寺子院群(東京都港区教育委員会1988b)・白山四丁目遺跡(白山四丁目遺跡調査会1981)で各一点ずつ BP-C が確認されている。
- 18) 文政年間に江戸御府内と認められた範囲。町地(註20)に加えて、町並み他(年貢等は代官支配だが、

- 住民支配は町奉行が行う地区。街道沿いに発達した部分的な町屋地」とそれを含む農村からなる。
- 19) 袋西浦遺跡(赤羽北二丁目第2団地遺跡調査会1986)に於いては、BP-Bの焙烙が二点出土している。また、神奈川県オオデラ遺跡(横浜市埋蔵文化財調査委員会1986)に於いては、やはり、BP-Bの焙烙が一点出土している。いずれも、浅い器形になるものと考えられ、BP-Bのなかでも後出的要素を持つものと理解される。型式BP-Bの焙烙は近代に入って農村部にも普及しているようで、普及の上限について、今後、さらに検討する必要がある。
 - 20) 商人が職人をはじめとする一般庶民の居住地=町屋(江戸東京学事典)。ここでは、武家屋敷・寺社を含む江戸市中(市街地)全体の意味で用いている。
 - 21) 堺の各遺跡(堺市教育委員会1984)で出土する焙烙は、BP-Bに近い形態を有する。また、京都・三條西殿跡(古代学教会1983)B4土壙出土の焙烙は、BP-4に非常に近い形態を持ち、時期もI期2段階に比定されることから、江戸の様相とよく類似した点が指摘できる。
 - 22) 『近世風俗志』によれば、「江戸竈多からざるは地價高く民居自ら廣らざる故に竈は減じて諸羹等は七りんと云石竈を用ふ」とあり、その挿図の見る限り、竈自体も大形の火鉢を固定したような構造である。
 - 23) 今回は取り上げなかったが、火鉢も、町地と村方で量的様相が大きく異なる器種である。都心部の遺跡では多く出土しているが、多摩ニュータウン遺跡等江戸周辺村落では少ない。
 - 24) 郵政省飯倉分館内遺跡・真砂遺跡出土焙烙から、辻氏は、内耳の消滅をもって「近世住宅からの囲炉裏」の消滅を予想した(辻1988)。しかし、江戸の町並み地成立直後から、既に囲炉裏は不合理なものとなっていたはずである。II期(江戸中期)以降における内耳の減少は、固定された火力施設の減少と見るべきではないか。
 - 25) (稲垣1988, 2頁)によれば、西日本の都市市場においても、信楽産播鉢のシェアは、備前系播鉢に圧迫されていったようである。
 - 26) 本報告書に於いては、これらの製品は京都系と報告されている。確かに、信楽窯表採品にはみられない丁寧な作りの高台を持った製品の若干存在するが、これ以外の大部分は、信楽の製品であると筆者は判断している。
 - 27) これらの製品については、本報告書は瀬戸・美濃産と表記している。しかし、信楽、瀬戸・美濃両地域の窯の表採品等から判断して、筆者は信楽産と判断している。
 - 28) 特に、宝永元年(1704=I期2段階)の大和川付換以降、堆積した土砂で港が浅くなった堺は、衰退していく過程で、多くの商人が江戸・大坂に進出している(国史大辞典6, 247頁)。こうした商人の中には、もともと大坂市場に備前産陶器、もしくは自国特産の陶器・瓦を商っていた商人もいた可能性がある。又、肥前磁器の江戸表への流通を主体的に扱った紀州箕島の宮崎商人が、自国産男山焼等を同時に販売したように(和歌山県立博物館1974, 17~18頁)、堺に関係の深い商人が、備前産陶器を流通させていたとすれば、型的に備前と類似した播鉢の生産が堺に成立した(稲垣1988, 4頁)ことも、比較的容易に理解することができよう。

引用・参考文献

- 愛知県教育サービスセンター 1984 『勝川遺跡』
 赤羽北二丁目第2団地遺跡調査会 1986 『袋西浦』
 足立 順司 1981 「志戸呂とその周辺」『日本やきもの集成2 東海甲信越』 平凡社
 畦地 享平 1962 「流通」『日本庶民生活史六 江戸後期—明治維新』 河出書房新社
 市川 正史他 1988 『神奈川県立埋蔵文化財センター調議査報告15 宮久保遺跡II』 神奈川県立埋蔵文化財センター

- 稲垣 正宏 1988 「関西の主要な遺跡出土の丹波・信楽, 堺播鉢について」『江戸遺跡研究会会報』No. 11
- いわき市教育文化事業団 1983 『四郎作遺跡』
- 上西 節雄 1985 「備前焼の生産・流通と大阪地方」『四天王寺—西門とその周辺II—』四天王寺学園
- 江里口省三他 1988 「No. 325遺跡」『多摩ニュータウン遺跡 昭和61年度 第1分冊』東京都埋蔵文化財センター
- 大石慎三郎 1975 『日本近世社会の市場構造』岩波書店
- 大園美奈子 1985 「幕末期の江戸町下方層民一人別帳の分析を通じて—」『学習院大学史料館紀要 三』
- 大手前女子大学史学研究所 1988 『大坂城三の丸跡の調査III』大手前女子学園
- 大橋 康二 1980 「中世以降の土器生産に関する一考察」『考古学の世界』2 学習院考古会
- 1984 「肥前磁器の変遷と出土分布」『国内出土の肥前陶磁』九州陶磁器文化館
- 加藤 修・甲崎 光彦・福島 宗人・石崎 俊哉 1987 「中・近世陶磁器から見た多摩ニュータウン遺跡の様相(1)」『研究論集V』東京都埋蔵文化財センター
- 葛西城址調査会 1975 『青戸・葛西城址調査報告III』
- 神崎 宣武 1982 『日本人の生活と文化4 暮らしの中の焼きもの』ぎょうせい
- 川島 雅人他 1987 『多摩ニュータウン遺跡 昭和60年度 第五分冊 (No. 271・No. 450)』東京都埋蔵文化財センター
- 北九州市教育文化事業団 1984 『砥石山遺跡』
- 小泉袈裟勝 1980 『ものと人間の文化史36 榎』法政大学出版局
- 國學院大学出版部 1908 『類聚近世風俗志』(喜多川守貞 1853 『守貞漫稿』)
- 小島 正裕 1982 「No. 782遺跡」『多摩ニュータウン遺跡 昭和56年度第5分冊』東京都埋蔵文化財センター
- 古代學協會 1983 『平安京跡研究調査報告 第11輯 三條西殿跡』
- 1984 『平安京跡研究調査報告 第12輯 押小路殿跡 平安京左京三条三房十一町』
- 小林 謙一 1986a 「(3)焙烙類について」『郵政省飯倉分館構内遺跡』港区麻布台一丁目遺跡調査会
- 1986b 「7, 釘書」『郵政省飯倉分館構内遺跡』港区麻布台一丁目遺跡調査会
- 埼玉県遺跡調査会 1980 『下栢間遺跡』
- 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1984 『国道122号バイパス関係埋蔵文化財発掘調査報告—II—久台』
- 1985 『三番耕地・十八番耕地・十二番耕地・神山』
- 堺市教育委員会 1984 『堺市文化財調査報告 第20集』
- 坂本 彰 1987 『港北のむかし 85』港北ニュータウン埋蔵文化財調査団
- 佐々木達夫 1987 「江戸へ流通した陶磁器とその背景」『国立歴史民俗博物館研究報告第14集 共同研究「近世都市江戸町方の研究」』国立歴史民俗博物館
- 佐々木達夫・花江 1975 「日枝神社境内遺跡の調査」『考古学ジャーナル』ニュー・サイエンス社
- 澁川市教育委員会 1986 『中村遺跡』
- 下宿内山遺跡発掘調査団 1986 『東京都清瀬市下宿内山遺跡』下宿内山遺跡発掘調査会
- 自證院遺跡調査団 1987 『自證院遺跡』東京都新宿区教育委員会
- 墨田区普賢寺遺跡調査団 1987 『墨田区普賢寺発掘調査報告書』墨田区普賢寺遺跡調査会
- 関口 広次 1979 「美濃高田徳利の生産と消費に関する覚書」『考古学研究』100 考古学研究会
- 関山直太郎 1958 『近世日本の人口構造』吉川弘文館
- 田口 昭二 1983 『考古学ライブラリー17 美濃焼』ニュー・サイエンス社
- 千代田区教育委員会 1986 『平川町遺跡』

研究篇第五章 近世江戸市場の動向と窯業生産への影響

- 辻 真人 1988 「焙烙の変遷」『江戸の食文化 [発表要旨]』江戸遺跡研究会
東京都新宿区教育委員会 1988 『三栄町遺跡』
東京都港区教育委員会 1988a 『虎ノ門五丁目 神谷町町屋跡遺跡』
————— 1988b 『芝一丁目 増上寺子院群 光学院・貞松院跡 源興院跡』
都立一橋高校内遺跡調査団 1985 『江戸 都立一橋高校地点発掘調査報告』
動坂遺跡調査会 1978 『文京区 動坂遺跡』
豊岡市教育委員会 1981 『但馬・高谷古窯』
仲野 泰裕 1986 「浅間山の噴火(天明三年)に伴う泥流層下の瀬戸美濃陶器」『愛知県陶磁資料館研究紀要5』愛知県陶磁資料館
————— 1987 「江戸時代の瀬戸窯と京焼風陶器」『愛知県陶磁資料館研究紀要6』愛知県陶磁資料館
長佐古真也 1988 「近世「德利」の諸様相—江戸に於ける液体加工品流通—」『江戸の食文化』江戸遺跡研究会
白山四丁目遺跡調査会 1981 『文京区 白山四丁目遺跡』
八王子市宇津木台地区遺跡調査会 1987 『宇津木台遺跡群IX』
林 玲子 1969 「近世中・後期の商業」『体系日本史叢書13 流通史I』山川出版
百人町三丁目遺跡調査会 1987 『東京都新宿区 百人町3丁目遺跡』東京都新宿区教育委員会
深谷市教育委員会 1984 『城下遺跡(第2次)』
藤澤良祐 1987 「本業焼の研究(1)」『瀬戸市歴史民俗資料館 研究紀要IV』瀬戸市歴史民俗資料館
真砂遺跡調査団 1987 『真砂遺跡』
丸山 竜平 1981 「信楽の中世窯」『日本やきもの集成2 東海甲信越』平凡社
港区麻布台一丁目遺跡調査会 1986 『郵政省飯倉分館構内遺跡』
妙正寺川 No.1 遺跡調査会 1987 『妙正寺川 No.1 遺跡』東京都新宿区教育委員会
森谷 剋久 1984 「近世陶磁生産の発展」『講座・日本技術の社会史四 窯業』日本評論社
横浜市埋蔵文化財調査委員会 1986 『亀ノ甲山・オオデラ・百崩』
栃木県教育委員会 1981 「土師質土器及び内耳土鍋の変遷」『赤塚遺跡』
和歌山県立博物館 1974 『南紀男山焼』

第六章 近世瓦の編年学的考察（I）

加藤 晃

1

近世の瓦研究は、考古学の分野からのアプローチがほとんどなされていないのが現状である。近世瓦の研究は建築史の分野のものが多い（文献3・8・10・19・21・25）。考古学的方法によるものは、いくつかの考察が見受けられる（文献13・17・20・30・33・34・35）だけで、まとまった研究がなされているとは言い難い。近世の遺跡において瓦の出土量は、遺物中一番多いといえる。それに比して、報告される情報量は極めて少ない。しかし、瓦は、建築遺構と密接な関係を持ち、遺跡の変遷を知るうえで重要な要素と成り得る。そのためにも、近世瓦の基礎的な研究が必要とされる。東京大学構内遺跡の各地点（文献6・27・28・29・30）において、近世瓦の良好な資料が検出されている。これらの資料の整理を通して、近世瓦の時間的序列、地域性といったことがわかり始めてきた。特に御殿下記念館地点では、層位的に瓦の変遷を追うことができる。この成果を中間報告として江戸遺跡情報連絡会（現江戸遺跡研究会）で発表した（文献12）。この発表では、近世瓦の変遷を考えるうえでの重要な要素として、軒平瓦・軒棧瓦の瓦当文様と丸瓦の製作技術の2点を挙げた。また、軒平瓦・軒棧瓦の瓦当文様に地域性がみれることを指摘した。本稿では、この発表をもとに考察を進めていく。

2

ここでは、軒丸瓦、軒平瓦、軒棧瓦、丸瓦を取りあげて、それぞれの分類と時間的な序列について考察する。

軒丸瓦

軒丸瓦は、無剣梅鉢紋、剣梅鉢紋、連珠三つ巴文について検討する。

無剣梅鉢紋は円形の中心に5つの円形の花弁が軸によって結ばれている。

花弁の断面形によって3種類に細分できる。

- 1類 花弁の断面形が稜線があり長方形をなす。（図版25—2）
- 2類 花弁の断面形が稜線があり台形をなす。（図版25—3）
- 3類 花弁の断面形が稜線がなくかまぼこ状をなす。（図版25—4）

剣梅鉢紋は無剣梅鉢の軸間に剣菱をひとつづつ配している。

花弁の断面形によって2種類に細分できる。

- 1類 花弁の断面形が稜線があり長方形をなす。（図版25—5）
- 2類 花弁の断面形が稜線がなくかまぼこ状をなす。13范型が確認できる。（図版25—6・7）

連珠三つ巴文は、范型ごとに分類をし、15文様がみられる。

巴と圏線によって3種類に小分類できる〔註1〕。


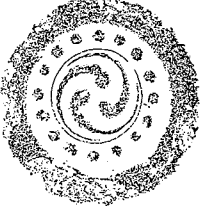




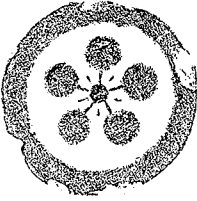





A：圏線の回るもの

B：圏線と巴の尾が接するもの

C：圏線のないもの

また、巴の尾の方向（尾から頭）によって右回りと左回りとに分けられる〔註2〕。

- 1類 A右。復元した瓦当径160mm、内区径74mm、珠文数16個である。巴長は約3分の2周と長めで、断面形はドーム状である。
- 2類 A右。復元した瓦当径152mm、内区径108mm、珠文数14個。巴長は半周弱、断面形はドーム状である。
- 3類 A左。復元した瓦当径160mm、内区径82mm、珠文数は16個。巴長はかなり長めで3分の2周以上になると思われ、断面は三角形状を示す。
- 4類 C右。瓦当径160～162mm、内区径76mm、珠文数は16個。巴長は半周強、断面形はドーム状である。珠文数は16個。丸瓦部は、全長380mm、体長346mm、玉縁長は32mmである。釘穴は2か所、径は10mmと小さい。凹面の布袋痕には全面に刺し縫いがなされている。
- 5類 C右。復元した瓦当径156mm、内区径60mm、珠文数は15個と奇数である。巴長は半周強、断面形はドーム状である。
- 6類 C右。瓦当径151mm、内区径73mm、珠文数は16個。巴長は3分の2周強、断面形はドーム状である。
- 7類 C右。復元した瓦当径150mm、内区径60mm、珠文数は14個。巴長は3分の2周弱、断面形は三角形状である。
- 8類 C右。復元した瓦当径154mm、内区径60mm、珠文数は14個、径は15mm。巴長は計測できず、断面形は三角形状である。
- 9類 C右。巴の断面形は三角形状を呈し、珠文数は不明、径が15mm。瓦当面は燻しによる銀化が著しい。
- 10類 C右。9種の異范資料。巴の断面形は三角形状を呈し、珠文数は不明、径が15mm。瓦当面は燻しによる銀化が著しい。
- 11類 A右。瓦当径170mm、内区径75mm、珠文数16個。巴長は5分の3周、断面形はドーム状である。
- 12類 A右。復元した瓦当径170mm、内区径84mm、珠文数16個。巴長は2分の1周弱、断面形はドーム状である。
- 13類 B右。瓦当径154mm、内区径72mm、珠文数16個、径14mmである。巴長は長いとおもわれ、断面形はドーム状である。
- 14類 C右。瓦当径152mm、内区径60mm、珠文数は16個、径14mmである。巴長が5分の2周、

	梅鉢紋	連珠三つ巴文	軒平瓦・軒棧瓦
I	 <p>無剣梅鉢紋1類</p>	 <p>連珠三つ巴文1類</p>	 <p>軒平瓦5類</p>
	 <p>無剣梅鉢紋3類</p>	 <p>連珠三つ巴文11類</p>	 <p>軒平瓦6類</p>
II	 <p>剣梅鉢紋2類</p>		 <p>軒平瓦2類</p>
III			 <p>軒棧瓦軒平部1類</p>
			 <p>軒棧瓦軒平部2類</p>
			 <p>軒棧瓦軒平部3類</p>
			 <p>軒平瓦3類</p>

第1図 軒瓦の変遷

研究篇第六章 近世瓦の編年学的考察 (I)

断面形はドーム状である。丸瓦部との接合部がみられ、弧状に櫛目が刻まれている。

15類 C右。瓦当径158mm, 内区径66mm, 珠文数は14個, 径14mmである。巴長が5分の2周, 断面形は三角形状をしている。

梅鉢紋の変遷は、無剣梅鉢から剣梅鉢への変遷が認められる。無剣梅鉢は、文学部地点から検出例が多く、剣梅鉢は法学部地点からの検出例が多い。無剣梅鉢1類は、御殿下記念館地点から、金箔が文様と周縁に貼られた資料が検出されていることから、江戸初期の製作と考えられる。一方、剣梅鉢2類の断面形がかまぼこ状であり、無剣梅鉢3類の断面形とが類似することから、剣梅鉢へ変遷する前段階の資料と考えられる。ただし、剣梅鉢1類は断面形が長方形であるが、1点のみの出土と剣の形態が棒状であることから、やや特殊なものと考えられ、どの位置に序列すべきか判断することができない。また、無剣梅鉢2類は1点表採されただけであるが、御殿下記念館地点から、無剣梅鉢1類と共伴していることが確認できている。

以上のことから、無剣梅鉢1類・2類→無剣梅鉢3類→剣梅鉢2類への変遷が考えられる。

連珠三つ巴文の変遷は、圏線、巴長、珠文数、珠文径とその他の資料との共伴関係からかみていく。

* 圏線

A : 1・2・3・11・12類

B : 13類

C : 4・5・6・7・8・9・10・14・15類

* 巴長は、頭部から尾部までの1周に占める比率をあらわしている。便宜的に0.55以上、0.45~0.55, 0.45以下に分けて考える。

0.55以上 : 1・4・6・7・11類

0.45~0.55 : 2・5・12類

0.45以下 : 14・15類

* 珠文数

16個 : 1・3・4・6・11・12・13・14類

15個 : 5類

14個 : 2・7・8・15類

* 珠文径


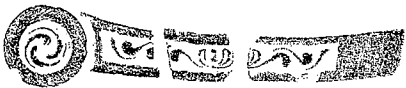









12mm : 1・3・4・6類

13mm : 5・11・12類

14mm : 2・7・13・14・15類

15mm : 8・9・10類

以上の結果から考えると、無剣梅鉢紋との共伴関係が認められる1・4・11類が、巴長が長い点と珠文径が小さい傾向がみられる。椀瓦と共伴関係が認められる2・8・14類は巴長が短く、

	連珠三つ巴文	軒平瓦・軒棧瓦
IV	 <p>連珠三つ巴文7類</p>	 <p>軒棧瓦軒平部6類</p>  <p>軒棧瓦軒平部10類</p>  <p>軒棧瓦軒平部6類</p>  <p>軒棧瓦軒平部11類</p>
V		 <p>軒棧瓦軒平部14類</p>  <p>軒棧瓦軒平部4類</p>  <p>軒棧瓦軒平部9類</p>
VI		 <p>軒棧瓦軒平部15類</p>  <p>軒棧瓦軒平部19類</p>  <p>軒棧瓦軒平部16類</p>

第2図 軒瓦の変遷

珠文径が大きい傾向がみられる。以上点から、巴長が長く、珠文径が小さい資料が古くなると考えられる〔註3〕。

軒平瓦

軒平瓦には5種類みられる。

1類 中心飾りと唐草と子葉から構成される。中心飾りは、点珠に上部が三叉に分れる中央、Y字状の脇部、への字状の萼によって構成される。唐草は巻き込み部で太くなり、中央にむかって長く伸びている。子葉は枝分れし外線が長い。文様区幅は192mm、瓦当厚は56mmと大型である。(図版21-2)

2類 7範型みられる。文様は中心飾りと下上2反転する唐草と子葉から構成される。中心飾りは、点珠に8の字状にくびれがあり、縦に沈線によって分割されている中央部に、重線で内湾し、外線にくびれをもつ脇部からなる。唐草は重線で短く、子葉は単線で短い。瓦当幅は244~250mm、瓦当厚42~49mm、文様区幅142~147mmと差がみられる。(図版21-4・5)

3類 文様構成は2類と同じであり、各部の表現が異なる。中心飾りでは、中央の8の字状に沈線がなく上部が大きくなり、脇は単線になっている。唐草は単線で太く、子葉は短く上部が分かれている。瓦当幅245mm、瓦当厚42mm、文様幅141mmである。(図版24-1)

3類は棧瓦と共伴して検出されていることからみて、棧瓦葺の袖瓦として使用された資料である。

4類 文様構成は2類と同一であり、第一唐草が単線になっている部分だけ異なる。瓦当厚43mmである。

4類は3類と同様に棧瓦と共伴して検出されていることからみて、棧瓦葺の袖瓦として使用された資料である。

5類 中心飾りと唐草2反転で構成されていることが、御殿下記念館地点から検出された同範資料からわかる。瓦当の形状が周縁下部が中央で弧状に垂れ下がっていて、文様区が広がっている。中心飾りに点珠に無剣梅鉢文を配している。第一唐草は重線で長く巻き込みは少なく、第二唐草は重線で短い。(図版21-1)

6類 中心飾りと唐草2反転で構成されている。中心飾りは、点珠にU字状の中央、Y字状の脇部によって構成される。唐草は巻き込み先端に丸みを帯び、第二唐草が中心飾りの点珠まで長く伸びている。瓦当幅は226mm、厚さは37mm、文様区幅125mmであり、小型である。(図版21-2)

軒棧瓦軒平部

軒棧瓦軒平部19種類みられる。軒平部1~10類、13~18類は軒平瓦2類と文様構成は同一で各部の表現が異なるだけである。

- 軒平部1類 中心飾りは軒平瓦2類と文様構成が同一である。唐草が単線で巻き込みが太くなり先端は尖っている。子葉は重線で内線が屈曲している。(図版22-1)
- 軒平部2類 中心飾りは軒平瓦2類と文様構成が同一である。唐草が単線で細く巻き込み先端が丸みを帯び若干膨らんでいる。(図版22-2)
- 軒平部3類 中心飾りは軒平瓦2類と文様構成が同一だが、中央は丸みを帯びて、上部先端がつながっている。唐草は単線で巻き込みが少なく先端が丸みを帯び膨らんでいる。(図版22-3)
- 軒平部4類 3 範型みられる。中心飾りは同文で、唐草は巻き込み部が肥大化し円盤状になっている。子葉はやや長めになる。文様全体に肉厚になっている。(図版22-4)
- 軒平部5類 中心飾りは軒平瓦2類と文様構成が同一であるが、脇が太くなる。唐草は山が小さくなり、巻き込み部が肥大化し円盤状になる。子葉は太く長く唐草のほうまで伸びている。文様全体が肉厚になっている。
- 軒平部6類 2 範型みられる。中心飾りの中央8の字形は沈線がなく、下部がやや大きい。唐草と子葉は4類と同文である。軒丸部が三つ巴文C右であり、瓦当径71mm, 巴長は2分の1周で、断面形は三角形である。(図23-1・2)
- 軒平部7類 中心飾りの8の字形は沈線がなく上部が大きい。脇は外線が太く肉厚である。唐草は4類と同文である。
- 軒平部8類 中心飾り中央8の字形は沈線がなく、くびれが大きい。脇は単線でくびれが大きい。唐草と子葉は4類と同文である。
- 軒平部9類 中心飾りは中央が宝珠形になる。唐草は4類と同文である。子葉は長く唐草まで伸びている。全体に文様が肉厚である。軒丸部は連珠三つ巴文C右類である。瓦当径は76mm, 巴長は2分の1周弱, 珠文は10個, 径は7mmである。(図版23-3)
- 軒平部10類 中心飾りが点珠に達磨状の中央に、先端が膨らむ脇が2単位によって構成されている。唐草はほとんど巻き込み部が膨らんでいる。子葉は短い。文様は全体に肉厚で丸味がある。軒丸部は三つ巴文C右類である。瓦当径75mm, 巴長は2分の1周, 尾は細い, 断面形は三角形である。(図版24-2)
- 軒平部11類 中心飾りと唐草と子葉から構成される。中心飾りは点珠に達磨状の中央、Y字状の脇とY字状の萼によってなる。唐草は上向きで、巻き込み部が太くなり先端は尖っている。子葉もY字状である。(図版24-3)
- 軒平部12類 2 範型みられる。文様構成は11類と同じである。中心飾りの萼がへの字状であり、子葉が単線である。(図版24-4)
- 軒平部13類 唐草2反転と子葉のみが確認できる。唐草の巻き込み部先端は丸みを帯び膨らんでいる。子葉は唐草まで伸びている。
- 軒平部14類 唐草2反転と子葉のみが確認できる。唐草の巻き込み部先端が円盤状に肥大化し、子葉は唐草の方向にかなり伸びてきている。全体に肉厚になっている。範崩れによって子葉

と唐草がくっついている。軒丸部は連珠3つ巴文であり、瓦当径74mm，内区径24mm。珠文数8個である。巴長は3分の1周，断面形はドーム状である。

軒平部15類 中心飾りの構成が軒平瓦2類と同一である。唐草は軒平部2類同様に肥大化し，子葉もまた肥大化している。唐草の山が低くなっている。全体的に肉厚である。右周縁に「丸に七」の刻印が押されている。（図版23—4）

軒平部16類 中心飾りが異なるだけで唐草，子葉は軒平部15類と同じである。中心飾りは中央の分割線がなくなり，上部が大きい。脇は内線と外線が離れ，独立した単位のようにになっている。

軒平部17類 中心飾りが異なるだけで唐草，子葉は軒平部15類である。中心飾りは中央の分割線がなくなり，上部が大きい。脇は単線になる。

軒平部18類 中心飾りと子葉の一部のみが確認できる。中心飾りは中央の分割線がなく，下部が大きい。脇は重線である。

軒平部19類 中心飾りと唐草2反転と子葉から構成される。中心飾りは三葉と上部に点珠が7つ配されている。唐草はいずれも上向きの重線で，内線は巻き込みが浅く，外線は巻き込みが深く，くびれが2か所にみられる。子葉は短く，くびれが1か所みられる。（図版25—1）

軒平瓦は，2類の文様構成が軒棧瓦の文様と同一系統であることが確認でき，また，剣梅鉢との同伴関係が明らかである。本瓦葺に使用され他の資料は，いずれも1・2点の検出であるため当地点でははっきりしないが，御殿下記念館地点からの検出された状況からは，5・6類は，無剣梅鉢1類ともなっていることが明らかである。このことから，5・6類が，2類に先行し，2類が，軒棧瓦出現の前段階に位置付けられる。

軒平瓦軒平部は，軒平瓦2類と同一文様構成をもつ資料が，19種類中16種類みられる。これらの同一文様内の変遷は，御殿下記念館の変遷を考慮に入れると，以下の4点挙げられる。

- ①唐草の巻き込みが肥大化し，円盤状になる傾向
- ②子葉が強調され，唐草と変わらない大きさになる傾向
- ③文様が全体的に，肉厚になる傾向
- ④軒丸部は，連珠三つ巴文が三つ巴文よりも後出

以上の点から，軒平瓦2類と同一文様構成である軒平部1～10，13～18類の資料の変遷をみてもみる。

1類は，唐草先端が尖っていること，子葉が重線であること，さらに文様が肉厚になっていないことから比較的古い段階のものと推察できる。

2・3・13類は四葉の先端がやや膨らみかけているが，円盤状にまでにはなっていない，また，肉厚でもない。

4・6～9・14類は，唐草先端が肥大化し，円盤状になり，文様も肉厚になっている。子葉の強調はみられない。このうち，6類は，被熱により燈変色していることから，火災にあっている事実がわかり，出土状況から，安永元年（1772）に造営途中の西御殿が火災にあっている資料に

あてはまる。そして、11～12類が共伴資料で、被熱を受けている。4・14類は御殿下記念館地点から、享和二年（1802）に造営された「梅之御殿」に使用された瓦と同範資料である。6類は軒丸部が三つ巴文であり、9・14類は連珠三つ巴文が使用されている。

5・10・15～17類は、唐草先端が肥大化し、円盤状になり、文様も肉厚になっている。子葉が強調され、唐草と同じ大きさになっている。15～17類は被熱による燈変色がみられ、文学部地点のS8-52号土坑に火災後の一括廃棄された資料であり、幕末の火災によるものと考えられる。18類が共伴資料で、被熱を受けている。

以上のことから、1類→2・3・13類→6・11～12類→4・9・14類→5・10・15～17・18類への変遷が考えられる（第1・2図参照）。

丸 瓦

丸瓦は4種類みられる。資料は幅と玉縁長が計測可能なものとした。すべての丸瓦は凸面に縦方向のへらなでがなされ、凹面では玉縁、側縁で2度、頭部で1度面取りがなされている。分類は法量（玉縁長など）、凹面の布袋痕によってなされる。

- 1類 幅160mm 前後、玉縁長 a 30mm 以上である。布袋目は全体に刺し縫いがなされ、刺し縫いの間から布目がみられる。斜めに抜き取り紐痕がみられる。（図版26—2・3）
- 2類 幅150mm 前後、玉縁長 a 29mm 以上である。布袋痕は全体に刺し縫いがみられ、刺し縫いの間から布目の観察できる資料もある。凸レンズ状に模骨痕もみられる。棒状圧痕は2点みられるが、いずれの右端に4・5本で、先端が丸味帯びている。（図版26—4・5）
- 3類 全長300mm 前後、幅150mm 前後、玉縁長 a 26mm 以下である。布袋痕は全体に刺し縫いが施されているが、押し潰されて不明瞭になる。棒状圧痕をもつ資料も多く、圧痕は全体にみられ、先端が平坦である。（図版26—6・7・8・9）
- 4類 幅115～118mm、玉縁長 a 28～32mm である。玉縁の付け根に幅10mm の溝があるのが特徴である。凹面布袋痕は玉縁付近に刺し縫いが密に施され、体部では粗く施され、横方向に刺し縫いがされている資料もある（図版26—11・12）
- 5類 全長280mm 前後、幅140mm、玉縁長 a 18mm 以下と短い。側縁の面取りの角度とがほとんどないのが特徴である。棒状圧痕が3～5本かならずみられ、深く施されている。布袋痕は刺し縫いが全体に密に施されている。（図版26—10）

丸瓦は、玉縁長の変化と凹面にみられる製作痕によって変遷をみることができる。玉縁長では、1・2・4類、3類、5類との間に差がみられ、5類が特に短くなっている。5類は、側縁が平坦に近くなっている。1・2・4類は無剣梅鉢ともない、3類は剣梅鉢ともなう資料であり、5類は軒棧瓦14類ともなう資料である。

1類にみられる抜き取り紐痕は、室町時代に一般的にみられる痕跡であり、近世初期に残存しているものである。抜き取り紐は、模骨から粘土筒を抜き取る際に、布袋痕と粘土筒との密着力

を増すために必要とされている。〔註4〕

布袋痕は、当地点からは刺し縫いが密に施された資料のみがみられるが、刺し縫いの間隔を開けた資料が、御殿下記念館地点から検出されている。間隔を開けた資料は、無剣梅鉢1類のみにもない、密な資料は無剣梅鉢・剣梅鉢両方ともにもなっている。4類のみが特殊で、玉縁部のみに刺し縫いが密に施されている。

刺し縫い自体が、布の補強の意味でなされ、刺し縫いされた布を刺し子と呼ばれている。刺し縫いが密に施されているのは、このような刺し子本来の目的ばかりでなく、丸瓦4類にみられるように玉縁部のみに施されていることから、布袋と粘土筒との密着力を増すために、一番荷重のかかる玉縁から肩の部分に施されていると思われる。

4類が特殊な形態を示すものであり、御殿下記念館地点からは、無剣梅鉢1類を瓦当にもつ資料がみられる。

以上のことから、1・4類→2類→3類→5類への変遷が考えられる。

3

個々に捉えていた各種類の瓦の変遷をまとめ、文献資料からの実年代と、他の遺跡との比較をする。その際、特に建築物に伴う瓦は、火災による痕跡を明瞭に残し、赤褐色に変色している。そのため、文献により火災の年代が知れるものについては、その廃棄時期が決定される。それにもない、次の時期の瓦の製作年代が求められる。本地点においては、火災痕跡をもつ資料が多数みられ、時期決定の目安としている。その結果として第1・2図の変遷図を作成した。また、このことは、近接する遺跡間での瓦の関係を把握することもでき、江戸という都市遺跡を考えるうえで、重要な要素となりうる。以下、各時期の特徴を述べる。

I期 無剣梅鉢1・3類、連珠三つ巴文1・4・11類、軒平瓦5・6類、丸瓦1・2・4類によって構成される。この時期は、無剣梅鉢1類に金箔瓦がみられることから考えて、江戸初期からの下屋敷の時期に使用されていたと考えられる。

II期 剣梅鉢2類、軒平瓦2類、丸瓦3類によって構成される。無剣梅鉢から剣梅鉢への変化は、前田家の事情によるものと考えられ、天和三年(1683)にこの地が上屋敷に変わったことが考えられる。そして、貞享二年(1685)から宝永五年(1708)にかけての造営に使用された瓦と推察できる。特に、軒平瓦2類は、真砂遺跡(文献16)、浅草寺(文献13)、旧芝離宮庭園(文献22)、芝公園1丁目遺跡(文献33)に同文例がみられる。特に、真砂遺跡は加賀藩本郷屋敷に近く、この地が宝永元年に唐津藩中屋敷になり、軒平瓦2類がこのときの造営に使用されている。また、浅草寺においても、元禄五年(1692)に瓦葺になることが知られている。旧芝離宮庭園での位置付けはわかっていない。芝公園1丁目遺跡においては、宝永スコリア層(1707)以前の遺構からの検出例が認められる。このような点からも、加賀藩本郷邸

において、この時期が設定されると考えられる。

III期 連珠三つ巴文2類、軒棧瓦軒平部1・2・3・13類によって構成される。この時期は、軒平瓦2類に、被熱により燈変色が認められ、火災にあっていることが分かる。さらに、近くに位置する真砂遺跡においても、軒平瓦2類に火災痕跡が認められ、本郷周辺におけるこの時期の火災をみても、享保十五年（1703）三月に大火があり、この大火の直後、幕府から、本郷辺り大名家の長屋にたいして瓦葺にすることが命じられていることが分かる（有徳院殿御実紀）。これにたいして、加賀藩でも瓦葺にて造営することを申し出ている（加賀藩資料）。この以前、既に、旗下、御家人に対しての瓦葺の奨励が享保八年十二月十八日に出されており、そのときに「さん瓦」或は「軽き瓦」という表現がみられ（柳営日次記）、このとき既に棧瓦が使用されていた可能性が高い。軒棧瓦軒平部1類は、同文例が真砂遺跡にみられることから、享保十五年の造営に使用された可能性が高い。また、他の軒棧瓦類は次のIV期の間までに使用されたのであろう。

IV期 連珠三つ巴文8類、軒棧瓦軒平部6・11・12類によって構成されている。この時期は、安永元年（1772）に造営中に火災にあった西御殿に使用された瓦の一群である。

V期 軒棧瓦軒平部4・9・14類によって構成される。IV期以降から享和二年（1802）に御殿下記念館地点に造営された「梅之御殿」に使用された瓦と同範の資料である。

VI期 軒棧瓦軒平部5・10・15～18類、丸瓦5類によって構成されている。文学部地点から、火災による一括廃棄の資料が中心であり、幕末期の火災によるものである。製作時期としては、19世紀前半が考えられる。

4

以上のように6期の変遷が考えられた。特に、2期からみられる軒平瓦2類の文様は、軒棧瓦への変遷が明らかであり、江戸各地の遺跡から同一の文様構成をもつ軒棧瓦軒平部が多数出土している〔註5〕。この文様構成が、江戸における独特な文様として、江戸で生産されていたと考えられる。江戸における瓦の生産地は、墨田川沿いにある。『文政町方書上』によれば、万治年中（1658～60）に本所中之郷瓦町、中之郷横河町、本所小梅瓦町に瓦師が存住していたことが明らかである。また、『御府内備考』によれば、この3地域は幕末までつづく。このほかには、浅草今戸にも瓦窯がみられる（文献19）。これらの生産地で、軒平瓦2類と同一文様系統の瓦当文様をもつ瓦が生産されていた可能性が高く、これらの地域で瓦窯が発掘されることにより、生産地と消費地を結びつけて考えられることができ、今後の重要な課題である。（1988.5.13成案）

註

- 1) 巴の巻きの捉え方には定説がない。本稿では、便宜的に頭から尾の方向にした。
- 2) 圏線と巴の尾による分類は、文献25、文献3、文献17で試みられている。それぞれ、室町時代、桃山

研究篇第六章 近世瓦の編年学的考察 (I)

時代、江戸時代といった大きな流れで捉えている。時代設定は3者3様である。また、文献20では、A類がC類に先行することが述べられている。

- 3) 文献35にて、巴文の詳細な分析がなされている。分析点は、瓦当面にみられるハナレ砂、頭部形状、尾部形状、珠文径、径比率、釘穴の位置、丸瓦部と丸瓦各類との対応の6点である。このうち、珠文形状が大きくなる傾向のみが一致したが、その他の点は確認することができなかった。
- 4) 文献32にて、詳細に報告されている。また、近世の残存例は、文献35にて最初に報告されている。
- 5) 文献5・7・11・12・13・16・18・22・23・24・26・31にて報告されている。

追記

原稿の終了後、以下の論文で、陣平瓦2類を「江戸式」として、同一文様構成をもつ陣平瓦・軒棧瓦の変遷を詳しく述べた。加藤 晃 1989 「江戸時代における「江戸式」の展開」『史学研究集録』國學院大学日本史学大学院会。

文 献

- 1 飯塚 好他 1986 『埼玉のかわら』埼玉県民俗工芸調査報告書第4集 埼玉県立民俗文化センター
- 2 INAX ギャラリー 1986 『瓦日本の町並をつくるもの』
- 3 井上新太郎 1974 『本瓦葺の技術』彰国社
- 4 今泉 潔 1984 『「桧木棧瓦」の造瓦器具と製作技術』物質文化42
- 5 植木 弘、芹沢 広江他 1981 『文京区 白山四丁目遺跡』白山四丁目遺跡調査会
- 6 上野 佳也、小川 望 1987 「東京大学本郷構内遺跡」東京都遺跡調査・研究発表会Ⅻ(発表要旨)
- 7 浦和市遺跡調査会 1983 『庚申塚発掘調査報告書の考察』
- 8 浦林 亮次 1960 「瓦の歴史」建築史研究28
- 9 大谷 猛、佐々木達夫他 1978 『文京区 動坂遺跡』動坂貝塚調査会
- 10 太田博太郎 1974 「棧瓦葺について」建築史研究10
- 11 笠野 毅、佐藤 利秀 1986 「江戸城三の丸の出土品」書陵部紀要38宮内庁書陵部
- 12 加藤 晃 1987 「近世の瓦について—加賀藩本郷江戸屋敷出土の瓦を中心に」江戸遺跡情報連絡会会報 No. 8
- 13 加藤 晋平 1971 「浅草寺私考」物質文化18
- 14 加藤 晋平他 1975 『青戸・葛西城址調査報告Ⅱ』葛西城址調査会
- 15 加藤 晋平他 1975 『青戸・葛西城址調査報告Ⅲ』葛西城址調査会
- 16 加藤 晋平、小林 克他 1987 『真砂遺跡』真砂遺跡調査会
- 17 元興寺文化財研究所 1982 『中・近世瓦の研究』
- 18 君津市教育委員会 1979 『上総久留里城』
- 19 駒井鋼之助 1981 『かわら日本史』雄山閣出版
- 20 桜井 準也 1986 「軒丸瓦の編年について」『麻布台一丁目 郵政省板倉分館構内遺跡』港区麻布台一丁目遺跡調査会
- 21 佐藤 滋郎 1982 『瓦と屋根構造』学芸出版社
- 22 清水 潤三、高山 優他 1988 『日芝離宮庭園—浜松町駅高架式歩行者道路仮設工事に伴う発掘調査報告—』旧芝離宮庭園調査団
- 23 鈴木 公雄、桜井 達也他 1986 『麻布台一丁目 郵政省板倉分館構内遺跡』港区麻布台一丁目遺跡調査会
- 24 鈴木 公雄、奈良 貴史他 1988 『芝公園一丁目 増上寺子院群学院・貞松院跡 源興院跡』芝公園

加藤 晃

一丁目遺跡調査団

- 25 関野 貞 1928 「瓦」『考古学講座』雄山閣出版
- 26 滝口 弘, 富樫 雅彦他 1988 『三栄町遺跡』新宿区教育委員会
- 27 寺島 孝一, 羽生 純子 1986 「東京大学本郷構内遺跡の調査」東京都遺跡調査研究発表会 XI (発表要旨)
- 28 寺島孝一 1987 「東京大学本郷構内遺跡」『日本考古学年報』38
- 29 東京大学遺跡調査室 1985 『東京大学構内山上会議所跡地発掘調査略報』
- 30 東京大学遺跡調査室 1985 『東京大学法学部・文学部考古学調査略報』
- 31 富樫 雅彦, 後藤 宏樹他 1986 『平河町遺跡』千代田教育委員会
- 32 奈良市教育委員会 1979 『多聞廃城跡 発掘調査概要報告』
- 33 平岡 典士, 坂井佐智代 1988 「瓦」『芝公園一丁目 増上寺子院群光学院・貞松院跡 源興院跡』芝公園一丁目遺跡調査団
- 34 宮崎 博 1980 「近世における本瓦の製作技術について」貝塚25
- 35 森田 克行 1984 『摂津高槻城 本丸跡発掘調査報告』高槻市教育委員会

第七章 かわらけの編年学的及び機能論的考察

上 田 真

1

第三章第三節でも述べたように、本遺跡では単一、または2枚の層から大量のかわらけを集中して出土するC7-2号土坑、C7-3号土坑、E7-5号土坑、F8-1号土坑等の大型土坑があり、短期間のかわらけの組成を示す好資料であると思われる。ここではこれら大型土坑出土のかわらけ群を一つの基準とし焼塩壺の共伴を手掛かりとして、器種組成の漸移的变化を見ていきたい。

これら大型土坑から出土するかわらけの器種はA1a~A1h, B1a~B1e, B II b, B IIIの計15類であるが、4土坑を通じて見られる器種はA1d, A1g, B1c, B1dの4類に過ぎず、3土坑に条件を緩めても、A1f類が加わるのみである。出土数の多いのもこの5類であり、他の10類は元々使用頻度の低い器種であったと考えられるものが大部分である。但、後述するA1c類とA1e類のように一部時期差により有無が分かれたと考えられる器種もあるが、共通する器種間には例えばA1d₁類とA1d₂類のような若干の形態差はあっても構成比率に差が見られず、その時期差は小さいと思われる。このことは、伴出する焼塩壺がE7-5号土坑出土の1点を除いてすべて「泉州麻生」銘のものであることから裏付けられる。但し、A1c類とA1e類はE7-5号土坑から比較的まとまって出土しており、またこの土坑出土の焼塩壺はやや古手であるとの指摘もあり（第四章第三節（焼塩壺）参照）、この2類についてはやや時期が上がる可能性があるが、この2類の単純または異なった組成での出土が本遺跡では確認できず時期差によるものかどうかは保留しておきたい。上記の5類をこの4土坑の時期の最も普遍的な組成と見れば、さらにこの5類から一部が欠落するB10-2号土坑、D7-1号土坑等も同時期で、欠落はかわらけ出土数の少なさに起因するとも考えられる。

これに対してA1f類を出土するB7-2号土坑やA1g類を出土するE11-1号土坑では、それぞれA1m類、A1o類という大型土坑では出土しない器種を混え、このA1m類、A1o類を単純にまたはB1a₂類を加えた組成で出土するのが、F7-6号土坑、T8-9号、T10-1号、U6-1号、U6-3号の主として文学部3号館建設予定地点の各土坑である。これらの土坑に伴う焼塩壺は少なく、B7-2号土坑、T8-9号、U6-3号で「泉州麻玉」銘または銘不明で、体部は直線的であるが「泉州麻生」銘のものと同様に蓋受けの段を持つ身またはそれに伴う蓋及び、T10-1号で「イツミ花焼塩ツタ」銘の蓋が共伴しており、前者の焼塩壺の共伴からもC7-2号土坑等に近接する時期のものと思われる。

このB7-2号土坑以下の遺構出土のものが、C7-2号土坑等のものの前後の何れに近接し

ているかについては、D 8-7号土坑出土のかわらけが参考になる。D 8-7号土坑では AIn 類と F 7-6号土坑等でも見られる AIo 類が共伴しているが、AIn 類は E 7-7号土坑で AIk 類と共伴しており、更に AIk 類を単純に出土する E 8-5号土坑が存在する。E 7-7号土坑、E 8-5号土坑で共伴する焼塩壺は蓋受けの無い轆轤成形と思われるもので、上記のものより明らかに後出である。

以上を整理すると、AId 類他、AIm 類他、AIk 類を各々主体とする3時期及び、中間的な器種組成を示す2時期が設定出来、C 7-2号土坑他→B 7-2号土坑他→F 7-6号土坑他→D 8-7号土坑→E 7-3号土坑他という変遷が考えらる。更に本遺跡では焼塩壺の共伴はないが、底径/口径比(0.63)、器厚等からこれら全てに先行すると思われるものとして AIj 類がある(第1表)。

器種	I	~	II	~	III	~	IV
時期							
AIj							
AIc, Ale		---	-----				
AId, BIc, BId			-----				
AIf, AIg			-----				
Bla			-----				
AIm, AIo							
AIk							
出土遺構	T 9-1号	?	C 7-2土 C 7-3土 E 7-5土 F 8-1土 他	B 7-2土 E 11-1土	F 7-6土 T 8-9号 T 10-1号 U 6-1号 他	D 8-7土	E 7-3土 E 8-5土

第1表 かわらけ各器種の消長(土は号土坑の略)

ところで、以上の法量による器種の消長は本遺跡独自のもので、後述のようにかわらけの用途も様々であり、この消長は遺跡自体の用途の変化に対応しているとも考えられる。そこで、法量を越えてみられる一般的な傾向について述べておきたい。

先ず器形であるが、上述のように底径/口径比は I 期の AIj 類が0.63で最大であり、II期の AId₁、AId₂、AIf、AIg 各類の0.53~0.58、III期の AIm、AIo 類の各0.52、0.53、IV期の AIk 類の0.53とIII→IV期を除いて概ね縮小傾向にある(第2表)。しかし、器高/口径比も I 期が0.21、II期が0.20~0.21、III期が0.19~0.20、IV期が0.18と縮小傾向にあり、IV期の底径/口径比が大

研究篇第七章 かわらけの編年学的及び機能論的考察

きいのは器高/口径比が小さいため、つまり平たい分口径と底径の差が小さいとも考えられる。そこで、器高の差を排除するため体部だけの傾き、 $\tan\theta = \text{器高} / \{(\text{口径} - \text{底径}) / 2\}$ を求めると(註1, 第1図)、上記の器種についてI期1.13, II期0.88~0.95, III期0.82, 0.84, IV期0.77と体部の傾きが緩やかになるという一方向的な流れが明らかになる。更にII期のAIa~AIh類を見ると, AId類とAIf類を中心として上下に行くほど、つまり口径で10~13cm代のものから口径が小さく或いは大きくなるほど、 $\tan\theta$ は大きく、つまり体部の傾きは急になるが、AIf類とAId類はその上下のものより $\tan\theta$ が大きく、このことからこの両類が一時期前のものの残存である

器種	口径平均±標準偏差	底径平均±標準偏差	器高平均±標準偏差	底/口	器/口	$\tan\theta$
AIa	5.70 ± 0.08	3.44 ± 0.13	1.33 ± 0.07	0.60	0.23	1.18
Ib	6.25 ± 0.15	3.50 ± 0.20	1.25 ± 0.15	0.56	0.20	0.91
Ic	7.79 ± 0.31	3.98 ± 0.29	1.80 ± 0.15	0.51	0.23	0.94
Id ₁	10.21 ± 0.33	5.64 ± 0.31	2.00 ± 0.13	0.55	0.21	0.88
Id ₂	10.06 ± 0.27	5.29 ± 0.25	2.13 ± 0.13	0.53	0.21	0.89
Ie	12.63 ± 0.19	7.25 ± 0.05	2.55 ± 0.05	0.57	0.20	0.95
If	13.48 ± 0.21	7.41 ± 0.22	2.70 ± 0.09	0.55	0.20	0.89
Ig	15.35 ± 0.05	8.94 ± 0.40	3.05 ± 0.19	0.58	0.20	0.95
Ih	19.45 ± 0.25	12.10 ± 0.30	4.05 ± 0.15	0.62	0.21	1.10
Ii	4.9 (1個体)	2.5	0.9	0.51	0.18	0.75
Ij	6.55 ± 0.15	4.15 ± 0.15	1.35 ± 0.05	0.63	0.21	1.13
Ik	7.14 ± 0.16	3.80 ± 0.05	1.29 ± 0.10	0.53	0.18	0.77
II	7.6	3.6	1.8	0.47	0.24	0.90
Im	8.27 ± 0.26	4.34 ± 0.32	1.66 ± 0.11	0.52	0.20	0.84
In	10.15 ± 0.15	4.65 ± 0.55	2.25 ± 0.15	0.46	0.22	0.82
Io	11.44 ± 0.40	6.06 ± 0.38	2.21 ± 0.18	0.53	0.19	0.82
II	—	—	—	—	—	—
BIa ₁	10.90 ± 0.18	5.58 ± 0.25	2.13 ± 0.18	0.51	0.20	0.80
BIa ₂	11.00 ± 0.30	5.83 ± 0.15	2.00 ± 0.10	0.53	0.18	0.78
Ib	10.60 ± 0.10	5.90 ± 0.20	2.20 ± 0.10	0.56	0.21	0.94
Ic	10.91 ± 0.19	6.28 ± 0.21	2.72 ± 0.13	0.58	0.25	1.17
Id	12.90 ± 0.23	7.27 ± 0.39	3.07 ± 0.25	0.56	0.24	1.09
Ie	14.07 ± 0.25	8.37 ± 0.17	2.83 ± 0.05	0.59	0.20	0.99
IIa	5.5	2.8	2.4	0.51	0.44	1.78
IIb	9.6	5.9	4.6	0.61	0.48	2.49
III	7.40 ± 0.28(長径)	2.40 ± 0.10	2.33 ± 0.12	—	—	—

第2表 かわらけ各器種の法量及び指数 (小数点以下第三位を四捨五入)

ことが示唆される(註2)。

その他、体部については傾きが緩やかになると同時にI・II期の丸みを持つものからIII・IV期の直線的なものへ(註3)、底部内面はI・II期の凹凸のあるものからIII期の平らなもの、IV期の平らで中央が窪むものへと変化する。AII・AIn類に見られる体部内面と底部内面の境がなくなるものはIII期からIV期への移行期に始まった可能性があるが、どの程度存続したかは出土例が極少で不明といわざるを得ない(註4)。

最後に、底部糸切りについては本学構内の別地点で寛永6(1629)年の木簡に伴って型作りと思われるかわらけが多数出土しているが(藤本他 1987)、それらに混じって少数出土している轆轤調整のかわらけはすべて右回転糸切りであり、これ以後に右回転から左回転への転換があったと考えられる。しかし、本遺跡唯一の右回転糸切りのかわらけを出土したE11-1号土坑の他の個体はすべて左回転糸切りによっており時期差とは考えられず、本遺跡ではこの移行期の様相は確かめられない。また、中心糸切り(註5)もII期でも古手と思われるE7-5号土坑から上述のAII類の底部内面の特徴からIV期以後の可能性があるE7-7号土坑にまで例があり、それ以前のI期の資料が極少であることから、本遺跡の資料ではその開始期、終末期共に不明である。

尚、実年代は、I期は上述のように寛永期の非轆轤成形及び右回転糸切りのものより後出と考えられ、おおよそ17世紀後半、II期は「泉州麻生」銘焼塩壺の共伴から前稿では18世紀前葉としたが、その後古銭の整理が進み、元文4(1739)年鑄造の「輪十後打」まで伴

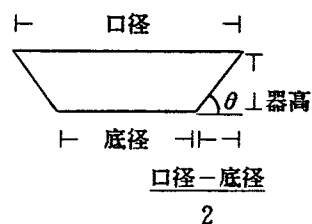
うことが明らかになり、18世紀前半一杯まで存続したと思われ、従ってIII期はやや下がりD8-7号土坑を介してIV期と連続することからも18世紀後半、IV期は轆轤成形焼塩壺の共伴から19世紀前半に当たるかと思われる。しかし、何れの時期も紀年銘遺物等による実年代の1点すら押さえられておらず、またその年代幅も不明で、未だ流動的である。

以上、本遺跡における器種の変遷と共にこれからのかわらけ編年の指標となるかもしれないいくつかの事象について述べた。但、移行期のものは最盛期のものと細部に様相の違いが見られるなど多くの検討課題が残った(註6)。今後の資料の増加を待って再検討したい。

器種	灯芯油痕	底部穿孔	口縁打欠	全数
AIc	2 (7.7)	0 (0)	0 (0)	13
Id	27 (6.5)	6 (1.5)	0 (0)	413
If	24 (77.4)	0 (0)	0 (0)	31
Ig	37 (61.7)	0 (0)	0 (0)	60
Ik	9 (40.9)	0 (0)	2 (9.0)	22
Im	6 (18.8)	2 (6.3)	0 (0)	32
Io	10 (58.8)	1 (5.9)	1 (5.9)	17
BIc	1 (2.7)	0 (0)	1 (2.7)	37
Id	0 (0)	0 (0)	(0)	20

第3表 主な器種の使用痕
(個体数—全体に対する%)

整も本報告中の A, B 両類への大別を始め若干の変異がある。本報告では、素焼き、小型の皿型土器、更にそれらと胎土、調整が類似する形態では椀型、耳皿型を呈するもの、法量では口径約20cm までのものを一括してかわらけとして扱った。しかし、その用途は様々であると考えられ、本項では既述の分類に従って、使用痕、文献の両面から用途を推定したい。



第1図 かわらけ法量模式図

ところで、使用痕と言っても特殊な用途のものを除いては、手擦れ程度で殆ど残らない。本報告中では、使用痕または加工痕であることがはっきりしている口縁部の灯芯油痕、灯芯用の打ち欠き、底部の穿孔、及び墨書を備考欄に表示した。

図示のないかわらけも含めて、700個近くに及ぶ実測個体の内で10個体を越えるものは、A1c, A1d, A1f, A1g, A1k, A1m, A1o, B1a, B1c, B1dの10種である。他は多数のかわらけの出土にもかかわらず数個体程度で、稀にしか用いられなかったか、本遺跡の土器捨て場としての利用が不活発な時期のものと考えられる。

出土個体の多いものでは、A1f, A1g, A1k, A1oの各級のこれらの痕跡が50%以上と高く、灯明皿として用いられたと思われる(第3表)。但、後述のように本来の用途は盛器であったと思われる、二次利用であろう。

これに対して、他の6類はA1m類が灯芯油痕と底部穿孔のものを併せて全体の25%を占める以外は、A1c類7.7%, A1d類8.0%, B1c類5.4%, B1d類0%といずれも少数で併膳用と考えられる。特に、最も数の多いA1d類は『貞丈雑記』膳部の部〔土器の事1〕(註7)に「・・・前に云う、へそかわらけの事を小じゅうと云うは、三度入の内に重なる小さき土器なる故なり。三度入は盃に用ゆるかわらけなり。・・・大じゅうは三度入の外に重なり大なる故、大重という。・・・」とあるように、大きさの基準ともなっている「三度入」に当たると思われ、その注に『海女藻芥』云う、「鍾(サカズキ)は、へいかう、二度入・三度入是也。・・・」とある「へいこう」、「二度入」にそれぞれ当たると思われるB1c類、A1c類と共に酒杯であろう(註7, 上田 1987)。

A1m類の25%という数字は両者の中間で、灯明皿用、供膳用いずれとも決し難いが、本類は灯芯油痕のあるもの2個体、底部穿孔のもの1個体を含めて200個体の底面に「大」「中」「小」のいずれか1字が墨書されており、その3字から『貞丈雑記』酒盃の部の三ツ星・五ツ星の盃と関連があるとすると酒杯ということになろう。但し、拙稿のようにB1a類を「内ぐもり」とすると(上田 1987)、それと共通点に乏しい本類は同「内ぐもり」として、土器の内を黒く三ツ星の様に・・・という記述に合わず、「三ツ星の盃」の実態の検討が必要である。

この他、『貞丈雑記』から用途を伺えるものに、膳部の部に「貞衡云う、そくびと云うかわらけ有り、大きさ、はいぼうろく程あり。肴などもりて出すなり。」とある「そくび」と思われるA1h類、前稿で神への供献用の「平賀」「小壺」「手壺」と推定したB1a, B1b, B1cの各級、式正の膳に用いられる箸の台である「みみかわらけ」と推定したB1III類などがあり(上田 1987)、更

に破片のため図示はできなかったが長・短径で約1 cm, 器高で約0.5cm 大きめの A 類の耳皿型かわらけ (A II類) が前項で最古とした T 9-1 号土坑から出土しており, これも箸の台であろう。また, 膳部の部に「五ど入・七ど入より上段々大なるは, 酒もりの時肴をもりて出す時なり。」とか, 酒盃の部に「かわらけ物と云うは, 大なるかわらけに酒の肴をもりて出すを云う。」とあり, AI d 類を「三ど入」とした前述の推定が正しければ, AI h 類のみならず, AI d 類より大きい AI e, AI f, AI g の各類も盛器ということになる。

このように一口にかわらけと言っても, 灯明皿, 酒杯, 盛器, 供献用, 祭祀用, 箸置等と多様であり, AI f, AI g 類のように灯明皿と盛器, BI a, BI c 類のように酒杯と供献用と使用痕と文献, または文献だけでも, 複数の可能性または兼用, 更には二次利用の可能性のあるものまであり, 用途を絞り難い。但, 一部にはかわらけの意味するものが曖昧であるとしてかわらけという語を避ける向きもあるが, 椀型, 耳皿型のものも含めた多様な土器すべてに『貞丈雑記』では土器(かわらけ)という語が使用されており, それでよいのではなかろうか。(1988.6.1脱稿)

註

- 1) 口径及び器高は口唇の最高部で測定しているため, 厳密には体部厚分, 体部の傾きとずれを生じるが簡便のためこのような方法を用いた。
- 2) その上下の AI b 類と AI f 類の $\tan\theta$ の値が小さく従って一時期下がるものであるという解釈もなくはないが, AI f 類が II 期の指標となる器種の一つであるため採れない。
- 3) 器高 $1/2$ の面における体部径と (口径+底径) $/2$ の比によって客観的表示が可能かとも思われるが, 今回は前者の測定値がないため断念した。
- 4) T 7-13 号出土例 (第 399 図 6) は未だ底径が大きく, 底部内面に僅かに変曲点があり, この原型と思われる。
- 5) 福田健司氏によって紹介されており, その名称を踏襲した。但し, 小川貴司氏によれば, このような痕跡は「離し糸切り」において糸を持ったままの方の手を静止しているとできるとあり, 本遺跡での約 1% という出土数から推して, 福田氏の言うように特殊な回転台を用いたのではなく, 小川氏の言う工程によったと思われる。(福田 1986「南武蔵における平安時代後期の土器群」『神奈川考古』第 16 号, 小川 1979「回転糸切り技法の展開」『考古学研究』第 26 巻第 1 号)
- 6) 特に E11-1 号土坑出土品 (第 238 図 39~42) はこれ以外では II 期にしか出土しない口径 16cm 前後のもの出土及び本土坑で AI o 類としたものは典型的な AI o 類と比べて, 器高はやや低いものの口径, 底径で差がないことを根拠に II~III 移行期に位置付けたが, 全体に体部の立ち上がりが緩く ($\tan\theta$ が小さく), AI g, AI o 類としたものの両方を別類としなければならないかもしれない。その場合, 本遺跡でこれらの位置付けは不可能である。
- 7) 平凡社刊東洋文庫本によった。

文 献

- 上田 真 1987 東京大学法 4 号館・文 3 号館建設予定地点出土の上製の「かわらけ」について, 『東京の遺跡』No.16 東京考古談話会
- 藤本 強・宮崎 勝美・萩尾 昌枝 1987 東京・東京大学構内遺跡 (医学部付属病院中央診療棟建設予定地点), 『木簡研究』第 9 号

第八章 焼塩壺の考古学的視点からの基礎的研究

大塚達朗

1

偶然筆者も関係することとなった所謂江戸考古学、あるいは近世考古学は、調査遺跡数の増加によって質量ともに豊富な遺物を抱え込んでいる現状に在るが、そのままでは日本考古学にとって学的発達云々は難しいであろう。しかし、そのような現状に於いて、一方的に増える情報を正しい事実あるいは時期別認識にと上昇させるのに係わって優れた役割を果たす可能性がある遺物として、陶磁器以外に焼塩壺の研究があげられ、体系的な議論がなされるようになったのは重要である（佐々木1974、鈴木1985a・b、渡辺1982、'83、'84、'85a・b、'88）。

最近、まれにみる豊富な焼塩壺の資料の分析に取り組んでいる小川望氏が焼塩壺研究について感想を寄せている（小川1987）。即ち、焼塩壺が重要視される所以として「1、焼塩壺が使用後すぐに廃棄され、伝世されにくい性質のものであること。2、焼塩屋に関する史料が数多く遺されていること。3、刻印を持つ例が多く、その印文と史料との対比が可能なものがあること」（同上、39頁左）をあげる一方、研究の難しさとして、「焼塩屋にいくつもの系統があり、それぞれが独自のものを作っていただけでなく一方が他方を模倣したと考えられる例もある。また、塩を焼く業者と容器を作る業者とが異なっていたといわれ、さらには、身や蓋に見られる刻印の中には同一の業者による製品のヴァリエーションを表しているといわれるものもあり、焼塩壺に見られる差異のすべてが時期差にのみ求められるわけではない」（同上、39頁左～39頁右）ことを指摘し、とるべき手続きとして焼塩壺の差異を、「時期差、焼塩の業者の差、容器の業者の差、製品上の差、さらには容器の業者の中における集団や個人差、個体差といったものへと分離していくこと」（同上、39頁右）の必要を説き、研究の見通しとして、同一の刻印の分析を示している。焼塩壺に関する有用性と問題点について氏の所論に従うべき点は多いと思うが、考古学上の具体的な検討手順に関してはいささか腑に落ちなかった次第である。

例えば、佐々木達夫氏が「塩壺は限られた生産地をもつ特殊な日常用の土器である。古くから日本全国から出土していることが知られているが、京阪神の陸上輸送を除けば、そのすべてが海上交通によって日本各地に運ばれていたことは疑いない。それは流通経済を考える一つの手段になるばかりではなく、出土する遺跡の年代を決める重要な資料ともなる。さらに全国各地の出土例の増加を待ち、正確な編年作業を経たのちに時代ごとの生産地別の流通状態を調べることが、塩壺研究の重要なテーマの一つとなるであろう」（佐々木1977、14頁右）と課題を提示して考古学的分析としては初めてとも言えるべき論考を締め括り、そして鈴木重治氏が「考古学的方法によって時代区分をするとき、近世の登場については次のように考えている。端的に示すと、陶器であ

る唐津焼と土器である焼塩壺の出現を目安として、中世から近世への画期を求めたい。あたかも、中世の登場を瓦器の出現に求めるのに対応してのことである」(鈴木1985b, 148頁)と時期区分を絡めて問題提起してくるのを一方で見据え、他方、渡辺 誠氏が「本資料は焼塩壺であって、塩壺ではない。焼の一字は簡単に省略できるものではない。近年のほとんどの報告書が塩壺と記し、極端な場合は製塩土器と誤解されているほどである。昭和初期に先駆的業績を残した前田長三郎氏等は、いずれも自明のこととして深く記していないが、世情が変わった今日、はっきり文章化しておく必要もあろうかと思われる」(渡辺1982, 74頁下, 渡辺1983, 85頁)と繰り返し同一文章を掲げて文化史的意義の再確認を強調され、且つ、「焼塩壺に関する先駆的業績を残した前田長三郎氏の『堺焼塩壺考(未定稿)』は、50部限定本であり、現在小谷方明先生と孫に当る前田洋子氏所蔵の2部しか残存していない。確かに人目に触れる機会は少ないが、しかしその後昭和9年発行の『武蔵野』第21巻第3号に、『堺焼塩壺考』を発表している。現在に至るまでこれがまったく無視されていたことには驚きを禁じ得ない。しかも難波屋の子孫の出現により、その内容はきわめて豊かになっており、その後の研究指針も明示しているのであり、先学者の業績をあたかも自説のごとく論文化している方々には、反省を促したい」(渡辺1983, 90頁)と学史の尊重とを訴えているのを知ると、先ずそれぞれの論点を後学の者としては深刻に受け止めなければならないと考えるのである。

さらに、平生、本邦の先史考古学に携わり、山内清男博士の業績に学びながら縄紋土器と悪戦苦闘している筆者には、佐原 眞氏が「まこと山内清男先生は、『縄紋学の父』(佐藤達夫氏)である。それだけに留まらない。先土器時代から近世にわたる日本考古学の全領域で、総ての研究者は、意識するしないにかかわらず、山内清男先生が築かれた『日本考古学の秩序』にしたがって、今、仕事を進めているのである」(佐原1977, 232頁)と述べていることが厳粛な響を伴って聞こえるのである。何故なら「日本考古学の秩序」を既に『日本遠古之文化』という形に結実させた山内清男博士の業績を知っている我々には、日本先史から近世までを視野に入れての「日本考古学の秩序」とは正に「文化の動向は考古学的手段によって追求されるべきであろう」(山内1932, 53頁)ことの具体的実践にほかならないからである。その点で、焼塩壺研究に於ける先学の指摘を傾聴する傍ら、小川 望氏の感想を耳にする時、小川氏のパースペクティブにいささか違和感をおぼえるのである。あくまで、本邦の考古学が培って来た学問上の原理・原則の貫徹如何を問いつけることによってこそ、江戸考古学・近世考古学を考古学という学問領域の拡大・発展のなかに位置付けることが可能と考えるのである。その道は決して容易ではなかろう。しかし、欧州斯学の泰斗チャイルドが『考古学の方法』で「私は、本書にあげる例のほとんど全部を、先史考古学、つまり文献の助けをうけない考古学の分野からとった。というのも、考古学にもっとも特徴的な概念と方法は、まさにこの分野で形成されたのであって、しかも、その概念と方法は考古学のあらゆる分野に有効に適用できるからだ」(Childe1981〔1956〕, 序言2頁)と言明している一文に接すると一層その意を強くするのである。

従って、自己の微力さを痛感しつつも、筆者の立場では、小川氏の指摘や課題を拝聴するに止め、他方で、改めて焼塩壺研究の学史的検討の中に未了の問題を探し、その解決のための分類学・型式学上の基盤を再整理し、並行して、遺跡・遺構次元での当該遺物の分析（＝層位学的検討／一括遺物の検討）を行い、編年学上の強固な体系構築に進むべきであると思うのである。つまり、時期差として認識すべきは何か、何が型式認識を可能にするか、形式や系列次元で弁別すべきは何か、系列上の変化は連続的か否か等々の再吟味を当該遺物研究の第一歩とし、それを貫徹しつつ、焼塩屋（メーカー）間の諸関係、製作者・集団の弁別等の研究課題に取り組むべきと考えるのである。以上の戦略の下、次に焼塩壺を具体的に論じていこう（但し、紙数の制約と筆者の不勉強とで相当端折った議論となることについてはお許し頂きたい）。

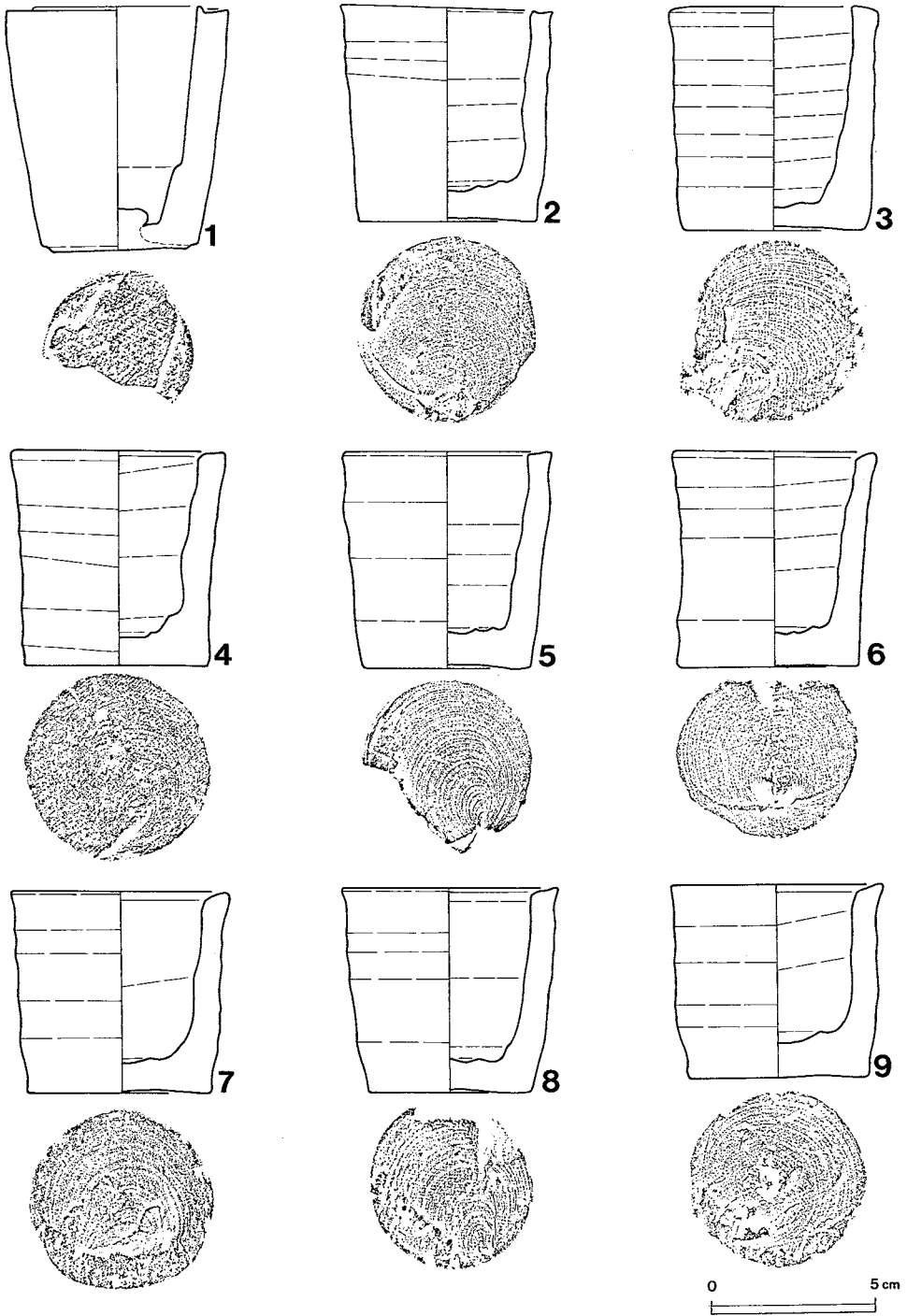
2

では、本遺跡の調査で得られた資料からまずもっていかなる問題を考えるべきであろうか。要約するならば、＜同一形式異系列の焼塩壺の共伴＞と、＜異形式の焼塩壺の共伴＞それぞれの評価と、その評価の展開方向を問い掛けることである。それは、考古学資料を扱う時に最も肝要且つ基本的な分類学的問題・型式学的問題にかかわっていることが最大の理由である。そして、渡辺誠氏の提言を鑑みて、前田長三郎氏の業績の評価を筆者なりに明確にする責務を痛感する者として、このような問題設定によって前田氏の研究が既に分類学として有効であったことを再評価できると考えるからである。

＜同一形式異系列の焼塩壺の共伴＞とは、本遺跡では法学部4号館建設地区側E7-5号土坑での「御壺塩師堺湊伊織」銘焼塩壺（第1図1）と「泉州麻生」銘焼塩壺（第1図2）とが食物残滓、カワラケ廃棄層より一緒に出土したこと、即ち、難波屋の焼塩壺と別の焼塩屋（メーカー）の焼塩壺が共伴することを指しているのである（勿論、その前提として渡辺誠氏によって従来の研究を体系的に纏められたところの焼塩屋（メーカー）別の銘の集成、変遷の把握を踏まえてのことである）。今、ここで渡辺誠氏の提言に従い学史を尊重する意味で前田長三郎氏の容器の二大別＜「筒状モノ」・「蓋掛りノアルモノ」＞（前田1934, 16頁）を取り上げる。この二大別は南川孝司氏の1974年の論文では支持されていたが、その後はこの分類・命名法は意外と採用されていない。しかし、形態・製作技法の違いと見事に対応した分類であることは佐々木達夫、鈴木重治、渡辺誠の各氏の研究が結果的に明らかにしていると筆者には受け取れる（註1）。そこで、上記したような問題設定によって、前田氏の勘案した二大別の是非が検討できると考えるのである。最初にここで検討する焼塩壺は容器の種類としては大きく見て同一の「蓋掛りノアルモノ」に含まれるべきもので、渡辺氏の一連の研究が明らかにしているように、銘の違いから焼塩屋（メーカー）を別とする（＝異系列と呼ぶことにする）焼塩壺が共伴関係にあることを組上に乗せるのである（但し、報告篇で述べたように底部の作り方、粘土栓の仕方の基本は同じだが、細部で違い、器面調整も違う）。



第1図 東京大学構内遺跡出土の焼塩壺(1)



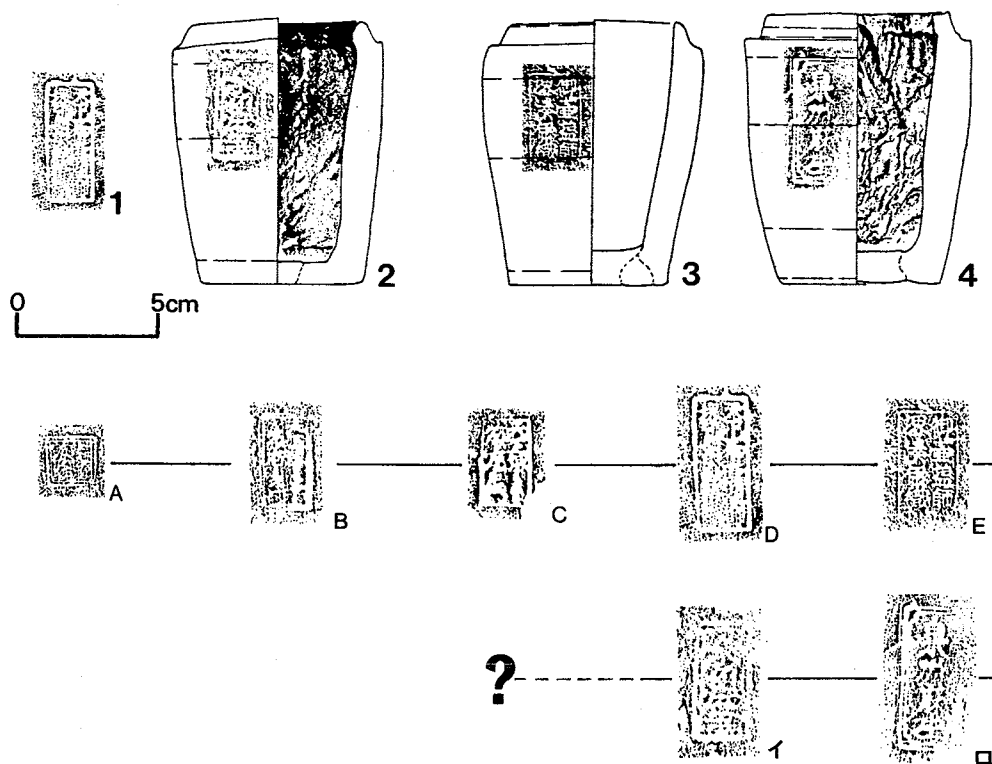
第2図 東京大学構内遺跡出土の焼塩壺(2)

さて、東大構内遺跡では、本遺跡以外では医学部附属病院建設予定地遺跡のF34—11号土坑でも「御壺塩師堺湊伊織」銘焼塩壺+「泉州麻生」銘焼塩壺という組み合わせ（第3図3・4）が確認されている（小川1988, 16頁）。さらに都内に探索の手を広げるならば、港区麻布台一丁目郵政省飯倉分館構内遺跡に於いて南区1号土坑でやはり「御壺塩師堺湊伊織」銘焼塩壺+「泉州麻生」銘焼塩壺という組み合わせ（第4図11・12）が確認されており（森本1986, 8頁）、一つの事例しかないというわけではないので、二者の共伴関係を前提にした議論が必要となる。編年学的に重要であることは言をまたない。

ところで、「泉州麻生」銘に着目すると、各資料（第1図2, 第3図4, 第4図12）の銘文を縁取る枠はすべて、外側長方形・内側二段角の長方形となっている点で共通していることを強調しておきたい。しかし実は、「泉州麻生」銘の枠には、外側・内側とも長方形の枠つまり二重の長方形の枠（例えば第3図2, 第4図10）もある。「泉州麻生」と言う銘で枠がこのように違うものがあるのは、既に前田長三郎氏の集成（前田1931, 第4・5図, 4頁, 前田1934, 第7・8図, 17頁）にみられることを指摘しておこう。

では、この点はどう扱うべきであろうか。最近では菅沼圭介氏が郵政省飯倉分館構内遺跡出土資料に基づき、「泉州麻生」銘枠の違いに検討を加えているのが注目される（菅沼1986, 271頁）。菅沼氏は枠の違いは時期差（二重の長方形の枠→外側長方形・内側二段角の長方形の枠）であると考えているのである。本遺跡を調査した筆者にとっては菅沼氏の指摘は妥当であるように思われる。その理由は、本調査区遺構からは外側長方形・内側二段角の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺だけが出土し、二重の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺は混在していないことがあげられる。郵政省飯倉分館構内遺跡の遺構でも二重の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺と外側長方形・内側二段角の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺は一緒には出土していないようである。最近筆者の手元に届いた『真砂遺跡』（小林ほか1987）を検討しても外側長方形・内側二段角の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺だけが遺構から出土しているので、両者が混在している例は今のところないようである。

従って、このように見てくると、少なくとも、二重の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺と外側長方形・内側二段角の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺は時期差をもっていると考えなければならない筈である。では、これらの先後関係を確定するためにはどうすればいいだろうか。渡辺 誠氏によって編年体系が明らかにされている難波屋の焼塩壺と二重の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺との平行関係を検討すればいいであろう。既に、「御壺塩師堺湊伊織」銘の焼塩壺と外側長方形・内側二段角の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺との平行関係が明らかになっているので、「御壺塩師堺湊伊織」銘の焼塩壺より古く位置付けされている難波屋の焼塩壺と二重の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺との平行関係が証明されれば、菅沼氏の細分案は有効なものとなるのである。幸い、東京大学構内遺跡調査ではその点も明らかにしている。本遺跡ではないが、医学部附属病院建設予定地遺跡と東大本郷記念館建設予定地遺跡で、「天下一御壺塩師堺



第3図 東京大学構内遺跡出土の焼塩壺(3)

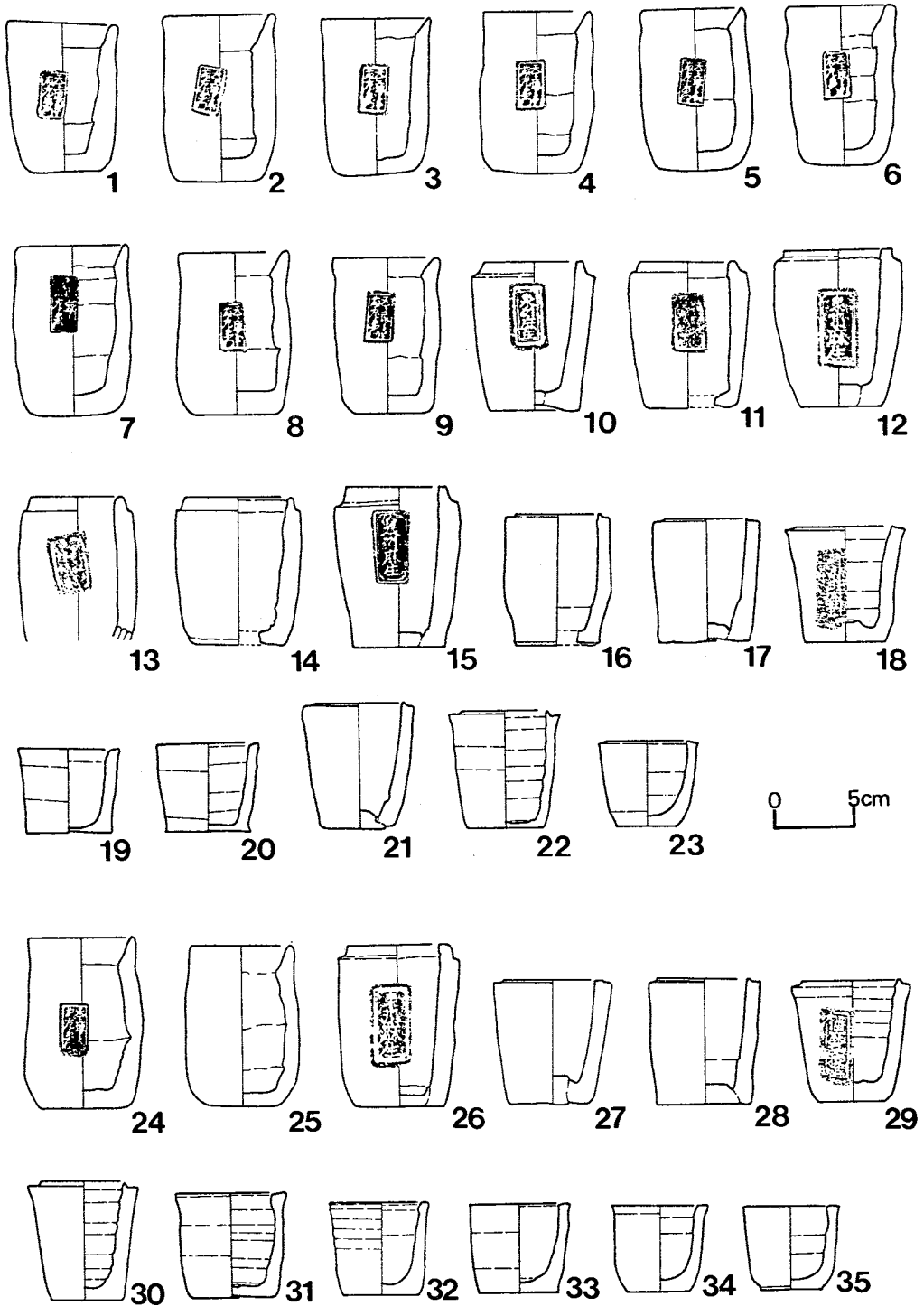
見なと伊織」銘の焼塩壺——前田氏の容器の分類に従うと、「筒状ノモノ」である——と二重の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺とが相伴していることが報告されているのである(小川1988, 16頁)。医学部附属病院建設予定地遺跡のF31-11号土坑例(第3図1・2)を引用しておこう。さらに東京大学構内の別遺跡でも同じ相伴関係を得ているが、未報告のためここではこれ以上の言及は控える。「天下一御壺塩師堺見なと伊織」銘の焼塩壺は渡辺氏の研究(渡辺1982, 16頁)で「御壺塩師堺湊伊織」銘の焼塩壺直前に位置することが明らかにされており、菅沼氏が提起した二重の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺が外側長方形・内側二段角の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺より古いことは以上のことで証明されたであろう。

二重の長方形の枠の「泉州麻生」銘の焼塩壺についてもう少し考えてみよう。まずその古さに関して、「天下一御壺塩師堺見なと伊織」銘の焼塩壺の時期よりも古くなるか否かを探ってみたいが、その前に「天下一御壺塩師堺見なと伊織」銘の焼塩壺より古いとされる難波屋の焼塩壺——前田氏の容器の分類に従うと、すべて「筒状ノモノ」である——について再整理しておきたいことがある。

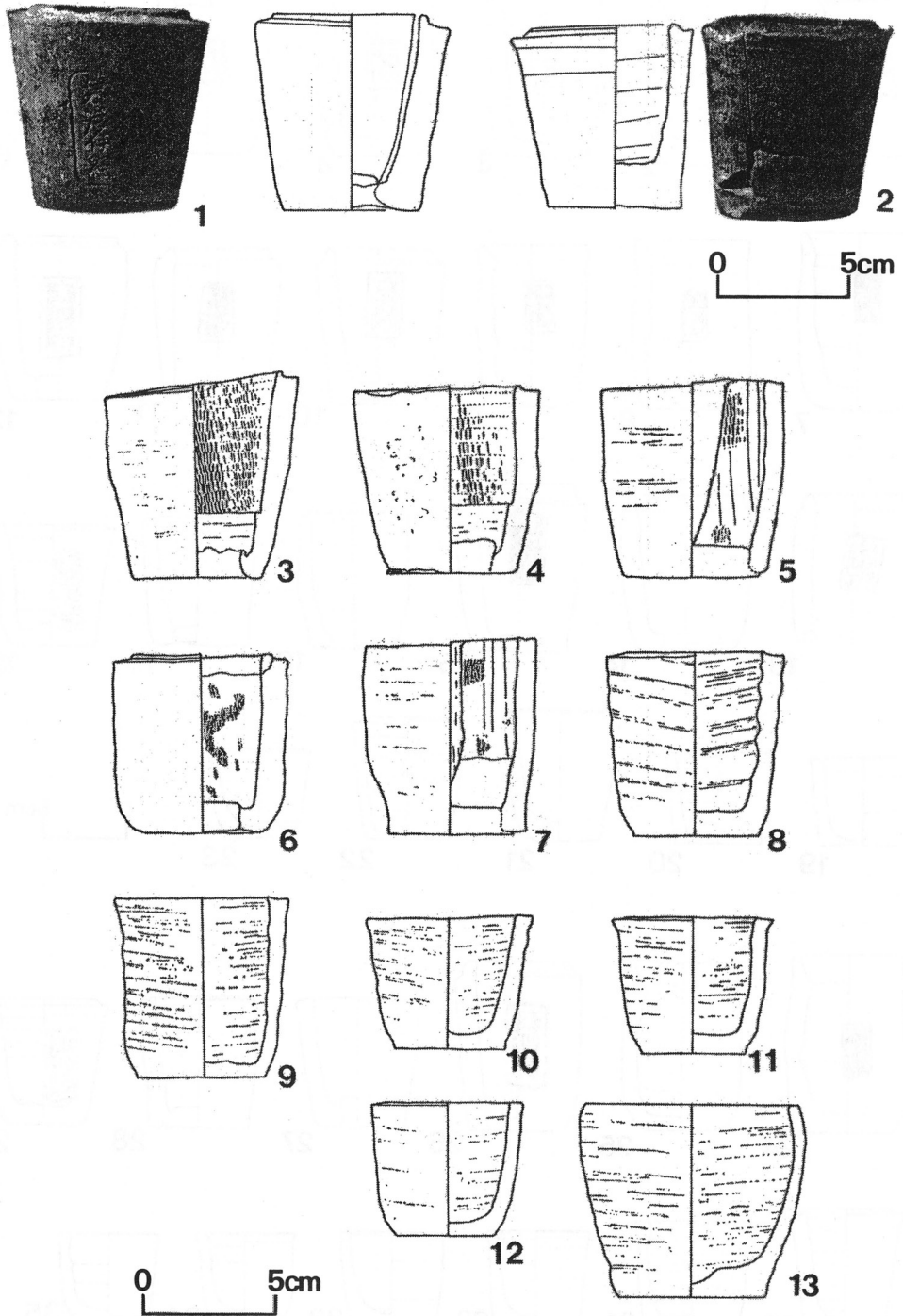
各地の資料をみると「天下一堺ミなど藤左衛門」銘の杵に注目するならば、二重の長方形の杵に縁取られている例と、一重の長方形の杵に縁取られている例とがあるのに気がつく（例えば、渡辺1982文献、77頁の第2図、鈴木1985a文献、627頁の図ではその別を例示している）。出土状況を調べると、郵政省飯倉分館構内遺跡では南区2号土坑と北区26号土坑最古期廃棄層で一重の長方形の杵に縁取られている例が単純に出土しているようであり（南区2号土坑：第4図1～5、北区26号土坑最古期廃棄層：同6～9）、東京大学構内でも別遺跡の複数の遺構で二重の長方形の杵に縁取られている例と、一重の長方形の杵に縁取られている例それぞれが単純に出土している。出土状況から判断して、この場合も銘を縁取る杵の様相の違いは時期差と考えるべきであろう。そこで、渡辺氏の研究（渡辺1982、16頁）で銘自体の違いからより古期におかれている「ミナト藤左衛門」銘焼塩壺の銘（第3図A）が二重の杵で囲まれているのを考えると、「天下一堺ミなど藤左衛門」銘焼塩壺は二重の長方形の杵（同B）から一重の長方形の杵（同C）へと変化し、次に一重の長方形の杵の「天下一御壺塩師堺見など伊織」銘（同D）の焼塩壺となり、一重の杵が難波屋の焼塩壺の銘に定着していくと見做すべきであろう。このように整理して従来の資料及び東大構内遺跡資料を見ると、二重の長方形の杵の「泉州麻生」銘の焼塩壺は一重の長方形の杵の「天下一堺ミなど藤左衛門」銘焼塩壺やそれ以前の難波屋の焼塩壺と同伴関係をもたないようである。そうであるならば、この種の「泉州麻生」銘の焼塩壺は一重の長方形の杵の「天下一堺ミなど藤左衛門」銘焼塩壺の時期には遡らないかもしれない。しかし、そうであっても、今問題にしている二重の長方形の杵の「泉州麻生」銘の焼塩壺が「天下一御壺塩師堺見など伊織」銘の焼塩壺の時期に併存することは動かせないであろう。つまり、「泉州麻生」銘焼塩壺の上限問題については未確定の部分を残すと思われるが、別範疇の容器である「天下一御壺塩師堺見など伊織」銘の焼塩壺の時期に併存するという関係は首肯できるであろうと思う。

そうすると、難波屋に於いて、渡辺分類身A類（前田氏の「筒状ノモノ」に相当）から同身B類（前田氏の「蓋掛リノアルモノ」に相当）への変化を自律的な変化と考え、例えば「泉州麻生」銘の焼塩壺（及び他に別銘をもつ焼塩壺二種類）の「系譜を難波屋に求めることができる」（渡辺1985、325頁）とする渡辺氏の見方は以上のような考古学的事象から判断する限り成立しなくなるのである。その理由は上述の二系列の焼塩壺の編年的関係に尽きる（これらの編年的関係については別稿でも簡単に纏めておいた。参照されたい：大塚1988）。ここで肝要なのは、渡辺氏の説くところの身A類（「筒状ノモノ」に相当）から身B類（「蓋掛リノアルモノ」に相当）への変化が難波屋での一系統的連続的变化を示していないことである。この場合別系統への移行と捉えなければならないのであるが、容器として別範疇への交代である。

少し纏めてみよう。二重の長方形の杵の「泉州麻生」銘の焼塩壺は容器としてはやはり「蓋掛リノアルモノ」であるが、一方併存する「天下一御壺塩師堺見など伊織」銘の焼塩壺はそれとは範疇が異なる「筒状ノモノ」に所属するのである。型式学的観点から括るならば、各範疇に対して、使い古された言葉だが形式と呼ぶならば、<「御壺塩師堺湊伊織」銘焼塩壺+「泉州麻生」銘



第4図 東京都内遺跡出土の焼塩壺(1)



第5図 東京都内遺跡出土の焼塩壺(2)

焼塩壺>期が<同一形式(「蓋掛リノアルモノ」)異系列の焼塩壺の共伴>期ならば直前の<「天下一御壺塩師堺見など伊織」銘焼塩壺+「泉州麻生」銘焼塩壺>期は<異形式(「筒状ノモノ」,「蓋掛リノアルモノ」)の焼塩壺の共伴>期となるのである。

範疇の違う容器の共伴,<異形式の焼塩壺の共伴>を巡っては別の組み合わせも本遺跡では確認されている。それは、法学部4号館建設地区側E7-3号土坑での様相(第2図)を指している。ここでは退化した蓋受けをもつ「蓋掛リノアルモノ」とロクロを使用して成形しているもの(これらには口唇部断面形態にヴァリエーションがある)が出土している。後者には退化した蓋受けをもつものとそうではないものの別が認められる。この様相は佐々木達夫氏が報告した日枝神社境内遺跡の焼塩壺の様相と同じであろう(第5図3~13)。同じような組み合わせは郵政省飯倉分館構内遺跡北区44号土坑で検出されている(第4図15~20:本遺構からは「泉州麻生」銘焼塩壺も出土しているが混在であろう)。同遺跡45号土坑も同じ組み合わせとして評価すべきである(第4図21~23)。さらに、真砂遺跡の88号土坑では「蓋掛リノアルモノ」に属する「泉湊伊織」銘焼塩壺とロクロを使用して成形しているものが共伴している(第5図1・2)。後者に属する土器はこの場合比較的しっかりした蓋受け部を有しており、この仲間ではより古い様相を示している。このことは、「泉湊伊織」銘焼塩壺が無銘の同形式よりも古く位置付けされていることを追証していることと合わせて、「蓋掛リノアルモノ」とロクロを使用して成形しているものの共伴期がより時期的に遡上することやそれぞれの変遷が存在することを示していると考えられる。少なくとも、佐々木達夫氏が報告した日枝神社境内遺跡での別範疇土器・別形式の共存は他の遺跡の例でより確かとなったと考える。この共存について、報告者の佐々木氏は「製作者の違いに由来している」(佐々木1977, 10頁左)としているのは重要であろう。この結論に型式学的観点を付加するならば、ここでも<異形式の共伴>期を設定しなければならないのである。

いささか端折った検討ではあるが、型式学的観点からは、「筒状ノモノ」,「蓋掛リノアルモノ」,ロクロで成形されるものを、共伴関係という観点から検討してみると、一系統的自律的且つ連続的遷移の中に登場させる訳には行かないであろう。これが、「筒状ノモノ」,「蓋掛リノアルモノ」,ロクロで成形されるものをそれぞれを製作技術・形態で独立した範疇と考える所以である。それぞれに対して起源・変遷を考えなければならないのである。いささか当たり前のようなことを長々と述べてきたように思われるであろうが、最も基本的な分類学的問題に係わるからである。要するに、渡辺 誠氏の難波屋に於ける商標・銘の編年学的研究を高く評価する一方で、渡辺氏のように各焼塩壺に網羅的・等価的に分類し、「A・B・C——」と分類記号付けする方法(第6図)には賛成できないのである。容器の三大別を前提にその中で<型式>次元の分類を検討・工夫していく必要があると考える次第である。故に、前田長三郎氏の<「筒状ノモノ」・「蓋掛リノアルモノ」>(前田1934, 16頁)という焼塩壺の容器としての区分は学史的のみならず、容器の種類を通時的・包括的に分ける時の分類単位としても今日的に有効であることが検証されたと考えるのである。従って、実質的に前田氏が勘案したカテゴリーを踏襲しながら、命名法として採用

していない小川氏の分類案（小川1988）にはいささか疑問を感じてならないのである。

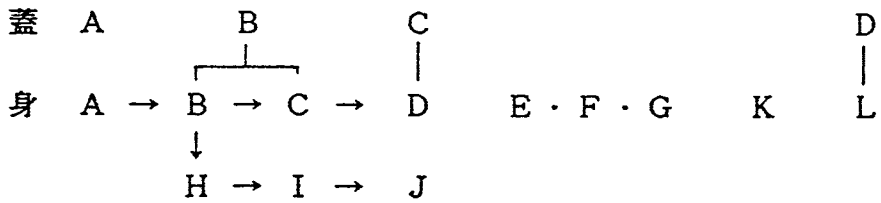
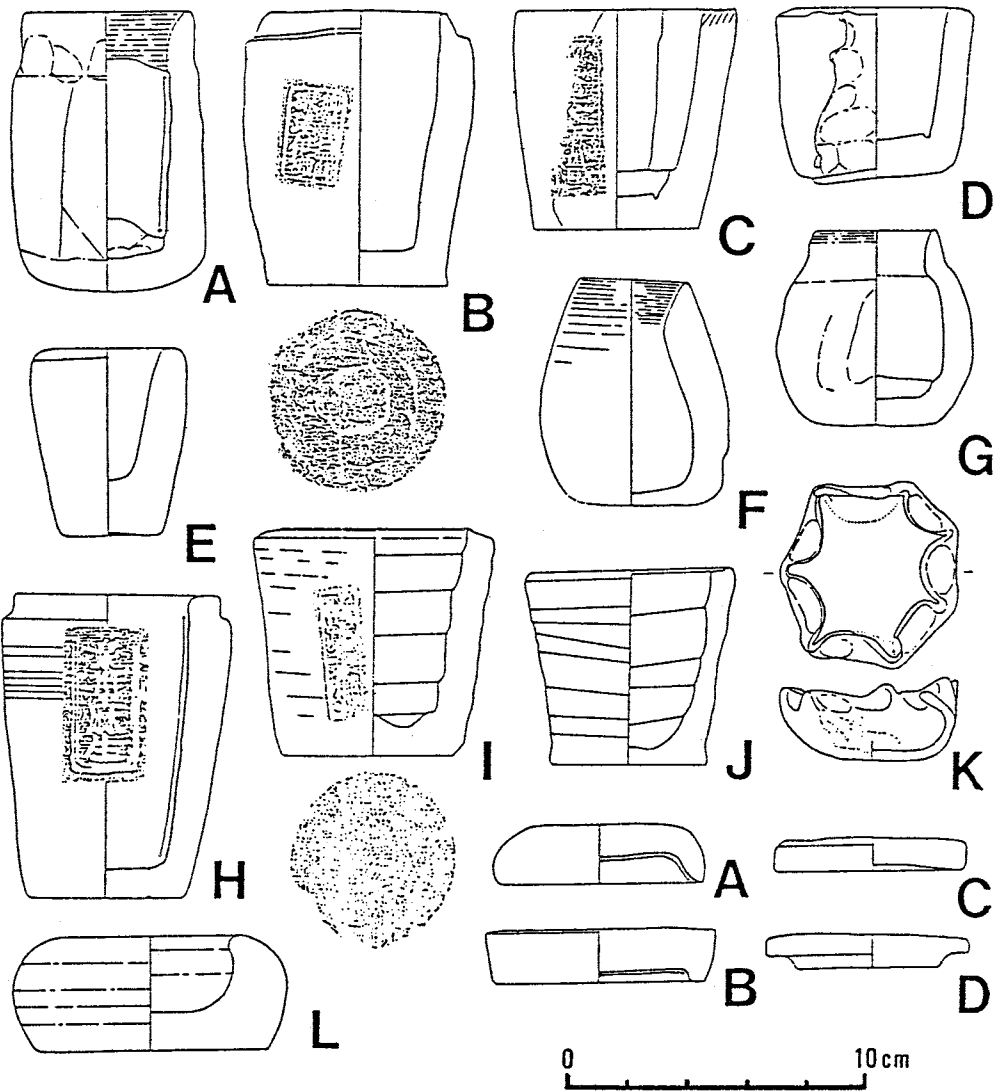
3

話を難波屋の古期の焼塩壺に少し戻そう。ここで大事なのは「天下一御壺塩師堺見など伊織」銘焼塩壺の次の時期の「御壺塩師堺湊伊織」銘焼塩壺が異系列の焼塩壺の「泉州麻生」銘焼塩壺と同一形式（「蓋掛リノアルモノ」）になってしまうことであろう。難波屋に於いて別形式に焼塩壺が変わってしまうのは型式学的には別形式への置換現象なのであって、不連続な変化なのである。競合する難波屋と「泉州麻生」銘を商標とする焼塩屋（メーカー）がそれぞれ別形式を採用していたのが、ある時（少なくとも「御壺塩師堺湊伊織」銘の時期）難波屋も「泉州麻生」銘の焼塩壺と同一の形式を採用してくるのである。社会的コンテクストとしては、難波屋は以前とは別の技術的系譜の製作者集団に容器の製作を任せたと考えるべきであろう。

ところで、形式的には同一でありながら、「御壺塩師堺湊伊織」銘焼塩壺と「泉州麻生」銘焼塩壺とは底部の作り方（粘土筒の一端に粘土塊で栓をする方法）でいささか違いを示しているのは報告篇に記述したが、渡辺 誠氏が取り上げている「御壺塩師堺湊伊織」銘焼塩壺（第6図B）は底部の作り方本遺跡例（第1図1）とは少し違う。第6図B例と同じものを東京大学構内遺跡の資料で観察すると、それらは筒の一端の内側に粘土紐をひとめぐりさせはりつけ、栓ができるようにする点では本遺跡例（第1図1）と近いが、筒状の身を台に置き粘土栓を中にいれてその粘土栓を工具で突いて栓を圧着して筒の一端に栓をすることを完了しているのはむしろ「泉州麻生」銘焼塩壺に近いのである。しかし、渡辺氏が既に指摘しているように（渡辺1982, 34頁）、第6図B例は「泉州麻生」銘焼塩壺（第1図2～5）のようにロクロ（回転）ナデ調整痕を肩部に強調することはしていない点ではやはり「泉州麻生」銘焼塩壺と異なり、その点では本遺跡例（第1図1）に近い。そうすると底部の作り方（粘土筒の一端に粘土塊で栓をする方法）で相違する第6図B例と本遺跡例が時期差を示すのか、同時期に存在するのか判断するのは今の資料的情況では難しいが、「御壺塩師堺湊伊織」銘焼塩壺の細別に際し、粘土栓を完了する方法の違いは重要な観点になるであろう。さらには、この違いの問題は「泉州麻生」銘の焼塩壺の技術者・製作者集団とも違う技術者・製作者集団がいたことの追求やその細かな識別等々と関連し、課題は多いと言わざるを得ないのである。

焼塩壺の<型式>次元の認識については、従って、銘を基本としながらもどのように階層的に項目を立てていくか（何故なら焼塩壺は焼塩屋と容器自体の製作者集団との関係の統一として実在するから）は今後の課題とするところが多いが、これ以後「蓋掛リノアルモノ」内での弁別には底部の作り方（粘土塊の栓の仕方）の違いも分類項目として基本となろう。

焼塩屋（メーカー）がはっきりしていない銘を持つ焼塩壺も近年類例が増加しているが、本遺跡では「泉州麻生」銘焼塩壺（第1図6）がそれに該当する。この土器について底部の作り方（粘土筒の一端に粘土塊で栓をする方法）で見た場合、粘土栓の容器内の方では粘土栓の周囲が捲れ



第6図 渡辺誠氏による焼塩壺の形態分類

て上がっていることから工具で突かれていることがわかるが、他方粘土筒の一端から（おそらくまだ柔らかいうちに）栓に向かって指頭でなでつけ、その上に粘土を少量加えてまたそれを指頭でなでつけて粘土筒に栓をすることを完了しているようである。筆者はこれを本遺跡の「御壺塩師堺湊伊織」銘焼塩壺（第1図1）の底部の作り方（粘土筒の一端に粘土塊で栓をする方法）の技法の変容上に位置付けられると密かに考えている。つまり、本遺跡の「御壺塩師堺湊伊織」銘焼塩壺の粘土塊による栓の仕方を見ると、内から工具で粘土栓を突く・押すのとは別に粘土栓の筒の外側に出る部分を指頭で器体になでつけている。これを本例の特徴と見做すのであるが、その技法が変化して行ったものではないかと考えているのである。「泉川麻玉」銘焼塩壺（第1図6）の出自を検討する上で重要ではないかと思う次第である。付言するならば、「蓋掛リノアルモノ」の退化的とされる例（第2図1）は筒状の身の外から粘土を詰め込み底部を作るのであるが（佐々木1974文献で初めて指摘され、筆者の観察でも追認できた）、この技法は今問題にした技法の更に変化したものではないかと推察している。渡辺氏が明らかにした銘の変化以外に底部の作り方は社会的コンテクストを絡めた通時、共時両様のアプローチに有効な論点ではなからうか。しかし、あまりに検討している資料が少ないので、この論点を提示しておくに止める（本遺跡の焼塩壺については報告篇第三章第三節（4）・同第四章第三節（4）を参照していただきたい）。勿論、渡辺氏や鈴木重治氏も底部の作り方について注意を寄せているが、考古学上のシステマティックな議論は先の課題のようである。

4

これを要するに、焼塩壺自体に関係した考古学的前提として、三種類の土器<「筒状ノモノ」, 「蓋掛リノアルモノ」, 「ロクロで成形されているもの」>は一系統的变化を示さず、全く別系譜の技術を持つ製作者集団によって作られていたものであり、その別起源・別系統の容器が焼塩屋（メーカー）によって使用されていたことを先ず第一に認識しておく必要があろうかと思う。従って、焼塩屋の競合関係（既に渡辺 誠氏が着手している）とは別に容器の製作者集団の競合関係も容器の変遷の中により具体的に見出していかなければならない。それはとりも直さず、近世社会の一面面をより正確に語ってくれるであろう。長瀬 衛氏は遺物の観察から「蓋掛リノアルモノ」に属する焼塩壺の型作りについて、瓦の桶巻きの技法と類似することを指摘しているが（長瀬1985, 208頁）、重要な論点と考える。製作者集団の実体的解明の視点として留意しておく必要があろう。改めて強調しておくならば、各形式の焼塩壺は一系列的变化の中に位置しないのであるから、当然それぞれの消長は別々に考えなければならぬであろう。しかし複雑な社会的コンテクストに媒介された焼塩壺のその型式分類に関してはその複雑な社会的コンテクストに惹きされた階層的分類を必須とする——例えば、「蓋掛リノアルモノ」に於いては型作りによって筒状に成形された体部の一端に粘土塊を詰めて底部を作るのであるが、その方法の差異の弁別は有効であるとする——が、これには尚未解決な問題を抱えていることを正確に認識しなければなら

ない（渡辺 誠氏の商標・銘を機軸にした焼塩壺の研究の評価の視点，継承の論点もこのことでより明確になったであろう）。つまりは，遺物研究から何を求めるかと言うことが型式分類の戦略になればならないし，また，遺物と認識の恒常の上昇・下降関係が必須であるが，さらには，そのような原則が遵守されているか否かが江戸考古学を支えるのであろう。

最後に学史的問題に再度言及してしめくくるならば，そのような現状に於いて，形態・製作技法の違いと対応する前田長三郎氏の「筒状ノモノ」，「蓋掛リノアルモノ」という容器の種類に係わる分類・命名法は，学史を尊重せよという渡辺氏の提言に適うのみでなく，型式学的にも，今尚有効であるとあらためていわざるを得ないのである。筆者は今後もこの分類を採用していく次第である。

尚，小論は1987年11月11日，東京大学遺跡調査室に於いて「焼塩壺の考古学的視点からの基礎的研究」と題して発表したものの一部を纏めたものである。発表に際しては，東京大学遺跡調査室の多くの学友から貴重な助言を得た。また，遺物の観察に際しては，上田 真，加藤 晃両氏に助力を乞うた。ここに記して感謝の意としたい。（1988.4.10成案）

註

- 1) 「筒状ノモノ」は粘土紐の輪積みによって作られるものに対応し，「蓋掛リノアルモノ」は粘土板を型に当てて作られるものに対応する。また，前田氏は，「筒状ノモノ」がもつ銘として「ミナト藤左衛門」，「天下一堺ミナト藤左衛門」，「天下一御壺塩堺見など伊織」をあげ，「蓋掛リノアルモノ」がもつ銘として，「御壺塩師堺湊伊織」，「泉州麻生」，「泉湊伊織」，「泉州磨生 サカイ 御塩所」を示している。

文 献

- 大塚 達朗 (1988) 「考古学的視点からの焼塩壺の検討」，東京の遺跡 No.19
 小川 望 (1987) 「東京大学本郷構内遺跡の発掘調査—医学部付属病院地点—」，考古学ジャーナル282
 ————— (1988) 「焼塩壺—東京大学構内遺跡出土資料を中心に—(研究発表要旨)」，『江戸の食文化』，江戸遺跡研究会，所収
 小林 克ほか (1987) 『真砂遺跡』，真砂遺跡調査会
 佐々木達夫 (1977) 「幕末・明治初頭の塩壺とその系譜」，考古学ジャーナル134
 佐原 真 (1984) 「山内清男論」，『縄文文化の研究』10，雄山閣，所収
 菅沼 圭介 (1986) 「塩壺類について」，『麻布台一丁目郵政省飯倉分館構内遺跡』，港区麻布台一丁目遺跡調査会，所収
 鈴木 重治 (1985a) 「堺の焼塩壺」，『日本民俗文化大系』13，小学館，所収
 ————— (1985b) 「近世土器の編年」，『中近世土器の基礎研究』，日本中世土器研究会，所収
 Childe, V.G.・近藤義郎訳 (1981〔1956〕) 『考古学の方法』，河出書房新社
 長瀬 衛 (1985) 「塩壺」，『江戸』，都立一橋高校内遺跡調査団，所収
 森本伊知郎 (1986) 「南区の調査」，『麻布台一丁目郵政省飯倉分館構内遺跡』，港区麻布台一丁目遺跡調査会，所収
 前田長三郎 (1931) 『堺焼塩壺考(未定稿)』(ガリ版刷)
 ————— (1934) 「堺焼塩壺考」，武蔵野21—3

大塚達朗

- 南川 孝司 (1974) 「泉州麻生の壺焼塩考」, 摂河泉文化資料 1
山内 清男 (1932) 「日本遠古之文化 三縄文土器の終末」, ドルメン 1-7
渡辺 誠 (1982) 「松本城二の丸跡出土の焼塩壺」, 信濃34-1
———— (1983) 「焼塩壺」, 『平安京土御門烏丸内裏跡—左京一條三坊九町—』, 古代学協会, 所収
———— (1984) 「焼塩壺について」, 『江戸のやきもの』, 五島美術館, 所収
———— (1985a) 「焼塩」, 『講座・日本技術の社会史』 2, 日本評論社, 所収
———— (1985b) 「物資の流れ—江戸の焼塩壺」, 季刊考古学13
———— (1988) 「焼塩壺 (研究発表要旨)」, 『江戸の食文化』, 江戸遺跡研究会, 所収

図の出典

第1・2図: 本報告より転載

第3図: 小川 望(1988)「焼塩壺—東京大学構内遺跡出土資料を中心に—(研究発表要旨)」, 『江戸の食文化』, 江戸遺跡研究会, 所収より転載

第4図: 港区麻布台一丁目遺跡調査団(1986)『麻布台一丁目郵政省飯倉分館構内遺跡』, 港区麻布台一丁目遺跡調査会より転載

第5図—1・2: 小林 克ほか(1987)『真砂遺跡』, 真砂遺跡調査会より転載, 同一3~6: 佐々木達夫(1977)「幕末・明治初頭の塩壺とその系譜」, 考古学ジャーナル134より転載

第6図: 渡辺 誠(1988)「焼塩壺 (研究発表要旨)」, 『江戸の食文化』, 江戸遺跡研究会, 所収より転載

第九章 加賀藩江戸藩邸内出土の動物質食料残滓研究の一例

金子浩昌

1. はじめに

今回調査の対象となった法学部4号館・文学部3号館建設地遺跡は、加賀藩邸の北西隅に当る部分で、17世紀から19世紀に亘る各種遺構を含むものであった。そのうち22カ所において検出された土坑及びピットの多くは18世紀前半期に属すると考えられている(第1・2図)。これらの土坑及びピット内には動物質遺存体として貝類、魚、鳥、獣骨を埋存していたが、その量は土坑、ピットによってかなりの差があった。そのうち、B10-2号、C7-3号土坑(いずれも18世紀前半期)中には大量の貝、魚類骨が埋存し、他の土坑とは大きく性格を異にするものであった。これら土坑内の動物質遺存体は明瞭なる層を形成して埋存し、そのすべてを採集することが可能であった。ただ、B10-2号土坑は後世においてその1/3程が削られ、原形をのこすことがなかったが、その性格を理解するに支障はない。その他の土坑、ピット内の貝、魚骨などのすべてを検出し、分類と整理の作業に当たってきた。この点では、他の東京都区内の近世遺跡における土坑、ピット調査と共通する面をもちながらも、その時代判定、埋存の単位ブロックを明瞭に知り得たことに大きな特徴があり、資料的な価値を高めるものと思っている。また、特に魚骨の埋存量の多いことも注目すべきものがあり、大型のマダイ、タラ類とともに小型のイワシ、アジ、サバ類の埋存が多く、これらが料理素材として如何に利用されたかを知りうる基礎資料といえよう。それと関連して、本遺跡の調査に当たって果たされた細かい廃棄単位ブロック別の遺物の採集は、魚、鳥類の解体最小の単位を確認できた。これは今後の調査方法の指針とすべき点といえよう。

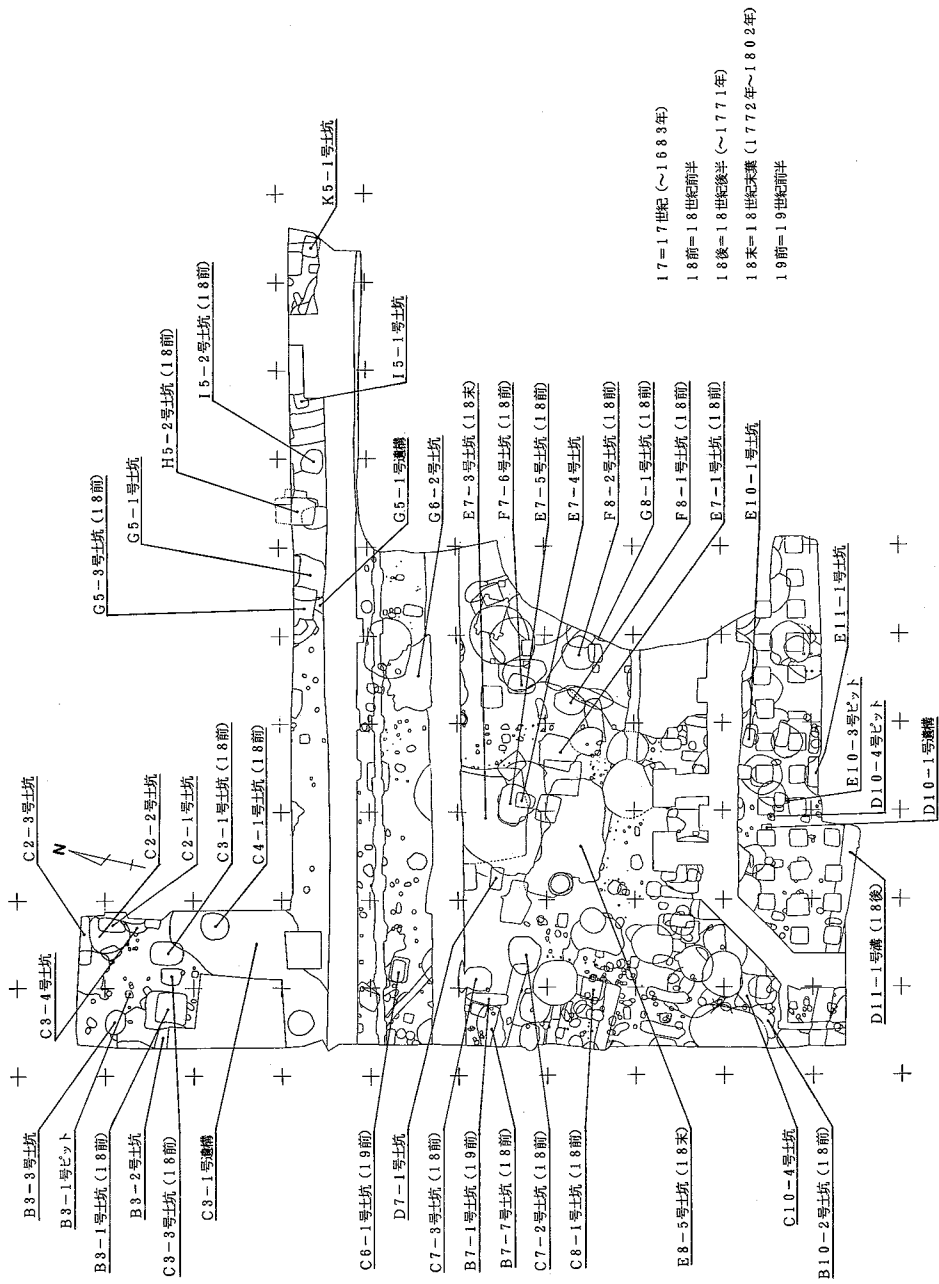
と同時に、一つの土坑内の動物遺体が一回の宴会の際の料理をどのように含むものであるか、日常的な食物との区別、また調理前のものと、調理後のもの、土坑間の分散といった問題も常に付きまとう。これらについても、骨類の細かい分析によって示唆されるべきことが新たに出て来るのではなかろうか。

以下において、上述してきた動物遺存体の性格、在り方についてとりまとめておきたい。

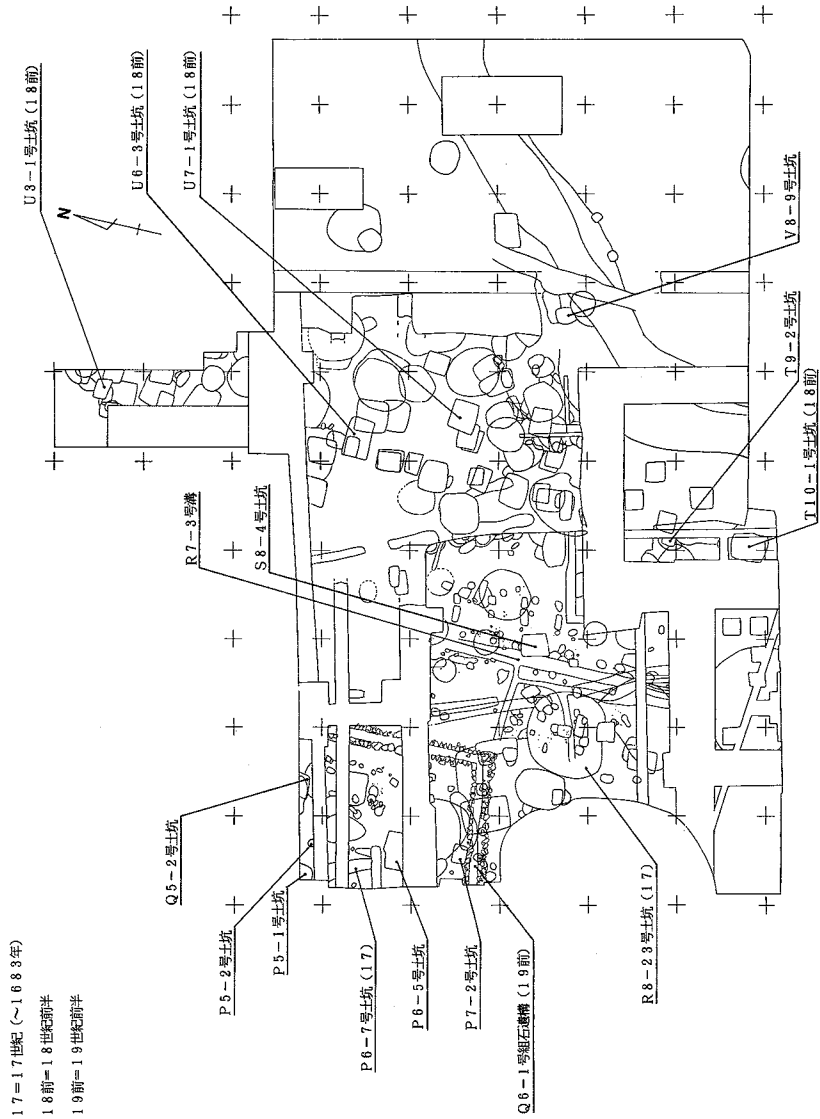
2. 貝類

多数検出された土坑のそれぞれにどのように貝が埋存するかは、当時の貝の扱い方を考える基礎資料となるものと考えている。それを以下の幾つかの表にまとめてみた。

まず、A表は主要貝種が二つの地点で、幾つの土坑から検出しているかをみたものである。それによると、サザエが最も多くの土坑で出土しており、ほぼ半数の土坑にある。次いでハマグリ、ヤマトシジミの出土頻度が高く、アワビ類、アカニシ、アカガイ、アサリといった貝種がそれに



第1図 動物質食物残渣検出遺構(1)



第2図 動物質食物残滓検出遺構(2)

次いで多く現れている。

サザエが頻度の高いことは文学部側についても言うことができ、13カ所の土坑でみられ、それは殆どの土坑にサザエが含まれていたことになる。そして、マガキ、ナミマガシワ、シオフキ、ミルクイなどの出現する頻度は少なかった。文学部側では、アワビ、サザエ以外を殆ど含まなかったのである。

次に B 表は、一つの土坑に何種類位の貝が含まれるかをみた。それによると、法・文学部とも、1～2種類というのが大部分であって、4～6種類がその半数になる。つまり、土坑内の貝の種類は一般には少ないものであるということが云えよう。

それでは土坑別にみた場合、どのような貝種が多く埋存していたのであろうか。C 表にそれを示した。量的に最も多いのはハマグリであったが、それを多量に含むのは E11-1、ヤマトシジミが B 3-2、B10-2、マガキの多いのが D11、アサリの多いのが G 6-2 というように、特定の土坑においてみられた。そして、サザエは7つの土坑において多く、やはりサザエが中心的な貝種であったことがわかる。

以上を要約すれば、土坑の貝の種類は普通では余り多くないこと、サザエ、アワビ、アカガイは数は少ないが、多くの土坑においてみる事ができた。おそらくそれは、これらの貝種の肉質がすぐれていたことによるのであろう。一方、ヤマトシジミ、ハマグリ、マガキは多量に埋存す

ることが土坑を別にしてみられたのであるが、それらはその時々目的に応じたのであろう。サザエ、アワビ、アカガイとヤマトシジミ、ハマグリ、マガキなどとの関係は、伴出する場合もあり、別々の場合もある。元々はどうかであったのかは、今後なお検討を要することであろう。

A. 貝種別にみた両地区の遺構数

貝 種	法学部 建設地	文学部 建設地
アワビ類	13	3
サザエ	28	13
アカニシ	12	1
アカガイ	12	2
サルボウガイ	5	—
マガキ	4	—
ナミマガシワ	3	—
ヤマトシジミ	14	—
ハマグリ	15	—
アサリ	10	—
シオツキ	5	—
ミルクイ	5	—
	41坑	16坑

(主要貝種に限った)

B. 種数別にみた両地区の遺構数

貝種数	法学部 建設地	文学部 建設地
1	11	14
2	10	—
3	2	2
4	4	—
5	2	—
6	4	—
7	2	—
8	—	—
9	1	—
10	—	—
11	—	—
12	—	—
13	1	—
14	—	—
15	1	—

C. 法学部建設地における貝種別にみた土坑例 (特に多く含まれていた土坑) * : 特に多くの貝を含んだもの

貝 種	土 坑 名
ハマグリを多含	E11-1* (含ヤマトシジミ アカガイ サザエ)
ヤマトシジミを多含	B3-2、B10-2*
マガキを多含	D11* (含アザ)
アサリを多含	G6-2
サザエを多含	C2-3、E7-5 (含ハマグリ)、F8-1、G8-1、H5-2、I5-2、K5-1
ヤマトシジミ>アサリ	B7-1、C7-2
ヤマトシジミ>ハマグリ	C3-4
ヤマトシジミ>サザエ	C4-1
ハマグリ>アカガイ>サザエ	C7-3

3. C 1—3号, B10—2号土坑における魚骨の諸特徴

両土坑において出土した魚骨で最も多くを出土したのはマダイであった。骨の保存は良好で、かつ骨の各部位の個体関係をよく識別することが出来た。マダイの場合は調理の主役であったので、その扱われた個体はいずれも大型で、体長30cmを下るものはなかった。そして残存する骨の大部分は頭骨であって、それ以外の骨つまり胴骨である椎体、^{ひれ}鱗等の付属骨格は、その個体数の割には極めて少なかった。このことは、ここに廃棄された骨は解体されたもののすべてではなく、すでに別に処理されているものもあったとみななければならないであろう。

しかし、C 7—3号・8層からはマダイの鱗がかなりの量出土していた。これらの鱗には大きなものを含み、同時に出土しているマダイのものともみられる可能性が高い。鱗の剥離は調理の最初において行われるものと思われる。この鱗がすべてマダイのものとは断定することはできないにしても、特定の土坑内に集中していることはそれなりに意味があるのではなからうか。タイの鱗は大変大きい。調理後このような鱗が盛り付けたり、料理に付くことは禁物であるから、入念に処理されたのではなからうか。その結果が特定土坑への処理ということに現れているものと思われる。

マダイの遺存部位の主体は頭骨であるが、記載に当って特に留意したのは頭部諸骨の個体関係を明らかにすることであった。これは、まず個体数のより正確な復原のためであり、また調理時の解体の方法を明らかにするためであった。この点でも本遺構内のマダイの骨は好資料を提供した。同一個体と考えられる前頭骨・前上顎骨と口蓋骨、歯骨と角骨と方骨、前鰓蓋骨と主鰓蓋骨などが確認され、かつそれらに金属刃による切痕のみみられることが多かった。前頭骨にはこれを縦方向に割る切痕、その他の骨には主として関節部近域、あるいは上下に分割するような切痕があった。これらの切痕がタイ調理の上で重要な役割を果たしていたことがわかるのである。

マダイに次ぐのはタラである。それらはすべてマダラであって、スケトウダラは無かったと思う。タラはマダイに比べて骨質が薄く保存は必ずしも良好ではない。しかし、本遺構では保存も良好で頭部の骨を主として検出したが、タラもまた大型の標本が多かった。タラはこうした骨と椎体が必ずといってよい位に伴っていた。数は多くなく、数個もしくはそれよりやや多い位である。しかし、これとて全個体数に比べれば少ないので、椎体部分の大部分は別に処理されたと考えられる。

タラの骨にも解体時の切痕が明瞭にみられ、椎体には必ず切痕をもつ骨があった。ただマダイに比べて少ないのは骨の保存の条件によるのであろう。

タラはC 7—3号とB10—2号を比べると明らかな差違があるらしく、B10—2号では少ない。B10—2号とは廃棄のパターンも異なるようであり、骨の集積時期には、ずれがあるように思われる。

本遺跡での大型魚類の主体は上記の二種であるが、次にハタ類、カサゴ類がある。この二つは

ほぼ同じ程度の出土量であるが、本遺跡で特徴となるのはハタ類であろう。江戸期の他の遺跡でこれ程多くのハタ類の骨を出土することが無いからである。

この魚も大型の個体のものであった。おそらく、タイなどに匹敵する大きさであろう。保存されている骨も頭部を主としてのこし、前鰓蓋骨、主鰓蓋骨にはしばしば解体の切痕がみられた。鰓蓋部にこうした切痕の多いのは、この魚の発達した棘の部分の切って、扱い易くする目的があったのであろう。

カサゴ類も大きな個体のものである。ハタ類に比べると骨が分散的である。形態はハタと似るので同じように扱われたのかと思われるが、ハタよりも棘ばっている姿であり、実際には区別され、調理法も変えていたのであろう。

大型魚で重要な魚の一つであったと思われるのにアマダイがある。アマダイはC 7-3号で前頭骨をほぼ完全な形で出土している。そして、それと同一の個体のもと思われる顎骨や鰓蓋部の骨がその付近から出土している。一組の頭骨が分散したのであろう。これとは別個体の骨があり、いずれも同じような大きさのものであった。

以上の他に大～中型にはいる魚としては、スズキ、カツオ、ホウボウ、フグ類、アンコウなどがある。これらの魚は、それなりに珍重されたのであろうが、その出土する骨の数は少ない。一つの土坑で顎骨や鰓蓋骨によって1乃至2個体の骨が推定される場合もある。魚としては充分に調理の素材となるものであるのに少ないのは、入手が困難であったか、好みの問題もあろう。しかし、これは本遺跡の例だけで考えることは危険である。これについては別にのべたい。

次にサバ類以下の小型の魚についてのべておく。

これらの魚はC 7-3号土坑では目立たなかったのであるが、B10-2号土坑ではかなりの量が出土していた。B10-2号土坑は、大型の魚ではマダイとハタ類が目についたが、サバ、アジ、イワシなどが多量に出土した土坑であった。

この土坑の埋土中には10種類あるいはそれ以上の魚の骨格のすべてが混在しているようであって、その分類作業はかなりの労力を要するものであった。しかし、保存の状態の良好であったことと、採取作業が適切であったことから、おそらくその殆んどすべての骨を回収しているものと思われる。その分析の概要によれば、やや大きいサバ類が骨の出土も多く、次いでマアジ類、ムロアジ類があり、イワシ類はマイワシとカタクチイワシがある。量的にはマイワシがはるかに多い。キス、サヨリ、イシモチも体長20cm以上になるのは少なかった。ウナギは体長からすれば小型魚とは云えないが、歯骨や椎体は小さい。ボラ、カレイ、フグ類も小型のものが含まれる。カレイ類はヒラメを別にして、すべて体長15cm程度の小さい個体のみであった。

<江戸市街関連遺跡との比較>

以上ののべた魚種にみる本遺跡の特徴は、今日幾つか報告されている江戸市街地における他の遺跡と比べてどのような相違、共通点をもつものか最も関心のもたれるところである。この点に

については、東大構内遺跡の他の地点の発掘資料がさらにあること、江戸市街地における発掘調査の報告もまた限られているということもあり、詳細を述べる時点に至っていないのであるが、幾つか気付いた点をのべるとすると次のような諸点となろう。なお、18世紀から19世紀という時点でとらえておきたい。

1) 主体的な魚種について

本遺跡の主要な魚種の一つとなったマダイは量的にも多く、料理上格別の位置にあったことは疑いない。このことは、他の市街地での遺跡である港区麻布台、文京区真砂町、新宿区三栄町の諸遺跡で同様に確認されているが、これらがいずれも武家屋敷あるいはその一面を占める地域の遺跡の魚類相に共通してもつ特徴とみてよいであろう。それらのマダイは、どの遺跡の場合にも大型で、頭骨を主体として出土した。そのような素材を使ったタイ料理が成立した時期でもあったのであろう。

マダラがこれとほぼ同程度に骨をのこしていた。マダラもまた麻布台、三栄町の遺跡で多い。おそらくタラは重要な魚種であったのであろう。最近調査された文京区真砂町遺跡でも出土している。ただ、本遺跡でのマダラの出土は特別であって、マダイに匹敵するような出土例である。他の武家屋敷の遺跡よりも多く利用されたことは疑いない。なお、同じタラ科のスケトウダラがあるかどうかについては問題がこのころが、確認された資料ではマダラが主体的である。スケトウダラの利用はやや新しくなるのではないかと考えている。

ハタ類の多いことも本遺跡の特徴であるが、これが他の江戸市街遺跡で確認されたのは三栄町遺跡位であり、その量は全く少ない。入手することが難しかったからであろう。そのようなハタが本遺跡で目立ったのは、料理素材としての価値を認めていたからであるが、料理の本にハタはあまり目立つわけではない。しかし、スズキなどと姿も似るし、味もそれに劣ることはないのである。

2) 重要魚であるが出土量の少ない魚種について

スズキ、カサゴ類、ヒラメ、アンコウなどは先にもふれたように大型の、重要魚である。しかし、出土する骨の量はカサゴ類を除いて多くはない。これを素材とする料理のつくられることは年に幾度も無かったということなのであろう。そしてこれは江戸市街遺跡においても同様であった。江戸で水揚げされるこの種の魚には限りがあったのであろう。

3) カツオ、ブリについて

カツオの骨の出土は少なかった。この様相は他の江戸市街の遺跡例と比べると対照的であって、港区麻布台、新宿区三栄町などの遺跡では顎骨も検出しているので生身が食べられており、椎体の出土も多い。当時カツオが人気のある魚であったことは間違いないであろう。しかし、本遺跡での出土状況をみると、そのようなことはなさそうである。ちなみにマグロは全く骨をみるものがなかった。マグロの出廻るのは18世紀後半であるという麻布台での所見があるが、一橋遺跡などでは17世紀の遺跡からも出土している。もっと別の食習慣上からの理由があったのではなから

うか。

ブリも本遺跡では少ない種類であった。ブリも実は日本海産の代表的な魚である。もちろん関東、東海地方での産も多い。しかしその割には少ない。むしろ、市街地遺跡でやや目につくようである。

4) 中～小型魚について

サバ、アジ、イワシ、といった小型の魚の埋存量は多かった。これは骨の保存状況が良好であった遺構の性格によるのであるが、いずれにしても調理上重要な魚であったことは疑いない。アジの中にムロアジのあったことも重要な知見となろう。こうした小型魚類は土層のフルイによらないとその骨を採取できない。通常の遺跡でそれを果たすことがかなり難しいことは今日の発掘事情である。従って、局地的なブロックサンプリングの資料から検出できた標本はあってもその数は限られるというのが現状である。今回の本遺跡資料は、この頃の魚食の実際を知る上での意義は大きい。

5) フグについて

最後にフグについてのべておく。近世遺跡からフグの骨の出土することは早く葛西城、一ツ橋遺跡で知り得ていたことであり、最近の近世市街地遺跡での検出例もある。しかし、麻布台、真砂子町の例のように出土が報告されていない遺跡もある。東大構内の理学部遺跡では未検出である。しかし、本遺跡ではフグの骨がC 7-3号、B10-2号の土坑から検出され、中～小型のフグは多かったのである。歯の部分、つまり前上顎骨、歯骨とともに椎体や内蔵骨格があり、全身の骨格があった可能性がある。上述したイワシ、アジなどの骨と伴うように出土しているので、調理されたものに違いないであろう。

『宝暦(～1751年)以前に在っては、河豚と^{このしろ}鱈は武家では食はなかった。……文化年中(1804年)になると両方とも士衆が食ふやうになった』ということ「塵塚談」の著者が書いていると三田村薦魚氏は云う。本遺跡の年代を勘案するならば、武士たちもフグは以前から食べていたということになろう。ただ、大きいフグは少なく小さいフグが多かったようである。毒の少しでも少ないのをという願いだったのか、あるいは他の魚とまぎれて入れたのか。

以上にのべたC 7-3号、B10-2号土坑の魚種とその出土の状況を見ると、これまで文献上から云われてきた魚の食習慣上の位置付けについては、様々な修正と補足をしていかなければならないことに気付くのである。

極めて一般的なマダイをとりあげても、それがかなりの需要度があったことは文献に記される通りであるが、その程度はかなり変化があったようである。B 7-3号土坑のようにマダイのみが主体であるといえない場合もあり、さらにB10-2号のようにマダイとともに多くの小型の魚を伴うという場合もある。いわゆる料理番付にある料理の上位が鯛やアンコウであることは興味深いとしても、上位のものが常に多いわけではなく、人々の好みがあり、個々の遺跡あるい

はその遺構毎に考えていかねばならないのではないかと考えている。

その魚の大きさ、保存の状態は、やはりその価値をよく示すものであろう。量的に少ないだけ、価値ある魚や料理であることが示される場合もあろう。一方また料理書などにある「下魚」といった選別が、何に根拠を置くのかということも考えてみなくてはならないのではなからうか。そのうちの幾つかには確かに武家の感覚に合わぬ名称や伝承があるかも知れないが、多くのものにすでにそのような意味はなくなっていたのではないかと思うのである。

考古学的な資料に基づいたこのような考察が、料理史、食物史の上に新たな光を投射することができればと考えるのである。

4. C7-3号・8層出土の鳥骨について

本遺構出土の鳥骨はガンカモ目、キジ目、スズメ目に限られ、近世の遺跡から出土する鳥骨としては比較的単純であり、その量も少なかった。しかし、土坑内の一括した標本であったので、その組成をみるのには格好の資料といえよう。以下、その特徴となる点について要約し、かつ幾つかの江戸市街遺跡との比較をのべてみたい。

1) ガンカモ目

この目の鳥は、本遺跡ではガン、マガモ属、コガモの三種を確認している。そして、本遺跡での鳥の主体種であったといえる。ガンカモ類が江戸期の遺跡でその出土量の比較的多いことは17世紀に遡る葛西城址にもみることができ、市街地内の遺跡で共通してうかがえる特徴である。また、ガン、マガモ属、コガモは最も普通にみる種類である。この他にハクチョウ、ヒシクイなどの知られることも多く、カモ類が鳥の主体を占めるようになるのである。本遺跡もまたこれと共通した性格のもとにあったと称してよいであろう。ただ、本遺跡ではガン以上に大きくなるガンカモの仲間はなく、ガン自体も少なかった。大型のカモはあまり使わないという調理の約束があったのか、あるいは鳥自体の扱いが少ないのでガン以上に大きい鳥を必要としなかったことも考えられる。このことと関連するかとも思えるのであるが、コガモの出土量が多いことも特徴ではないかと考えている。

コガモはカモ類中最小のもので、マガモなどの半分程の大きさである。このコガモがカモと2:1位の割で骨が出土している。新宿区三栄町ではコガモはマガモなどよりもはるかに少ないし、検出されていない遺跡もある。本遺跡でコガモが特に重視されたことは、このような出土例からも明らかである。

なお、検出の状況についてであるが、極めて興味ある遺存の状況が判明している。それは検出部位とそれらの組合せであって、ガンカモ類はすべて、稀に頭骨があり、胴骨は一般に少ない。胸骨、鳥口骨、鎖骨、骨盤は全くなく、上腕骨、橈骨、尺骨と大腿骨、胫骨、中足骨が主で、基～中節骨までが若干残る。これは大型のガンも最少のコガモも同じであり、共通した解体の順序があったと思う。

前肢の切り離しには、ガンの場合、上腕骨の近位骨端を、骨の最末端のところで切断し、マガモ属・コガモでは上腕骨の中程で折るようにして、胴部から離している。烏口骨を含めこの部分の後肢も大腿骨を寛骨との付け根から刃物で切って分離している。

胸骨をつけた胴体部は、胸筋の部分などは切りとられたのであろうが、烏口骨を含めこの部分の骨を残すことがない。おそらく早くに切り離されて別にされているのであろう。

この烏口骨の欠如は廃棄されたものが、調理中のものか、調理後のものか、あるいはそれを混在するものかを判断させる目安となり、また解体の場所を考えさせる根拠ともなる。

江戸の市街遺跡の例をみると、麻生台でかなり出土したカモでは烏口骨が伴うのに対して、三栄町では伴っていない。おそらく、烏口骨を伴っている場合には、その場所で解体して、同じ場所に廃棄するのにに対して、烏口骨の無い場合には、手羽と脚が早くに切れ、食用となったものだけが廃棄されたと思われる。従って、前者の場合は大きい屋敷内が考えられるが、それも廃棄物処理の方法によっては別の処理法があったのであろう。

2) キジ目

キジ及びニワトリの骨は全く少なかった。これは他の市街地遺跡と大きく異なる。江戸の遺跡でニワトリはカモ類よりやや量的に劣るものの、重要な肉の供給であった。新しくなると卵の利用もあった。本遺跡の場合にはキジとチャボが各1点と、やや多いウズラがあったのみである。ウズラは他の遺跡に比べるとかなり高い率で含まれていたといえよう。

これらのウズラの骨は、前・後肢骨に限られ、烏口骨などの肩帯の骨や胴骨を含まない。しかも、前・後肢、左・右のいずれかに分離して埋存していた。おそらくこれが直接料理の素材になったもので、これから肉を採るか、あるいはそのまま何らかの方法で調理されて盛り付けられたのであろう。

実は、先にのべたカモ類も全く同じ解体の状態にあったもので、おそらく、これらが一つの鳥料理をつくったのではないかと思われる。この点に関しては料理史の方から考察をまたねばならないであろう。

チャボの骨が1点だけ出土しているが、これを出土した土坑E 8-5号土坑は18世紀末葉期のものである。チャボがいつ頃から出廻るのかははっきりしていない。新宿区三栄町遺跡からはニワトリ程ではないがややまとまった数のチャボの骨が出土している。この時代は18世紀後半とされている。この頃が一つの目安になるのであろう。江戸時代にはニワトリの需要が多くなっているといわれるが、本遺跡でのチャボやウズラの出土状況は、その実体を伝えるものとして興味深い。

3) モズ

本遺跡での今一つの興味ある鳥骨は、同じ土坑内より出土したモズの骨である。サンプル土壌からの採取時には、モズ以外のカモ類、ウズラ類の骨とまじることもあったが、スズメ目の骨のブロックがあったことも確かであり、かつ骨の保存が、頭骨、烏口骨などの肩帯、骨盤に及ぶものであった。

この種の鳥骨は大変に小さく、遺跡からの検出は決して容易ではない。従って、検出例は少ない。しかし、本遺跡と似た条件にあった例として、文京区動坂遺跡の例がある。ここで調査された一つの土坑内にはスズメ目の骨を43個体分検出している。この骨格は頭骨と四肢骨とを揃えるもので土坑内に散在埋没していたと思われるものである。この鳥はスズメであって、この遺跡が鷹匠同心の屋敷であったことから鷹の育成に関わりがあるのではないかということ考えたのである。つまり鷹の餌ではなかったかという推測である。

これらのモズの骨の保存状況は、C 7-3号の他のカモ類、ウズラと、全身の骨格の揃う点で異なるし、動坂遺跡のモズとも異なる。おそらく、飼い鳥が死んだ後で、この土坑を利用して埋めたものなのであろう。

5. 魚骨にみる解体・調理時の切痕について

本遺跡から出土した魚骨の多くに、その魚を解体あるいは調理の際についたと思われる切痕がみられた。小型の魚の場合にはその確認が難しかったが、マダイ、ハタ類、マダラその他の中・大型（この遺跡での）には、その殆どの種類でみられ、さらに詳細に観察するならば、主要な骨の多くに認めることができるはずである。別表の魚骨の出土量表に△印で切痕のつくものを指したが、それは一部である。その観察の結果の概要をのべる。

切痕は、いわゆる頭骨（神経頭蓋と内臓頭蓋）と顔面皮骨（鰓蓋部分）の諸骨、脊柱、肩帯、鱗棘の各部にわたってみられたが、頭骨にみる切痕が、それぞれの骨によって付く場所が変わり、また標本によっても変わった。それらに幾通りかの切り方のあったこと、それはまた料理法の違いを推測させるのである。

1) マダイの骨にみる解体切痕

前頭骨：タイ科の魚ではマダイにのみみられ、大型で、厚みのあるマダイの前頭骨に最も良く切痕がのこされていた。大別すると次のようになる。

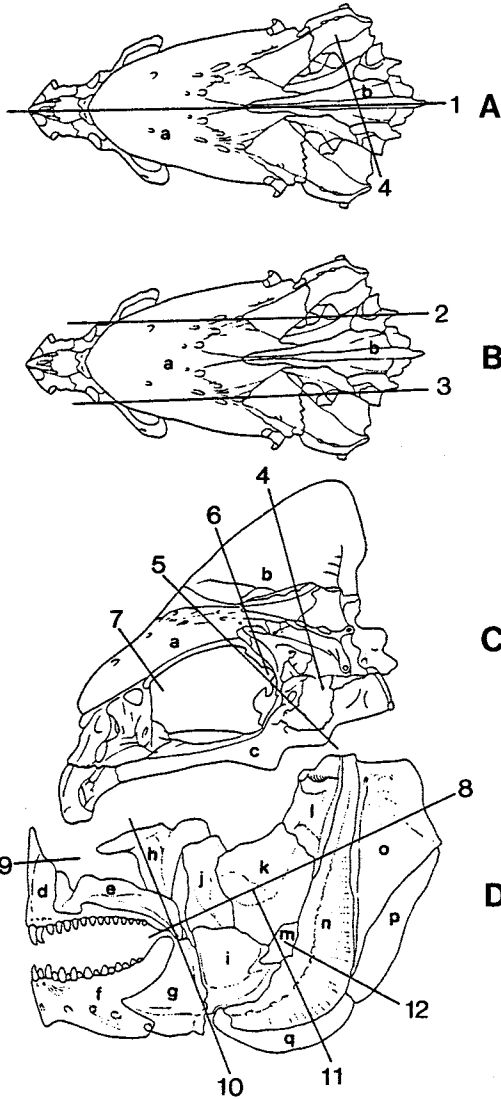
1. 骨体の正中線によって二分する。
2. 正中線に平行する三分割法。
3. 前頭骨の篩骨側先端の横断分割。
4. 前頭骨、上後頭骨間部の横断分割。

の四つの分割である。

1.は最も普通にみられ、2.も多い。3.は少ない。4.は骨の破損ではっきりしないことがあるが、かなりの頻度であったのであろう。それは、この切断が斜め後方にのび、頭蓋基底部の副蝶形骨と基後頭骨の接合部あたりを切断、これによって、頭蓋が分断されるのである。

この頭蓋分断は、マダイの調理の際、胴体部を三枚におろすのと同じ最も基本的な仕事になる。検出したマダイの前頭骨の大部分にこの切痕をみるのは当然である。そのうち1.の正中線での縦方向の切断は最も普通であるが、2.の3等分する方法は、熟練した包丁さばきが要求される。顔

- A・B：神経頭蓋上面観
 C：神経頭蓋側面観
 D：内蔵頭蓋，顔面皮骨（いずれも一部）

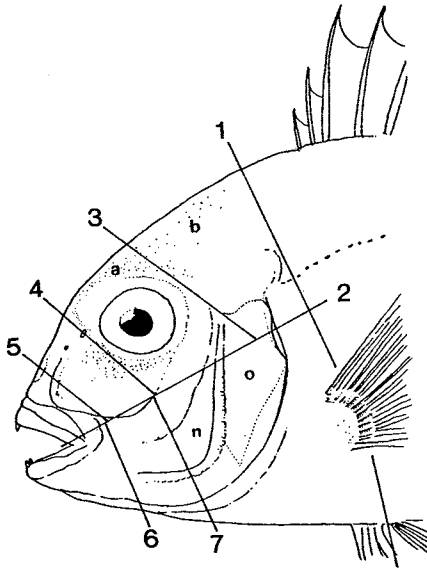


1. 前頭骨の正中線に沿う切断
- 2・3. 正中線に平行する三分割法
4. 上後頭骨（b）を斜めに切断
- 5・6. 前頭骨と上後頭骨間を横断切断
7. 前頭骨の吻端側先端を横断切断
8. 頭部を上・下に切断する
9. 前上顎骨突起の切断
10. 角骨と方骨の関節部を切断し、口蓋骨を縦に切る
- 11・12. 鰓蓋部の下方を切断する

※ これらの切断は、幾つかの標本についてみられたものを一つの図にまとめたものである

- a. 前頭骨 b. 上後頭骨 c. 副楔骨 d. 前上顎骨 e. 主上顎骨
 f. 歯骨 g. 角骨 h. 口蓋骨 i. 方骨 j. 内及び外翼状骨
 k. 後翼状骨 l. 舌顎骨 m. 接続骨 n. 前鰓蓋骨 o. 主鰓蓋骨
 p. 下鰓蓋骨 q. 間鰓蓋骨 r. 擬鎖骨 s. 肩甲骨

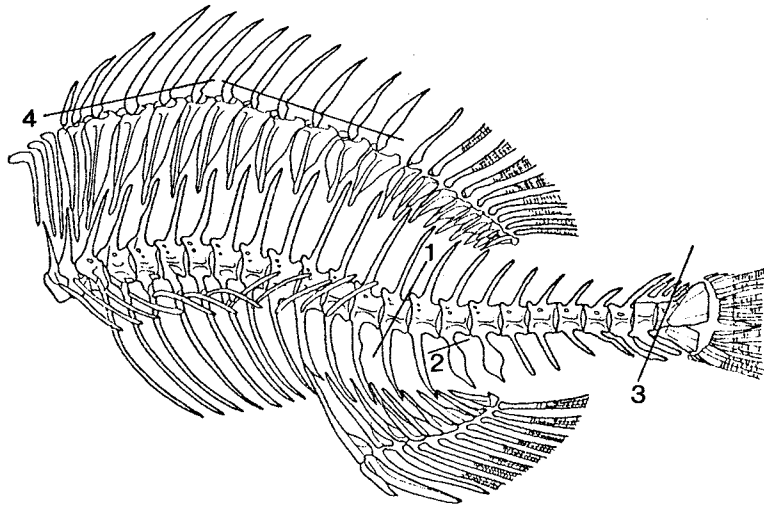
第3図 マダイの頭骨にみる調理解体痕の場所と方向



※ 骨格図にしめした切断の位置を生体図に写したもの。但し、そのすべてを写したのものではない。

1. 頭部を切断する
2. 頭部を上下に切断する
- 3～5. 前頭部を切断する
- 6・7. 下顎と鰓蓋を切断する（点線で主鰓蓋骨の位置を示している）

第4図 マダイの調理解体のための切断位置を示す略図（切断したと推定された位置と方向を実線で示す）



1. 尾椎骨を切断する
2. 血管棘を切断（骨瘤を切る）
3. 尾鳍椎骨を切断する
4. 背鳍棘を切断する

第5図 マダイの脊柱と鳍棘を切断する位置

幅のある大型のマダイを使った場合の木取り法（^{たくみ}大工用語からの言葉で材木を使いみちに応じて引き分ける意——柳原敏雄“伝承日本料理”p.163, 1984）だったのであろう。大型のタイの場合には、三分した方が頭の利用にはより効果的であったろう。同じ切痕のある例を桜井準也氏が港区麻生台遺跡で既に報告している。ここで、前頭骨の切断された右・左側を集計し、別に前頭骨の近心部からの三分を示しているが、その例は極めて少ない（麻布台のマダイ前頭骨は左・右分割例が38と42個あり、この中に前頭骨の三分したときのものも含まれるはずであるが、いずれにしても三分割の際の中央部分は5個であった。

内臓頭蓋：上顎部分の前上顎骨と主上顎骨の近心、遠心両側につき、近心側では前上顎骨の鼻骨との接合突起を水平方向に切断した例、主上顎骨では遠心側を斜め方向に切断した例がある（No.69—a, No.70—k）。この切断はおそらく、後述する前總蓋、主總蓋骨の横位切断と同時に、頭部を上下二つに分断した際の切痕であろう。

なお、上顎骨には、これを縦に三分するようさらさら細かい切断もある。

下顎では、歯骨には切断痕はなく、角骨と方骨との関節部の斜め後方、もしくは殆んど垂直方向の切断がみられる。顎骨部分の切断を目的としたものに外ならない。

總蓋の部分は頭部でももっとも張り出し、解体に当たっての傷の付き易い部分である。前總蓋骨は切痕がもっとも多く、上部から下部にわたって、横及び斜め方向につく切断が顕著である。この前總蓋骨をささむように前方位置に舌顎骨、後方に主總蓋骨間總蓋骨が付き、おそらく同時に切られているはずである。舌顎骨、主總蓋骨が上下に二分されるように切られているのは、顔面を横位に二分する際の切痕であろう。

肩帯部をつくる骨は、背部から下方にかけて、後側頭骨、上擬鎖骨、擬鎖骨（肩甲骨と烏口骨を付ける）の諸骨がつながる。このうち後側頭骨の近心部に縦方向の切断痕をみるのは、頭部を上後頭骨の後部で切断する際に切られたのであろう。後側頭骨は上後頭骨よりも後方にのびているからである。また擬鎖骨を肩甲骨の直上で横位に切断した標本がある。

その位置はほぼ顔面の中央であり、上述した頭部の上・下の二分切断の際、同時に切られたものと思われる。

以上がマダイの頭部にみる主な切痕部位と、それから推定される切断の方向、目的である。

このことから多分、次のような頭部の切断が考えられよう。A・B 2通りである。

A—1.頭部を腹椎の2～3番目位の位置で切る。胸びれの部分まではあったはずである。

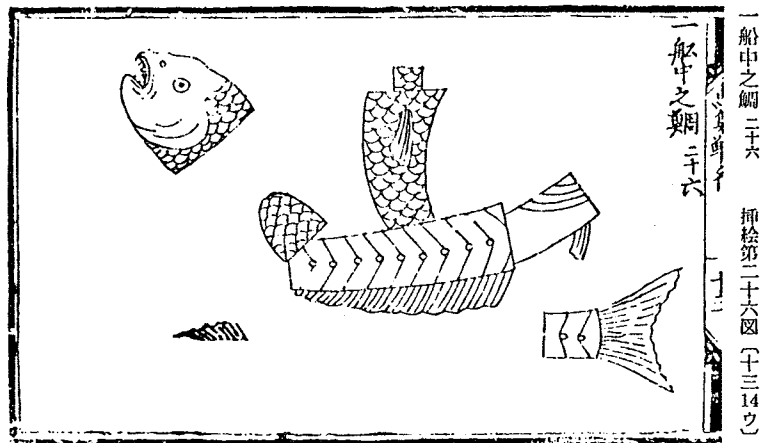
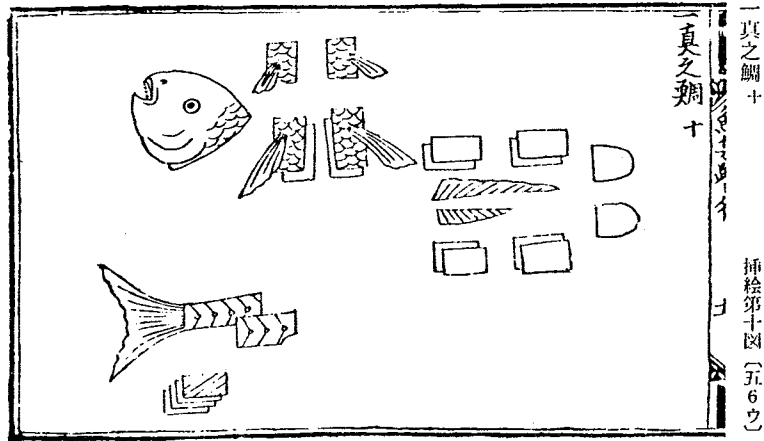
2.前頭が中央から押し切られて、頭は左右に二分される。

顎骨部分、總蓋部の骨に切痕のつかない骨がある。おそらくこの段階までの解体なのであろう。

B—1.胸びれまでをふくむ頭部が分断される。

2.目を規準にして、横方向に分断し、さらに縦にそれぞれを2～3に切る。

このA・B 2通りの切断が推定されるとすると、マダイの頭を使った幾つかの調理法が考えら



料理切形秘伝抄（魚集、鯖名）

解説 頭部を切断し、三枚に下ろし、それを船形その他に並べたもので、幾通りかがある。これらは「刺し身」としてまず食べられ、さらに頭部は「潮汁碗」、「かぶと蒸し」（頭を単独に使った蒸し料理）、「あら煮」が調理された。

第6図 江戸時代調理書にみるタイの解体図

れよう。A の場合には、大きく半身の頭をそのまま使った「たいのちり蒸し」あるいはなべ物の「ちり煮」、つまり、ちりなべ風にした蒸物などに調理された可能性が高い。

B はタイの頭の目玉を中心に幾つかに木取ったもの（材料を用途別に見積って、大きさ・形を考えながら包丁を入れる）を煮て汁椀にもる「潮汁」あるいは「あら煮」などにされたものに違いない。

なお、椎体、^{ひれ}鰭の骨にも切痕がみられる。1例であったが、鰭棘につく骨瘤を除去するために、その直下から棘を切っている例があった。おそらく大きな瘤状の骨のかたまりが異様であったからではなかろうか。その他の椎体はあらたきに使われているのであろう。椎体の輪切り状の切断は、骨ごと切身にされたものか、あるいは「あら煮」の際の切断なのか問題がのこる。

2) ハタ、タラの骨にみる解体切痕

これらの魚はタイと同程度に大きく、解体切痕をみる骨も多い。特にハタは骨が硬く、もともと薄い鰓蓋部の骨にも切痕をみた。

内臓頭蓋：前上顎、主上顎骨が組合さった状態で出土。近心、遠心の両端に切痕がつく。さらに別の標本にも同じ切痕をもつ例がある。

下顎では、マダイの場合と同様に角骨と方骨の関節部が切られる例と同一個体の左右の歯骨が同じ長さで切られている例がある。

鰓蓋部分にも切痕は多く、まず前鰓蓋骨の多くに横位の切痕があり、主鰓蓋骨にもそのほぼ中央を通る横位の切痕と、縦方向の切痕もつく。

肩帯：擬鎖骨が横位あるいは斜めに切断される。

マダラ

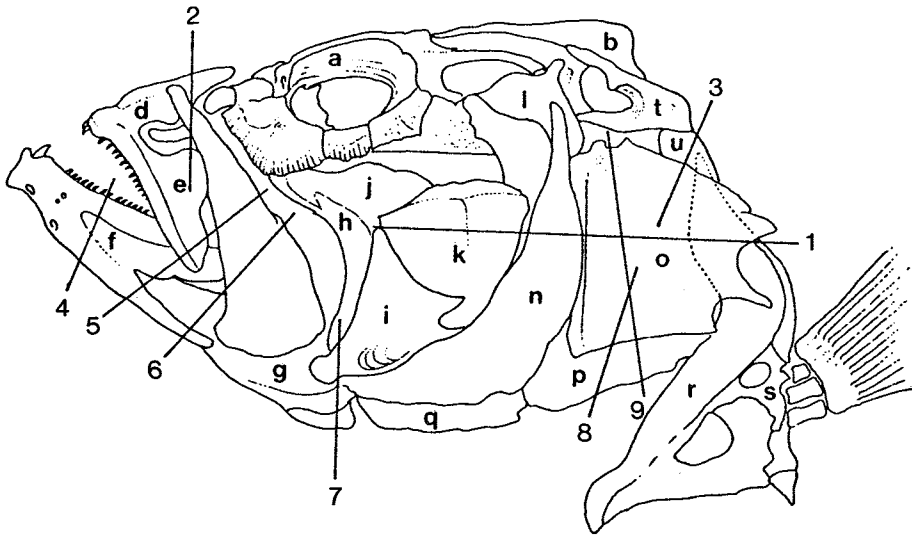
タラ類の骨質はさらに薄く、切痕の確認は難しいが、幾つかを検出した。

内臓頭蓋：前鰓蓋骨のほぼ中央位置で切断、これと同一個体のものと考えられる擬鎖骨には、その前縁に細かいきざみ状の切痕が4カ所につく。同様の切痕をつける擬鎖骨がさらに1点、左右各1点である。この切痕がどのような意味をもつか不明である。

その他、椎体には幾つもの切痕がみられた。一つの取り上げブロック中には、3～6個から10数個の椎体があったが、その中には1～2点の椎体を輪切りにするよう形で切られた痕があったので、切り身のような切り方があったのであろう。

カサゴ類

内臓頭蓋：前上顎骨と歯骨、前鰓蓋骨にマダイ、ハタと共通するような切痕が認められた。しかし、他に例のみられないような歯骨の近心端をたたくような加工があり、その作業目的など明らかにされるまでに至っていない。



1. 頭部を上下に切断する（主総蓋骨と擬鎖骨を切断）
2. 前上顎と主上顎骨を切断
3. 後頭部が切られる
4. 歯骨を切断
5. 前上顎骨と主上顎骨の切断
6. 主上顎骨の切断
7. 角骨と方骨の関節部分を切断
- 8・9. 主総蓋骨の切断

第7図 ハタ類の頭骨にみる調理解体痕の場所と方向（図は「ユカハタ」であるが、出土のハタ類は別種）

遺跡から出土する鳥・獣・魚骨に、その動物を解体あるいは調理の際につく切痕をみるのが少なくない。このような加工痕をもつ骨は中・近世の遺跡で特に目立つようである。本遺跡ではそうした切痕をもつ骨類のうち特に魚骨について詳しくみた。最も多くの切痕をみたのはマダイであって、ハタ類、タラ、カサゴなどの骨によくみられた。マダイは特に頭部骨質が硬質でかつ部位によっては海綿質が発達して厚味があり、切痕をよくのこす。前頭骨はその好例である。このマダイ前頭骨の切痕は、13～14世紀の鎌倉市街地の遺跡出土の骨にも明瞭にみることができ、中世にまでさかのぼるのである。江戸期にはいり、その前半期の遺跡である東京都葛飾区葛西城址（17世紀前半）では資料が少なく確認することができない。しかし、その方法が伝承されて18世紀における本遺跡をはじめとする江戸市街遺跡の出土例にみるのである。

18世紀の大名屋敷出土の資料については、既にこれまでもふれてきたが、遺跡によって魚の種類、量差あるいは埋存の状況に違いがあり、遺跡の特徴をみてとることができる。しかし、一方主要な魚種にみる共通性も指摘できるのであって、都市社会での共通した食性あるいは習俗のあったことがうかがえる。それは当然調理の方法にもあったはずで、同じ切痕をもつマダイの骨の出土例も多い。そして、同じような体型、大きさの魚にはある程度似た調理の方法もあったのではないかと考えている。それはマダイ、ハタ、タラ、カサゴ類には共通した解体の方法のあったことが骨にみる切痕から推定でき、頭部については幾つかにたち割って料理に使っている。マダイの場合、大きく二つに割り、胸びれの部分までを使った料理があり、それに供したものと、さらに五・六個に目玉を中心にして割ったもので煮料理に使っている場合が区別できる。ハタ、タラ、カサゴ類についてはマダイ程に資料が多くないので観察が難しいが、同様の料理があったのではないかと考えている。

6. 料理素材にみた食事の季節性について

上述してきた動物の遺存体から、それらを食べた季節のことが問題となろう。先ず貝類、魚、鳥類など最も多様な遺存体を出土したC7-3号土坑についてみると、多量に出土した魚骨のうちマダイ、アンコウなどのあることから冬の季節を推測させる。タラは棒鱈のように日干にしたものも考えられるが、骨がよくのこっているので生魚であったろう。マダイは年間食べられるが、関東では産卵期である5・6月より前の時期が味もよい。マダイ、ホウボウなども冬場3月頃までの魚である。鳥類はガン・カモ類を主としたが、若し生肉であれば冬であり、ウズラ・シギ類も秋から冬の季節である。一方、ハタ類のように南海産であるところから夏場を漁期とする魚もある。貝類で多かったハマグリ、サザエ、アカガイなども冬から春が考えられる。

B10-2号土坑の場合は、大型の魚ではマダイとハタ類の多いのは特徴的であり、C7-3号土坑とは季節的にずれる。また、サバ、アジ、マイワシが多い。C7-3号土坑でみたアマダイ、ホウボウなどの無いのは、季節性というよりも食物の階級性に由来することも考えられる。サバ、イワシ類、アジなどは高級宴会向けの魚ではなかったかも知れないのである。それにフグがある

が、これなども公的な宴会とは別物であろう。

B 7-1号, C 7-2と3号, E 7-5号, E11-1号, G 8-1号の各土坑は魚・貝類が少ないが, マダイとハタ類が主体となっている点は上述の B10-2号と共通する。貝類は, B 7-1号ではヤマトシジミ, ハマグリ, アサリ, E 7-5号でサザエと少量のハマグリ, ヤマトシジミ, E11-1号でかなりの量のハマグリとやはりかなりのサザエ, アカガイ, G 8-1号でもサザエが多い。ハマグリ, サザエなどの春から夏, 魚も同じ候のものであったろうか。アジ, サバなどの含まれないのは食事の性格によるのであろう。

7. 検出された動物の種名表

ここに表示した動物の種名表は, 法学部4号館建設地, 文学部3号館建設地遺跡の両遺跡において検出されたもののすべての動物遺体の種名表である。

このうち, フジツボ, キクスズメガイなどはアワビに着生していたものであって, 本遺跡検出動物遺存体の主目的である食物資源とは直接に係わりをもたぬものである。また, ウミニナ, ウネナシトマヤガイなども食物からははずされるものであろう。しかし, ナミマガシワガイなどは若干の数もあり, カキなどといっしょに運ばれて来る可能性もあるので, いっしょに食べられたと思われる。ただ, 意識して採られたものか不明である。

なお, ここに示した種名は, あくまでも現段階におけるものであって, 今後の研究によって追加されるべきものが幾つかあると思われることを付記しておく。

軟体動物門	Phylum MOLIUSCA
腹足綱	Class Gastropoda
前鰓亜綱	Subclass Prosobranchia
原始腹足目	Order Archaeogastropoda
ミミガイ科	Family Haliotidae
メカイアワビ	<i>Nordotis sieboldii</i>
クロアワビ	<i>Nordotis discus discus</i>
トコブシ	<i>Haliotis diversicolor aquatilis</i>
リエウテンサザエ科	Family Turbinidae
サザエ	<i>Batillus cornutus</i>
中腹足目	Order Mesogastropoda
カワニナ科	Family Pleuroceridae
チリメンカワニナ	<i>Semisulcospira bemsoni reiniana</i>
ウミニナ科	Family Potamididae

金子 浩 昌

ウミニナ	<i>Batillaria multiformis</i>
スズメガイ科	Family Hipponicidae
キクスズメガイ	<i>Sabia conica</i>
スズメガイ	<i>Pilosabia pilosa</i>
フジツガイ科	Family Cymatiidae
ボウシュウボラ	<i>Charonia sauliae sauliae</i>
新腹足目	Order Neogastropoda
アクキガイ科	Family Muricidae
アカニシ	<i>Rapana venosa</i>
エゾバイ科	Family Buccinidae
バイガイ	<i>Babylonia japonica</i>
二枚貝綱	Class Bivalvia
翼形目	Order Pteriomorpha
フネガイ科	Family Arcidae
サルボウガイ	<i>Scapharca subcrenata</i>
ハボウキガイ科	Family Pinnidae
タイラギ	<i>Atrina pectinata japonica</i>
イタヤガイ科	Family Pectiniidae
イタヤガイ	<i>Pecten albicans</i>
ナミマガシワガイ科	Family Anomiidae
ナミマガシワ	<i>Anomia chinensis</i>
イタボガキ科	Family Ostreidae
マガキ	<i>Crassostrea gigas</i>
イタボガキ	<i>Ostrea denselamellosa</i>
異歯目	Order Heterodonta
シジミガイ科	Family Corbiculidae
ヤマトシジミ	<i>Corbicula japonica</i>
フナガタガイ科	Family Trapeziidae
ウネナシトマヤガイ	<i>Trapezium liratum</i>
マルスダレガイ科	Family Ueneridae
ハマグリ	<i>Meretrix lusoria</i>
アサリ	<i>Ruditapes philippinarum</i>
バカガイ科	Family Mactridae

シオフキ	<i>Mactra veneriformis</i>
ミルクイガイ	<i>Tresus keenae</i>
節足動物門	Phylum ARTHROPODA
甲殻綱	Class Crustacea
蔓脚亜綱	Subclass Cirripedia
完胸目	Order Thoracica
フジツボ型亜目	Suborder Balanomorpha
フジツボ科	Family Balanidae
フジツボ類	<i>Balanus sp.</i>
脊椎動物門	Phylum VERTEBRATA
魚類	PISCES
軟骨魚綱	Class Chondrichthyes
エイ目	Order Rajiformes
科・属不明	Fam. et gen. indet.
硬骨魚綱	Class Osteichthyes
ニシン目	Order Clupeiformes
ニシン科	Family Clupeidae
マイワシ	<i>Sardinops melanosticta</i>
カタクチイワシ科	Family Engraulidae
カタクチイワシ	<i>Engraulis japonica</i>
サケ目	Order Salmoniformes
サケ科	Family Salmonidae
サケ属の一種	<i>Oncorhynchus sp.</i>
コイ目	Order Cypriniformes
コイ科	Family Cyprinidae
コイ	<i>Cyprinus carpio</i>
フナ	<i>Carassius cuvieri</i>
ウナギ目	Order Anguilliformes
ウナギ科	Family Angillidae
ウナギ	<i>Angilla japonica</i>
ハモ科	Family Muraenesocidae

ハモ類属の一種	<i>Muraenesox sp.</i>
ダツ目	Order Beloniformes
サヨリ科	Family Hemiramphidae
サヨリ属の一種	<i>Hemiramphus sp.</i>
ボラ目	Order Mugiliformes
ボラ科	Family Mugilidae
ボラ	<i>Mugil cephalus</i>
タラ目	Order Gadiformes
タラ科	Family Gadidae
マダラ	<i>Gadus macrocephalus</i>
スズキ目	Order Perciformes
アマダイ科	Family Branchiostegidae
アマダイ属の一種	<i>Branchiostegus sp.</i>
スズキ科	Family Serranidae
スズキ	<i>Lateolabrax japonicus</i>
ハタ類	cfr. <i>Epinephelus sp.</i>
キス科	Family Sillaginidae
キス属の一種	<i>Sillago sp.</i>
ニベ科	Family Sciaenidae
イシモチ属 or ニベ属	<i>Argyrosomus or Nibea sp.</i>
タイ科	Family Sparidae
マダイ	<i>Pagrus major</i>
チダイ	<i>Eviynniss japonica</i>
キダイ	<i>Dentex tumifrons</i>
クロダイ	<i>Acanthopagrus schlegeli</i>
アジ科	Family carangidae
ムロアジ属	<i>Decapterus sp.</i>
マアジ	<i>Trachurus japonius</i>
ブリ	<i>Seriola quinqueradiata</i>
サバ科	Family Scombridae
ソウダカツオ属	<i>Auxis sp.</i>
カツオ	<i>Katsuwonus pelamis</i>
フグ目	Order Tetraodontiformes
マフグ科	Family Tetraodontidae

フグ属の一種	<i>Fugu sp.</i>
カサゴ目	Order Scorpaeniformes
カサゴ科	Family Scorpaonidae
カサゴ属の一種	<i>Sebastes sp.</i>
コチ科	Family Platycephalidae
コチ	<i>Platycephalus indius</i>
ホウボウ科	Family Triglidae
ホウボウ	<i>Chelidonichthys spinosus</i>
カレイ目	Order Pleuronectiformes
ヒラメ科	Family Bothidae
ヒラメ	<i>Paralichthys olivaceus</i>
カレイ科	Family Pleuronectidae
属・種不明	Gen. et sp. indet.
アンコウ目	Order Lophiiformes
アンコウ科	Family Lophiidae
属・種不明	Gen. et sp. indet.
鳥綱	Class Aves
ガン・カモ目	Order Anseriformes
ガン	cfr. <i>Anser albitron</i>
マガモ属の一種	<i>Anas sp.</i>
コガモ	<i>Anas crecca</i>
チドリ目	Order Charadriiformes
シギ科	Family Scolopacidae
シギ属の一種	<i>Gallinago sp.</i>
キジ目	Order Galliformes
キジ科	Family Phasianidae
ウズラ	<i>Coturnix coturnix</i>
キジ	<i>Phasianus colchicus</i>
チャボ	<i>Gallus gallus var. domesticus</i>
スズメ目	Order Passeriformes
モズ科	Family Laniidae
モズ	<i>Lanius spp.</i>

金子 浩 昌

哺乳綱	Class Mammalia
齧歯目	Order Rodentia
ネズミ科	Family Muridae
食肉目	Order Carnivora
イヌ科	Family Canidae
イヌ	<i>Canis familiaris</i>
偶蹄目	Order Artiodactyla
シカ科	Family Cervidae
ニホンジカ	<i>Cervus nippon</i>

結びと謝辞

大量の動物遺存体を含む資料の分類と分析は、実はその緒についた段階であるが、この種の資料にみる武家屋敷での在り方をかなり鮮明にみてとることができたと思う。そして、その歴史的な意義付けは、他の江戸期の遺跡との比較考察によってさらに明らかにされてくるものと思われる。本遺跡の中にはそれだけ多様な遺物を含んでいるからである。

最後になったが、今回の調査に大変お世話になった東京大学文学部考古学研究室藤本 強、同遺跡調査室寺島孝一氏に厚く御礼を申し上げたい。また本遺跡の調査を担当された東京大学文学部大塚達朗氏からは遺物の扱いと報告に当たっての御指示、御配慮を受けた。併せて御礼を申上げる。

遺物の整理のうち貝類を早稲田大学教育学部地理・歴史専攻生有志の諸君が担当してくれ、さらにそれを表化する面倒な仕事を、早稲田大学教育学部学生野崎哲令、国学院大学文学部学生伊藤慎二の両君が当たってくれた。協力を心から感謝するものである。

(1988.9.22)

参考文献

- 三田村 篤魚 江戸の衣食住、青蛙房、1957.7
- 平本 嘉助 動物遺存体、青戸・葛西城址調査報告II, p.117, 葛西城址調査会, 1974.3
- 金子 浩昌 葛西城址IV・V区濠出土の動物遺体、青戸・葛西城址調査報告III, p.197, 葛西城址調査会 1975.12
- 金子 浩昌 動物遺存体、青戸・葛西城址調査報告IV, p.104, 葛西城址調査会, 1977.3
- 金子 浩昌, 秋山祐理子 動坂遺跡出土の動物遺体、文京区・動坂遺跡, p.197, 動坂遺跡調査会, 1978.3
- 金子 浩昌 一橋高校地点出土の脊椎動物遺体、江戸・都立一橋高校地点発掘調査報告, p.575, 都立一橋高校内遺跡調査団, 1985.3
- 小池 裕子 一橋高校地点出土の貝類とその採集季節について、同上, p.615
- 古泉 弘 江戸を掘る, p.132, 柏書房, 1983.9
- 金子 浩昌 江戸・鎌倉の街から出土した動物, 季刊“考古学”, No.11, p.71, 雄山閣, 1985.5
- 松下 幸子 料理書にみる江戸時代の魚鳥野菜, 歴史公論, Vol9, No.4, p.52, 1983.4

研究篇第九章 加賀藩江戸藩邸内出土の動物質食料残滓研究の一例

- 松下 幸子 江戸時代の料理の材料と調理法, 生活文化, No. 5, p.41, 1984
- 桜井 準也, 山口 徹 自然遺物, 麻布台一丁目 郵政省飯倉分館構内遺構, p.115, p.227 港区麻布台一丁目遺跡調査会 1986.3
- 桜井 準也 近世大名屋敷における食生活—港区郵政省飯倉分館構内遺跡出土の動物遺存体を中心に— 史学 Vol.57, No. 1, p.79, 1982.6
- 桜井 準也 動物遺体から見た大名屋敷の食生活, 江戸遺跡研究会第1回大会, 「江戸の食文化」発表要旨, p.51, 1988.1
- 秋元智也子, 小宮 孟 東京大学理学部7号館遺跡出土の魚骨について, 同上, p.45
- 金子 浩昌 江戸時代の動物質食料, 同上, p.81
- 原田 信男 1983 『石城日記』にみる幕末下級武士の食生活, 歴史公論, Vol. 9, No. 4
- 島村 妙子 幕末下級武士の生活の実体—紀州藩一下士の日記を分析して—, 史苑, Vol.32, No. 2 p. 45, 19
- 宮腰 松子 1968, 1969, 江戸後期の武家の食事について, 神戸女学院大学論集 Vol.15, No. 1

金子浩昌

付表1 C7-3号土坑8層の魚類遺存体出土総量表

種類	頭骨skull		内臓骨 visceral skelton										脊椎骨 vertebra		肩帯 shoulder girdle				備考	
	鋤骨 vo	前後頭骨 fro supo	前上顎骨 prem	上顎骨 max	口蓋骨 pal	歯骨 den	角骨 an	方骨 qu	舌顎骨 hyo	前鰓蓋骨 preo	主鰓蓋骨 ope	下・間蓋骨 sub imop	腹椎体 abd	尾椎体 cau	後側頭骨 p.tem	上擬鎖骨 s.cl	擬鎖骨 cl	肩甲骨 sc.		
マイワシ	r												1	2						
	l																			
コイ	r	bao																		
	l	1										1								鋸歯をもつ鰭棘4
フナ	r																			
	l																			Pha
ハモ	r																			前上顎・篩・鋤骨板1
	l																			
ボラ	r								1		1		4	8						
	l																			
マダラ	r	3	6	4	4	1	5	4	4	2	3	1						1		ver.6
	l			5	3	1	3	5	4	1	1	2	88	104						
	r	para2																		
	l	cral																		
アマダイ	r	1	3	2		4	1		1	1	2		1	3				1		舌骨1
	l		4	1		2	1	1		2	1							1		
	r																			
	l																			
スズキ	r						1						2	2				1		
	l								1											
ハタ類	r	1		5	3	2	2	2		1	6	2								
	l			5	2		4	2		1	5	2			1					
マダイ	r	8	2	6	4	3	3	5	4	9	5	2	4	18	5	6	1			舌骨5 para 1
	l	2	12	4	4	6	9	6	5	7	6	4			6	7		1		遊離神経棘2
チダイ	r																			
	l	1																		
キダイ	r	2				1	1						2	3						
	l	1	1	1		3							1	1						

金子 浩 昌

付表2 C7-3号土坑8層の鳥類遺存体出土総量表

種類	頭蓋骨 cra	下顎骨 md	胸骨 st.	鳥口骨 co.	上腕骨 hum p. d.	橈骨 rad p. d.	尺骨 ul p. d.	中手骨 mc p. d.	寛骨 pel	大腿骨 fe p. d.	脛骨 tib p. d.	腓骨 fib p. d.	中足骨 mt p. d.	指骨 dig	備 考
ガン	r				1 ②			1		1					
	l				1 ②			1							
マガモ	r cral				1 1 2	1	2			2	1 1	1	1 1	10	art.2
	l				1 1 1	2 2							1 1 1		art.1
コガモ	r				1 1 1			1	1	1				2	
	l							1			2		1		
ウヅラ	r		st.1		1 2 6	1 5	1 9	1 6 1			2 2		2 4 2	18	
	l				1 1 2		3	1	1		3	2	1 3 1		
キジ	r												1	4	
	l										1				
タシギ	r		st.1		2		1	2			2		2 2	8	
	l				1		1	1			1 1		1 1 1		
モズ類	r incl			co.4	6	1	2 1 2	5	} 2	6	2 2 2		3	7	
	l	den2		co.3	1 4	1 1	1 3	6 1		4	1 3 3		4		
	r cra2														
l				sc1											

付表3 江戸藩邸内の遺構内出土魚鳥骨数の比較表

魚 類	加賀・前田藩				米 沢・白 杵 藩					
	法4・文3		理7号館		18C前~中		17C~18C		18末~19前	
	18C前半 C7-3・8層		17C~19C 16遺構集計		1P		11遺構集計		9遺構集計	
	MIN	VN	MIN	VN	MIN	VN	MIN	VN	MIN	VN
サメ・エイ類			1							
マイワシ		3	7		50		171			4
カタクチイワシ			2							
サケ類			16		15		38			2
コイ	1		2							
フナ	1									
アナゴ					1					
ハモ	1									
ウツボ					1	17				
エソ					2					
ボラ	1	12					8			5
アカカマス			3							
カマス科			1		2					
マダラ	6	192	6		8	15	14	27		
スケトウダラ			8							
アマダイ	4	4			1					
スズキ					2	31	7	57		4
アラ					8		9		7	
ハタ類	6									
マダイ	12	22	9		55	289	99	252	13	32
チダイ	1									
キダイ	3	7	3							
クロダイ			2				1			
マアジ	1	10		9		37		248		9
ムロアジ										
ブリ	1		3			45		5		3
シイラ				4						
マグロ				4				2		25
マルソウダ						31		2		
カツオ		8	4	12	159		61	3	13	
サワラ				7						
サバ類	3	9	4		14	86		104		
フグ類		1	4							
カサゴ類	4	11				3			1	
コチ	1		3		4	17				

魚 類

東大：理学部7号館

17cから19cにかけて形成された土坑及び地下式土坑内より採集されたもの。遺構数16の個々の出土数が少ないので総量で示した。遺構検出場所は法4・文3号館建設地と同様に藩邸内“長屋”に所属したものと考えられている。魚骨の出土総量はC7-3号土坑の総量と比べて、はるかに少ないが、ほぼ共通した魚類相であることが認められる。

麻布台遺跡

「1P」とは、南区の土坑で5.76×3.60m、深さ約1m、複数の土坑よりなると考えられている。その他の17c~18c、18c末~19c前半のものは、それぞれ11、9の遺構出土の標本の集計である。

東大：法4・文3号館 C7-3号土坑

この土坑は1.55×0.83m、厚さ25cmの魚・鳥骨、貝類を多く含む層が形成されていた。

1. C7-3、8層内の魚骨はその種類が多い。
2. C7-3、8層の魚骨の埋存率も他と比べて高い。
3. マダイの多いことが各例一致してみることができ。
4. 麻布台での第2位はサバ、カツオで、C7-3ではタラである。しかし、タラは麻布台でサバ、カツオに次ぐ量であり、江戸期の他の遺跡からも出土する。
5. 東大構内の加賀藩邸の場合、カツオ、マグロは極めて少ない。

金子浩昌

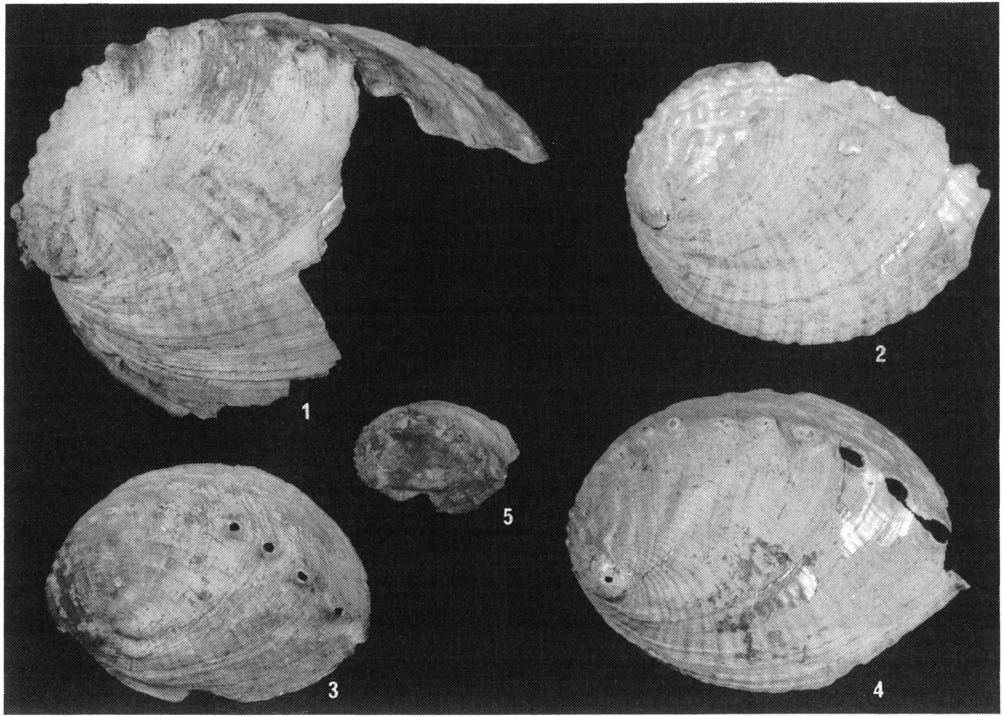
ホウボウ(カガク)	1	2							
ヒラメ		2			22		71		17
カレイ類			4		73	10	126	5	4
アンコウ類	3	6							

※麻布台遺跡例は『麻布台一丁目、郵政省飯倉分館構内遺跡』1986、及び、桜井準也「近世大名屋敷における食生活」『史学』vol. 157, no. 1 1987 p. 85を参照。

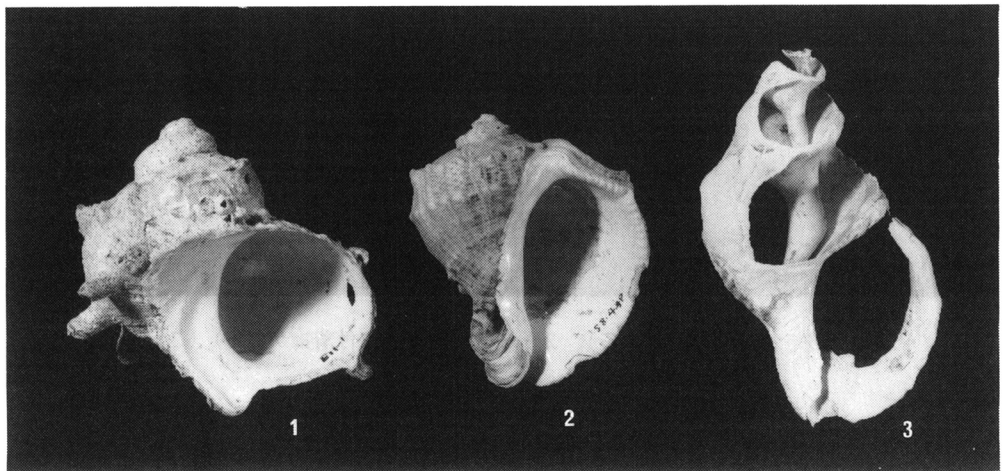
※※理7号館例は、秋元智也子・小宮 孟「東京大学理学部7号館遺跡出土の魚骨について」『江戸の食文化』1988, p. 45を参照。

鳥 類	加 賀 藩	米 沢・白 杵 藩		
	18C前半 C7-3・8層	18C前～中 1P	17C～18C 11遺構集計	18末～19前 9遺構集計
	MIN	MIN	MIN	MIN
ガ ン	1	1	6	
オシドリ		5	7	
マガモ	2	9	23	11
コガモ	2			
ワシ・タカ			1	3
ウヅラ	9	3	6	
キ ジ	1	12	32	12
タシギ	2			
モ ズ	6			

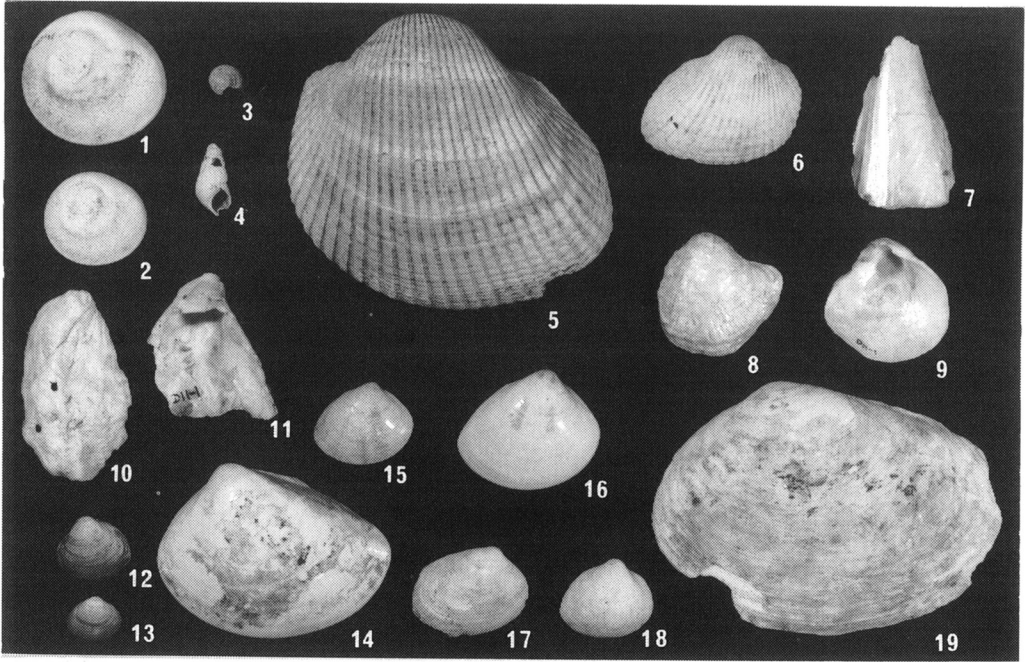
MIN : 最小個体数
VN : 椎体数



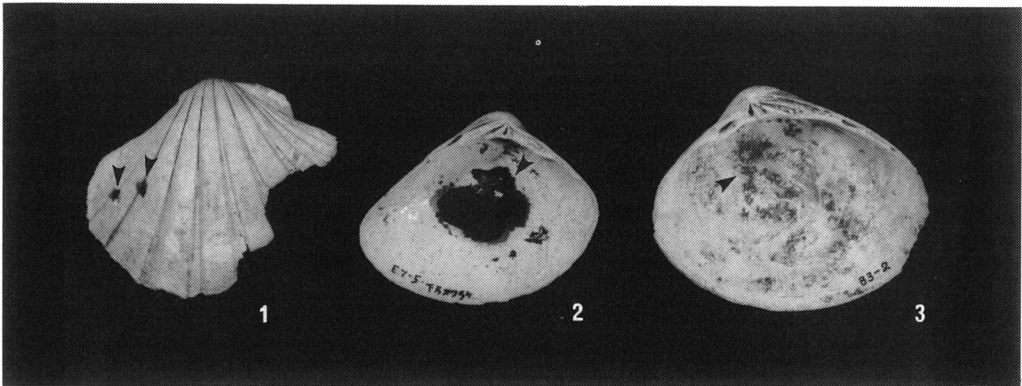
アワビ類 (2/5)



1. サザエ, 2. アカニシ, 3. ボウシュウボラ (2/5)



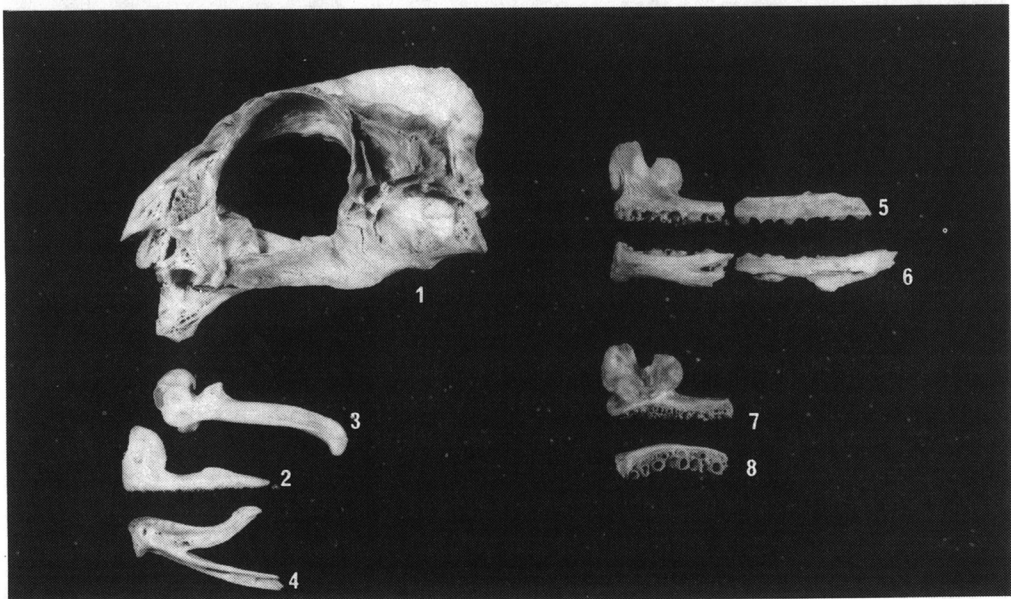
巻貝と二枚貝類各種 (2 / 5)



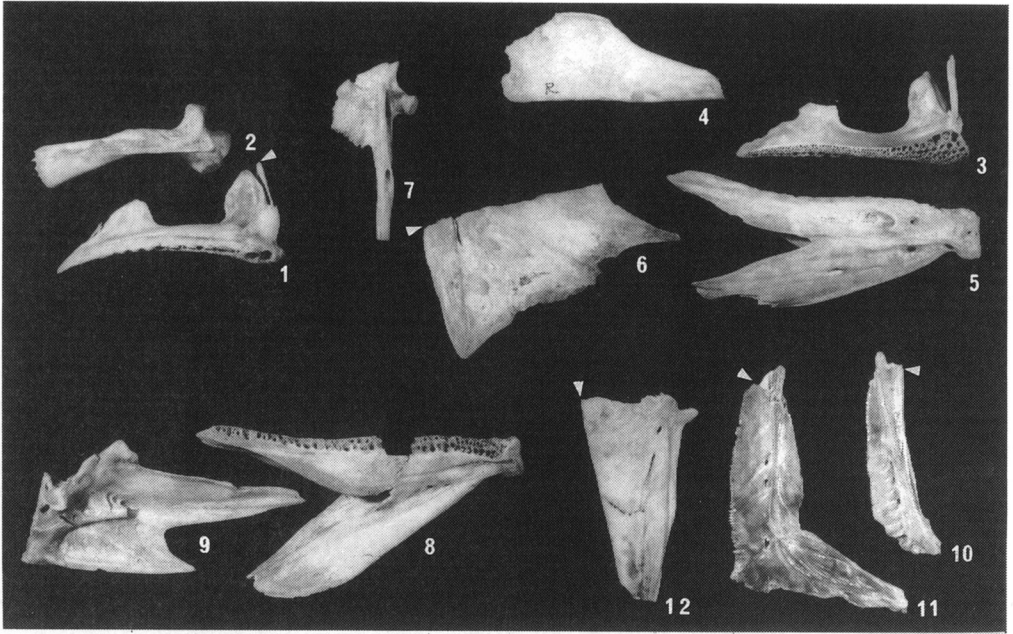
1. ホタテガイ (穿孔がある), 2・3. ハマグリ (付着物がある) (2 / 5)



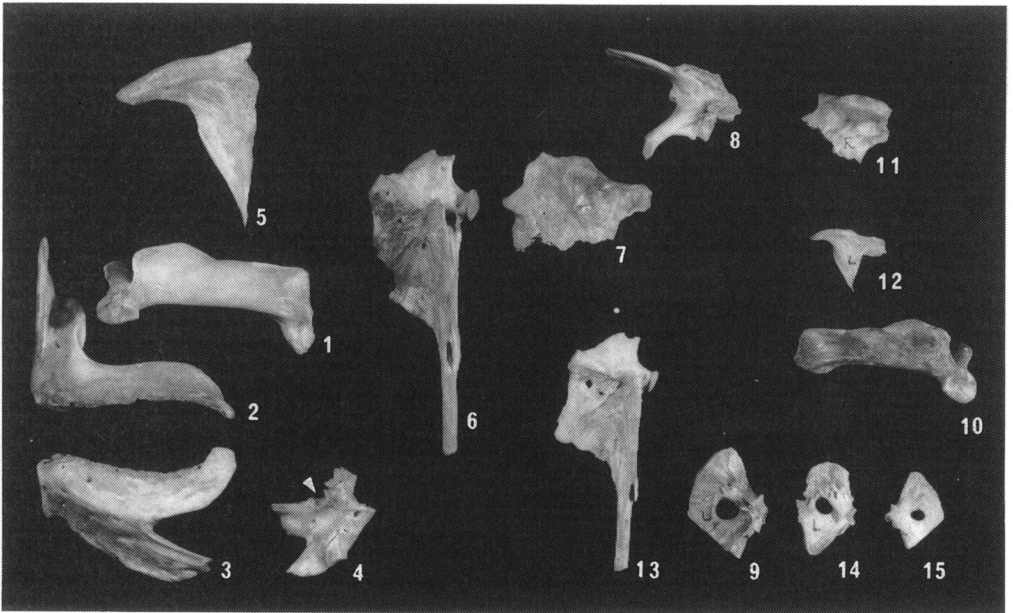
マガラ (2/3)



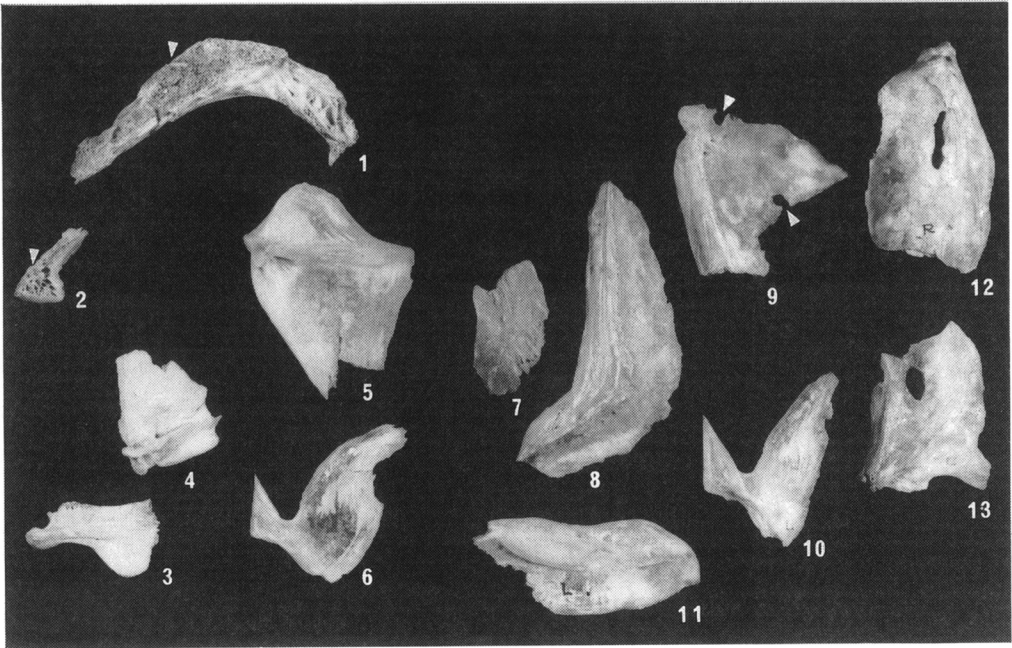
アマダイ (2/3)



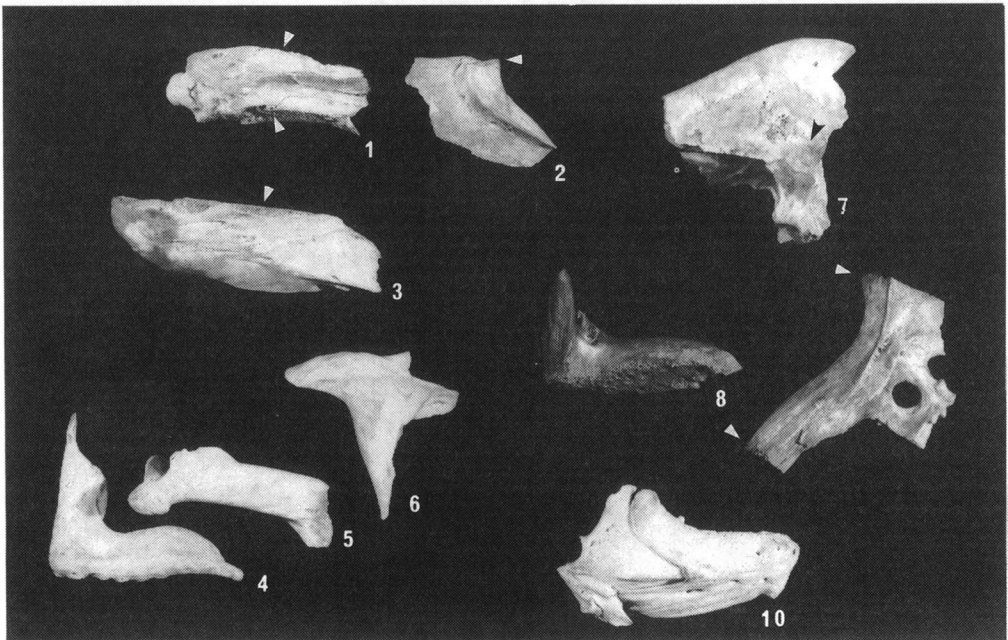
ハタ類 (2/3)



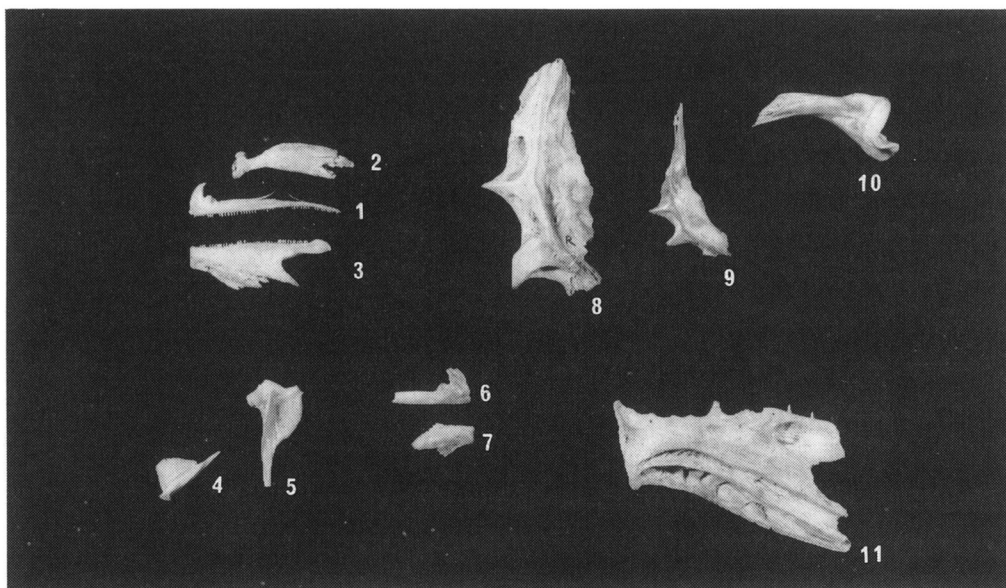
マダイ (1) (2/3)



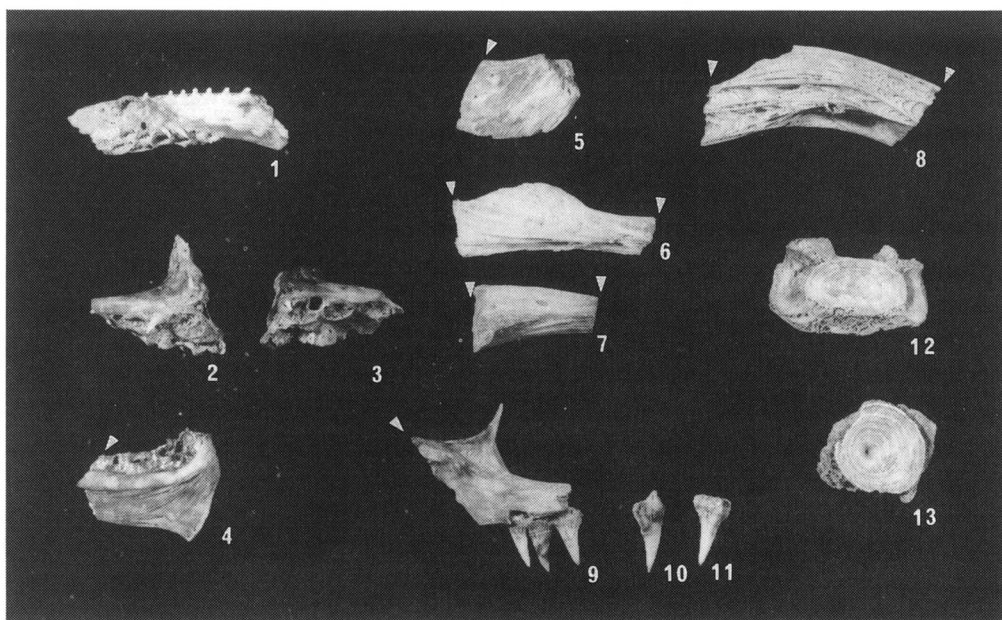
マダイ (2) (2/3)



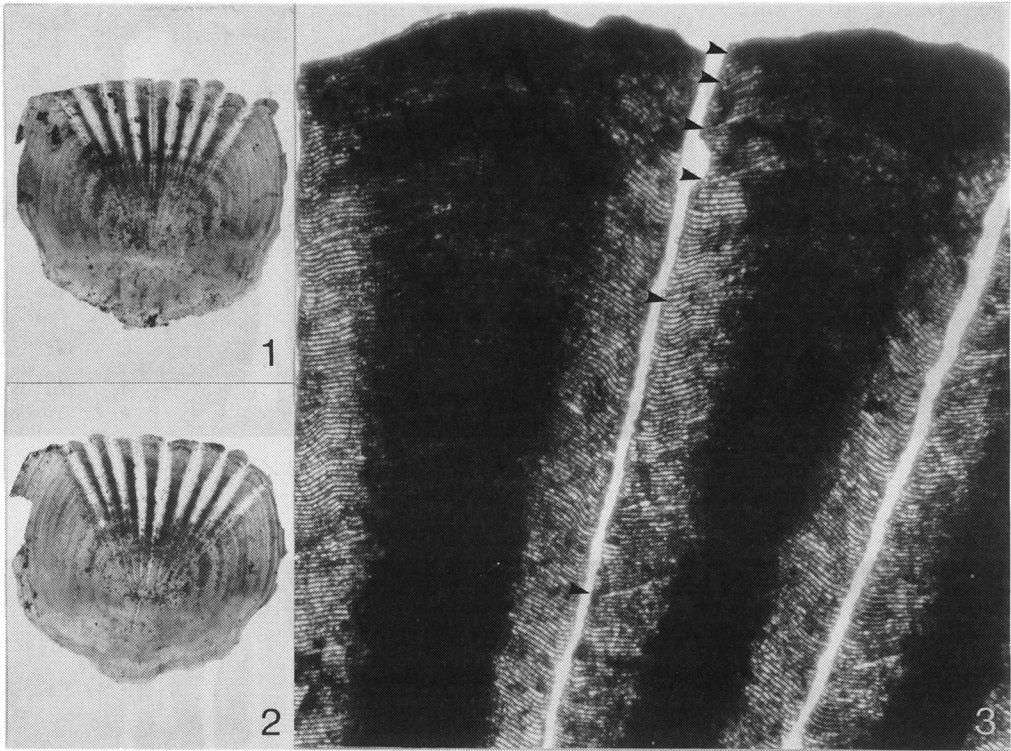
マダイ (3) (2/3)



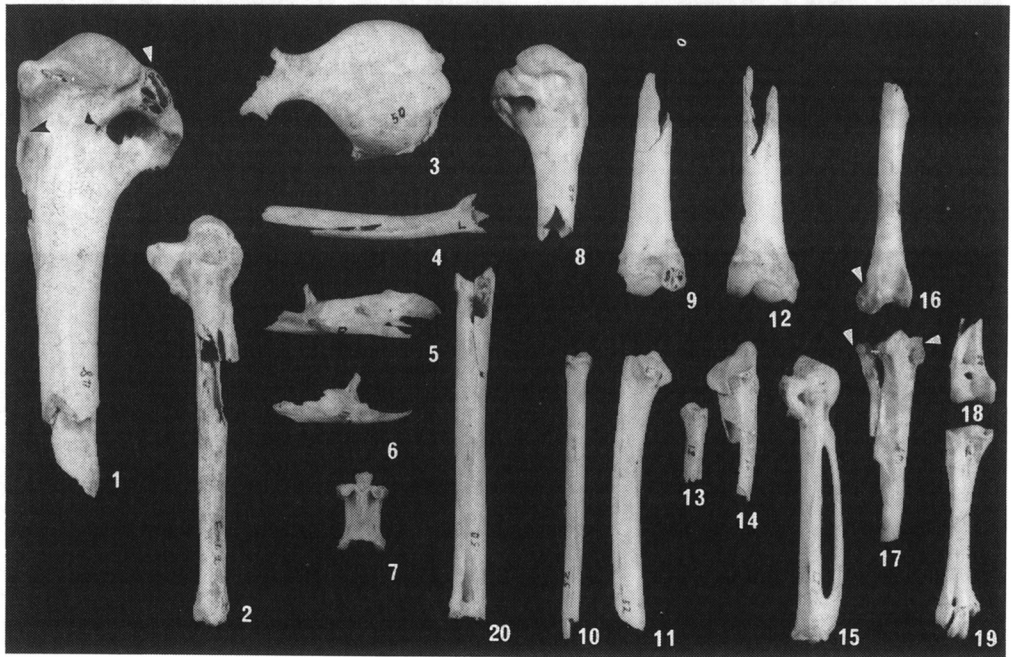
1～3. カツオ, 4～7. サバ類, 8～10. カサゴ類, 11. ヒラメ (2/3)



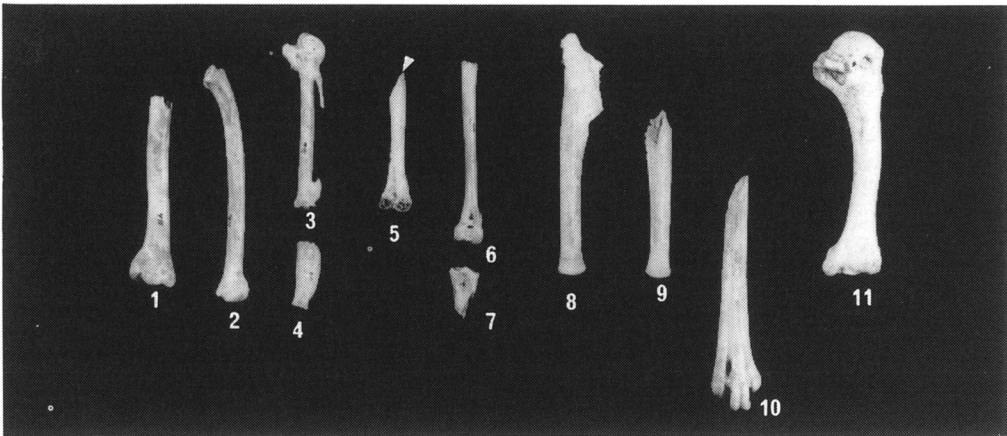
アンコウ類 (2/3)



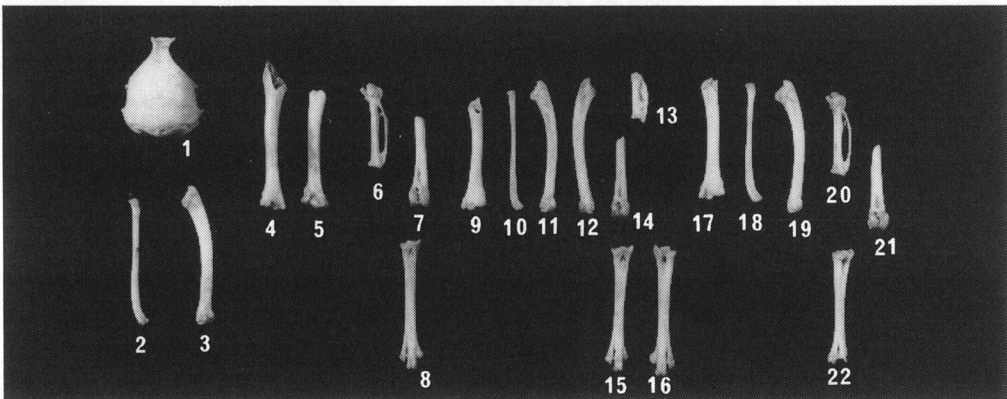
マダイ鱗 (矢印は年輪形成部)



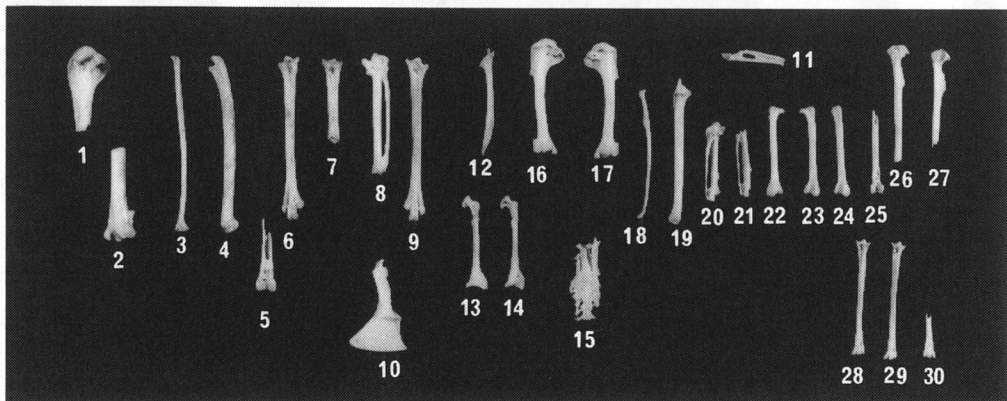
ガン, カモ類 (2/3, 20はキジ)



1～7. マガモ, 8～10. キジ, 11. チャボ (2/3)



ウズラ (2/3)



モズ類 (2/3)

写真図版 解説

本遺跡から出土した動物遺体は種類、標本ともに多い。ここでは紙幅の関係もあり、C 7-3号土坑出土の標本を中心に写真図版とした。ただし、貝類についてはその特徴を示すためにさらに別の遺構の標本を扱い、魚類についても幾つかそのような例がある。また、ここで収録できなかった標本については別に発表することを考えている。

貝類については単なる種別の収録となったが、魚骨は、遺構単位で、それらの骨のまとめり方が示されるようにした。記述中、(no.一)は標本の報告者整理番号である。(金子浩昌)

図版1上段 1. メガイアワビ C 7-3号土坑, 2. 同 S 8-4号土坑, 3. クロアワビ E11-1号土坑, 4. 同 S 8-4号土坑, 5. 同 幼貝 E11-1号土坑

図版1下段

1. サザエ E11-1号土坑, 2. アカニシ S 8-4号土坑, 3. ボウシュウボラ K 5-1号土坑

図版2上段

1. サザエ ふた, 2. 同 ふた, 3. イボキサゴ E11-1号土坑, 4. チリメンカワニナ D11-1号溝, 5. アカガイ 左右の揃う殻 C 7-3号土坑, 6. サルボウガイ B 7-1号土坑, 7. タイラギ(殻頂部のみ), 8・9. ナミマガシワガイ(左側が左殻), 10・11. マガキ D11-1号溝, 12・13. ヤマトシジミ F 7-6号土坑, 14~16. ハマグリ B 7-1号土坑, 17. アサリ D11-1号溝, 18. シオフキ E11-1号土坑, 19. ミルクイガイ E 7-5号土坑

図版2下段 容器として使用された殻

1. イタヤガイ 右寄りに2孔 水びしゃくに使ったもの E11-1号土坑, 2. ハマグリ うるしがつく E 7-5号土坑下層カワラケ層, 3. ハマグリ 朱色のうるしがつく B 3-2号土坑

図版3上段 マダラ

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 70-n(no. 95): 1. 前頭骨, 2. 副楔骨(左右両側は斜めに切断), 3. R 前鰓蓋骨, 4. L 角骨(関節部のみ), 5. R 角骨(関節部のみ), 6. R 方骨(関節部のみ), 7. R 鎖骨(右上方に切痕2ヶ所)

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 70-k(no. 98): 8. R 上顎骨, 9. R 角骨(破損), 10. R 舌顎骨, 11. L 前鰓蓋骨

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 68-d(no. 76): 12. L 角骨(破損), 13. L 前鰓蓋骨, 14. L 鎖骨(内側) 右上に2ヶ所切痕

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 72-b (no. 102): 15. 副楔骨(左右両側に切痕), 16. 5点 腹椎(背面), 17. 尾椎(側面)

図版3下段

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 20-a (no. 88): 1. 頭骨(切断痕は全くみられない)

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 70-d (no. 85): 2. L 前上顎骨, 3. L 主上顎骨

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 70-f (no. 83): 4. L 歯骨

マダラ

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 70-f (no. 83): 5. L 前上顎骨, 6. L 歯骨, 7. R 前上顎骨(内側), 8. R 歯骨(咬面)

図版4上段 ハタ類

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 70-c (no. 86): 1. R 前鰓蓋骨(前端突起を切断), 2. R 上顎骨

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 70-k (no. 98): 3. L 前上顎骨(内側), 4. R 上顎骨(前端右方に切痕), 5. R 歯骨, 6. L 主鰓蓋骨(下半分のみ中央より横位に切断), 7. L 舌顎骨

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 68-c (no. 77) : 10. R 前鰓蓋骨, 11. R 前鰓蓋骨 (上端に横位に切断切痕), 12. L 主鰓蓋骨 (左側が縦に切った切断の線)

図版4下段 マダイ

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 68-a (no. 79) : 1. L 上顎骨, 2. L 前上顎骨, 3. L 歯骨, 4. L 角骨, 5. L 口蓋骨, 6. L 舌顎骨, 7. L 主鰓蓋骨(破損), 8. L 後側頭骨, 9. L 肩甲骨 < 1~9は同一個体と考えられる >, 10. R 上顎骨, 11. R 口蓋骨, 12. R 同, 13. R 舌顎骨, 14. L 肩甲骨, 15. R 同

図版5上段 マダイ

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 70-k (no. 97) : 1. 前頭骨 (縦方向に半裁され, 右側部分のみ切断断面を示す), 2. 鋤骨 (1と同じ位置), 3. R 角舌骨, 4. R 角骨, 5. R 主鰓蓋骨, 6. R 下鰓蓋骨

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 68-c (no. 77) : 7. L 後翼状骨, 8. L 前鰓蓋骨, 9. L 主鰓蓋骨(破損), 10. L 下鰓蓋骨, 11. L 間鰓蓋骨, 12. R 上鎖骨, 13. L 鎖骨

※ 1~6, 13 : 同一個体と考えられる。全て内側を写す。7~12 : 別個体のもの

図版5下段 マダイ

B10-2号土坑 No. 199 (no. 8) : 1. 前頭骨 (左右両側を縦に切断。中央部のみ残る。上面観。桜井準也氏が麻布台遺跡でII bの方法とした), 2. R 前鰓蓋骨 (ほぼ中央で横位に切断されている)

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 72-a (no. 101) : 3. 前頭骨 (左半分。縦に切断したものの上面観), 4. L 前上顎骨, 5. L 上顎骨, 6. L 口蓋骨

B10-2号土坑 No. 836 (no. 65) : 7. 上後頭骨 (この部分をはさむようにして切断されている)

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 70-k (no. 98) : 8. R 前上顎骨, 9. L 鎖骨と肩甲骨 (鎖骨の上下端が切断されている)

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 70-b (no. 87) : 10. R 歯骨と角骨

図版6上段 1~3 カツオ, 4~7 サバ類, 8~10 カサゴ類, 11 ヒラメ

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 69-c (no. 91) : 1. L 前上顎骨, 2. L 上顎骨, 3. L 歯骨 (破損), 4. L 角骨, 5. L 舌顎骨, 6. R 前上顎骨, 7. R 歯骨 (破損)

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 72-b (no. 102) : 8. R 前鰓蓋骨 (上下を切断)

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 70-n (no. 95) : 9. R 前鰓蓋骨, 10. L 上顎骨 (破損)

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 72-a (no. 101) : 11. L 歯骨 (破損)

図版6下段 アンコウ

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 67-a (no. 81) : 1・2. R 前上顎骨片

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 68-b (no. 74) : 3. L 前上顎骨片

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 28 (no. 36) : 4. R 歯骨片

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 68-b (no. 74) : 5~7. 切断骨片

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 64-a (no. 68) : 8. 切断骨片

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 68-b (no. 74) : 9. 左上顎骨板 (破損), 10・11. 歯

C 7-3号土坑8層土層サンプル No. 64-a (no. 68) : 12・13. 腹椎

図版7上段 C 7-3号土坑検出のマダイの鱗

1・2 : 2.3倍にした鱗, 3 : 29.2倍の顕微鏡写真

本土坑からは多数の魚鱗が検出されている。そのうちの一例を示したものである。

1の左上の部分が平らに切られている。このような鱗が近世のどの遺跡でも多い。実際に確かめていないが、鱗を刃物でそぎ取るときに切られるのであろう。最外部が切られるので死亡季節を推定することが

出来なくなる。2はそのような切痕のない鱗。

3は2の方の鱗の一部を拡大したもの。付着物の除去作業が未完了のため年輪の不連続部が明瞭ではないが、おそらく最外縁の部分に不連続部が現れると思われる。マダイは春から初夏にかけてこのような年輪が形成されるという。とするとこの鱗をもったマダイの推定死亡季節は春頃と思われる。同様の年輪形成例が他にもある。

鱗の写真撮影にあたり国立歴史民俗博物館の西本豊弘氏にお世話になった。御礼申し上げたい。

図版7下段

ガン

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.68(no.48)：1. 左上腕骨 近位端～(人為的に割られる), 2. 右中手骨

カモ類

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.69(no.50)：3. 頭骨(切歯骨を欠く), 4. L 歯骨, 5. R 上角骨と関節骨, 6. L 同, 7. 頸椎

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.62(no.42)：8. R 上腕骨 近位部分

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.73(no.52)：9. L 上腕骨 遠位部, 10. L 橈骨, 近位部～, 11. L 尺骨 同～

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.72(no.51)：12. R 上腕骨 遠位部～, 13. R 橈骨 近位部, 14. R 尺骨 同, 15. 中手骨 同

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.67(no.47)：16. R 大腿骨 近位部欠, 17. R 脛骨 近位部～, 18. R 腓骨

キシ

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.69(no.49)：19. R 脛骨 近・遠位両端を欠く, 20. L 脛骨

図版8上段

コガモ

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.66(no.46)：1. R 上腕骨, 2. R 尺骨, 3. R 中手骨, 4. R 第III指基節骨

C7-2号土坑No.1

5. R 大腿骨 近・遠位両端を切断

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.65(no.45)：6. L 脛骨 ～遠位部, 7. L 中足骨 近位部～

キシ

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.63(no.43)：8. L 胸骨 後外側突起と内側枝, 9. R 同, 10. R 中足骨 ～遠位部

チャボ

C7-3号土坑8層土層：11. R 上腕骨

図版8中段

ウズラ

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.46(no.31)：1. 頭骨(切歯骨一口ばしーなどを欠く), 2. R 橈骨, 3. R 尺骨

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.8(no.9)：4. L 上腕骨 近位端を欠く, 5. R 同 同, 6. R 中手骨, 7. L 脛骨 ～遠位部, 8. R 中足骨

C7-3号土坑8層土層サンプルNo.62(no.42)：9. R 上腕骨 近位端を欠く, 10. R 橈骨, 11. L 尺骨, 12. R 尺骨, 13. 第III指基節骨, 14. L 脛骨 ～遠位部, 15. L 中足骨, 1. R 同

金子 浩 昌

C 7-3号土坑 8層土層サンプル No. 62(no. 42) : 17. R 上腕骨 近位端を欠く, 18. R 橈骨, 19. R 中足骨, 20. R 中手骨, 21. L 脛骨 ~遠位部, 22. R 中足骨

図版 8 下段

タ シ ギ

C 7-3号土坑 : 1. L 上腕骨 近位部~, 2. R 同 ~遠位部, 3. R 橈骨, 4. R 尺骨, 5. L 脛骨 ~遠位部, 6. R 中足骨, 7. L 同

C 7-3号土坑 8層土層サンプル No. 66 (no. 46) : 8. R 中手骨, 9. L 中足骨, 10. 胸骨片
モ ズ

C 7-3号土坑 8層 : 11. L 齒骨, 12. L 肩甲骨, 13. L 烏口骨, 14. R 同(内側), 15. 複合仙骨,
16. L 上腕骨, 17. R 同, 18. L 橈骨, 19. L 尺骨, 20・21. L 中手骨, 22. R 大腿骨, 23~25.
L 大腿骨, 26・27. L 脛骨 近位部~, 28・29. L 中足骨, 30. R 中足骨 ~遠位部

第十章 絵図調査による遺跡の分析

中 村 慎 一

はじめに

近年歴史時代遺跡に対する考古学的調査・研究は増加の一途を辿り、従来の文献からする研究を時には検証し、また時にはそれに修正を迫り、新たな展望を開きつつある。

ところで、文献史学はその膨大な史料に立脚し、豊富な研究成果を蓄積してきている。しかし、実際の歴史時代遺跡の調査・研究に際しては、考古学的に発掘された遺構・遺物と史料に記載される記事との間の質的な隔たりは大きく、満足のいく遺構・遺物の解釈を提出することは期待し難い。その両者のギャップを埋めるものとして絵図の持つ有効性には多大なものがあると言えよう。

特に江戸時代に関する絵図は多量に存在し、また中世以前のものに比してその精度も高い。従って、江戸時代遺跡の調査・研究においても大きな効力を発揮することが期待できる。

東京大学本郷キャンパスはほぼ江戸時代全般を通じて加賀前田家の屋敷であり、その歴史考古学的な価値はきわめて高い。特に天和3(1683)年以降、下屋敷から上屋敷に格上げになってからは重要性が増大し、藩邸に関する史料や絵図も多数存在している。とりわけ絵図は量的に多く、その中には詳細・精密で、考古学的調査に基き作製された遺構平面図との厳密な対比に耐えるものも含まれている。

発掘調査地区を絵図と対比することにより、様々な時期における多様な遺構を具体的な構造物に比定することが可能となろう。このことがもたらす文化史的あるいは建築史的意味は大きい。また調査地点の土地利用形態、換言すれば、藩邸内における位置付けの時間的変遷を解明することもできよう。これまた藩政の政治史的・社会史的・経済史的研究の一助となるであろう。

一方、発掘調査地点との対比により、絵図の資料的価値の検証あるいは年代の比定も可能となろう。このことは、考古学が文献史学の補助的役割に甘んじるだけでなく、積極的に歴史解明に参加し得ることを明示している。

いずれにしても、江戸時代の武士層の生活の基盤である藩邸の形態と機能の復元に際し、発掘された遺構・遺物と絵図との対比による研究が有意義な成果をもたらすことに間違いはない。尚文中であるが、絵図の掲載にあたり資料提供を快諾して下さった、前田育徳会、三井文庫、金沢市立図書館、石川県立博物館、及び関係諸氏に対し心からお礼申し上げる次第である。

1 上屋敷絵図の編年

加賀藩本郷上屋敷の全体を表示する絵図として以下の18種が確認された。

- 絵図1 「武芻本郷第図」元禄元年（尊経閣文庫蔵）
絵図2 「本郷御屋舗之図」（三井文庫蔵）
絵図3 「江戸上屋敷御貸長屋図」（金沢市立図書館蔵，加越能文庫特16.18—137）
絵図4 「東武御上屋舗絵図」（金沢市立図書館蔵，郷土資料090—494—2）
絵図5 「加藩本郷屋敷絵図」（石川県立歴史博物館蔵，大鋸コレクション3）
絵図6 「東都御館諸士等小屋割図」（金沢市立図書館蔵，後藤文庫特19.9—169）
絵図7 「加賀藩江戸本郷屋敷総絵図」（石川県立歴史博物館蔵，大鋸コレクション4）
絵図8 「前田家本郷屋敷略図」（金沢市立図書館蔵，河野文庫095.0—85）
絵図9 「御上屋舗御囲并惣御小屋割之図」（金沢市立図書館蔵，加越能文庫特16.18—135）
絵図10 「本郷御屋敷惣絵図」文政四年九月写（金沢市立図書館蔵，郷土資料090—853）
絵図11 「江戸本郷上屋敷之図」（金沢市立図書館蔵，加越能文庫特16.18—134）
絵図12 「加賀藩江戸本郷屋敷総絵図」（石川県立歴史博物館蔵，大鋸コレクション5）
絵図13 「江戸上屋敷小屋絵図」（金沢市立図書館蔵，加越能文庫特16.18—136）
絵図14 「江戸上屋敷絵図」（金沢市立図書館蔵，清水文庫特18.6—27）
絵図15 「加賀藩江戸本郷屋敷総絵図」（金沢市立図書館蔵，河野文庫095.0—86）
絵図16 「加賀藩江戸本郷屋敷総絵図」（石川県立歴史博物館蔵，大鋸コレクション2）
絵図17 「東都御屋敷略図」元治二年二月現在（金沢市立図書館蔵，氏家文庫特13.0—75）
絵図18 「御上屋敷惣絵図」（尊経閣文庫蔵）

なお上屋敷全体の絵図ではないが、調査区にかかわる絵図として、明和8(1771)年に着工し、翌明和9(1772)年には未完成のまま焼失した“西御殿”(註1)に関する「西之御殿絵図」(金沢市立図書館蔵，加越能文庫特16.18—163)がある。時期的にはおそらく絵図2～4あたりに位置付けられるものであろう。

以下各絵図についてその概略を説明する。説明は時期ごととし、同一内容の絵図は一括して説明を行なう。絵図の表示は基本的には図面左側を北とするが、絵図2，3および御守殿の絵図については左側が西となっている。

絵図1（第1図上段）

元禄元(1688)年に作製された絵図であり、天和3(1683)年に本郷邸が上屋敷になってから5年後の状況を示している。上屋敷に関する最古の絵図である。

本図は1間(約1.82m)を目盛とした方眼の上に描かれており、距離に関しては比較的正確であろうと思われるが、方向についてはかなり疑問である。

法学部4号館・文学部3号館建設地遺跡調査区は三四郎池西側に隣接し、絵図では“小頭並”(A)，“徒者並”(B)，“足軽並”(C)，および“与力並”(D)の長屋群が該当する位置にある。なおC間の距離は4間2尺4寸である。

絵図2（第1図下段左）

絵図1の長屋群(1)が取り払われ、その場所は育徳園の中に取り込まれている。また北側の長屋(2)が30間になっているが、これは南端の“小頭並”と“徒者並”の計6間分を改造したためであろう。

距離・方向とともに不正確であり、遺構平面図との対比は困難である。ただし井戸の位置(図中の○印)、長屋の建物部分と庭部分との関係(建物部分は着色されている)などの点で有益な情報を提供している。絵図1と併せ見ることによって相互補完的に利用し得る。しかし井戸の位置が両者で異なるものが多く、それが時間差を示すものであるかは明らかでない。

絵図3 (第1図下段右上)

“御貸長屋”の配置のみを示した図である。東西方向の長屋4棟(3)と南北方向の1棟(4)が取り払われており、その場所は空地となっている。また幾つかの井戸が新たに掘られている(例えば5の長屋中央)。

距離・方向ともに不正確で遺構平面図との対比は困難である。また井戸の位置が絵図2とは異なっている。

絵図4 (第1図下段右下)

建物配置の概略のみを示すきわめて杜撰な絵図である。絵図3の南北方向の長屋(5)がなくなり、東西方向3棟の長屋が新たに建てられている(6)。さらに敷地西端付近には“御土蔵”が新設されている。

距離・方向ともにきわめて不正確で、遺構平面図との対比は不可能である。なお土蔵の存在が目目されるが、絵図が不正確なために法学部調査区にかかるかどうかは不明である。

絵図5 (第2図上段左)

長屋の配置と主要な建物の配置を記すだけの概略図である。絵図4の3棟の長屋(6)のうち、北端に位置するものの西側に、新たに東西方向の長屋1棟が建てられている(8)。さらにその西側には築山ないし植込みが造成されている(9)。

屋敷地東北隅に“北之御居宅”(図中では“新御居宅”)(10)が既に存在しており、寛政元(1789)年以降の図であることが判る(註2)。

距離・方向ともに不正確で、遺構平面図との対比は困難である。

因みに、大正14年2月に氏家栄太郎によって書写された絵図「前田家江戸本郷上屋敷絵図 四枚ノ内一」が存在するが、これは明らかに絵図5の写しであるので、別種とは認定しない。

絵図6 (第2図上段右)

絵図5に比べて長屋の配置(屋敷地北部一帯等)が相違することや、新築部分が見られること(11・12)から、時期的に若干降るものと思われる。土蔵(12)は絵図4の土蔵(7)とは規模・位置ともに異なる。絵図7の土蔵と同一であろう。

距離・位置関係・方向のいずれもがきわめて不正確であるが、出入口の位置(13)や長屋の住人の種別を示す点で若干の有効性を持っている。また井戸の位置は記されていない。

絵図7 (第2図下段左)

絵図6とはあまり変化がなく、近接した時期の絵図と思われるが、東西方向の長屋(“御居方小屋”)が一棟新築されている(14)。長屋西側の林(?)が部分的に伐り拓かれて平地が造成され、“御路地役所”となっている(15)。また東側の長屋は“御タカベヤ”と思われる(F)。

距離・方向ともにあまり正確ではない。線を手描きに行っていることなどから見て、正式な絵図の原図、あるいはその忠実な写しとは見做し難い。

絵図8 (第2図下段右)

主要な建物の配置のみを示す概略図である。“梅之御殿”(16)が存在することから、享和2(1802)年以降の絵図であることが判る(註3)。長屋西側の林は整備されて“御厩”となっている(17)。

距離・方向ともに不正確で、遺構平面図との対比は困難である。

絵図9 (第3図上段左)

“御厩”が拡張されている(18)ことから、絵図8よりも時期的には降るものであることが判る。

長屋の棟割りが詳細に描かれていること、距離・方向もかなり正確であることなどから、所轄の役人の手になる正式の絵図であろうと思われる。遺構平面図との対比が可能である。

東西の長屋は長さ20間である。長屋の東側には“御鳥部屋”(G)が位置する。“御厩”には“物置”(H)、“飼料所”(I)、“洗場”(J)等の施設が付属している。井戸の数もかなり多い。

絵図10~13 (第3図上段左)

これらの絵図は建物の配置がほとんど一致しており、ほぼ同一時期に作製されたものと推測される。“御厩”西側に新たな建物が見られる(19)ことから、絵図9よりは時期的に若干降るものと思われる。

これらの絵図の中で、絵図13は長屋の棟割りを示す点、あるいは井戸等(・印は水溜め)の記号の凡例を明記する点でとりわけ有効である。また方向に関してももっとも正確であると思われる。他の3枚の絵図はいずれも絵図13あるいはその原図の写しと思われるもので、絵図13に比べて精度は落ちる。

なお、絵図10の裏面には文政4(1821)年9月の製作(書写)年月が記されている。

絵図14 (第3図下段)

“梅之御殿”、“北御居宅”(“御厩”となる)とも既になく、御守殿が新築されている(20)。長屋西側の“御厩”もなくなり、新たな長屋が建てられている(21)。このような改変とともに、東西方向の長屋4棟のうち南側の2棟が取り払われており(22)、また“埋御門”が北へ移動している。おそらく、御守殿の建造と関わるものであろう。

“東御居宅”が存在し(23)、“角場”は未だ存在しない(24)ことから、天保11(1840)年~弘化2(1845)年に作製された絵図であることが判る(註4)。

本図は10間(約18.2m)の方眼の上描かれており、本郷上屋敷図中もっとも正確な絵図と考えられるものである。建物内の部屋割りも詳細である。遺構平面図との対比が可能である。

絵図15・16 (第4図上段左)

この2枚の絵図は、建物の配置からほぼ同一時期に作製されたものと推定される。“御厩”の形状が長方形になっていること(25)，“角場”が設けられていること(26)から、絵図14よりも時期の降るものであると思われる。弘化2(1845)年に造設された“角場”が存在し、嘉永4(1851)年に建設される“稽古所(演武場)”(絵図18の31)は未だ存在しないことから、この絵図はその間に作製されたものであることが判る(註5)。

絵図15が長屋の棟割りも示されており、距離・方向ともかなり正確であるのに対し、絵図16は粗雑であり、資料的価値は低い。

絵図17 (第4図上段右)

“御厩”西側の長屋(“八筋長屋”)が2棟を残して取り払われている(27)ことから、文久3(1863)年以降のものであることが判るが(註6)、果して、「元治2(1865)年2月現在」との注記がある。表題通りの略図であり、遺構平面図との対比は不可能である。

なお、本図は大正14年に氏家栄太郎によって写されたものであるが、その原図の所在は現在不明である。

絵図18 (第4図下段)

長屋の配置にかなりの異同が見られる(28, 29等)。また重要な点として、“埋御門”が南に移動したこと(30)を挙げることができる。本郷上屋敷の最末期の状況を示す絵図である。

棟割りは詳細で、距離・方向ともに正確であり、遺構平面図との対比が可能である。

以上のように、上屋敷絵図は18種14期に区分することが可能である。ただしその時期区分は屋敷内全体の変化を指標とした区分であり、調査区対応部分には何らの変化のない場合も当然ある。また変化が認められる場合であっても、それが以前存在した建物が壊されて空地になったというような場合には、これを時期差として考古学的に把握することが困難な場合もあり得よう。

さらに重要な問題として、絵図の不正確さを指摘しなければならない。現在の精密な機器を用いて測量された遺構平面図と対比させる際に、両者の間に大きな齟齬の生じる可能性は十分に予想される。

ところで、現在の東京大学の敷地と絵図とを対比させる場合、本郷通りに面する線と御殿下グラウンドの東・北壁とは上屋敷敷地の西辺と育徳園の東・北境がそれぞれ維持されているものと考えて良さそうである。従って、それらの方向と距離とを基準として絵図の正確さを判断し得るわけである。その基準からかなり正確であると考えられ、かつ調査区部分に変化の見られる絵図は1, 9, 14, 18の4枚のみということとなる。

2 調査区との対比

次に、絵図1, 9, 14, 18を利用して発掘調査区との対比を行ない、該区における各時期の土地利用状況およびその時間的変遷を追及することとする。

対比を行なうに当たっては、明治19年製参謀本部測量「東京北部」図(第5図上段, 1/10000)に調査区を重ね合わせ(第5図下段, 1/2000), 調査区に対応する場所の土地利用状況を見ていくこととする。なお、絵図の分析から、調査区該当地区の土地利用の変遷は8期に区分される。中でも御守殿の増築は最大の画期となろう。以下、各期ごとに概略を説明する。

I期 絵図1・2が対応する。法学部地区は北半分が東西方向の長屋の建物・庭と長屋間の空地の部分であり、南半分は空地である。文学部地区は東端が育徳園内に入り、ほかは南北方向の長屋の建物・庭と長屋間の空地となる。

II期 絵図3が対応する。法学部地区はすべて空地、文学部地区はI期と同じである。

III期 絵図4が対応する。法学部地区は大部分が空地である。文学部地区は東端が育徳園内にあり、それ以外は北側が御鷹部屋、南側が空地となる。

IV期 絵図5・6が対応する。法学部地区は大部分が空地だが、西端が僅かに植込みにかかる。文学部地点はIII期と同じである。

V期 絵図7が対応する。法学部地区は東北端が東西方向の長屋、西端が植込み、そのほかは空地である。文学部地区は西端が御鷹部屋にかかり、東側は空地と育徳園内となる。

VI期 絵図8～13が対応する。法学部地区は大部分がV期と同じであるが、西半分が御厩にかかり、その御厩は遂時拡張され、建物も建て加えられる。文学部地区はV期と同じである。

VII期 絵図14～17が対応する。法学部地区は大部分が御守殿敷地内となり、北端突出部付近が埋御門、東端突出部付近が土蔵、E～G—7・8区付近が建物、そのほかは中庭・道路となる。文学部地点は東半分が育徳園内に入る。ただしU 3・4区は園外の空地、西半分が御守殿敷地内であり、さらに西南端が女中長屋の東北端に若干かかる。

VIII期 絵図18が対応する。法学部地区は大部分がVII期と同じだが、埋御門の位置がC 5・6区付近に移動する。文学部地区はVII期と同じである。

発掘区の遺構平面図を各絵図と対比するに際しては、赤門の位置、三四郎池の位置、グラウンドの東・北壁のラインを基準とする。「東京北部」図における帝国大学構内部分は、絵図の上屋敷敷地の地割りをほぼ維持しており、対比は比較的容易である。さらに絵図ごとに、本郷通りに突出した部分、育徳園の西北角の境界線、サザエ山等の位置を基準とし、適宜その他の要素を勘案しつつ補正を加えることとする。

○絵図1の場合(第6図上段左)

絵図1には示されていないが、絵図2を見ると育徳園西側の長屋群の中でもっとも東に位置する長屋のほぼ中央に井戸が存在している。絵図1ではこの長屋(2)は2間×14+4間×2=36間であるのに対し、絵図2では30間となっている。これは長屋の南端の6間分が御鷹部屋(E)に転用されたためである。その30間の長屋のほぼ中央にある井戸を絵図1上に復元したものが井戸4である。そのほかは原図に示された井戸である。

文学部地区ではV 4—101号土抜を井戸4に、Q 8—11号土壇を井戸1に合わせる。すると一連

の焼土入り土壌が従者並の長屋の庭部分に、T10—1号土壌が南端の小頭並の家の庭部分に相当する。さらにR7—3号溝が長屋建物部分の西端に当たることとなる。

法学部地区ではG6—4号土壌とB5—1号土壌をそれぞれ井戸2, 3に合わせる。すると7・8区の地下式土壌群が東西方向の最南端の長屋の庭部分ないしは若干その外側に位置することになり、3・4・5区の地下式土壌群がそれより北側の長屋の庭部分に位置する。

○絵図9の場合(第3図上段左)

対比が他図よりやや困難な絵図である。育徳園の北西境界で合わせるか、本郷通りへの突出部で合わせるかによってかなりの相違が生じる。

いずれにしても、文学部地区では西北端が僅かに御鷹部屋(F)にかかる。Q6—1号組石遺構が御鷹部屋の東南隅を区切る構築物と関連するかとも思われるが、組石遺構の角度が直角ではないことを考えるとやや疑問である。

法学部地区では合わせ方の違いによりかなり様相が異なってくるが、大方の位置と方向から、礎石を有する長方形ピット群が御厩の堀および厩舎部分の建物の基礎と関連する可能性が高い。

○絵図14の場合(第6図上段右)

育徳園の外周ラインで合わせるか、本郷通りのラインで合わせるかで結果に違いが生じる。

文学部地区では、外周ラインで合わせるとS8—52号土壌が1の井戸に合う。すると調査区のはほぼ全域が育徳園ないしは御守殿の庭部分となり、西南端のみが僅かに建物にかかることになるが、この部分は旧図書館基礎による破壊が著しく、対応する遺構は見られない。

法学部地区では井戸による重ね合わせが不可能なため、本郷通りのラインで合わせることにする。すると東北突出部が土蔵(2)、西北突出部が埋御門(3)に相当するはずである。またE~G—8・9区近辺にも建物が存在する。そのほかは中庭および道路部分に当たろう。

○絵図18の場合(第4図下段)

合わせ方は絵図14に準じる。文学部地区では絵図14と相違はない。法学部地区では、埋御門の位置が南に移動したためにC・D—6・7区辺りに位置するはずである。それ以外に変動はない。

3 御守殿部分の間取り図について

御守殿部分の間取り図としては4種の絵図が確認できた。

絵図①(第6図下段)は「江戸屋敷絵図」(金沢市立図書館蔵、以下同、加越能文庫特16.18—131)のうちの第9図である。文政10(1827)年頃から幕末まで使用された絵図のようであり、増改築の跡が紙を貼り足すことによって示されている。従って、表面に見えているのは幕末(1867~1868年)の状況である。

絵図②は「御住向惣御絵図」(加越能文庫特16.18—162)で、文政8(1825)年に書写された間取り図であり、文政7年作製のものを改め直したものである(註7)。やはり増改築を貼り紙により表示してある。

絵図③は「江戸御住居御絵図面」(清水文庫特16.18—160)であり、絵図②と建物の配置が似ているところから、ほぼ同時期に作製されたものと思われる。

絵図④は「御住居地面富士山の方ニ御治定ニ付」(加越能文庫特16.18—160)であり、文政6(1823)年に作製された間取り図である。絵図③の元となる図面である(註8)。

以上の検討から、絵図②～④は溶姫入興に際しての御守殿(当初は御住居と称した)増築のための設計図と考えられる。最終的には絵図①に示された間取りで建設されたものであろう。従って、調査区相当部分の絵図の対比に当たっては、絵図①のみをその対象とすればよいであろう。

なお、絵図①の1は排水路の可能性があり、あるいは文学部地点のQ6—1号組石遺構に相当するかとも思われる。ただしQ6—1号遺構は北へ折れて伸びているのに対し、絵図ではその逆になっており、疑念が存する。

〔付記〕本論を草するに当たり、東京大学史料編纂所助手宮崎勝美氏には少なからぬ御教示を受けた。記して感謝の意としたい。(1987.7.10)

註

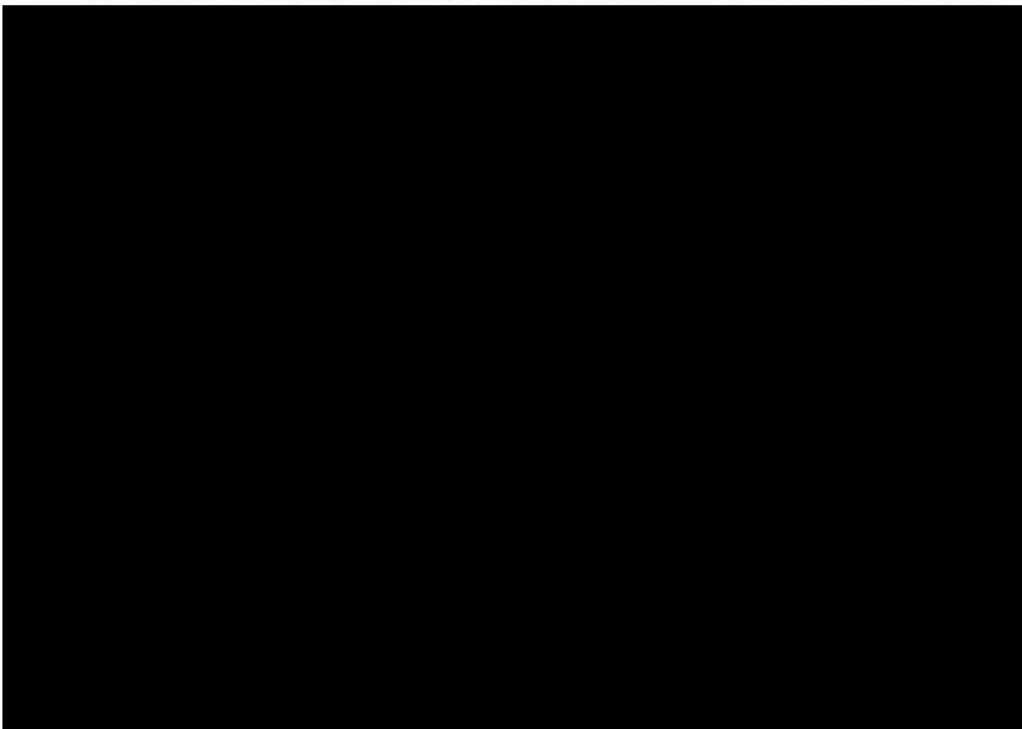
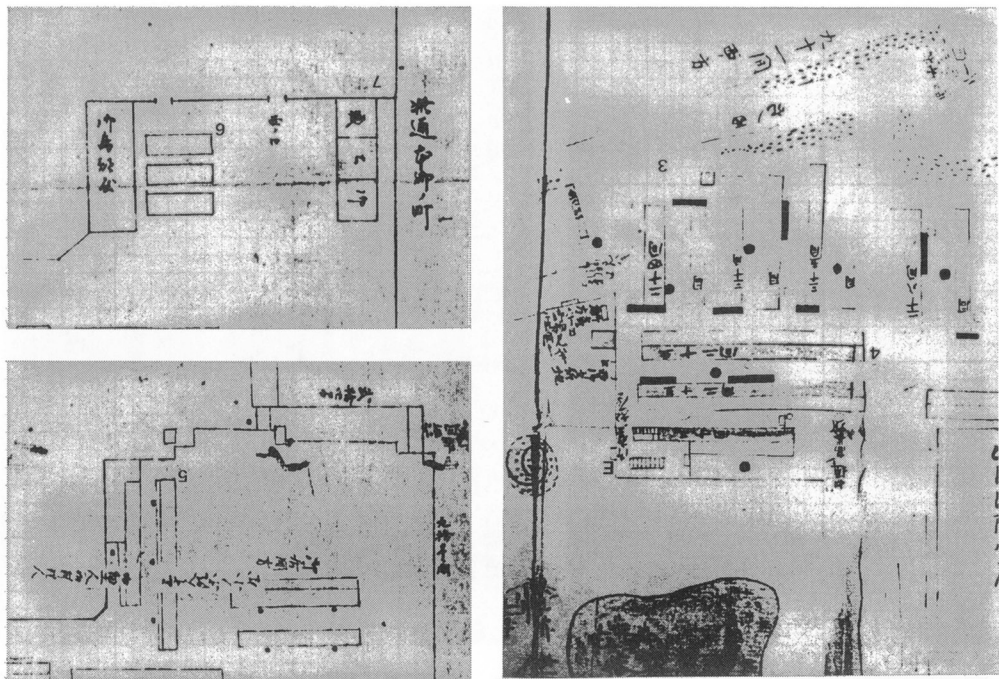
- 1) 『加賀藩史料』明和8年8月15日条(第八編 p.731)「本郷邸内西御殿の斧初を行ふ」、同明和9(安永元年)2月29日条(同 p.787)「本郷邸の一部類焼す………隠居肥前守居宅(西御殿を指す、筆者)不残。但、普請中ニシテ居住不仕候」
- 2) 『加賀藩史料』寛政元年6月7日条(第拾編 p.33)「本郷邸内なる前田齊敬の居館上棟式を行ひ、之を新居宅と称せしむ」とあり、文政8(1825)年12月9日に焼失するまで存在する。
- 3) 『加賀藩史料』享和2年9月4日条(第拾壹編 p.155)「前田重教夫人の為に新築せる本郷邸の居館を梅之御殿と称せしむ」、同年10月朔日条(同 p.165)「前田重教夫人本郷邸内の梅之御殿に移徙す」
- 4) 『加賀藩史料』天保11年6月18日条(第拾五編 p.154)「前田慶寧の本郷邸内に於ける居館上棟式を行ふ」、同天保12年正月17日条(同 p.221)「前田齊泰、その子慶寧に本郷邸の御広敷より東御居宅に移るべきことを命ず」

なお、角場については絵図15解説を参照。

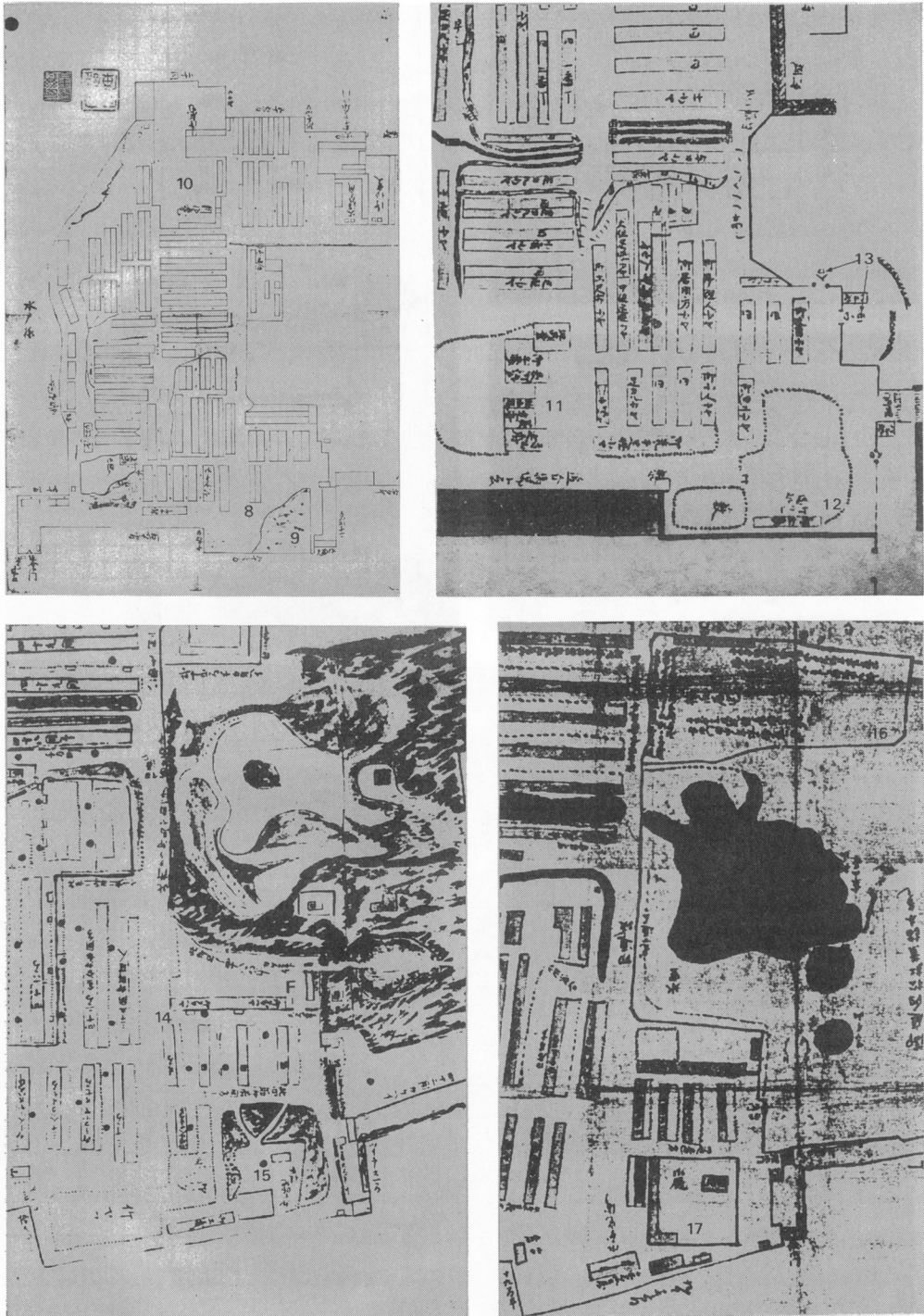
- 5) 『加賀藩史料』弘化2年5月4日条(第拾五編 p.723)「本郷邸及び平尾邸に鉄砲角場竣成したるを以って射的練習に着手せしむ」、同嘉永4年4月15日条(藩末篇上 p.279)「本郷邸内に演武場を新設し、諸士に武技を練るべきことを令す」
- 6) 「江戸屋敷総図」のうち第15図(加越能文庫特16.18—131)に、「此八筋壺(弍・三)番御貸小屋、文久三亥年(三月)御取毀相成申候」との注記がある。
- 7) 『加越能文庫解説目録』上巻
- 8) 文政7年作製の「御住居并窓部屋等之図」(加越能文庫特16.18—161)が存在するが未見である。

文 献

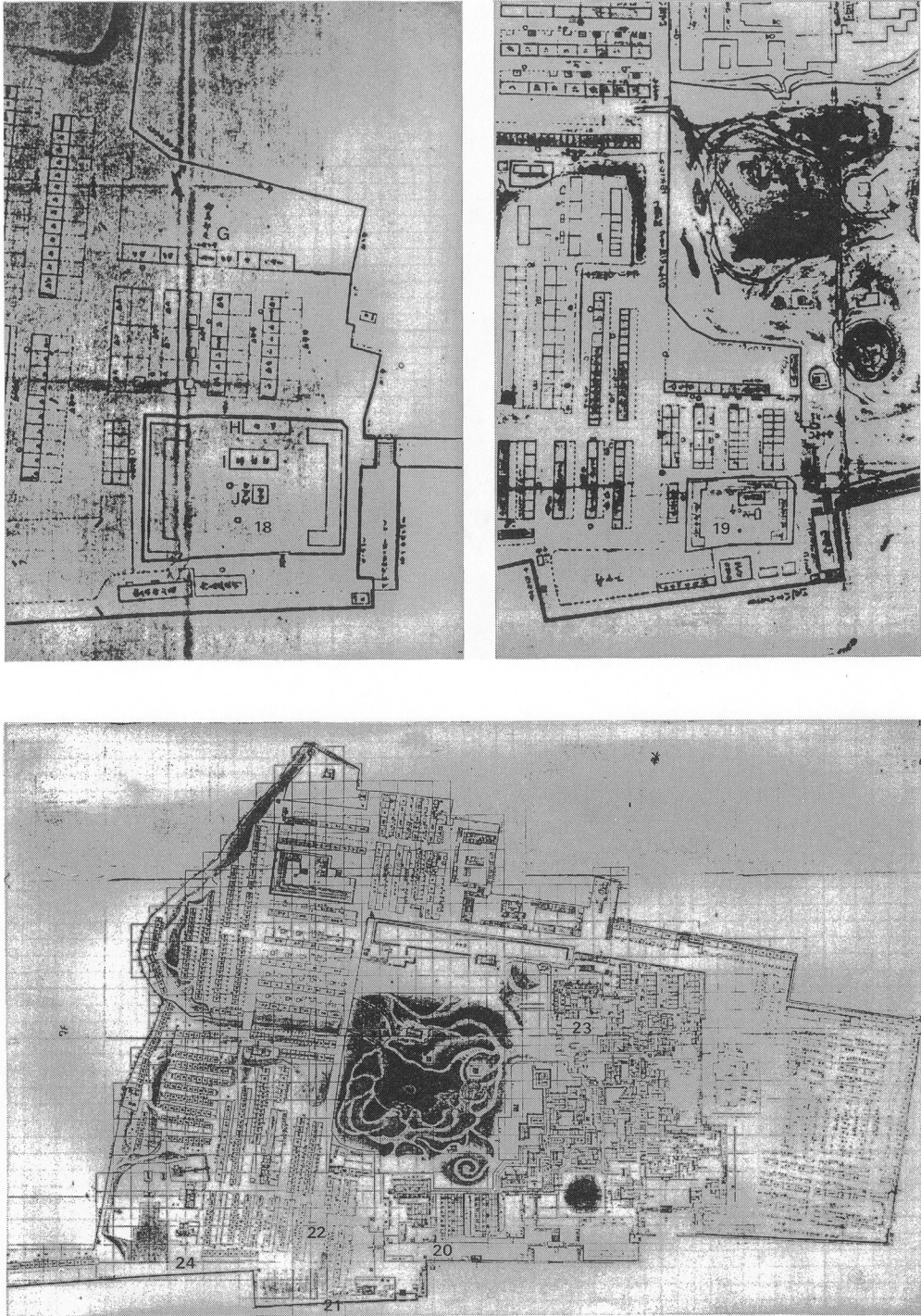
- 金沢市立図書館 (1975) 『加越能文庫解説目録』
候爵前田家編輯部 (1929～43) 『加賀藩史料』第壺～拾五編・編外
前田育徳会 (1958) 『加賀藩史料』藩末篇



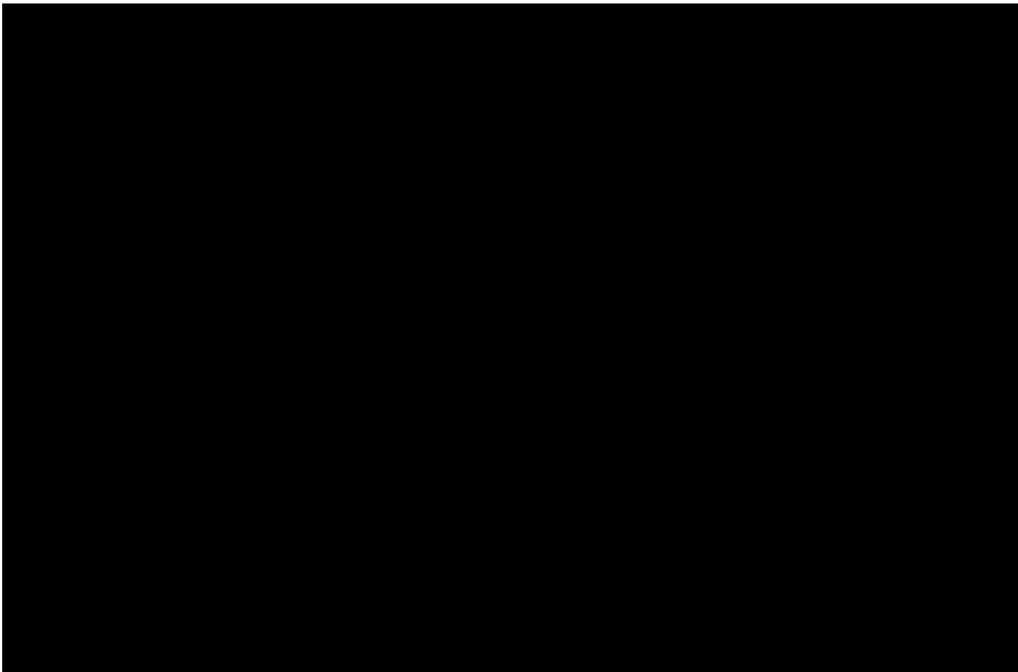
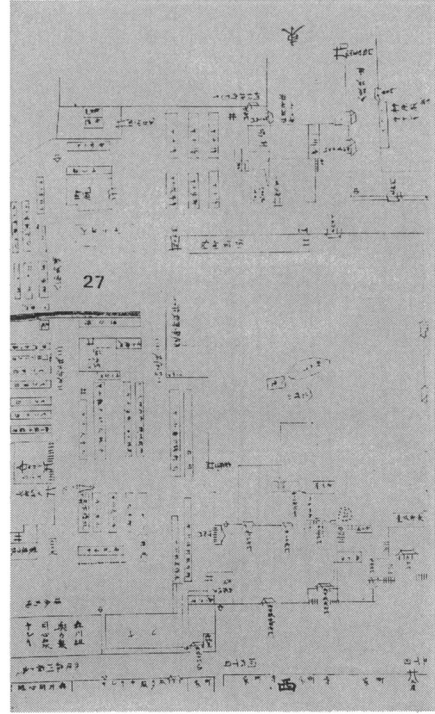
第1図 加賀藩邸絵図(1)



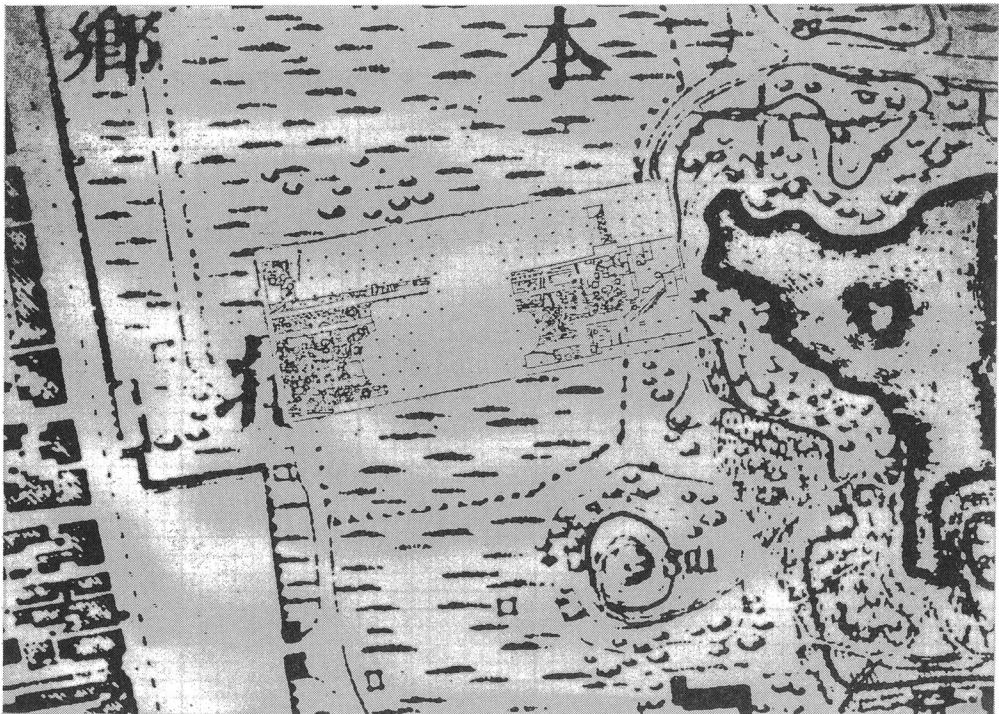
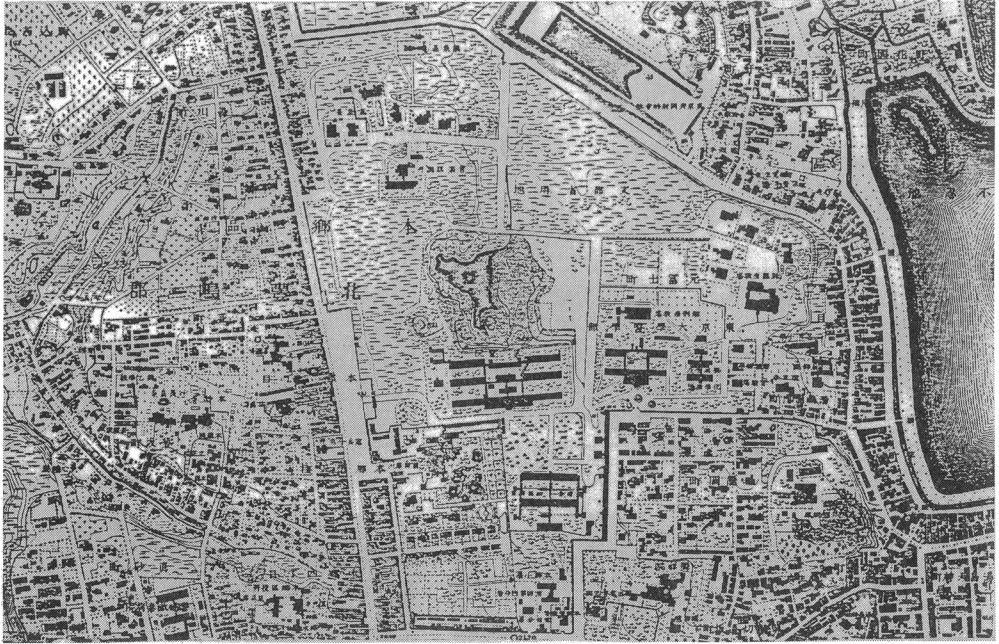
第2図 加賀藩邸絵図(2)



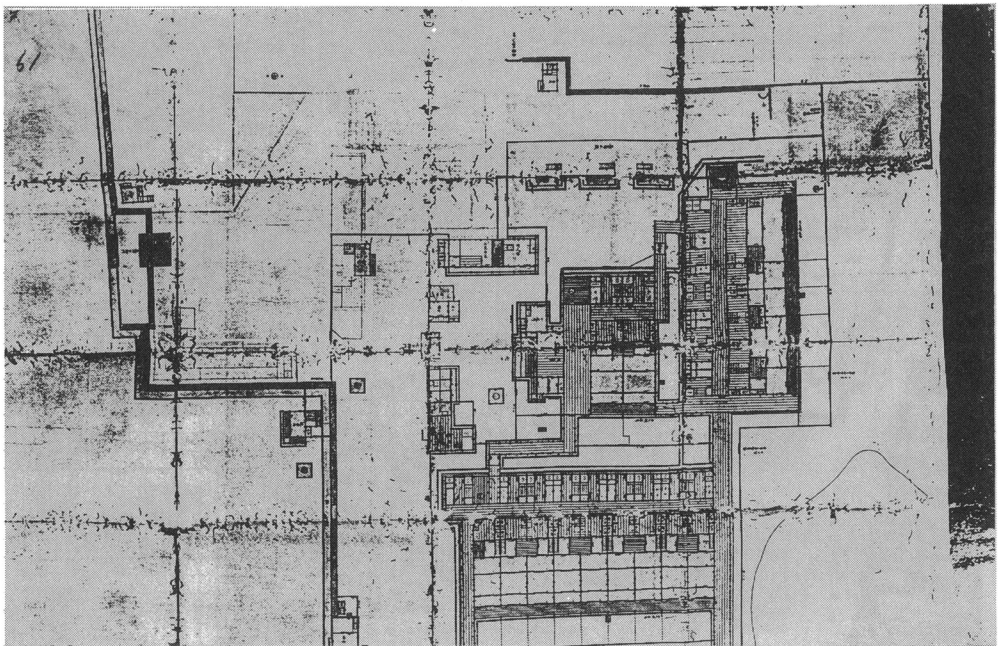
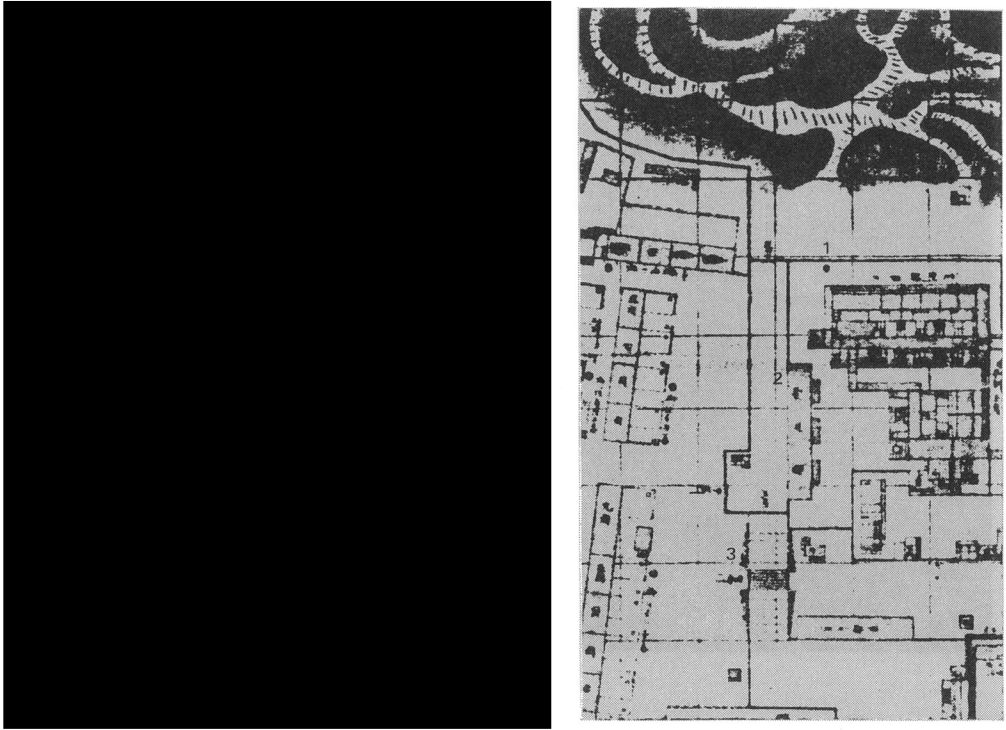
第3図 加賀藩邸絵図(3)



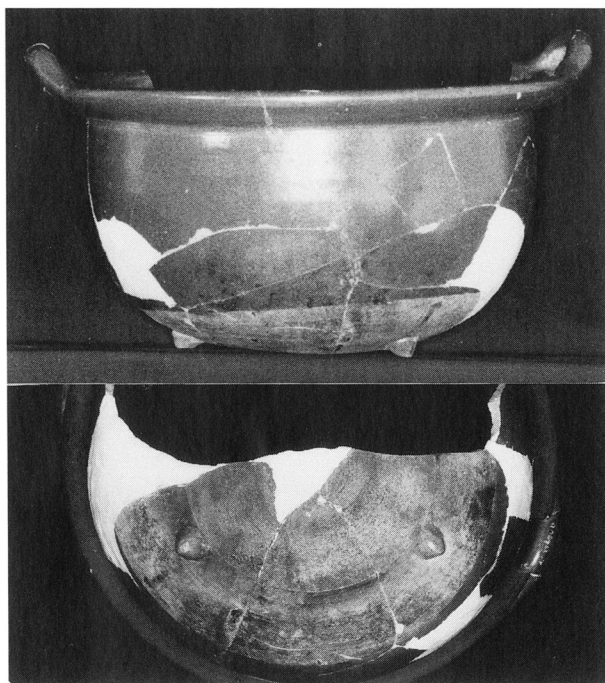
第4図 加賀藩邸絵図(4)



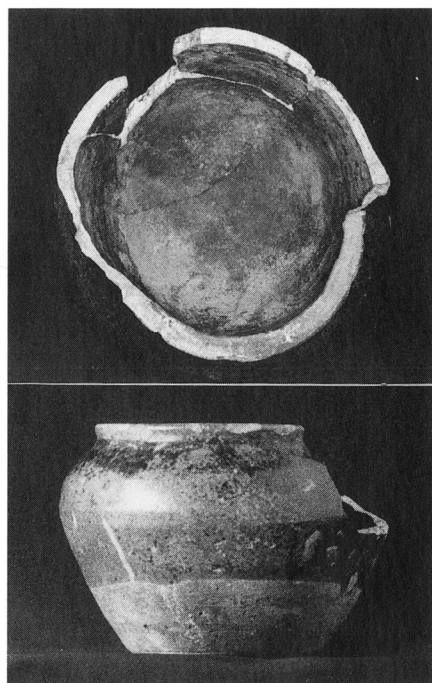
第5図 加賀藩邸絵図(5)



第 6 図 加賀藩邸絵図(6)



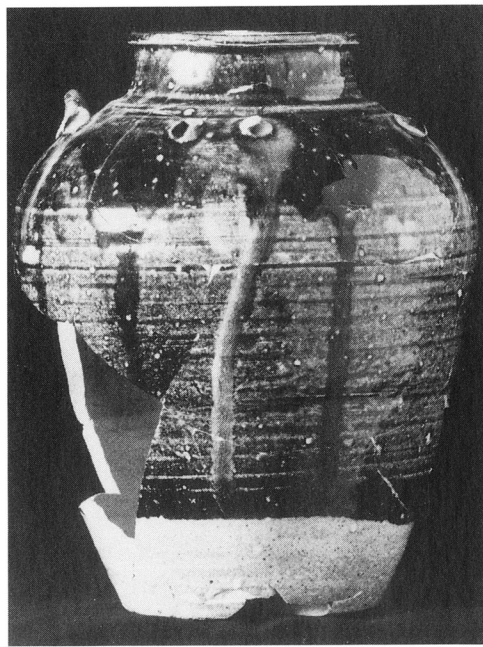
1



2



3



4